

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年7月31日

【発行者名】 パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・
エルエルシー
(Pacific Investment Management Company LLC)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター ピーター・G・ストレロー
(Peter G. Strelow, Managing Director)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、92660 カリフォルニア、ニューポート・ビーチ、
ニューポート・センター・ドライブ650番
(650 Newport Center Drive, Newport Beach, CA 92660, USA)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 大 西 信 治
弁 護 士 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集
(売出) 外国投資信託受益証券
に係るファンドの名称】 ピムコ・バミューダ・トラストIIーピムコ・ワールド・ハイインカム
(PIMCO Bermuda Trust IIーPIMCO World High Income)

【届出の対象とした募集
(売出) 外国投資信託受益証券
の金額】 50億アメリカ合衆国ドル（7,970億円）を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、2026年5月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.39円）による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2026年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・更新するため、また、原届出書の記載内容中、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「1 ファンドの性格」、「2 投資方針」、「3 投資リスク」、「4 手数料等及び税金」、「第三部 特別情報」の「第4 その他 別紙」について更新・訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

下線または傍線の部分は訂正箇所を示します。

2【訂正の内容】

（1）半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容＊と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 5 運用状況	(3) ファンドの仕組み ③ 管理会社の概要 (iii) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新／追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 2 事業の内容及び営業の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
	3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	訴訟に関する記述のみ更新

＊ 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ピムコ・バミューダ・トラストⅡ（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドであるピムコ・ワールド・ハイインカム（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（1）投 資 状 況

ピムコ・ワールド・ハイインカム（「サブ・ファンド」）

（2026年4月末日現在）

資 産 の 種 類	国・地域名	時 価 合 計 (千米ドル)	投 資 比 率 (%)
投資信託	バミューダ	35,934	100.19
短期金融商品	オーストラリア	14	0.04
	カナダ	11	0.03
	日本	5	0.01
	米国	2	0.01
	シンガポール	1	0.00
小 計		35,967	100.28
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		－102	－0.28
合 計（純資産総額）		35,865 (約5,717百万円)	100.00

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（「マスター・ファンド」）

(2026年4月末日現在)

資 産 の 種 類	国・地域名	時 価 合 計 (千米ドル)	投 資 比 率 (%)
-----------	-------	-------------------	----------------

準ソブリン債および社債	ケイマン諸島	1,579	4.39
	チリ	934	2.60
	メキシコ	867	2.41
	アラブ首長国連邦	759	2.11
	ペルー	689	1.92
	インドネシア	596	1.66
	米国	573	1.59
	トルコ	414	1.15
	タイ	396	1.10
	ベネズエラ	360	1.00
	ルクセンブルグ	339	0.94
	ブラジル	240	0.67
	ナイジェリア	240	0.67
	カタール	225	0.63
	エルサルバドル	213	0.59
	南アフリカ	211	0.59
	ハンガリー	210	0.58
	モロッコ	209	0.58
	アンゴラ	205	0.57
	インド	205	0.57
	オーストラリア	204	0.57
	グアテマラ	203	0.56
	イスラエル	199	0.55
	クウェート	197	0.55
	フランス	196	0.55
	パナマ	196	0.55
	サウジアラビア	189	0.53
	カザフスタン	187	0.52
	イギリス	160	0.45
	マレーシア	135	0.38
	チェコ共和国	124	0.35
	ジャージー (チャンネル諸島)	116	0.32
	トーゴ	113	0.31
	コロンビア	47	0.13
	オランダ	3	0.01
	中国	0	0.00
	小計	11,733	32.65

ソブリン債	ドミニカ共和国	1,667	4.64
	ハンガリー	1,279	3.56
	アルゼンチン	1,050	2.92
	南アフリカ	1,000	2.78
	エジプト	982	2.73
	トルコ	847	2.36
	ルーマニア	784	2.18
	エクアドル	707	1.97
	ルクセンブルグ	656	1.83
	パナマ	643	1.79
	ウクライナ	584	1.63
	バーレーン	581	1.62
	コロンビア	546	1.52
	メキシコ	483	1.34
	コスタリカ	466	1.30
	ポーランド	464	1.29
	ベネズエラ	445	1.24
	ナイジェリア	440	1.22
	コートジボワール	433	1.20
	スリランカ	433	1.20
	カザフスタン	423	1.18
	ウズベキスタン	401	1.12
	ケニヤ	392	1.09
	ブラジル	351	0.98
	パラグアイ	338	0.94
	アラブ首長国連邦	335	0.93
	セルビア	320	0.89
	ヨルダン	312	0.87
	ガーナ	298	0.83
	ウルグアイ	233	0.65
	グアテマラ	217	0.60
	セネガル	216	0.60
	アンゴラ	215	0.60
	オマーン	214	0.60
	カメルーン	209	0.58
	イタリア	208	0.58
	コンゴ民主共和国	205	0.57
	フィリピン	203	0.56
	カタール	203	0.56
	ラトビア	202	0.56
	クウェート	200	0.56
	アイルランド	196	0.55

	パキスタン	193	0.54
	アルメニア	192	0.53
	ベニン	190	0.53
	ペルー	188	0.52
	レバノン	184	0.51
	エルサルバドル	169	0.47
	北マケドニア	120	0.33
	リトアニア	115	0.32
	インドネシア	114	0.32
	ブルガリア	111	0.31
	ザンビア	69	0.19
	小計	22,026	61.30
モーゲージ・バック証券	米国	209	0.58
米国政府機関債	米国	633	1.76
米国財務省証券	米国	2,154	5.99
バンクローン債務	パナマ	236	0.66
仕組み債	イギリス	356	0.99
	ブラジル	245	0.68
	小計	601	1.67
短期金融商品	米国	1,023	2.85
	オーストラリア	86	0.24
	カナダ	83	0.23
	日本	28	0.08
	香港	15	0.04
	ノルウェー	12	0.03
	イギリス	8	0.02
	シンガポール	7	0.02
	フランス	4	0.01
	小計	1,266	3.52
購入オプション	米国	1	0.00
売却オプション	米国	0	0.00
小 計		38,859	108.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		－2,925	－8.14
合 計（純資産総額）		35,934 (約5,728百万円)	100.00

（注）投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(2) 運 用 実 績

① 純資産の推移

2026年5月末日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純 資 産 総 額		一口当たりの純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2025年6月末日	38,898,357.79	6,200,009	5.24	835
7月末日	38,248,890.11	6,096,491	5.26	838
8月末日	37,573,083.43	5,988,774	5.31	846
9月末日	37,670,815.93	6,004,351	5.37	856
10月末日	37,994,982.12	6,056,020	5.46	870
11月末日	37,741,847.08	6,015,673	5.45	869
12月末日	37,292,319.44	5,944,023	5.44	867
2026年1月末日	37,199,378.22	5,929,209	5.47	872
2月末日	37,340,504.29	5,951,703	5.51	878
3月末日	35,336,591.00	5,632,299	5.26	838
4月末日	35,888,210.23	5,720,222	5.38	858
5月末日	35,463,809.28	5,652,577	5.40	861

(注) 上記の純資産の推移において、各月末の純資産総額は各日の米国東部標準時午後7時時点で算出された数字であり、各日における取引すべてを反映した財務諸表の数字と異なる場合がある。

② 分配の推移

	一口当たりの分配金	
	米ドル	円
2025年6月	0.06	10
7月	0.06	10
8月	0.04	6
9月	0.04	6
10月	0.04	6
11月	0.04	6
12月	0.04	6
2026年1月	0.04	6
2月	0.04	6
3月	0.04	6
4月	0.04	6
5月	0.04	6

③ 収益率の推移

期 間	収益率（注）
2025年6月1日～2026年5月末日	14.73%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2026年5月末日現在における一口当たりの純資産価格（当該期間の分配金の合計金額を加えた額）

b＝当該期間の直前の日の一口当たりの純資産価格（分配落の額）

<参考情報>（2026年5月末日現在）

2026年5月末日現在

※サブ・ファンドの運用実績は2026年5月末日現在のものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。
 ※金額および比率を表示する場合には、四捨五入して記入しております。したがって、合計の数値が一致しない場合があります。

純資産の推移（2005年4月21日～2026年5月末日）

1口当たり純資産価格	5.40米ドル
純資産総額	35,463,809米ドル



主要な資産の状況（組入れ投資信託を通じたポートフォリオの状況）

●特性値

平均格付*	BB+
平均クーポン	6.29%
平均最終利回り	7.71%
平均デュレーション	6.60年

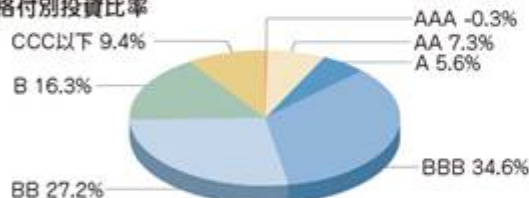
*平均格付とは、基準日時点において組入れ投資信託が保有する有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、組入れ投資信託およびサブ・ファンドに係る信用格付ではありません。

●エマージング債券 上位保有銘柄

銘柄名	クーポン	償還日	格付	投資割合
ドミニカ国債	5.95%	2027/1/25	BB	1.49%
ペメックスの特別目的会社債*	5.50%	2030/8/17	BBB	0.99%
アルゼンチン国債	3.50%	2041/7/9	CCC+	0.91%
南アフリカ国債	8.50%	2037/1/31	BB+	0.89%
エジプト国債	21.95%	2028/3/4	B	0.85%

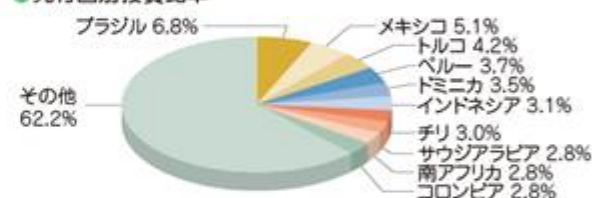
*メキシコの国営石油企業

●格付別投資比率



※格付はMoody's社およびS&P社の格付を参考としてPIMCOが分類したものです。
 ※上記格付別投資比率は、現物債のみで算出しています（短期金融商品を含みません）。
 ※上記格付別投資比率は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

●発行国別投資比率



組入れ国：	60カ国
その他に 含まれる エマージング国	ハンガリー、アルゼンチン、ナイジェリア、エジプト、アラブ首長国連邦、パナマ、エクアドル、ベネズエラ、ウズベキスタン共和国、チェコ、ウクライナ、アンゴラ、パラグアイ、カザフスタン、バーレーン、ポーランド、ルーマニア、コートジボワール、スリランカ、ガテマラ、ケニア、クウェート、パキスタン、エルサルバドル、モロッコ、セルビア、ヨルダン、ガーナ、コスタリカ、ベナン共和国、ウルグアイ、オマーン、カメルーン、インド、コンゴ民主共和国、フィリピン、ラビア、香港、タイ、ジャマイカ、セネガル、アルメニア、レバノン、マレーシア、マケドニア、リトアニア、ブルガリア、カタル、ザンビア

※「その他」には短期金融商品および派生商品を含みます。
 ※上記発行国別投資比率は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

分配の推移（税引前）

分配年度／月	第17会計年度	第18会計年度	第19会計年度	第20会計年度	第21会計年度	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	設定来累計
1口当たり分配金(米ドル)	0.72	0.72	0.72	0.72	0.66	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	14.92

収益率の推移



(注1) ベンチマークはJPモルガンEMBIグローバルダイバーシファイド指数
 (注2) 収益率(%)=100×(a-b)/b
 a=会計年度末の1口当たりの純資産価格(該当期間の分配金の合計金額を加えた額)
 b=当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格(分配前の額)

次へ

2 販売及び買戻しの実績

2026年5月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2026年5月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販 売 口 数	買 戻 口 数	発 行 済 口 数
48,240	900,290	6,571,860
(48,240)	(900,290)	(6,571,860)

(注) () 内の数字は、日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示す。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国（ファンドの設定国：バミューダ諸島）における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 原文の中間財務書類は、ピムコ・バミューダ・トラストIIのシリーズ・トラストにつき一括して作成されている。本書において日本語の作成にあたっては、関係するシリーズ・トラストであるピムコ・ワールド・ハイインカム（以下「ファンド」という。）およびファンドが投資するシリーズ・トラストの別のサブ・ファンドであるピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）に関連する部分のみを翻訳し、「財務書類に対する注記」については、全文を翻訳している。
- c. ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- d. ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2026年5月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝159.39円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資 産 ・ 負 債 計 算 書

（未監査）

2026年4月30日現在

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	（千米ドル、一口当たり 金額を除く）	（百万円、一口当たり 金額を除く）
資 産：		
投資有価証券、時価		
投資有価証券*	33	5
関係会社に対する投資有価証券	35,934	5,728
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品		
または集中清算の対象となる	0	0
金融デリバティブ商品		
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
現金	0	0
相手方への預託金	0	0
外国通貨、時価	0	0
投資有価証券売却未収金	0	0
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	84	13
繰延受渡による投資有価証券売却未収金	0	0
TBA投資有価証券売却未収金	0	0
ファンド受益証券売却未収金	0	0
未収利息および／または未収分配金	0	0
	<u>36,051</u>	<u>5,746</u>
負 債：		
借入れおよびその他の資金調達取引		
逆レボ契約に対する未払金	0	0
空売りにかかる未払金	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品		
または集中清算の対象となる	0	0
金融デリバティブ商品		
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
投資有価証券購入未払金	0	0
関係会社に対する投資有価証券購入未払金	0	0
繰延受渡による投資有価証券購入未払金	0	0
TBA投資有価証券購入未払金	0	0
未払利息	0	0
未履行ローン契約に対する未払金	0	0
相手方からの預託金	0	0
ファンド受益証券買戻未払金	84	13
カストディアンへの当座借越	0	0
未払管理報酬	21	3
未払投資顧問報酬	0	0
未払管理事務報酬	0	0
未払代行協会員報酬	3	0
未払設立費用	0	0
未払販売報酬	15	2
未払税金	0	0
その他の負債	63	10
	<u>186</u>	<u>30</u>

純 資 産	35,865	5,717
投資有価証券の取得原価	33	5
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	25,891	4,127
保有外国通貨にかかる取得原価	0	0
空売りにかかる手取金受取額	0	0
金融デリバティブ商品にかかる取得原価 またはプレミアム、純額	0	0
* レポ契約を含む：	0	0
純 資 産	35,865	5,717
発 行 済 受 益 証 券 口 数	6,664 千口	
発行済受益証券一口当たりの純資産価格 および買戻価格 (機能通貨による)	5.38 米ドル	858 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

資 産 ・ 負 債 計 算 書

(未監査)

2026年4月30日現在

ピムコ・バミューダ・エマージング・

マーケッツ・ボンド・ファンド (M)

(千米ドル、一口当たり
金額を除く)(百万円、一口当たり
金額を除く)

資 産：

投資有価証券、時価

投資有価証券*	38,858	6,194
---------	--------	-------

関係会社に対する投資有価証券	0	0
----------------	---	---

金融デリバティブ商品

上場金融デリバティブ商品		
--------------	--	--

または集中清算の対象となる	45	7
---------------	----	---

金融デリバティブ商品		
------------	--	--

店頭取引金融デリバティブ商品	157	25
----------------	-----	----

現金	1	0
----	---	---

相手方への預託金	674	107
----------	-----	-----

外国通貨、時価	18	3
---------	----	---

投資有価証券売却未収金	117	19
-------------	-----	----

関係会社に対する投資有価証券売却未収金	0	0
---------------------	---	---

繰延受渡による投資有価証券売却未収金	0	0
--------------------	---	---

TBA投資有価証券売却未収金	693	110
----------------	-----	-----

ファンド受益証券売却未収金	0	0
---------------	---	---

未収利息および／または未収分配金	519	83
------------------	-----	----

	41,082	6,548
--	--------	-------

負 債：

借入れおよびその他の資金調達取引

逆レボ契約に対する未払金	3,151	502
--------------	-------	-----

空売りにかかる未払金	0	0
------------	---	---

金融デリバティブ商品

上場金融デリバティブ商品		
--------------	--	--

または集中清算の対象となる	38	6
---------------	----	---

金融デリバティブ商品		
------------	--	--

店頭取引金融デリバティブ商品	264	42
----------------	-----	----

投資有価証券購入未払金	444	71
-------------	-----	----

関係会社に対する投資有価証券購入未払金	0	0
---------------------	---	---

繰延受渡による投資有価証券購入未払金	0	0
--------------------	---	---

TBA投資有価証券購入未払金	1,138	181
----------------	-------	-----

未払利息	0	0
------	---	---

未履行ローン契約に対する未払金	0	0
-----------------	---	---

相手方からの預託金	0	0
-----------	---	---

ファンド受益証券買戻未払金	84	13
---------------	----	----

カストディアンへの当座借越	0	0
---------------	---	---

未払管理報酬	0	0
--------	---	---

未払投資顧問報酬	0	0
----------	---	---

未払管理事務報酬	0	0
----------	---	---

未払代行協会員報酬	0	0
-----------	---	---

未払設立費用	0	0
--------	---	---

未払販売報酬	0	0
--------	---	---

未払税金	29	5
------	----	---

その他の負債	0	0
	5,148	821
純 資 産	35,934	5,728
投資有価証券の取得原価	39,182	6,245
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	0	0
保有外国通貨にかかる取得原価	18	3
空売りにかかる手取金受取額	0	0
金融デリバティブ商品にかかる取得原価 またはプレミアム、純額	(238)	(38)
*レポ契約を含む：	0	0
純 資 産	35,934	5,728
発 行 済 受 益 証 券 口 数	1,583 千口	
発行済受益証券一口当たりの純資産価格 および買戻価格 （機能通貨による）	22.70 米ドル	3,618 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

運用計算書

(未監査)

2026年4月30日終了期間

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル)	(百万円)
投資収益：		
利息（外国税控除後 [*] ）	1	0
配当金（外国税控除後 [*] ）	0	0
その他の収益	0	0
収益合計	1	0
費用：		
管理報酬	129	21
販売報酬	92	15
代行協会員報酬	18	3
支払利息	0	0
その他の費用	0	0
費用合計	239	38
費用純額	239	38
純投資収益（費用）	(238)	(38)
実現純利益（損失）：		
投資有価証券	0	0
関係会社に対する投資有価証券	1,327	212
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	0	0
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
外国通貨	0	0
実現純利益（損失）	1,327	212
未実現利益（損失）純変動額：		
投資有価証券	0	0
関係会社に対する投資有価証券	43	7
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	0	0
店頭取引金融デリバティブ商品	0	0
外国通貨建て資産および負債	0	0
未実現利益（損失）純変動額	43	7
純利益（損失）	1,370	218
運用の結果による純資産の純増加（減少）額	1,132	180
[*] 外国税	0	0

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

運用計算書

(未監査)

2026年4月30日終了期間

ピムコ・バミューダ・エマージング・
マーケッツ・ボンド・ファンド (M)

(千米ドル)

(百万円)

投資収益：

利息（外国税控除後 [*] ）	1,431	228
--------------------------	-------	-----

配当金（外国税控除後 [*] ）	0	0
---------------------------	---	---

その他の収益	6	1
--------	---	---

収益合計	1,437	229
------	-------	-----

費用：

支払利息	44	7
------	----	---

その他の費用	0	0
--------	---	---

費用合計	44	7
------	----	---

費用純額	44	7
------	----	---

純投資収益（費用）	1,393	222
-----------	-------	-----

実現純利益（損失）：

投資有価証券	167	27
--------	-----	----

関係会社に対する投資有価証券	0	0
----------------	---	---

上場金融デリバティブ商品または	107	17
-----------------	-----	----

集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	189	30
----------------------	-----	----

店頭取引金融デリバティブ商品	1	0
----------------	---	---

外国通貨	1	0
------	---	---

実現純利益（損失）	464	74
-----------	-----	----

未実現利益（損失）純変動額：

投資有価証券	(143)	(23)
--------	-------	------

関係会社に対する投資有価証券	0	0
----------------	---	---

上場金融デリバティブ商品または	(184)	(29)
-----------------	-------	------

集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(157)	(25)
----------------------	-------	------

店頭取引金融デリバティブ商品	(3)	(0)
----------------	-----	-----

外国通貨建て資産および負債	(487)	(78)
---------------	-------	------

未実現利益（損失）純変動額	(23)	(4)
---------------	------	-----

純利益（損失）	1,370	218
---------	-------	-----

運用の結果による純資産の純増加（減少）額	8	1
----------------------	---	---

* 外国税	8	1
-------	---	---

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純資産変動計算書

(未監査)

2026年4月30日終了期間

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(千米ドル)	(百万円)
以下による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資収益（費用）	(238)	(38)
実現純利益（損失）	1,327	212
未実現利益（損失）純変動額	43	7
運用の結果による純増加（減少）額	1,132	180
受益者への分配金：		
分配金	(1,636)	(261)
分配金合計	(1,636)	(261)
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額 [*]	(1,620)	(258)
純資産の増加（減少）額合計	(2,124)	(339)
純資産：		
期首残高	37,989	6,055
期末残高	35,865	5,717

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

^{*} 財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

純資産変動計算書

(未監査)

2026年4月30日終了期間

ピムコ・バミューダ・エマージング・
マーケッツ・ボンド・ファンド (M)

(千米ドル)

(百万円)

以下による純資産の増加（減少）：

運用：

純投資収益（費用）	1,393	222
実現純利益（損失）	464	74
未実現利益（損失）純変動額	(487)	(78)
運用の結果による純増加（減少）額	1,370	218

ファンド受益証券取引：

ファンド受益証券取引による純増加（減少）額*	(3,540)	(564)
------------------------	---------	-------

純資産の増加（減少）額合計

	(2,170)	(346)
--	---------	-------

純資産：

期首残高	38,104	6,073
期末残高	35,934	5,728

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

* 財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

(未監査)

2026年4月30日終了期間

	ピムコ・ワールド・ハイインカム	
	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報： [△]		
期首純資産価格	5.46	870
純投資収益（費用） ^(a)	(0.03)	(5)
実現／未実現純利益（損失）	0.19	30
投資運用からの増加（減少）合計	0.16	26
分配金合計	(0.24)	(38)
期末純資産価格	5.38	858
トータル・リターン（機能通貨による） ^(b)	2.97 %	
期末純資産（千米ドル）	35,865 千米ドル	5,717 百万円
費用合計の対平均純資産比率 [*]	1.30 %	
費用純額の対平均純資産比率 [*]	1.30 %	
支払利息を除いた費用合計の対平均純資産比率 [*]	1.30 %	
支払利息を除いた費用純額の対平均純資産比率 [*]	1.30 %	
純投資収益（費用）の対平均純資産比率 [*]	(1.29)%	

[△] ゼロ残高は、0.01%未満に四捨五入された実際値または機能通貨による1ペニーを反映していることがある。

^{*} 年率換算済み（設立費用（もしあれば）を除く。）。

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資額（もしあれば）およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・ワールド・ハイインカム

経理のハイライト

(未監査)

2026年4月30日終了期間

ピムコ・バミューダ・エマージング・
マーケット・ボンド・ファンド (M)

	(米ドル)	(円)
一口当たり特別情報： [△]		
期首純資産価格	21.88	3,487
純投資収益（費用） ^(a)	0.84	134
実現／未実現純利益（損失）	(0.02)	(3)
投資運用からの増加（減少）合計	0.82	131
分配金合計	0.00	0
期末純資産価格	22.70	3,618
トータル・リターン（機能通貨による） ^(b)	3.75 %	
期末純資産（千米ドル）	35,934 千米ドル	5,728 百万円
費用合計の対平均純資産比率 [*]	0.24 %	
費用純額の対平均純資産比率 [*]	0.24 %	
支払利息を除いた費用合計の対平均純資産比率 [*]	0.00 %	
支払利息を除いた費用純額の対平均純資産比率 [*]	0.00 %	
純投資収益（費用）の対平均純資産比率 [*]	7.58 %	

[△] ゼロ残高は、0.01%未満に四捨五入された実際値または機能通貨による1ペニーを反映していることがある。

^{*} 年率換算済み（設立費用（もしあれば）を除く。）。

(a) 一口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

(b) トータル・リターンは、ファンドによって支払われた分配金の再投資額（もしあれば）およびファンドの一口当たり純資産価格の変動額の合計に基づく。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

(未監査)

2026年4月30日

1. 機構

本報告書において述べられる各ファンド（以下、各「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、該当するファンドの各クラス受益証券（以下「クラス」という。）を含む、ピムコ・バミューダ・トラストⅡ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。トラストは、バミューダの法律に基づき、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された2003年12月1日付信託証書（随時改訂され、以下「信託証書」という。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである。2017年9月29日の営業終了時点（米国東部標準時）付で、メイプルズ・トラスティ・サービシーズ（バミューダ）リミテッド（以下「受託会社」という。）がトラストの受託会社として任命された。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」、「管理会社」、または「投資顧問会社」という。）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

トラストは2006年投資ファンド法および標準ファンズについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。トラストの受益証券およびファンドの受益証券（以下「受益証券」という。）は、1933年米国証券法（改訂済）に基づく登録は行われておらず、今後登録される予定もない。また、トラストは1940年米国投資会社法（改訂済）に基づく登録は行われておらず、今後登録される予定もない。

信託宣言の規定は、管理会社の同意を条件に、受託会社に対して、本報告書日付現在運用されているファンズに加え、将来さらに複数のファンズを設立する権利を付与する。

ファンドの受益者（以下、個別的に、また、総称して「受益者」という。）またはファンドの受益証券（もしくはファンドへの投資）への言及は、当該ファンドに帰属する受益証券の保有者またはクラス受益証券（該当する場合）を意味するものとする。

本報告書に記載されるファンズは以下のとおりである。

ファンド	募集対象
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M） PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）	他のファンズに対し、かかるファンズにとって投資対象ビークルとしての役割を果たすために限定して募集される。
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA [*] PIMCO短期インカム・ファンド ^{**} ピムコ・ワールド・ハイインカム ^{***}	日本人および／またはその他の投資者に対して募集される。

＊ PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのT（日本円）クラスおよびU2（日本円）クラスは日本の信託銀行に受託された投資用口座に限定して募集され、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのNF（日本円）クラスは日本の機関投資家に対して募集され、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのW（米ドル）クラスは日本の機関投資家に限定して募集され、PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのNN（米ドル）クラスは、他のファンズに対し、かかるファンズにとって投資対象ビークルとしての役割を果たすために限定して募集される。PIMCOバミューダ・インカム・ファンドAのM（米ドル）（助言口座専用）クラスおよびM（日本円）（助言口座専用）クラスは、日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。

- ※※ PIMCO短期インカム・ファンドの豪ドル一年2回分配クラスおよび米ドル一年2回分配クラスは、日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集されているか、または募集される予定であり、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
- ※※※ 日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集される。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則（以下「US GAAP」という。）に従って本財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。会計基準編纂書（ASC）第946号を含むがこれに限定されないUS GAAPの報告要件に基づき、各ファンドは投資会社として扱われる。US GAAPに従った本財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求することができる。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

（a）被取得ファンズ

受託会社および管理会社は、（i）ピムコ・ワールド・ハイインカム、（ii）PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA（以下、それぞれ「ファンド・オブ・ファンズ」、または他のファンズに投資する「取得ファンド」という。）の資産の全てあるいは一部を、（i）ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）、（ii）PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）（以下「被取得ファンド」という。）の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領されたかのように、当該被取得ファンズに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の一口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は買戻し時の当該受益証券の一口当たりの買戻価格で当該受益証券を買戻す。

経理のハイライトに表示されている比率には、被取得ファンドの費用は含まれていない。ファンドの報酬に関する詳細については、該当する場合、注記9の「報酬および費用」を参照のこと。

（b）証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日より当該証券の標準決済期間を越えて決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金が、ファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。ディスカунツの増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日より発生主義で計上される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。特定の外国証券にかかる見積税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて、運用計算書において受取利息の構成要素または投資証券にかかる未実現損益純変動額の項目に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資証券にかかる実現純損益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益は、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。

債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。債務担保証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。債務担保証券は、特定の状況においては、利息の支払いについて契約上または非契約上の支払猶予が認められ、合意された支払日以降に支払われることがある。

（c）現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、ファンドが運用される主たる経済環境の通貨を使用して表示される（以下「機能通貨」という。）。各ファンドの機能通貨は、以下の表に記載される。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債の時価は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての証券の売買ならびに収益および費用の項目（もしあれば）は、取引日付の実勢為替レートで、各ファンドのそれぞれの機能通貨に換算される。ファンズは、保有証券にかかる市場価格の値動きからの為替レートの変動による影響を個別に報告しない。こうした変動は、運用計算書の投資有価証券にかかる実現純利益（損失）ならびに未実現利益（損失）純変動額に含まれる。ファンズは、外国通貨建て証券に投資することができ、スポット（現金）ベースでの当時の外国為替市場の実勢レートか、または為替予約契約を通じてかのいずれかにより、外国通貨取引を締結することができる。スポットでの外国通貨の売却から生じた実現外国通貨利益または損失、証券取引にかかる取引日と決済日との間に実現した外国通貨利益または損失、ならびに配当、利息および外国源泉税と実際に受領したかまたは支払った金額に相当する機能通貨との間の差額は、運用計算書の外国通貨取引にかかる実現純利益または損失に含まれる。報告期間末時点の保有投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債にかかる外国為替レートの変動から生じた未実現外国通貨利益および損失は、運用計算書の外国通貨建て資産および負債にかかる未実現利益（損失）純変動額に含まれる。

特定のファンズ（またはクラス（該当する場合））の純資産価額（以下「純資産価額」という。）およびトータル・リターンは、各ファンドの英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）において詳述されたとおり、その純資産価額が報告される通貨（以下「純資産価額通貨」という。）で表示されている。純資産価額および純資産価額通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド／クラス	純資産価額 通貨	機能通貨
ビムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）	米ドル	米ドル
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA		
F（日本円）	日本円	米ドル
F（米ドル）	米ドル	米ドル
J（日本円）	日本円	米ドル
J（米ドル）	日本円	米ドル
K（米ドル）	米ドル	米ドル
M（日本円）（助言口座専用）	日本円	米ドル
M（米ドル）（助言口座専用）	米ドル	米ドル
MA（米ドル）	米ドル	米ドル
MU（円ヘッジなし）	日本円	米ドル
MU（米ドル）	米ドル	米ドル
N（日本円）	日本円	米ドル
N（米ドル）	日本円	米ドル
NF（日本円）	日本円	米ドル
NN（米ドル）	米ドル	米ドル
P（日本円）	日本円	米ドル

Q（日本円）	日本円	米ドル
R（日本円）	日本円	米ドル
R（米ドル）	米ドル	米ドル
R 2（日本円）	日本円	米ドル
S（日本円）	日本円	米ドル
S（米ドル）	米ドル	米ドル
S S（米ドル）	日本円	米ドル
T（日本円）	日本円	米ドル
U 2（日本円）	日本円	米ドル
W（米ドル）	米ドル	米ドル
X（日本円）	日本円	米ドル
Y（日本円）	日本円	米ドル
Y（米ドル）	日本円	米ドル
Z（日本円）	日本円	米ドル
PIMCO短期インカム・ファンド		
豪ドル一年2回分配	豪ドル	米ドル
B（米ドル）	米ドル	米ドル
米ドル一年2回分配	米ドル	米ドル
ビムコ・ワールド・ハイインカム	米ドル	米ドル

（d）複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、該当する場合、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現損益ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、該当する場合、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現在、クラス特定費用は、必要に応じ、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬、代行協会員報酬および販売報酬を含む。

（e）分配方針

下記の表は、各ファンドの予想される分配頻度を示したものである。各ファンドからの分配は管理会社の許可のある場合に限り受益者に宣言され支払われるが、その許可は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎月宣言および分配

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA F（日本円） F（米ドル） J（日本円） J（米ドル） N（日本円） N（米ドル） NN（米ドル） S（日本円） S S（米ドル） X（日本円） Y（日本円） Y（米ドル） ピムコ・ワールド・ハイインカム
四半期毎の宣言および分配
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA MU（円ヘッジなし） MU（米ドル） Q（日本円） R（米ドル） S（米ドル）
半年毎の宣言および分配
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA P（日本円） R（日本円） R 2（日本円） PIMCO短期インカム・ファンド 豪ドル一年2回分配クラス 米ドル一年2回分配クラス
以下のファンズ（またはそのクラス、（該当する場合））について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

PIMCOバミューダ・インカム・ファンド（M）

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA

K（米ドル）

M（日本円）（助言口座専用）クラス

M（米ドル）（助言口座専用）クラス

MA（米ドル）

NF（日本円）

T（日本円）

U 2（日本円）＊

W（米ドル）

Z（日本円）

PIMCO短期インカム・ファンド

B（米ドル）

＊ 当該ファンドのU 2（日本円）クラス受益証券に関して、一切の分配は、管理会社および当該クラスの投資者との間の協定書に従って宣言される。

分配（もしあれば）は、一般的に関連するファンド（またはクラス（該当する場合））の純投資収益から支払われる。加えて、管理会社は分配可能な純実現キャピタル・ゲインの支払いを許可しうる。追加的な分配は管理会社が適切と判断した際に宣言される。あらゆるファンド（またはクラス（該当する場合））に関連して支払われる分配金は当該ファンド（またはクラス（該当する場合））の純資産価額を減少させる。受益者の判断で、ファンド（またはクラス（該当する場合））からの分配金をファンド（またはクラス（該当する場合））の追加的受益証券に再投資することも、受益者に現金で支払うことも可能である。現金支払いはファンドの純資産価額通貨で支払われる。各ファンド（またはクラス（該当する場合））の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、ファンドは、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド（またはクラス（該当する場合））の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド（またはクラス（該当する場合））の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、該当するファンド（またはクラス（該当する場合））の利益として計上される。

（f）受益証券の発行および買戻し

ファンド（またはクラス（該当する場合））の運営開始後、管理会社は、継続的に各ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券を、発行時におけるファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券一口当たりの純資産価格で発行することができる。ただし、管理会社またはその指名する代理人は、管理会社の単独の裁量において、一時的に発行を停止する権利を有する。関連する目論見書に別段の記載がない限り、各ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券一口当たりの発行価格は、以下の「純資産価格の決定」に記載する要領で計算した各取引日における受益証券一口当たりの純資産価格とする。ただし、BBHが米国東部標準時の正午までにBBHが受諾できる書式の受益証券の購入申込みを受領しなかった場合、関連するファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券一口当たりの発行価格は、次の取引日に決定される受益証券一口当たりの純資産価格とする。

受益証券の買戻しもしくは日本での直接分配を目的として日本に登録されているトラストのファンドの終了の場合、当該ファンドの受益証券は、受益者から現金で買い戻される。当該ファンドにおいては、現物による買戻しは認められていない。

関連する目論見書に別段の記載がある場合を除き、買戻価格の支払は、原則として、受託会社またはその指名する代理人により、BBHが買戻通知を受領するまたは受領したとみなされる取引日から2営業日以内に、銀行振替で送金される。ただし、一定の状況下において、当該取引日から8営業日以内に支払を行うことができる。

関連する目論見書に別段の記載がない限り、ファンドには、申込手数料または買戻し手数料はかからない。ただし、ファンドの販売が行われる法域において任命された販売会社は、管理会社および受託会社が同意した金額による申込み手数料または買戻し手数料を徴収することができる。

（g）新会計基準公表および規則のアップデート

2022年6月、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）は、会計基準書アップデート（Accounting Standards Update）（以下「ASU」という。）第2022-03号「公正価値測定」（トピック820）を公表した。これは、契約上の売却制限の対象となる公正価値で測定される持分証券への投資を有するすべての企業に影響を及ぼすものである。ASU第2022-03号の改訂は、持分証券の売却に関する契約上の制限は、持分証券の会計単位の一部とはみなされないため、公正価値の測定には考慮されないことを明確にしている。また、この改訂は、トピック820に従って公正価値で測定される契約上の売却制限が課されている持分証券についても、追加的な開示を要求している。ASU第2022-03号の改訂の効力発生日は、2024年12月15日以降に開始する会計年度およびその年度の中間期間である。経営陣はこの規則に関連した変更を実施し、ファンドの財務諸表に重要な影響は与えないと判断した。

2023年12月、FASBはASU第2023-09号を公表した。これは、開示の一貫性を高め、法人税情報を法域別に二分し、もはや有益でない情報を削除するために、定量的・定性的な法人税開示要件を修正するものである。このASUは2025年12月15日以降に開始する会計期間から適用され、早期適用も認められている。経営陣は、当該改訂に関連する変更を実施し、必要に応じて財務書類に対する注記に追加の開示を行った。

3. 投資証券の評価および公正価値測定

（a）投資評価方針

ファンドまたはその各クラス（該当する場合）の純資産価額は、組入投資有価証券およびファンドまたはクラスに帰属するその他の資産から一切の負債を控除した合計評価額を当該ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数合計で除することにより決定される。

各ファンドの取引日において、ファンドの受益証券は通常、（トラストの現行の英文目論見書に記載されるとおり）ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点（以下「NYSE終了時点」という。）で評価される。特定の日ににおいて純資産価額の計算後にファンズまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日までに決定されていた証券の価格または純資産価額の適時的な調整には使用されない。NYSEの通常取引が予定より早く終了した場合、各ファンドは早く終了した時刻で純資産価額を算定するか、または当該日のNYSEの平常時に予定された通常取引の終了時刻で純資産価額を算定することができる。各ファンドは通常、NYSEが休場となる日に純資産価額を算定しない。ただし、NYSEが通常営業する日に休場している場合、各ファンドは、当該日の通常予定されるNYSE終値または各ファンドが決定するその他の時刻において、純資産価額を算定することができる。

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、時価で評価される。市場相場は、ファンドが測定日にアクセスできる同一の投資対象についての活発な市場において、その相場が（無調整の）相場価格である場合にのみ、容易に入手できる。ただし、信頼できない場合には、相場は容易に入手できない。時価は通常、公式終値または最後に報告された売値に基づき決定される。ファンズは通常、国内の持分証券についてはNYSE終了時点直後に受領した価格決定データを用い、NYSE終了時点後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。市場相場が容易に入手できない投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により誠実に決定された公正価値で評価される。一般原則として、証券またはその他の資産の公正価値は、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において資産

を売却するために受け取る、または負債を移転するために支払うであろう価格である。市場相場が容易に入手できない状況において、管理会社は証券およびその他の資産を評価する方法を採用し、当該公正価値評価法を適用する責任を負っている。管理会社は、市場相場が容易に入手できないファンドの組入有価証券およびその他のファンド資産を、価格設定サービス、相場報告システム、評価代理人およびその他の第三者の情報源（以下、「価格設定情報源」と総称する）からのインプットを利用して評価することができる。外国取引所もしくは一または複数の取引所で取引されている（非米国の）外国持分証券は、通常、主要な取引所であるとPIMCOがみなす取引所からの価格設定情報を用いて評価される。市場価格での価格設定が用いられた場合、（非米国の）外国持分証券は、外国取引所の終了時点、またはNYSE終了時点が当該外国取引所の終了前となる場合はNYSE終了時点において評価される。

国内および（非米国の）外国確定利付き証券、取引所で売買されていないデリバティブおよび個別株オプションは、通常、ブローカー・ディーラーから入手した見積りまたは当該証券の主要な市場を反映したデータを用いた価格設定情報源に基づき評価される。価格設定情報源から入手した価格は、とりわけ、マーケット・メーカーにより提供される情報または類似の特徴を有する投資有価証券または証券に関連する利回りデータから入手した市場価格の見積りに基づく。繰延受渡基準で購入した特定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。普通株式、ETF、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約、新株引受権およびワラントまたは先物オプション等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。個別株オプション、先物および先物にかかるオプションを除く上場オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。スワップ契約は、ブローカーおよびディーラーから入手した買呼値または価格設定情報源により提供される市場ベースの価格に基づき評価される。ファンドの資産のうち、一または複数のオープン・エンド型投資会社（上場投資信託（「ETF」）を除く。）に投資している部分については、ファンドの純資産価額は当該投資有価証券の純資産価額に基づき計算される。オープン・エンド型投資会社には、関連ファンズが含まれる場合がある。

（非米国の）外国持分証券の評価額が、当該証券の主要な取引所または主要な市場が終了した後、NYSE終了時点の前に著しく変動した場合、当該証券は管理会社により確立され承認された手続きに基づき、公正価値で評価される。NYSEの営業日に取引を行っていない（非米国の）外国持分証券もまた、公正価値で評価される。（非米国の）外国持分証券に関連して、ファンドは価格設定情報源により提供される情報に基づき投資有価証券の公正価値を決定することができるが、これは、その他の証券、指数または資産を参照して公正価値評価または調整を推奨するものである。公正価値評価が要求されるかどうか考慮する際ならびに公正価値決定の際に、管理会社は、とりわけ、関連市場の終了後およびNYSE終了時点前に生じた重大な事象（米国証券または証券指数の評価額の変動を含めることが検討される可能性がある。）について検討することができる。ファンドは、（非米国の）外国証券の公正価値を決定するために、第三者ベンダーにより提供されるモデリングツールを用いることができる。これらの目的において、管理会社が別途定める場合を除き、適用ある外国市場の終了時点とNYSE終了時点との間の適用ある参照インデックスまたは商品のいかなる変動（以下「ゼロ・トリガー」という。）も重要な事象とみなされ、（事実上、日々の公正価値評価につながる）価格設定モデルの採用を促す。外国取引所は、トラストが営業を行っていない場合に（非米国の）外国持分証券の取引を許可することがあるが、それにより、受益者が受益証券の売買を行えなかった場合にファンドの組入投資有価証券が影響を受けることがある。

信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在するシニア（担保付き）変動金利ローンは、価格設定情報源により提供される当該ローンの市場での直近の入手可能な買呼値／売呼値で評価される。信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在しないシニア（担保付き）変動金利ローンは、時価に近似する公正価値で評価される。シニア（担保付き）変動金利ローンを公正価値で評価する際に、以下を含むが、それらに限定されない検討されるべき要因がある。（a）借主および参加仲介業者の信用力、（b）ローンの期間、（c）類似のローンの市場における直近の価格（もしあれば）、および（d）類似の質、利率、次回の利息更新までの期間および満期を有する金融商品の市場における直近の価格。

ファンドの機能通貨以外の通貨で評価される投資有価証券は、価格設定情報源から入手した為替レートをを用いて機能通貨に換算される。その結果、当該投資有価証券の評価額、および、次にファンドの受益証券の純資産価額が、機能通貨に関連して通貨の価額の変動により影響を受けることがある。外国市場で取引されるまたは機能通貨建て以外の通貨建ての投資有価証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に著しく影響を受けることがある。その結果、ファンドが（非米国の）外国投資有価証券を保有する範囲において、受益者が受益証券の購入または売却ができない場合に、当該投資有価証券の評価額が時に変動し、ファンドにおける次回の純資産価額の算定時に当該投資有価証券の評価額が反映されることがある。ファンドが取引を行うレートをより反映すると判断される場合、価格設定情報源から代替為替レートを取得するか、または他の方法で為替レートを決定することがある。

各ローンの存続期間中、定期的に更新される借主またはローン・レベルのデータ（すなわち借主の信用リスク）を考慮したインプットを使用して、すべてのローンは公正価値評価されることがある。新たな借主またはファンドが定期的に書面による報告書で受け取るローン・レベルのデータは、通常、純資産価額の計算に反映される。ファンドのすべてのローン投資（ファンドが直接または代替ローンのプラットフォームを通じて取得したものを含む）は、通常、価格設定委員会が承認した手続きに従って公正価値評価される。

公正価値評価は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針および手続きは、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された公正価値が値付け時点で処分された場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

（b）公正価値の階層

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引においてファンドが資産売却の際に受領するまたは負債譲渡の際に支払う価格として説明する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別（レベル1、2または3）に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1－活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格（無調整）。

レベル2－活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観察可能な相場価格以外のインプット（金利、イールド・カーブ、ボラティリティー、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率）またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観察可能なインプット。

レベル3－管理会社またはその指示に従って行動する者による投資証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観察可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観察不能なインプット。

期末現在レベル2もしくはレベル3に分類されていた資産または負債につき、投資有価証券を評価する際に用いられる評価方法に変更が生じたことから、前期以降、レベル2およびレベル3の間での移動が生じた。レベル2からレベル3への移動は、通常の業務の過程において、価格設定情報源が使用する手法（レベル2）から、現在の市場データまたは信頼できる市場ベースのデータが欠如しているため、重要であり観察不能なインプットを使用したブローカーの買呼値または評価技法（レベル3）への変更の結果によるものである。

レベル3からレベル2への移動は、価格設定サービスにより提供される現在の信頼できる市場ベースのデータ、または重要であり観察可能なインプットを使用したその他の評価技法が入手できるようになった結果によるものである。

レベル1からレベル3への移動は、当初取得日時点上場価格または取引価格（レベル1）から、現在の市場データまたは信頼できる市場ベースのデータが欠如しているため、重要であり観察不能なインプットを使用した評価技法（レベル3）への変更の結果によるものである。

US GAAPの要件に従い、レベル3への／からの移動の金額は、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記において開示される。

重要であり観察不能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3への／からの移動の開示、ならびに当期中のレベル3の資産および負債の購入および発行の開示を要求する。さらに、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定において用いられる、重要であり観察不能なインプットに関して、定量的情報を要求する。US GAAPの要件に従い、公正価値の階層および重要であり観察不能なインプットの詳細については、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれる。

（c）評価方法および公正価値の階層

公正価値におけるレベル1、レベル2およびレベル3のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル1、レベル2およびレベル3に分類される組入商品またはその他の資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価方法（または「技法」）および重要なインプットは以下のとおりである。

普通株式、ETF、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約、新株引受権または先物オプション等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

（ETF以外の）オープン・エンド型投資会社として登録されている企業に対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観察可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、バンクローン、転換優先証券、米国以外の国債および（コマーシャル・ペーパー、定期預金および譲渡性預金証書等の）短期債務証券を含む確定利付証券は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いてブローカー・ディーラーまたは価格設定情報源から入手した見積りに基づき評価される。価格設定情報源の内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク／スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観察可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券または売却／買戻し取引におけるレポ契約にかかる確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定情報源により、通常ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いたモーゲージ関連およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

ファンドの機能通貨以外の通貨（建て）で評価される投資有価証券は、価格設定情報源から入手した為替レート（直物相場と先物相場）を使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に対する通貨の価額変動の影響を受ける可能性がある。外国市場で取引されている証券、または機能通貨以外の通貨建ての証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に重大な影響を受ける可能性がある。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、外国取引所でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格設定情報源により、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他の持分証券もまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

エクイティ・リンク証券は、直近の報告売買価格または評価日付のリンク先の参照エクイティの決済価格を参照して評価される。リンク先のエクイティの取引通貨を当該契約の決済通貨に転換するために、直近の報告価格に対して為替換算の調整が適用される。これらの投資有価証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

取引所の決済価格およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、特定の上場先物およびオプションに対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定情報源から入手した見積りを使用して評価される。これらの評価調整を用いた金融デリバティブは、公正価値の階層のレベル2に分類される。

為替予約契約およびオプション契約等の上場株式オプションならびに店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。当該契約は通常、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定情報源（通常はNYSE終了時点で決定される。）により入手した見積りに基づき評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定情報源により評価される。かかる価格設定モデルには、見積価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値／売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティ、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場における観察可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価技法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらは、ブローカー・ディーラーの買呼値または価格設定情報源（通常はNYSE終了時点で決定される）により提供される市場ベースの価格を用いて評価される。集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定情報源により評価され得る。価格設定モデルには、翌日物金利スワップ（「OIS」）、LIBOR先渡レート、担保付翌日物調達金利（「SOFR」）、金利、イールド・カーブおよびクレジット・スプレッド等、活発に見積られる市場からの観察可能なインプットが用いられることがある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

スワップションは、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらは、ブローカー・ディーラーの買呼値または価格設定情報源（通常はNYSE終了時点で決定される）により提供される市場ベースの価格を用いて評価される。スワップションは、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定情報源により評価され得る。価格設定モデルには、OIS、SOFR／LIBOR先渡レート、金利、イールド・カーブ、クレジット・カーブ／スプレッドおよびインプライド・ボラティリティ等、活発に見積られる市場からの観察可能なインプットが用いられることがある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

金利スワップションは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結、または既存のスワップ契約を短縮、延長、キャンセル、もしくは修正するために、売却または購入されることがある。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り手は当該スワップの相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利の受取人であるか、固定金利の支払人であるかについて特定するものである。

公正価値測定方法が管理会社により適用され、重大で観察不能なインプットを使用する場合、投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。

委任による価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券（通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債）の時価の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、ブローカー・ディーラーからの見積り、取引価格、または市況データの分析により得られる内部評価による。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および管理会社により承認された手続きに基づき、定期的にリセットされることがある。委任による価格設定手順（基準価格）の観察不能なインプットにおける重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

第三者の評価ベンダーによる価格設定が入手できない場合、または公正価値の指標とみなされない場合、管理会社はブローカー・ディーラーから直接入手、または第三者ベンダーを経由してブローカー見積りを入

手することを選択することができる。公正価値がブローカー見積りによる単一の根拠に基づく場合、これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。ブローカー見積りは、通常は既存の市場参加者により入手される。独自に入手した場合でも、管理会社は、市場相場の裏付けとなる原インプットに対して透明性を持つものではない。ブローカー見積りにおける重大な変更は、当該証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。

割引キャッシュ・フローモデルは、投資対象が生み出す将来のキャッシュ・フローに基づいており、予想される投資パフォーマンスに基づいて正規化される場合がある。将来のキャッシュ・フローは、適切な収益率を用いて現在価値に割り引かれ、通常、最初の取引日に調整され、資本資産価値モデルおよび／またはその他の市場ベースのインプットに基づき調整される。観察不能なインプットが大きく変動した場合には、当該証券の公正価値が直接かつ比例的に変動する。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

類似会社比較モデルは、上場類似会社から対象会社の財務諸表に対する評価倍率を適用したものである。類似会社と対象会社との差額に基づき、時価評価倍率を調整することができる。観察不能なインプットが大きく変動した場合には、当該証券の公正価値が直接かつ比例的に変動する。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

予想回復評価は、既存資産の公正価値が負債を差し引いた上で回復できると推定する。観察不能なインプットに重大な変更があった場合、証券の公正価値は直接かつ比例的に変動する。これらの証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。

非公開取引の購入価格に基づいて、証券を評価することがある。観察不能なインプットが大きく変動した場合には、当該証券の公正価値が直接かつ比例的に変動する。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

満期までの残存期間が60日以内の（コマーシャル・ペーパー、定期預金および譲渡性預金証書等の）短期債務証券は、当該短期証券の償却原価の評価額が償却原価での評価を用いることなく決定された金融商品の公正価値とほぼ同額になる限りにおいて、償却原価で評価される。これらの証券は、基準価格のソースによって、公正価値の階層のレベル2または3に分類される。

４．証券およびその他の投資有価証券

（a）繰延受渡取引

特定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

（b）インフレ連動債券

特定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。満期時における（インフレ率調整後の）原債券の元本の払戻しは、米国物価連動国債（以下「TIPS」という。）の場合において保証される。類似の保証がなされない債券については、満期時に払戻される当該債券の調整後の元本価格は、額面価格より少なくなることがある。

（c）ローン・パーティシペーション、債権譲渡および組成

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することができる。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンもしくはローンへの投資またはファンドによるローンの組成の全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（以下「貸主」という。）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条項を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、ブリッジ・ローンへの参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（債券発行、例えば、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常１年未満の）短期のつなぎ融資のことである。

ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、（第二順位担保権付ローン、Ｂノートおよびメザニン・ローンを含む。）劣後債、ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および／または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮に契約額の一定割合が借主により利用されない場合においても、全額が

将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、および貸主が借主から支払いを受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払いを受ける権利を有する。ファンドは、ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主によるローンの期限前返済に対してペナルティー手数料を受領することができる。受領されたまたは支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。未履行ローン契約は、資産・負債計算書において負債として反映される。

（d）モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

特定のファンズは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージバンカー、商業銀行およびその他により行われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および利息の支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形の民間保険または保証によってサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモーゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カード債権および病院向け売掛金、ホーム・エクイティ・ローン、学生ローン、ボート・ローン、モバイル住宅ローン、レクリエーション用車両ローン、組立住宅ローン、航空機リース、コンピューター・リースならびにシンジケート銀行ローン等の売掛金を含むがそれらに限定されない、様々な種類の資産により組成される。ファンドは、株式または「最初の損失」のトランシェを含む、モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券の発行体の資本構成の任意のレベルにおいて投資することができる。

（e）モーゲージ担保債務証券

モーゲージ担保債務証券（以下「CMOs」という。）は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOsは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および利息の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。CMOsは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

（f）ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券（以下「SMBS」という。）は、マルチ・クラスのモーゲージ金融デリバティブ証券である。SMBSは通常、モーゲージ・アセットのプールへの分配において、異なる割合の金利および元本を受領する2つのクラスにより構成される。SMBSには、すべての金利を受領するクラス（金利限定もしくは「I0」クラス）と、すべての元本を受領するクラス（元本限定または「P0」クラス）がある。I0について受領された支払いは、運用計算書の受取利息に含まれる。I0クラスの満期日には、元本が受領されないため、満期日まで月毎に当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受

取利息に含まれる。P0について受領された支払いは、取得原価および一口当たり証券の減額として扱われる。

（g）債務担保证券

債務担保证券（以下「CDOs」という。）は、債権担保证券（以下「CBOs」という。）、ローン担保证券（以下「CLOs」という。）および同様の仕組みの証券を含む。CBOs、CLOsおよびその他のCDOsは、アセット・バック証券の種類である。CBOは、多様な高リスクのプールに担保された信託であり、投機的格付の確定利付証券である。CLOは、主としてローンのプールに担保された信託であり、投機的格付に含めうるローンもしくは同等の非格付ローンを含め、特に国内外のシニア（担保付き）・ローン、シニア（無担保）・ローンおよび劣後社債を含む。その他のCDOsは、様々な当事者の債務を表す他の種類の資産を裏付けとする信託である。CDO投資におけるリスクは、概してファンドが投資する担保证券の種類およびCDOのクラスに依拠する。本報告書の他の部分およびファンドの英文目論見書で論じられている確定利付証券に付随する通常のリスク（例：期限前償還リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、リーガル・リスクおよび金利リスク（ストラクチャード・ファイナンスにかかる未払利息が金利の変動の倍数に基づき変動した場合またはその逆の場合、一層悪化することがある。））に加え、CBOs、CLOsおよびその他のCDOsは、（i）担保证券からの分配が、金利またはその他の支払いを行うのに十分でない可能性、（ii）担保の質が低下する可能性もしくは債務不履行に陥る可能性、（iii）証券化資産のサービサーの能力に関するリスク、（iv）ファンドが他のクラスに劣後するCBO、CLOまたはその他のCDOに投資する可能性があるリスク、（v）取引の複雑性および法的文書が投資時に完全に理解されずに、調達資金の特徴付けまたは予期せぬ投資結果に関して、発行者または投資家との間で紛争になる可能性、ならびに（vi）CDOの管理会社の業績が悪化する可能性等を含むがそれらに限定されないリスクを伴う。

（h）現物払い証券

特定のファンズは、現物払い証券（以下「PIK」という。）に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与することができる。かかる追加の債務証券は、通常、原債券と同様の条件（満期日、利率および関連リスクを含む。）を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み（以下「利込価格」という。）、資産・負債計算書における投資有価証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する。

（i）仕組債

特定のファンズは、当事者間により交渉された債務証券である仕組債およびその他の関連商品に投資することがある。それらの元本および／または利息は、選定された証券、証券の指標または特定の利率、もしくは債券に反映される指標等の2つの資産または市場の運用実績の差異等のベンチマーク資産の運用実績、市場または利率（以下「エンベデッド・インデックス」という。）を参照に決定される。仕組債は、銀行を含む企業および政府系機関により発行されることがある。当該仕組債の条項は、通常、仕組債が未決済の場合に、それらの元本および／または利息の支払いにエンベデッド・インデックスの変動が反映されるよう、上方または下方（ただし、通常はゼロを下回らない）に調整されることを条件とする。その結果、仕組債に対して行われるであろう利息および／または元本の支払いは、エンベデッド・インデックスのボラティリティならびに元本および／または利息の支払いにかかるエンベデッド・インデックスの変動の影響を含む複数の要因により、大きく異なる可能性がある。

（j）米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券および連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。）により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行などのその他については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫（以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。）等のその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン証券は、時価基準で利息を分配せず、類似の満期を持つ利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社（以下「FHLMC」または「フレディマック」という。）が含まれる。FNMAは政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、慣習的な（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、政府支援の法人であり、パス・スルー証券である参加証書（以下「PCs」という。）を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

2019年6月、FNMAおよびFHLMCは、現在のTBA適格証券（以下「単一証券イニシアティブ」という。）の発行に代えて、ユニホーム・モーゲージ・バック証券（以下「UMBS」という。）の発行を開始した。単一証券イニシアティブは、TBA市場の全体的な流動性を支援し、FNMAとFHLMCの証券の特性を一致させることを目指している。単一証券イニシアティブがTBA市場およびその他のモーゲージ・バック証券市場に及ぼし得る影響は不明である。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかるTBA証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産・負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。最近確定した金融業規制機構（以下「FINRA」という。）の規則には、TBA取引に関連してファンドに担保を提供することを要求するTBA市場に対する強制的な証拠金要件が含まれている。ファンドのTBA取引相手方に適用される同様の要件はない。TBA取引の担保化が要求されると、ファンドに対するTBA取引のコストが増加し、運用の複雑さが増す可能性がある。

（k）発行時取引

特定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。かかる証券の取引は、認可されていても市場で発行されていないため、条件付きで行われる。発行時取引ベースの証券売買取引は、通常の決済期間を超えた支払いおよび交付の実施を伴う、あらかじめ決められた価格または利回りでのファンドによる証券売買の約定である。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

（l）銀行債務

ファンドが投資することができる銀行債務には、譲渡性預金証書、銀行引受手形および定期預金が含まれる。譲渡性預金証書は、商業銀行に一定期間預託された資金に対して発行され、一定のリターンを得る譲渡性預金をいう。銀行引受手形は、銀行によって「引き受けられる」、事実上、銀行が満期時に手形の額面価格を支払うことに無条件に同意することを意味する、特定の商品の支払のために輸入者または輸出者が通常振り出す流通手形または為替手形をいう。定期預金は、確定金利が付され、確定満期日に支払われる銀行債務をいう。定期預金は、投資者の要求によって引き出すことができるが、市況および債務の残存満期によって異なる早期解約金を課されることがある。

（m）ワラント

特定のファンズはワラントを受け取ることがある。ワラントは通常、債務証券または優先証券とともに発行される証券で、保有者に指定された価格で普通株式の一定額を購入する権利を与えるものである。ワラントは自由に譲渡可能で、多くの場合、主要な取引所で取引されている。ワラントは通常、年単位で有効期間が定められ、保有者は通常、ワラント発行時の市場価格よりも高い価格で企業の普通株式を購入できる。ワラントは、他の特定のタイプの投資よりも大きなリスクを伴う可能性がある。一般的に、ワラントは原証券に関して配当を受け取る権利や議決権を行使する権利を持たず、発行者の資産に対する権利を表すものではない。また、その価値は原証券の価値と必ずしも連動せず、有効期限内に行使されない場合は価値がなくなる。原株の市場価格がワラントの有効期間中に行使価格を上回らない場合、ワラントは無価値で失効する。ワラントは、原証券に同額を投資する場合と比較して、投資から実現する潜在的な利益または損失を増加させる可能性がある。同様に、株式証券ワラントの価値の増減率は、原証券である普通株式の価値の増減率よりも大きくなる可能性がある。持分証券または債務証券の購入に関連する場合がある。株式証券を購入するためのワラントが付された債務証券は、転換可能証券の特徴を多く持っており、その価格はある程度、原株のパフォーマンスを反映することがある。また、同じクーポン・レートで追加の債務証券を購入できるワラントが付いた債務証券が発行されることもある。金利が低下すれば、ファンドはそのようなワラントを売却して利益を得ることができる。金利が上昇した場合、これらのワラントは通常、価値がないまま失効する。

5. 借入れおよびその他の資金調達取引

以下の開示は、英文目論見書に基づき許容される範囲における、ファンズの現金または証券の貸借能力にかかる情報を含むが、これらはファンズによる借入れまたは資金調達取引とみなされる。これらの商品の計上場所については、以下に表されるとおりである。借入れおよびその他の資金調達取引に関連する信用リスクおよび取引相手方リスクの詳細については、注記7「主要なリスクおよびその他のリスク」を参照のこと。

（a）レポ契約

特定のファンズは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ取引の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務（担保）を購入する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。担保の時価は、利息を含む買戻義務の合計額と同額であ

必要がある。未払利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、担保受領に対する手数料を支払う場合がある。

（b）逆レポ契約

特定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約は、ファンドが相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。満期の定めのない逆レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に交付された証券に対する元本および利息の支払いを受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分離保有する。

（c）売却／買戻し取引

特定のファンズは、「売却／買戻し取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却／買戻し資金調達取引は、ファンドが相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に売却された証券に対する元本および利息の支払いを受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡された証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、（i）該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および（ii）ファンドと相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却／買戻し取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOにより現金化が決定している資産を分離保有する。

（d）空売り

空売りは、ファンドが保有していない証券の市場価格が下落すると予想して、保有していない証券を売却する取引である。ファンドは、（i）類似証券におけるロング・ポジションの潜在的な減少を相殺するため、（ii）ファンドの柔軟性を高めるため、（iii）投資のリターンのため、（iv）リスク・アービトラージ戦略の一部として、および（v）デリバティブ商品の使用を伴う全体的なポートフォリオ管理戦略の一部として、証券の空売りを行うことができる。ファンドが空売りを行う場合、ファンドは空売りされた証券を借入れ、それを引き渡すことが多い。これは、売却の完了時に当該証券を引き渡す義務の担保として、空売りを行ったブローカー・ディーラーを通じて行われる。ファンドは通常、証券を借入れるために手数料またはプレミアムを支払わなければならない。また、当該借入れの期間中、当該証券に対して発生した配当または利息を証券の貸主に支払う義務を負う。空売り取引において売却された証券および当該証券に対する配当または支払利息は（もしあれば）、資産・負債計算書の空売りにかかる未払金として反映される。空売りにより、当該証券またはその他の資産の価値が増大した場合に、ファンドはそのショート・ポジションを補てんすることを一度に要求されるリスクに晒され、その結果、ファンドは損失を被る。ファンドがその組入証券

を保有している場合、または追加費用なしで空売り証券もしくは空売り証券と同一の証券を取得する権利を有している場合、空売りは、「売りつなぎ」となる。ファンドは、「売りつなぎ」に該当しない空売りに従事する範囲において、さらなるリスクに晒される。ファンドがいかなる理由においてもそのショート・ポジションを手じまいすることが出来ない場合には、理論上は、ファンドの空売りにかかる損失は無制限となる。

6. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによるデリバティブ商品の利用方法および利用事由および金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現純損益および未実現損益の純変動（それぞれ金融デリバティブ契約および関連リスク・エクスポージャーの一種として分類される。）は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。期末日現在未決済の金融デリバティブ商品および投資有価証券明細表に対する注記で開示される当期中の金融デリバティブ商品にかかる実現純損益ならびに未実現損益の純変動は、ファンドの金融デリバティブ行為の金額に対する指針の役割を果たす。

（a）為替予約契約

特定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に関係する為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の時価は、為替予約契約レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクに晒される。かかるリスクを軽減するために、現金または証券は、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

ヘッジクラスを有する特定のファンズはまた、ヘッジクラスの株式の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結することができる。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

（b）先物契約

特定のファンズは、先物契約を締結することができる。先物契約は、証券またはその他の資産を将来の期日に定められた価格で売買する契約であり、証券取引所で取引される。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の時価変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドはブローカーまたは取引所の当初証拠金規定に従い、所定の金額の現金もしくは米国政府および政府機関の債務、または限定されたソブリン債を先物のブローカーに預けることが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格の変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金は、ファンドにより計上または回収されることがある（以下「先物変動証拠金」という。）。先物変動証拠金（もしあれば）は、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとはい

みなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書上の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品に含まれる先物変動証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

（c）オプション契約

特定のファンズは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。特定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が計上され、その後、売りオプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの金額は、資産・負債計算書に資産として含まれる。権利消滅する売りオプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または清算された売りオプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に売却されうる。これらのオプションに対するプレミアムは特定の条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。オプションの売り主としてのファンドは、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）されるかどうかについて、決定権を有しておらず、この結果、売りオプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

特定のファンズは、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産として資産・負債計算書に含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。失効した購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として扱われる。特定のオプションは将来の特定日に決定されるプレミアムと共に購入されうる。これらのオプションに対するプレミアムは特定の条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または清算された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実施する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

クレジット・デフォルト・スワップション

特定のファンズは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップション契約を売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

外国通貨にかかるオプション

特定のファンズは、外国為替レートの変動の可能性もしくは外国通貨に対するエクスポージャーの増大に備えて、ショート・ヘッジまたはロング・ヘッジとして用いられる外国通貨にかかるオプションを売却または購入することができる。

金利スワップション

特定のファンズは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結、または既存のスワップ契約を短縮、延長、キャンセルもしくは修正するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。

金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

特定のファンズは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション（以下「先物オプション」という。）を売却または購入することができる。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

（d）スワップ契約

特定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引（OTC）市場において当事者間により交渉されるか、もしくはセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて決済されることがある（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の種類のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、それぞれのスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には求償することができる。

集中清算の対象となるスワップは、原契約により決定される評価に基づくか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関の要件に従い、日次で時価評価される。時価の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現損益の純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動（以下「スワップ変動証拠金」という。）は、該当する場合、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、スワップ契約に記載される条項と現在の市況（クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他の関連要因）間の差異を補填するために、スワップ契約締結時に受領または履行された支払プレミアムを表す。受領された（支払われた）前払プレミアムは、当初は負債（資産）として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満期時に、運用計算書において実現利益または損失として計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンドにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

ファンドの特定の投資方針および制限を適用する目的で、スワップ契約は、その他のデリバティブ商品と同様に、ファンドにより時価、想定元本またはエクスポージャー額全体で評価されることがある。クレジット・デフォルト・スワップについては、特定のファンドの投資方針および制限を適用するにあたり、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをその想定元本またはそのエクスポージャー全体の評価額（例：該当する契約の想定元本の和に時価を加えたもの）で評価するが、特定のファンドのその他の投資方針および制限を適用する目的で、クレジット・デフォルト・スワップを時価で評価されることがある。例えば、ファンドの信用度に関する指針（もしあれば）の目的上、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをエクスポージャー全体の評価額で評価されることがあるが、それは当該評価がクレジット・デフォルト・スワップ契約期間中のファンドの実際の経済エクスポージャーをより良く反映しているとの理由による。その結果、ファンドは時に、規定の上限またはファンドの英文目論見書に記載される制限を上回るかもしくは下回る、（相殺前の）資産クラスに対する名目上のエクスポージャーを有することがある。これに関連して、想定元本および時価の両方は、クレジット・デフォルト・スワップを通じてファンドがプロテクションを売却して

いるか購入しているかによって、プラスにもマイナスにもなり得る。投資方針および制限を適用する目的のための、ファンドによる特定の証券またはその他の金融商品の評価方法は、その他のタイプの投資者による当該投資有価証券の評価方法とは異なることがある。スワップ契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利または当該スワップの対象資産の価値が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの、相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方間で基本相殺契約を締結すること、および、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減されることがある。

既存のスワップ契約に基づき、ファンドが単一の相手方に負っているまたは単一の相手方から受領することになっている正味金額を制限する方針の範囲内で、当該制限は店頭取引スワップの相手方にのみ適用され、相手方がセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関である集中清算の対象となるスワップには適用されない。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

特定のファンズは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供（即ち、参照債務に対してファンドが保有するもしくは晒されるリスクの軽減）、または、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングもしくはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に規定されるとおり、特定の信用事由の対象となる参照銘柄、債務もしくは指数に関する事象が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利を引換えに一方の当事者（以下「プロテクションの買い手」という。）による他方の当事者（以下「プロテクションの売り手」という。）に対する一連の支払いの実行を伴う。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて確定比率の収益をプロテクションの買い手から受け取る。ファンドは、売り手として、そのポートフォリオに実質的にレバレッジを加えることになるが、これは、ファンドが、その純資産総額に加え、スワップ想定額についても投資リスクを負うことになるためである。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（i）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を受領するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金、証券もしくはその他の引渡可能債務の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（i）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの売り手から受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照銘柄指数を構成する原証券を交付するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照銘柄指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金、証券もしくはその他の引渡可能債務の形態で受領する。回復額は、信用事由が発生するまで、業界基準となる回復率または当該銘柄の特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。

クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成する参照銘柄のすべてまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領

する権利を引換条件として、一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払いの実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたバスケット方式のクレジット商品またはエクスポージャーである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、エマージング市場、および／あるいは各セクター内の様々な信用格付を含むが、それらに限定されない。クレジット指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む、統一された条件とともにクレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にあるすべての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウェイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資者を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の時価の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッド（もしあれば）は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、参照債務の債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定の参照銘柄のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数にかかるクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額ならびに年間支払率は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での時価の上昇は、参照銘柄のクレジットの健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンドが、クレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金（割引前）の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンドをプロテクションの売り手とする期末現在において未決済の個々のクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金または同じ一つもしくは複数の参照銘柄に対してファンドによって締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額によって部分的に相殺されることがある。

金利スワップ契約

特定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに晒される。ファンドが保有する固定利率債の価値は、金利上昇の局面において下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、想定元本に関連したファンドによる他の当事者との利息の支払いまたは受領にかかるそれぞれの約定の交換を伴う。特定の種類の金利スワップ契約は以下の事項を含む。すなわち（i）金利キャップ（この特約では、プレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはキャップを超える場合に支払いを合意する。）、（ii）金利フロアー（この特約では、プレミアムを対価として、一方当事者が相手方に、金利が特定レート、あるいはフロアー、を下回る場合に支払いを合意する。）、（iii）金利カラー（この特約では、ファンドを、所定の最低値あるいは最高値レベルを超える金利の変動から保護するため、一方当事者がキャップを売却しフロアーを購入する、またその逆の取引を行う。）、（iv）コーラブル金利スワップ（この特約では、買い手が、すべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までにゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮し前払報酬を支払う。）、（v）スプレッド・ロック（この特約では、金利スワップ使用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めている。）、または（vi）ベシス・スワップ（この特約では、二当事者間で、異なるセグメントの短期金融市場に基づく変動金利を交換することができる。）。

トータル・リターン・スワップ契約

特定のファンズは、原参照商品に対するエクスポージャーを増大または軽減させるためにトータル・リターン・スワップ契約を締結することができる。トータル・リターン・スワップ契約は、一または複数のキャッシュ・フローが原参照資産の価格および固定金利または変動金利に基づき交換されるよう約定する。トータル・リターン・スワップ契約は、市場連動リターンと引換えに利息を支払うよう約定する。一方の相手方が特定の原参照資産のトータル・リターンを支払うが、これには単一の証券、証券のバスケットまたはインデックスが含まれることがあり、引換えに固定金利または変動金利を受領する。満期日において、トータル・リターンが原参照資産から資金調達利率（もしあれば）を控除したリターンと等しくなる場合、純キャッシュ・フローが交換される。受取人として、ファンドはプラスのトータル・リターンに基づく支払いを受領し、マイナスのトータル・リターンとなる場合には支払義務を負う。支払人として、ファンドはプラスのトータル・リターンにかかる支払義務を負い、マイナスのトータル・リターンとなる場合には支払いを受領する。

7. 主要なリスクおよびその他のリスク

（a）主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズ（または被取得ファンズ、適用ある場合）は、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の債務不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）等による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。選定された主要なリスクの詳細については、下記を参照のこと。

ファンド・オブ・ファンズ・リスク

特定のファンズが実質的にそれぞれのすべての資産を被取得ファンドに投資する範囲において、これらのファンズへの投資に付随するリスクは、被取得ファンドが保有する証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力は、被取得ファンドがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右されることがある。被取得ファンドが投資目的を達成するとの保証

はない。取得ファンドの純資産価額は、取得ファンドが投資する被取得ファンドのそれぞれの純資産価額の変動に対応して変動する。

市場リスク

ファンドによる、金融デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンドは金利リスク、（非米国の）外国通貨リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定されない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利の変動により確定利付証券およびファンドのポートフォリオにおけるその他の商品の価値が変動する可能性があるリスクである。中央銀行の金融政策、インフレ率の上昇および一般的な経済状況の変化を含む要因により金利が上昇する場合があります、その結果、ファンドの投資有価証券の価値が下落する可能性がある。例えば、名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。金利変動は突然かつ予測不可能なことがあり、金利変動によりファンドは損失を被ることがある。ファンドは、金利変動に対してヘッジを効果的に行うことが出来ないことや、経費もしくはその他の理由によりヘッジを行わないことがある。

金利変動は市場に予測不可能な影響を与え、ファンドのパフォーマンスを損なう可能性がある。金利環境は近年変動しており、2020年および2021年の歴史的な低金利から、米国連邦準備制度理事会（以下「Fed」という。）がインフレ対策として複数回利上げを行った結果、2022年および2023年には高金利へと移行した。2024年末から、そして2025年にかけて、Fedは再び利下げを実施した。今後、金利が横ばい、上昇、低下のいずれに転じるかは不透明である。そのため、ファンズは金利および／または債券利回りの変動に伴うリスクの高まりに直面する可能性がある。これは、中央銀行の金融政策、インフレ率または実質成長率の変動、経済情勢全般、債券発行の増加もしくは低利回り投資に対する市場需要の減少等を含むがそれらに限定されない、様々な要因によってもたらされる。さらに、債券市場が過去30年にわたり堅調に成長を続けている一方で、社債のディーラー在庫は、市場規模との関係で歴史的な低水準にある。その結果、ディーラーの「マーケットメイク」の能力は著しく低下している。

当レポートにおける（非米国の）外国証券は、設立国の保有高ごとに分類される。特定の状況下において、証券の設立国は、経済エクスポージャーの国と異なることがある。

ファンドが（非米国の）外国通貨に直接投資する場合、外貨取引を行い（非米国の）外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、または（非米国の）外国通貨リスクに晒される金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入（または市場への介入の失敗）、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的發展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株式ならびに優先証券、または先物およびオプションといった株式関連投資有価証券等の持分証券の時価は、歴史的に定期的なサイクルで増減してきたが、実体経済あるいは実体のない経済動向の悪化、企業業績全般の見直し修正、金利、為替相場の変動、感染症の蔓延等の公衆衛生上の緊急事態または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって減少することがある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても減少することがある。異なるタイプの持分証券は、これらの展開に対して異なる反応を示すことがある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティーが高い。

米国政府は、場合によっては外国との二国間または多国間の貿易協定の再交渉、変更または終了を含む、国際貿易政策へのアプローチを変更する意向を示しており、また、広範な関税の賦課またはその可能性を表

明することを含む関連措置を講じることを提案し、または既に講じている。関税の課徴、貿易制限、為替制限、または類似の措置（またはこれらに対する報復措置）は、例えば価格の変動、市場心理の悪化、インフレ期待の変化などにつながる可能性がある。これらの他、地政学的な事象は、米国および世界経済・市場における不安定性の増加に寄与し、ファンドのパフォーマンスおよびその投資に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引を行う相手方に対する信用リスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、適用ある場合、高く評価され、信頼に値する取引所において多数の顧客および相手方との取引を行うことにより、信用リスクの集中を最小限に抑えることに努める。取引所で取引されるデリバティブについて、主な信用リスクは、取引所自体または関連する清算ブローカーの信用力に属する。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ契約、レポ契約または組入証券の貸付けの相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、ファンドは損害を被る可能性がある。証券は、信用リスクの程度（信用格付にしばしば反映される。）の変更による影響を受ける。

信用リスクと同様に、ファンドは取引相手方リスク、またはファンドと未決済取引をしている機関あるいは他の企業が不履行に陥るリスクに晒されることがある。相手方は、ファンドの口座内の有価証券を貸付、担保および抵当権を設定する権限を有しており、これは一般的な市場慣行に準拠しており、相手方が破綻した場合、相手方が顧客に対するすべての債務を履行するための十分な資産を有しない可能性がある。このような場合、ファンドは通常、相手方が保有する有価証券を回収する権利を有せず、相手方に対する無担保債権のみを有し、相手方の他の顧客との間で顧客有価証券の売却代金から比例配分を受け取ることになる。また、相手方が顧客の全ての請求を履行するための十分な資産を有する場合でも、ファンドの請求を履行するための資産を受け取るまでに遅延が生じる可能性がある。ファンドが取引相手方リスクに晒される可能性のある金融資産は、主に相手方からの未収金および投資から構成される。

管理会社は、第三者との取引を行う前に、各相手方について徹底的な審査を実施し、PIMCOの取引相手方リスク委員会からの承認を取得することにより、ファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑えるよう努める。さらに、ファンドへの未払金が相手方と合意した所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を有する担保を、現金もしくは現金等価物の形で差出すものとする。ファンドは、かかる担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方からファンドに対して差出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。

上場証券のすべての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済／支払いがなされる。売却証券の引渡しはファンドが支払いを受領した後のみになされることから、債務不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払いは、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

（b）その他のリスク

一般的に、各ファンドは、政府の規制および金融市場への介入に関連するリスク、オペレーショナル・リスク、金融、経済および世界市場の混乱に付随するリスクならびにサイバーセキュリティ・リスクを含むがこれらに限定されない、追加的なリスクにさらされることがある。ファンドへの投資リスクについてのより詳細な説明については、各ファンドの募集書類を参照のこと。

市場混乱リスク

ファンドは、戦争、軍事衝突、テロ、市場操作、政府介入、債務不履行および停止、政変または外交的展開、公衆衛生上の緊急事態（感染症、流行病および疫病の拡大など）、銀行破綻および自然／環境上の災害など、金融、経済ならびにその他の世界市場の展開および混乱に伴う投資およびオペレーショナル・リスクにさらされており、これらはすべて証券市場に悪影響を与え、ファンドの価値を損なう可能性がある。さらに、金融機関もしくは金融サービス業界全体に影響を及ぼす流動性不足、債務不履行、履行不能、その他の不利な状況、またはこれらの種類の事象に関する懸念や噂、またはその他の類似のリスクに関する事象は、過去においても、また将来においても、市場全体の流動性問題を引き起こす可能性がある。これらの事象はまた、ファンドの投資顧問としてのPIMCOを含むファンドのサービス提供者が信頼する技術およびその他のオペレーショナル・システムを損ない、またはファンドのサービス提供者がファンドに対する義務を履行する能力に支障をきたす可能性がある。

さらに、米国、イスラエルおよびイランの間の武力紛争は、市場に重大な混乱と変動をもたらしており、今後も引き続きそのような状態を引き起こす可能性がある。当該紛争は、特に石油およびガス市場に悪影響を及ぼしており、将来的には世界経済の多くの分野に広範な悪影響を及ぼす可能性がある。

金融市場への政府の介入

連邦、州およびその他の政府機関、監督機関もしくは自主規制の機関が、ファンドが投資を行う金融商品や当該金融商品の発行体への規制に影響する措置を予想できない方法で講じることも考えられる。ファンド自体が服する法規制が変更される可能性もある。こうした法規制は、ファンドの投資目的の達成を妨げる場合がある。さらに、不安定な金融市場により、ファンドはこれまで以上に大きな市場リスクや流動性リスクにさらされ、ファンドが保有する銘柄の価格決定が困難になる可能性もある。ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。さらに、米国政府が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、そうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を認識し管理に努めることはできるが、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

規制リスク

投資会社および投資顧問等の金融機関は、一般的に広範な政府の規制と介入にさらされる。政府の規制および／または介入により、ファンドの規制方法が変更され、ファンドが直接負担する費用および投資の価値に影響を与え、投資目的を達成するファンドの能力を制限および／または妨げる場合がある。政府の規制は頻繁に変更され、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、政府の規制は、予測不可能かつ意図せざる影響をもたらすことがある。

オペレーショナル・リスク

ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーショナル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーまたは違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかがファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、ファンドが損失を被る可能性がある。

サイバーセキュリティ・リスク

業務におけるクラウドベースのテクノロジーを含むテクノロジーの利用がより一般的になってきたことに伴い、ファンズがサイバーセキュリティ違反に起因するオペレーショナル・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの影響を受けやすくなっているリスクを指す。サイバーセキュリティ違反は、意図的および意図的ではないサイバー事象の双方を指し、とりわけ、ファンドが機密情報の喪失、データの損失および／または業務運営能力の欠損または喪失を招くことがあり、その結果、秘密情報の不正な公開またはその他の誤用、またはその他通常の業務運営の妨害を引き起こす可能性がある。地政学的緊張は、地政学的なライバルに対して損害を与える、または優位性を確立するための手段として利用する可能性がある、特に国家や国家の支援を受ける組織によるものを含み、意図的なサイバーセキュリティ攻撃の規模と高度化を拡大する可能性がある。サイバーセキュリティの欠陥や違反は、ファンドとその受益者に財政的な損失をもたらす可能性がある。また、これらの欠陥または違反は、業務運営に混乱をもたらし、財務上の損失、純資産価値を計算するファンドの能力の妨害、ファンドの受益者取引の処理の妨害、その他の受益者との取引の妨害、取引の妨害、適用されるプライバシーおよびその他の法律の違反、規制上の罰金の発生、訴訟における第三者請求、風評被害、払戻しまたはその他の補償費用の発生、追加のコンプライアンスおよびサイバーセキュリティ・リスク管理費用の発生およびその他の悪影響の発生といった、潜在的な結果をもたらす可能性がある。さらに、将来のサイバー詐欺事件を防止するために多額の費用が発生する可能性がある。また、サイバーセキュリティ違反が検知されないリスクもある。ファンド、そのサービス提供者、取引相手方またはファンドが投資する発行体に関連するサイバーセキュリティ違反の結果、ファンドおよびその受益者が損失を被る可能性がある。

8. マスター相殺契約

ファンズは、選定された相手方との様々な相殺条項（以下「マスター契約」という。）の対象となることがある。マスター契約は、特定の取引条件を管理し、かつ、信用保護機構を特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させることを意図している。各種マスター契約は、一定の異なる種類の取引を規律する。異なる種類の取引は、特定の組織である別々の法人組織または関係会社から取引されることがあり、その結果、単一の相手方に対して複数の契約が必要となることがある。マスター契約は、異なる資産の種類の運用に特有のものであるが、ファンドは、相手方との一つのマスター契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に相手方とのエクスポージャー全体を一括で相殺することが可能となる。財務報告目的のために、デリバティブ資産および負

債は通常、資産・負債計算書において総額ベースで計上されるが、それにより、正味金額前のリスクおよびエクスポージャーがすべて反映される。

マスター契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保供与の取決めについて明記することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。マスター契約に基づき、所定の口座における相手方との関連マスター契約により規律される、（すでに実施されている既存の担保を除いた）特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額（相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及ぶ）を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、適用されるマスター契約に規定される条項により、その他の証券が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において投資有価証券、時価（証券）または相手方への預託金のいずれかの構成要素として、資産に反映される。担保として受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において相手方からの預託金として負債に反映される。担保として受領した一切の証券の時価は、純資産価額の構成要素として反映されない。ファンドの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引による影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レポ契約およびグローバル・マスター・レポ契約（以下、個別的に、また、総称して「マスター・レポ契約」という。）は、ファンズと選定された相手方間とのレポ契約、逆レポ契約および売却／買戻し取引を管理する。マスター・レポ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払、債務不履行および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在のマスター・レポ契約に基づく取引の時価、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター証券フォワード取引契約（以下「マスター・フォワード契約」という。）は、ファンズと選定された相手方とのTBA証券、繰延受渡取引または売却／買戻し資金調達取引等の、特定の先渡取引について規律する。マスター・フォワード契約は、とりわけ取引開始および確認、支払いおよび譲渡、債務不履行、終了事由ならびに担保の維持に関する規定を定める。期末現在の先渡取引の時価、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

顧客口座約定書および関連補遺は、先物、先物にかかるオプションおよび清算店頭取引デリバティブ等の清算デリバティブ取引を規律する。当該取引は、各関連清算機関により決定された当初証拠金を計上し、商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）に登録された先物取引業者（以下「FCM」という。）の口座に分離保有することが求められる。米国においては、FCMの債権者が、分別口座内のファンド資産に対する請求権を有していないため、取引相手方リスクは軽減されることがある。FCMの債務不履行の際にエクスポージャーを移転できること（ポータビリティ）により、ファンズに対するリスクは一段と軽減される。通常、変動証拠金または時価の変動は日々換算されるが、ファンドの証拠金に関する個別の契約に当事者が合意しない限り、先物と清算店頭取引デリバティブ間には相殺されない。期末現在の時価または未実現累積損益、計上済みの当初証拠金および一切の未決済変動証拠金は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス（以下「ISDAマスター契約」という。）は、ファンズと選定された相手方間で締結された二者間の店頭取引デリバティブ取引を規律する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保の差入れおよび債務不履行または終了事由に関する規定を定める。終了事由は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期終了を選択しすべての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、財務書類にとって重大であることがある。ISDAマスター契約は、相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、または規制により要求された場合に、既存の日々のエクスポージャーの範囲を超えた相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。同様に、規制により要求された場合、ファンドは日々エクスポージャーの範囲を超えて追加の担保を差し入れることを要求される場合がある。これらの金額は、もしあれば（または法律で要求される場合には）、第三者の保管受託銀行に分別保有することができる。ファンドが規制により日々エクスポージャーの範囲を超えて追加の担保を差し入れることを要求される範囲において、そのよう

な差し入れに関連する担保要件を満たすための適格資産の調達を含め、潜在的にコストが発生する可能性がある。当期末現在の店頭取引金融デリバティブ商品の時価、受領された担保または差出された担保およびエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示される。

９．報酬および費用

各ファンドは、（個別に計算される各ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の日々の平均純資産額に基づく料率として表示される）以下の年率により、下記の報酬の対象となる。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA					
・ F（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ F（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ J（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ J（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ K（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ M（日本円）（助言口座専用）	0.75%	該当なし	該当なし	0.05%	0.65%
・ M（米ドル）（助言口座専用）	0.75%	該当なし	該当なし	0.05%	0.65%
・ MA（米ドル）	0.60% ⁽¹⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ MU（円ヘッジなし）	0.70% ⁽²⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ MU（米ドル）	0.70% ⁽²⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ N（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ N（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ NF（日本円）	該当なし	0.65% ⁽³⁾	0.20% ⁽⁴⁾	該当なし	該当なし
・ NN（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ P（日本円）	0.65%	該当なし	該当なし	該当なし	0.65%
・ Q（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ R（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ R（米ドル）	0.65% ⁽⁵⁾	該当なし	0.20% ⁽⁶⁾	該当なし	該当なし
・ R 2（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ S（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ S（米ドル）	0.65%	該当なし	0.20% ⁽⁶⁾	該当なし	該当なし
・ S S（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ T（日本円） ⁽⁷⁾	0.70% ⁽⁸⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ U 2（日本円） ⁽⁷⁾	0.70% ⁽⁸⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ W（米ドル）	該当なし	0.65%	0.20%	該当なし	該当なし
・ X（日本円）	0.60%	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ Y（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ Y（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ Z（日本円）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
PIMCO短期インカム・ファンド					
・ 豪ドル一年2回分配	0.55%	該当なし	該当なし	0.05%	0.40%
・ B（米ドル）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
・ 米ドル一年2回分配	0.55%	該当なし	該当なし	0.05%	0.40%
ピムコ・ワールド・ハイインカム	0.70%	該当なし	該当なし	0.10% ⁽⁹⁾	0.55% ⁽¹⁰⁾

(1) 当該クラスは、0.60%の定率管理報酬および管理事務代行報酬の対象である。

(2) 当該クラスは、クラスの資産水準に基づき、以下のとおり変動する投資顧問報酬の対象となる。クラスの資産の5,000万ドル以下の部分について年率0.70%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.65%、5億ドルまでの部分について年率0.60%、10億ドルまでの部分について年率0.575%、10億ドル超のすべてのクラスの資産について年率0.55%が適用される。

- (3) 当該クラスは、クラスの資産水準に基づき、以下のとおり変動する投資顧問報酬の対象となる。クラスの資産の120億円以下の部分について年率0.65%、120億円超のすべてのクラスの資産について年率0.55%が適用される。
- (4) 当該クラスは、クラスの資産水準に基づき、以下のとおり変動する管理事務代行報酬の対象となる。クラスの資産の60億円以下の部分について年率0.20%、60億円超120億円までの部分について年率0.15%、120億円超のすべてのクラスの資産について年率0.10%が適用される。
- (5) 当該クラスは、クラスの資産水準に基づき、以下のとおり変動する管理報酬の対象となる。クラスの資産の1億ドル以下の部分について年率0.65%、1億ドル超のすべてのクラスについて年率0.55%が適用される。
- (6) 当該クラスは、クラスの資産水準に基づき、以下のとおり変動する管理事務代行報酬の対象となる。クラスの資産の5,000万ドル以下の部分について年率0.20%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.15%、1億ドル超のすべてのクラスについて年率0.10%が適用される。
- (7) 当該クラスへの投資に対して課せられる報酬に加えて、その投資用の口座を通じて当該クラスに投資を行う投資者は、当該口座を受託している日本の信託銀行およびその他のサービス提供者（もしあれば）により課せられる報酬の対象となる。
- (8) 当該クラスは、クラスの資産水準に基づき、以下のとおり変動する管理報酬の対象となる。クラスの資産の5,000万ドル以下の部分について年率0.70%、5,000万ドル超1億ドル以下の部分について年率0.65%、5億ドルまでの部分について年率0.60%、10億ドルまでの部分について年率0.575%、10億ドル超のすべてのクラスについて年率0.55%が適用される。
- (9) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.10%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.05%で変動する代行協会員報酬を負担する。
- (10) ピムコ・ワールド・ハイインカムは、その資産水準に基づき、ファンド純資産額の1億米ドル以下の部分について年率0.50%、1億米ドル超のすべての部分について年率0.55%で変動する販売報酬を負担する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、該当する場合、PIMCOに対して、投資顧問業務、管理事務業務ならびに監査、保管、受託、投資証券会計、日常的法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む第三者によるサービスの提供または提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、該当する場合、該当ファンド（またはクラス（該当する場合））の受益証券に関連したサービスおよび販売を提供する金融仲介機関に対して返済するために毎月後払いで支払われる。当該報酬と引換に、PIMCOはトラストおよび該当ファンドが必要とする様々なサービス提供者による業務費用を負担する。受益者ではなく、PIMCOが、純資産の増加による価格の下落も含め、当該第三者業務費用の価格下落の恩恵を受ける。さらに、管理事務代行報酬の対象となるファンズに関して、PIMCOは通常、当該報酬にかかる利益を得る。

上記の表に記載されるとおり、特定のファンズおよびそのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。PIMCOの日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資する日本の投資信託またはその他の投資ビークルから報酬を支払われ、かかる報酬の一部は、該当する場合、PIMCOへサービス報酬として分配される。

ファンズ（またはクラス（該当する場合））は、（i）公租公課、（ii）ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、（iii）利息支払を含む借入費用、（iv）訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用ならびに（v）特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。PIMCOは、各ファンドの設定に伴う設立費を支払った。

管理会社は、PIMCO短期インカム・ファンドの豪ドル一年2回分配クラスおよび米ドル一年2回分配クラスに関連する設立費を支払った、または支払う予定であり、当該費用は管理会社により5年を超えない期間にわたり回収される可能性がある（以下「設立費用制限」という。）。回収される金額は、設立費用制限に達するまで、年率0.05%を超えない範囲で徴収されるものとする。2026年4月30日終了期間については、運用計算書に開示されている通り、当該費用の免除が行われた。ファンドまたはクラスの終了時には、回収され

なかった金額は償却され、ファンドまたはクラスに請求されないものとする。2026年4月30日現在、PIMCOおよび／またはその関係会社に対する設立費の回収可能額は、それぞれ48,668米ドルおよび53,489米ドルであった。

PIMCOバミューダ・インカム・ファンドA（M（日本円）（助言口座専用）クラスおよびM（米ドル）（助言口座専用）クラス）ならびにピムコ・ワールド・ハイインカムは、日本におけるその受益証券の公募に関連する発生中の経費を支払う。

10. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アリアンツ・アセット・マネジメント・エー・ジーの過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬は（もしあれば）、注記9に開示され、発生した関連当事者報酬額（もしあれば）は、資産・負債計算書において開示される。

一定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンドの有価証券を購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドへの、または共通の投資顧問会社（または関連投資顧問会社）を持つことから関連会社であると考えられる他のファンドに対する証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2026年4月30日終了期間中、以下のファンズは、関連ファンズ間において、証券の売買に従事した（金額：千単位）。

ファンド	購入 (米ドル)	売却 (米ドル)	実現 利益／(損失) (米ドル)
PIMCOバミューダ・インカム・ファンド (M)	10,951	20,764	1,873
PIMCO短期インカム・ファンド	—	1,224	110

11. 保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む。）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる特定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生 of 請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

12. 利益参加型受益証券

トラストは5千億口を上限とする受益証券を発行することができる。特定の受益者は各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込みおよび買戻しはファンズの純資産価額通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートによりファンズの機能通貨に換算される。各ファンドの受益証券は、無額面で発行される。受託会社は、将来追加ファンドもしくはクラスまたはクラス受益証券を設定および募集することができる。

利益参加型受益証券の変動は下記のとおりであった（口数および金額：千単位^{*}）。

	PIMCO バミューダ・ エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド (M)		PIMCO バミューダ・ インカム・ファンド (M)		PIMCO バミューダ・ インカム・ファンド A		PIMCO 短期インカム・ファンド	
	2026 年 4 月 30 日 終了期間		2026 年 4 月 30 日 終了期間		2026 年 4 月 30 日 終了期間		2026 年 4 月 30 日 終了期間	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	3	68	54,223	1,022,850	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
豪ドルクラス	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	559	4,121
B (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	541	73,125
F (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	460	23,362	該当なし	該当なし
F (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	24,692	188,141	該当なし	該当なし
J (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	68	5,788	該当なし	該当なし
M (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	138	8,270	該当なし	該当なし
M (助言口座専用)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1,211	13,873	該当なし	該当なし
MA (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3,904 ⁽¹⁾	39,113 ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
MU (円ヘッジなし)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	47	3,230	該当なし	該当なし
MU (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1,650	17,288	該当なし	該当なし
N (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	3,114	145,361	該当なし	該当なし
N (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	9,216	613,574	該当なし	該当なし
NN (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	855	9,170	該当なし	該当なし
Q (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	60	4,310	該当なし	該当なし
S (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	217	15,422	該当なし	該当なし
SS (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	178	16,794	該当なし	該当なし
T (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	495	33,224	該当なし	該当なし
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	4,115	43,519
W (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	105	1,435	該当なし	該当なし
X (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	24	1,848	該当なし	該当なし
Y (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	89	4,339	該当なし	該当なし
Y (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1,317	104,257	該当なし	該当なし

	PIMCO パミューダ・ エマージング・マーケット・ ボンド・ファンド (M)		ビムコ・パミューダ・ インカム・ファンド (M)		PIMCO パミューダ・ インカム・ファンド A		PIMCO 短形インカム・ファンド	
	2026 年 4 月 30 日 終了期間		2026 年 4 月 30 日 終了期間		2026 年 4 月 30 日 終了期間		2026 年 4 月 30 日 終了期間	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
分配金の再投資による 発行額								
F (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	136	6,859	該当なし	該当なし
F (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	8,581	65,249	該当なし	該当なし
J (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	4	198	該当なし	該当なし
Y (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	33	1,595	該当なし	該当なし
Y (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	398	31,532	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額	(161)	(3,608)	(56,044)	(1,056,538)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
豪ドルクラス	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(219)	(1,544)
B (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(287)	(38,850)
F (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(1,032)	(52,238)	該当なし	該当なし
F (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(21,359)	(161,993)	該当なし	該当なし
J (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(339)	(17,668)	該当なし	該当なし
J (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(71)	(5,980)	該当なし	該当なし
K (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(16)	(220)	該当なし	該当なし
M (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(95)	(5,801)	該当なし	該当なし
M (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(855)	(9,834)	該当なし	該当なし
MA (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(618) ⁽¹⁾	(6,168) ⁽¹⁾	該当なし	該当なし
MU (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(356)	(3,706)	該当なし	該当なし
N (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(4,839)	(226,062)	該当なし	該当なし
N (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(2,342)	(156,065)	該当なし	該当なし
NN (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(848)	(9,096)	該当なし	該当なし
Q (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(79)	(5,746)	該当なし	該当なし
R (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(198)	(12,884)	該当なし	該当なし
S (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(34)	(2,421)	該当なし	該当なし
SS (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(116)	(10,754)	該当なし	該当なし
T (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(875)	(60,570)	該当なし	該当なし
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(2,121)	(22,129)
W (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(69)	(943)	該当なし	該当なし
X (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(1)	(38)	該当なし	該当なし
Y (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(237)	(11,570)	該当なし	該当なし
Y (米ドル)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(873)	(68,668)	該当なし	該当なし
Z (日本円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(2)	(133)	該当なし	該当なし
ファンド受益証券取引による 純増加（減少）額	(158)	(3,540)	(1,821)	(33,688)	21,738	525,675	2,588	58,242

	ビムコ・ ワールド・ハイインカム	
	2026 年 4 月 30 日 終了期間	
	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	19	105
受益証券買戻支払額	(319)	(1,725)
ファンド受益証券取引による 純増加（減少）額	(300)	(1,620)

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

(1) 2026年1月20日（PIMCOパミューダ・インカム・ファンドAのMA（米ドル）クラスの運用開始日）から
2026年4月30日までの期間。

13. 規制および訴訟事項

ファンズは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、ファンズに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立てをも認識していない。

前述の事項は、かかるレポートの日付においてのみ言及するものである。

14. 所得税

トラストは、その税務上の地位についてバミューダ法に服する。現行のバミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払いについて、源泉徴収税は適用されない。そのため、本財務書類において、所得税の引当は計上されていない。

US GAAPは、不確実なタックス・ポジションが本財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。管理会社は、US GAAPに従い、未確定のすべての課税年度について、ファンズのポートフォリオに係る税務上のポジションを検討した。2026年4月30日現在、当該会計基準の認識および測定要件に合致するタックス・ポジションはなかった。したがって、ファンズは不確実なインカム・タックス・ポジションに関連するいかなる収益または費用をも計上しなかった。ファンズは、進行中の税務調査を有していない。2026年4月30日現在、調査対象となり得る課税年度は、主要な税務管轄により変更される。

15. 後発事象

管理会社は、ファンズの財務書類が公表可能となる2026年7月9日までの間に、ファンズの財務書類において存在する後発事象の可能性について評価している。管理会社は、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される重大な事象はなかったと判断した。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ピムコ・ワールド・ハイインカム

投資有価証券明細表

(未監査)

2026年4月30日現在

(金額：千単位^{*}、株式数、契約数、受益証券口数およびオンス（該当する場合）を除く。)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
投資有価証券 0.1%		
短期金融商品 0.1%		
定期預金 0.1%		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd. 3.130% due 05/01/2026	\$ 14	\$ 14
Bank of Nova Scotia 3.130% due 05/01/2026	11	11
Citibank N.A. 3.130% due 05/01/2026	2	2
DBS Bank Ltd. 3.130% due 05/01/2026	1	1
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd. 3.130% due 05/01/2026	5	5
		33
短期金融商品合計 (取得原価 \$33)		33
投資有価証券合計 (取得原価 \$33)		33
受益証券		
関係会社に対する投資有価証券 100.2%		
その他の投資会社 100.2%		
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) (取得原価 \$25,891)	1,582,991	35,934
関係会社に対する投資有価証券合計 (取得原価 \$25,891)		35,934
投資合計 100.3% (取得原価\$25,924)		\$ 35,967
その他の資産および負債、純額 (0.3%)		(102)
純資産 100.0%		\$ 35,865

投資有価証券明細表に対する注記

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

公正価値測定

以下は、2026年4月30日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリおよびサブ・カテゴリ	レベル1	レベル2	レベル3	2026年4月30日 現在公正価値
投資有価証券、時価				
短期金融商品	\$ 0	\$ 33	\$ 0	\$ 33
関係会社に対する投資有価証券、時価				
その他の投資会社	35,934	0	0	35,934
投資合計	\$ 35,934	\$ 33	\$ 0	\$ 35,967

2026年4月30日終了期間中、レベル3への／からの重要な移動はなかった。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表

（未監査）

2026年4月30日現在

（金額：千単位^{*}、株式数、契約数、受益証券口数およびオンス（該当する場合）を除く。）

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
投資有価証券 108.1%		
アンゴラ 1.2%		
社債 0.6%		
Sonangol Finance Ltd. 10.000% due 01/29/2031	\$ 200	\$ 205
ソブリン債 0.6%		
Angolan Government International Bond 9.875% due 10/15/2035 (j)	200	215
アンゴラ合計 (取得原価 \$386)		420
アルゼンチン 2.9%		
ソブリン債 2.9%		
Argentina Government International Bond 0.750% due 07/09/2030	108	93
1.000% due 07/09/2029	39	35
3.500% due 07/09/2041	615	426
4.125% due 07/09/2035	397	297
4.125% due 07/09/2046	214	151
Provincia de la Rioja 8.500% due 02/24/2028	80	48
アルゼンチン合計 (取得原価 \$723)		1,050
アルメニア 0.5%		
ソブリン債 0.5%		
Armenia Government International Bond 3.950% due 09/26/2029	200	192
アルメニア合計 (取得原価 \$198)		192
オーストラリア 0.6%		
社債 0.6%		
Australian Metcoal Financing Pty Ltd. 6.750% due 04/22/2034	200	204
オーストラリア合計 (取得原価 \$199)		204
バーレーン 1.6%		
ソブリン債 1.6%		
Bahrain Government International Bond 4.250% due 01/25/2028	200	192
7.100% due 02/03/2038	200	196
CBB International Sukuk Programme Co. WLL 5.874% due 02/06/2034	200	193
バーレーン合計 (取得原価 \$600)		581
ベナン 0.5%		
ソブリン債 0.5%		
Benin Sukuk S.A. 6.200% due 01/29/2033	200	190
ベナン合計 (取得原価 \$200)		190
ブラジル 2.3%		
社債 0.7%		
Banco do Brasil S.A. 8.500% due 07/29/2026	MXN 4,000	231

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
Unigel Luxembourg S.A. (a) (b)		
11.000% due 12/31/2028	\$ 166	\$ 5
13.500% due 12/31/2027	74	4
		240
ソブリン債 0.9%		
Brazil Government International Bond		
4.000% due 04/23/2030	EUR 100	117
7.250% due 01/12/2056	\$ 232	234
		351
仕組債 0.7%		
Vale S.A.		
1.955% due 01/01/001 (c) (d)	BRL 2,910	245
ブラジル合計		836
(取得原価 \$1,031)		
ブルガリア 0.3%		
ソブリン債 0.3%		
Bulgaria Government International Bond		
4.125% due 07/18/2045	EUR 100	111
ブルガリア合計		111
(取得原価 \$113)		
カメルーン 0.6%		
ソブリン債 0.6%		
Republic of Cameroon International Bond		
5.950% due 07/07/2032	200	209
カメルーン合計		209
(取得原価 \$207)		
ケイマン諸島 4.4%		
社債 4.4%		
Bioceanico Sovereign Certificate Ltd.		
0.000% due 06/05/2034	\$ 207	172
Energuate Trust		
6.350% due 09/15/2035	200	201
FWD Group Holdings Ltd.		
5.836% due 09/22/2035	200	201
7.635% due 07/02/2031	200	219
Gaci First Investment Co.		
5.125% due 02/14/2053 (j)	300	262
Interoceanica V Finance Ltd.		
0.000% due 05/15/2030	142	123
Kaisa Group Holdings Ltd.		
5.000% due 11/30/2027	1	0
6.250% due 12/28/2028 (b)	11	0
6.500% due 12/28/2029 (b)	19	0
6.750% due 12/28/2030 (b)	23	0
7.000% due 12/28/2031 (b)	34	1
7.250% due 12/28/2032 (b)	32	1
7.721% due 12/28/2027 (b)	8	0
Montego Bay Airport Revenue Finance Ltd.		
6.600% due 06/15/2035	200	199
QNB Finance Ltd.		
4.698% due 04/27/2029	200	200
ケイマン諸島合計		1,579
(取得原価 \$1,627)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
チリ 2.6%		
社債 2.6%		
Corp. Nacional del Cobre de Chile		
4.875% due 11/04/2044	\$ 200	\$ 173
Empresa de los Ferrocarriles del Estado		
3.830% due 09/14/2061	200	137
Empresa Nacional del Petroleo		
6.150% due 05/10/2033	200	210
Engie Energia Chile S.A.		
6.375% due 04/17/2034	200	210
Sociedad Transmisora Metropolitana SpA		
6.385% due 12/15/2055	200	204
チリ合計		934
（取得原価 \$997）		
	株数	
中国 0.0%		
普通株式 0.0%		
Kaisa Group Holdings Ltd.	10,255	0
中国合計		0
（取得原価 \$1）		
	額面価格 (千単位)	
コロンビア 1.7%		
社債 0.1%		
Ecopetrol S.A.		
7.375% due 09/18/2043	\$ 50	47
ソブリン債 1.6%		
Colombia Government International Bond		
5.625% due 02/26/2044	300	248
7.375% due 09/18/2037	100	103
Colombian TES		
11.750% due 01/24/2035	COP 783,600	195
コロンビア合計		546
（取得原価 \$695）		
コスタリカ 1.3%		
ソブリン債 1.3%		
Costa Rica Government International Bond		
5.950% due 04/27/2033	EUR 200	240
7.300% due 11/13/2054	\$ 200	226
コスタリカ合計		466
（取得原価 \$429）		
チェコ共和国 0.3%		
社債 0.3%		
EPH Financing International A/S		
5.875% due 11/30/2029	EUR 100	124
チェコ共和国合計		124
（取得原価 \$108）		
コンゴ民主共和国 0.6%		
ソブリン債 0.6%		
DRC International Bond		
9.500% due 04/16/2037	\$ 200	205
コンゴ民主共和国合計		205
（取得原価 \$200）		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ドミニカ共和国 4.7%		
サブリン債 4.7%		
Dominican Republic International Bond		
5.500% due 02/22/2029	\$ 200	\$ 201
5.875% due 10/28/2035	200	196
5.950% due 01/25/2027	600	605
6.400% due 06/05/2049	200	192
6.950% due 03/15/2037	200	209
10.500% due 03/15/2037	DOP 15,000	264
ドミニカ共和国合計		1,667
(取得原価 \$1,653)		
エクアドル 2.0%		
サブリン債 2.0%		
Ecuador Government International Bond		
0.000% due 07/31/2030	\$ 149	129
5.000% due 07/31/2040	100	84
6.900% due 07/31/2035	310	287
9.250% due 01/29/2039	200	207
エクアドル合計		707
(取得原価 \$584)		
エジプト 2.7%		
サブリン債 2.7%		
Egypt Government Bond		
21.954% due 03/04/2028	EGP 18,500	343
Egypt Government International Bond		
6.375% due 04/11/2031	EUR 150	173
8.750% due 09/30/2051	\$ 200	185
8.875% due 05/29/2050	300	281
エジプト合計		982
(取得原価 \$855)		
エルサルバドル 1.1%		
社債 0.6%		
Comision Ejecutiva Hidroelectrica del Rio Lempa		
8.650% due 01/24/2033	200	213
サブリン債 0.5%		
El Salvador Government International Bond		
9.650% due 11/21/2054	150	169
エルサルバドル合計		382
(取得原価 \$350)		
フランス 0.5%		
社債 0.5%		
Orange S.A.		
5.000% due 01/13/2036	200	196
フランス合計		196
(取得原価 \$198)		
ガーナ 0.8%		
サブリン債 0.8%		
Republic of Ghana International Bond		
0.000% due 07/03/2026	7	7
0.000% due 01/03/2030	31	27
1.500% due 01/03/2037	120	69
5.000% due 07/03/2029	144	142
5.000% due 07/03/2035	58	53
ガーナ合計		298
(取得原価 \$262)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
グアテマラ 1.2%		
社債 0.6%		
Industrial Subordinated Trust		
6.550% due 04/15/2036	\$ 200	\$ 203
ソブリン債 0.6%		
Guatemala Government Bond		
6.875% due 08/15/2055	200	217
グアテマラ合計		420
（取得原価 \$396）		
ハンガリー 4.1%		
社債 0.6%		
MVM Energotika Zrt		
7.500% due 06/09/2028	200	210
ソブリン債 3.5%		
Hungary Government International Bond		
1.625% due 04/28/2032	EUR 26	27
5.250% due 06/16/2029 (j)	\$ 300	306
5.500% due 03/26/2036 (j)	200	200
6.000% due 09/26/2035	200	208
6.125% due 05/22/2028	200	206
Magyar Export-Import Bank Zrt		
6.000% due 05/16/2029	EUR 100	125
MFB Magyar Fejlesztési Bank Zrt		
6.500% due 06/29/2028	\$ 200	207
ハンガリー合計		1,279
（取得原価 \$1,424）		1,489
インド 0.6%		
社債 0.6%		
IIPL Finance Ltd.		
8.750% due 07/24/2028	200	205
インド合計		205
（取得原価 \$200）		
インドネシア 2.0%		
社債 1.7%		
Freeport Indonesia PT		
5.315% due 04/14/2032	200	201
Pertamina Hulu Energi PT		
5.250% due 05/21/2030	200	201
Perusahaan Perseroan Persero PT Perusahaan Listrik Negara		
6.150% due 05/21/2048	200	194
ソブリン債 0.3%		
Indonesia Government International Bond		
4.460% due 03/04/2038	EUR 100	114
インドネシア合計		710
（取得原価 \$717）		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
アイルランド 0.5%		
ソブリン債 0.5%		
Avenir Issuer III Ireland DAC 6.000% due 03/22/2027	\$ 122	\$ 119
Republic of Angola Via Avenir Issuer II Ireland DAC 6.927% due 02/19/2027	77	77
アイルランド合計 (取得原価 \$196)		196
イスラエル 0.6%		
社債 0.6%		
Bank Hapoalim BM 5.252% due 01/14/2033	200	199
イスラエル合計 (取得原価 \$200)		199
イタリア 0.6%		
ソブリン債 0.6%		
Cassa Depositi e Prestiti SpA 5.875% due 04/30/2029	200	208
イタリア合計 (取得原価 \$199)		208
コートジボワール 1.2%		
ソブリン債 1.2%		
Ivory Coast Government International Bond 5.750% due 12/31/2032	208	208
5.875% due 10/17/2031	EUR 100	118
6.625% due 03/22/2048	100	107
コートジボワール合計 (取得原価 \$445)		433
ジャージー、チャネル諸島 0.3%		
社債 0.3%		
GSG Bidco Ltd. 4.700% due 06/15/2031	100	116
ジャージー、チャネル諸島合計 (取得原価 \$118)		116
ヨルダン 0.9%		
ソブリン債 0.9%		
Jordan Government International Bond 7.500% due 01/13/2029	\$ 300	312
ヨルダン合計 (取得原価 \$298)		312
カザフスタン 1.7%		
社債 0.5%		
Tengizchevroil Finance Co. International Ltd. 3.250% due 08/15/2030	200	187
ソブリン債 1.2%		
Development Bank of Kazakhstan JSC 5.500% due 04/15/2027	200	202
18.400% due 10/16/2028	KZT 100,000	221
カザフスタン合計 (取得原価 \$583)		610

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ケニア 1.1%		
ソブリン債 1.1%		
Republic of Kenya Government International Bond		
8.800% due 10/09/2038	\$ 200	\$ 191
9.500% due 03/05/2036	200	201
ケニア合計		392
（取得原価 \$389）		
クウェート 1.1%		
社債 0.5%		
National Bank of Kuwait SAKP		
5.250% due 02/10/2036 (e)	200	197
ソブリン債 0.6%		
Kuwait International Government Bond		
4.804% due 04/20/2033	200	200
クウェート合計		397
（取得原価 \$400）		
ラトビア 0.6%		
ソブリン債 0.6%		
Latvia Government International Bond		
5.125% due 07/30/2034	200	202
ラトビア合計		202
（取得原価 \$198）		
レバノン 0.5%		
ソブリン債 0.5%		
Lebanon Government International Bond (a)		
6.400% due 05/26/2049	75	19
8.250% due 05/17/2034	625	165
レバノン合計		184
（取得原価 \$87）		
リトアニア 0.3%		
ソブリン債 0.3%		
Lithuania Government International Bond		
4.125% due 01/22/2041	EUR 100	115
リトアニア合計		115
（取得原価 \$115）		
ルクセンブルグ 2.8%		
社債 0.9%		
Chile Electricity Lux Mpc II Sarl		
5.580% due 10/20/2035	\$ 196	200
Poinsettia Finance Ltd. Sarl		
6.625% due 06/17/2031	141	139
ルクセンブルグ合計		339
ソブリン債 1.9%		
Eagle Funding Luxco Sarl		
5.500% due 08/17/2030	650	656
ルクセンブルグ合計		995
（取得原価 \$988）		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
マレーシア 0.4%		
社債 0.4%		
Petronas Capital Ltd. 3.404% due 04/28/2061	\$ 200	\$ 135
マレーシア合計 (取得原価 \$185)		135
メキシコ 3.8%		
社債 2.5%		
Banco Nacional de Mexico S.A. 6.697% due 08/07/2036 (e) (f)	200	200
Comision Federal de Electricidad 6.500% due 01/28/2051	200	197
Hipotecaria Su Casita S.A. de C.V. 9.620% due 06/27/2049	MXN 3,512	0
Petroleos Mexicanos 6.950% due 01/28/2060	\$ 450	375
7.690% due 01/23/2050	104	95
		867
ソブリン債 1.3%		
Mexico Government International Bond 3.000% due 12/03/2026 (d)	MXN 88	5
5.125% due 03/19/2038	EUR 100	115
5.375% due 03/22/2033	\$ 200	198
5.750% due 10/12/2110	200	165
		483
メキシコ合計 (取得原価 \$1,780)		1,350
モロッコ 0.6%		
社債 0.6%		
OCP S.A. 6.700% due 03/01/2036	200	209
モロッコ合計 (取得原価 \$196)		209
オランダ 0.0%		
社債 0.0%		
Unigel Netherlands Holding Corp. BV 15.000% due 12/31/2044 (a) (b)	152	3
オランダ合計 (取得原価 \$27)		3
ナイジェリア 1.9%		
社債 0.7%		
BOI Finance BV 7.500% due 02/16/2027	EUR 200	240
ソブリン債 1.2%		
Nigeria Government International Bond 8.631% due 01/13/2036	\$ 200	219
9.130% due 01/13/2046	200	221
		440
ナイジェリア合計 (取得原価 \$638)		680

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)		時価 (千単位)
北マケドニア共和国 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
North Macedonia Government International Bond			
6.960% due 03/13/2027	EUR	100	\$ 120
北マケドニア共和国合計			120
(取得原価 \$107)			
オマーン 0.6%			
ソブリン債 0.6%			
Oman Government International Bond			
6.500% due 03/08/2047	\$	200	214
オマーン合計			214
(取得原価 \$180)			
パキスタン 0.5%			
ソブリン債 0.5%			
Pakistan Government International Bond			
7.375% due 04/08/2031		200	193
パキスタン合計			193
(取得原価 \$193)			
パナマ 3.0%			
バンクローン債等 0.7%			
Republic of Panama			
TR0% due 03/05/2027	EUR	200	236
社債 0.5%			
Autoridad del Canal de Panama			
4.950% due 07/29/2035 (j)		200	196
ソブリン債 1.8%			
Panama Government International Bond			
5.227% due 02/23/2034		200	199
5.662% due 02/23/2038		200	202
7.875% due 03/01/2057		200	242
パナマ合計			643
(取得原価 \$1,005)			1,075
パラグアイ 0.9%			
ソブリン債 0.9%			
Paraguay Government International Bond			
6.650% due 03/04/2055		200	212
7.900% due 02/09/2031	PYG	553,000	88
8.500% due 03/04/2035		236,000	38
パラグアイ合計			338
(取得原価 \$306)			
ペルー 2.4%			
社債 1.9%			
Banco de Credito del Peru S.A.			
5.850% due 01/11/2029	\$	100	103
Credicorp Capital Sociedad Titulizadora S.A.			
10.100% due 12/15/2043	PEN	1,000	304
Petroleos del Peru S.A.			
5.625% due 06/19/2047	\$	400	282
			689

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ソブリン債 0.5%		
Peru Government International Bond		
3.230% due 07/28/2121	\$ 200	\$ 110
5.875% due 08/08/2054	80	78
		188
ペルー合計 (取得原価 \$898)		\$77
フィリピン 0.6%		
ソブリン債 0.6%		
Philippines Government International Bond		
2.950% due 05/05/2045	300	203
フィリピン合計 (取得原価 \$300)		203
ポーランド 1.3%		
ソブリン債 1.3%		
Bank Gospodarstwa Krajowego		
4.375% due 03/13/2039	EUR 100	118
Poland Government International Bond		
4.125% due 01/11/2044	50	57
5.375% due 02/12/2035	\$ 100	102
5.500% due 03/18/2054	200	187
ポーランド合計 (取得原価 \$459)		464
カタール 1.2%		
社債 0.6%		
Qatar Energy		
3.125% due 07/12/2041	300	225
ソブリン債 0.6%		
Qatar Government International Bond		
4.800% due 04/08/2033	200	203
カタール合計 (取得原価 \$443)		428
ルーマニア 2.2%		
ソブリン債 2.2%		
Romania Government International Bond		
2.875% due 04/13/2042	EUR 100	75
3.000% due 02/27/2027	\$ 200	197
4.625% due 04/03/2049 (j)	EUR 250	222
5.375% due 06/07/2033	100	115
6.125% due 10/07/2037	50	57
6.750% due 07/11/2039	100	118
ルーマニア合計 (取得原価 \$890)		784
サウジアラビア 0.5%		
社債 0.5%		
Saudi Arabian Oil Co.		
5.875% due 07/17/2064	\$ 200	189
サウジアラビア合計 (取得原価 \$195)		189

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)		時価 (千単位)	
セネガル 0.6%				
ソブリン債 0.6%				
Senegal Government International Bond				
4.750% due 03/13/2028	EUR	133	\$	103
6.250% due 05/23/2033	\$	200		113
セネガル合計				216
(取得原価 \$365)				
セルビア 0.9%				
ソブリン債 0.9%				
Serbia Government International Bond				
4.875% due 05/06/2038 (f)	EUR	100		115
6.000% due 06/12/2034	\$	200		205
セルビア合計				320
(取得原価 \$310)				
南アフリカ 3.4%				
社債 0.6%				
Eskom Holdings				
8.450% due 08/10/2028		200		211
ソブリン債 2.8%				
South Africa Government International Bond				
5.750% due 09/30/2049		400		323
7.300% due 04/20/2052		200		192
8.500% due 01/31/2037	ZAR	5,900		341
8.875% due 02/28/2035		2,400		144
				1,000
南アフリカ合計				1,211
(取得原価 \$1,218)				
スリランカ 1.2%				
ソブリン債 1.2%				
Sri Lanka Government International Bond				
3.100% due 01/15/2030	\$	64		61
3.350% due 03/15/2033		151		135
3.600% due 05/15/2036		67		63
3.600% due 02/15/2038		133		126
4.000% due 04/15/2028		50		48
スリランカ合計				433
(取得原価 \$357)				
国際機関 0.3%				
社債 0.3%				
Banque Ouest Africaine de Developpement				
6.250% due 10/14/2040	EUR	100		113
国際機関合計				113
(取得原価 \$116)				
タイ 1.1%				
社債 1.1%				
Bangkok Bank PCL				
5.082% due 11/26/2035	\$	200		198
GC Treasury Center Co. Ltd.				
7.125% due 03/10/2035 (c)		200		198
タイ合計				396
(取得原価 \$400)				

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
トルコ 3.5%		
社債 1.2%		
Turkiye Varlik Fonu Yonetimi A/S		
7.750% due 09/10/2035	\$ 200	\$ 204
8.250% due 02/14/2029	200	210
		414
ソブリン債 2.3%		
Turkey Government International Bond		
4.875% due 04/16/2043	250	182
6.375% due 05/22/2031	200	199
Turkiye Government Bond		
40.859% due 06/16/2027	TRY 3,700	84
40.884% due 05/20/2026	400	9
40.884% due 08/19/2026	700	16
40.884% due 05/17/2028	6,800	151
Turkiye Ihracat Kredi Bankasi A/S		
7.500% due 02/06/2028	\$ 200	206
		847
トルコ合計		1,261
(取得原価 \$1,335)		
ウクライナ 1.6%		
ソブリン債 1.6%		
Ukraine Government International Bond		
0.000% due 02/01/2030 (€)	32	21
0.000% due 02/01/2034 (€)	111	53
0.000% due 02/01/2035 (€)	86	44
0.000% due 02/01/2036 (€)	72	37
4.000% due 02/01/2032	58	44
4.500% due 02/01/2029	14	11
4.500% due 02/01/2034	153	94
4.500% due 02/01/2035	197	119
4.500% due 02/01/2036	270	161
ウクライナ合計		584
(取得原価 \$502)		
アラブ首長国連邦 3.0%		
社債 2.1%		
Abu Dhabi Crude Oil Pipeline LLC		
4.600% due 11/02/2047	200	178
Abu Dhabi Developmental Holding Co. PJSC		
5.250% due 10/02/2054	200	182
Abu Dhabi Future Energy Co. PJSC Masdar		
5.375% due 05/21/2035	200	201
NEK SPC Ltd.		
1.625% due 09/15/2027	200	198
		759
ソブリン債 0.9%		
Abu Dhabi Government International Bond		
4.625% due 04/20/2033	200	200
Finance Department Government of Sharjah		
4.375% due 03/10/2051	200	135
		335
アラブ首長国連邦合計		1,094
(取得原価 \$1,174)		

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
イギリス 1.4%		
社債 0.4%		
Panama Infrastructure Receivable Purchaser PLC 0.000% due 04/05/2032	\$ 200	\$ 160
仕組債 1.0%		
ICBC Standard Bank PLC 20.000% due 09/18/2029	US\$ 2,732,000	230
20.000% due 12/13/2029	1,500,000	126
		356
イギリス合計 (取得原価 \$482)		516
アメリカ合衆国 10.0%		
社債 1.6%		
Beignet Investor LLC 6.581% due 05/30/2049	\$ 200	206
RD Michigan Property Owner I LLC 7.500% due 03/30/2045	100	100
Rio Oil Finance Trust Series 2014-3 9.750% due 01/06/2027	57	58
Rio Oil Finance Trust Series 2018-1 8.200% due 04/06/2028	99	102
Rutas 2 & 7 Finance Ltd. 0.000% due 09/30/2035	140	107
		573
モーゲージ・バック証券 0.6%		
Citigroup Mortgage Loan Trust 6.032% due 03/25/2034	1	1
Deutsche Alternative-A Securities Mortgage Loan Trust 4.429% due 08/25/2037	246	205
Luminent Mortgage Trust 4.129% due 12/25/2035	2	2
Morgan Stanley Mortgage Loan Trust 5.614% due 06/25/2035	1	1
		209
米国政府機関債 1.5%		
Fannie Mae, TBA (f) 3.500% due 06/01/2056	50	45
4.500% due 06/01/2056	150	144
5.500% due 06/01/2056	250	251
Freddie Mac 5.000% due 07/01/2054	195	193
		633
米国財務省証券 6.0%		
U. S. Treasury Bonds 1.750% due 08/15/2041	300	199
2.000% due 11/15/2041 (j)	700	481
3.250% due 05/15/2042 (j)	500	409
3.375% due 08/15/2042	280	232
4.625% due 05/15/2054	50	47
U. S. Treasury Notes 1.625% due 08/15/2029	100	93
3.125% due 08/31/2029 (j)	700	683
4.250% due 08/15/2035	10	10
		2,154
アメリカ合衆国合計 (取得原価 \$3,952)		3,569

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
ウルグアイ 0.6%		
ソブリン債 0.6%		
Uruguay Government International Bond		
5.100% due 06/18/2050 (j)	\$ 250	\$ 233
ウルグアイ合計		233
(取得原価 \$256)		
ウズベキスタン 1.1%		
ソブリン債 1.1%		
National Bank of Uzbekistan		
8.500% due 07/05/2029	200	215
Republic of Uzbekistan International Bond		
3.900% due 10/19/2031	200	186
ウズベキスタン合計		401
(取得原価 \$371)		
ベネズエラ 2.2%		
社債 1.0%		
Petroleos de Venezuela S.A. (a)		
5.375% due 04/12/2027	30	11
5.500% due 04/12/2037	400	152
6.000% due 11/15/2026	300	119
8.500% due 10/27/2049	75	78
		360
ソブリン債 1.2%		
Venezuela Government International Bond (a)		
6.000% due 12/09/2049	200	87
7.650% due 04/21/2035	10	5
7.750% due 10/13/2029	300	138
9.250% due 05/07/2028	20	10
11.950% due 08/05/2031	360	205
		445
ベネズエラ合計		805
(取得原価 \$639)		
ザンビア 0.2%		
ソブリン債 0.2%		
Zambia Government International Bond		
0.500% due 12/31/2053	100	69
ザンビア合計		69
(取得原価 \$68)		
短期金融商品 3.5%		
コマーシャル・ペーパー 1.0%		
Federal Home Loan Bank (h)		
3.609% due 09/09/2026	400	394
3.643% due 06/10/2026	200	199
		593
定期預金 0.8%		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.		
0.980% due 05/01/2026	NZD 14	8
1.630% due 05/04/2026	HKD 13	2
2.980% due 05/01/2026	AUD 7	6
3.130% due 05/01/2026	\$ 70	70
Bank of Nova Scotia		
1.370% due 05/01/2026	CAD 43	31
3.130% due 05/01/2026	\$ 52	52

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表（続き）
（未監査）
2026年4月30日現在

	額面価格 (千単位)		時価 (千単位)
BNP Paribas Bank			
0.980% due 05/01/2026	NZD	5	\$ 3
3.130% due 05/01/2026	\$	1	1
4.490% due 05/04/2026	ZAR	8	0
Brown Brothers Harriman & Co.			
0.180% due 05/01/2026	¥	1	0
2.910% due 05/04/2026	NOK	53	6
3.130% due 05/01/2026	\$	1	1
Citibank N.A.			
1.110% due 05/04/2026	EUR	2	3
2.920% due 05/01/2026	GBP	10	14
3.130% due 05/01/2026	\$	7	7
DBS Bank Ltd.			
3.130% due 05/01/2026		7	7
DnB Bank ASA			
1.110% due 05/04/2026	EUR	10	12
HSBC Bank			
0.550% due 05/04/2026	SGD	19	15
HSBC Bank PLC			
1.110% due 05/04/2026	EUR	5	6
2.920% due 05/01/2026	GBP	2	2
JPMorgan Chase Bank N.A.			
3.130% due 05/01/2026	\$	1	1
MUFG Bank Ltd.			
0.180% due 05/01/2026	¥	142	1
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.			
0.180% due 05/01/2026		126	1
3.130% due 05/01/2026	\$	26	26
			275
米国財務省短期証券 1.1%			
3.640% due 06/25/2026 (h)		100	99
3.651% due 07/02/2026 (i)		300	299
			398
短期金融商品合計 (取得原価 \$1,266)			1,266
投資有価証券合計 108.1% (取得原価 \$39,182)			\$ 38,858
金融デリバティブ商品 (k) (l) (0.3%) (取得原価またはプレミアム、純額 \$(238))			(100)
その他の資産および負債、純額 (7.8%)			(2,824)
純資産 100.0%			\$ 35,934

投資有価証券明細表に対する注記

- * ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
- (a) 債務不履行に陥った証券。
- (b) 現物払い証券。
- (c) 永久証券。表示されている日付は、適用ある場合、次の契約上の繰上げ償還日を表す。
- (d) 証券の額面価格はインフレ率に対して調整されている。
- (e) 偶発転換証券。
- (f) 発行時決済証券。
- (g) 証券は将来の日付で利子が発生する。
- (h) クーポンは、満期までの利回りを表す。
- (i) クーポンは、満期までの加重平均利回りを表す。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

借入れおよびその他の資金調達取引

逆レポ契約

相手方	借入金利 ⁽¹⁾	決済日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	借入額 ⁽¹⁾	逆レポ契約にかかる 未払金
BRC	2.000%	06/11/2025	TBD ⁽²⁾	EUR (174)	\$ (207)
BRC	3.500%	04/06/2026	TBD ⁽²⁾	\$ (182)	(182)
BRC	3.700%	12/12/2025	TBD ⁽²⁾	(189)	(192)
BRC	3.750%	12/12/2025	TBD ⁽²⁾	(254)	(258)
DEU	3.740%	04/20/2026	05/04/2026	(690)	(690)
JPS	3.750%	04/23/2026	05/07/2026	(914)	(915)
MEI	3.600%	03/25/2026	05/05/2026	(219)	(220)
MYI	3.750%	12/12/2025	TBD ⁽²⁾	(297)	(302)
SOG	3.910%	12/12/2025	TBD ⁽²⁾	(182)	(185)
逆レポ契約合計					\$ (3,151)

担保付借入として計上される特定の額度

	契約の残存約定期日				合計
	オーバーナイト および 連続取引	30日まで	31日から90日	90日超	
逆レポ契約					
Non-U.S. Corporate Debt	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (442)	\$ (442)
Non-U.S. Government Debt	0	(220)	0	(884)	(1,104)
U.S. Government Debt	0	(1,605)	0	0	(1,605)
逆レポ契約合計	\$ 0	\$ (1,825)	\$ 0	\$ (1,326)	\$ (3,151)
借入れ合計	\$ 0	\$ (1,825)	\$ 0	\$ (1,326)	\$ (3,151)
逆レポ契約にかかる未払金					\$ (3,151)

借入れおよびその他の資金調達取引の概要

以下は、2026年4月30日現在の、相手方による借入れおよびその他の資金調達取引の時価ならびに差入／（受領）された担保の概要である。

(j) 2026年4月30日現在、以下のマスター契約の条項に基づき、時価総額3,206米ドルの組入証券が担保となっている。

相手方	レポ契約に かかる 受領額	逆レポ契約に かかる未払金	売却／買戻し 取引にかかる 未払金	空売りに かかる未払金	借入れおよび その他の資金 調達取引合計	担保（受領） ／差入	エクスポージャー 純額 ⁽³⁾
グローバル／マスター・レポ契約							
BRC	\$ 0	\$ (839)	\$ 0	\$ 0	\$ (839)	\$ 899	\$ 60
DEU	0	(690)	0	0	(690)	682	(8)
JPS	0	(915)	0	0	(915)	891	(24)
MEI	0	(220)	0	0	(220)	233	13
MYI	0	(302)	0	0	(302)	305	3
SOG	0	(185)	0	0	(185)	196	11
借入れおよびその他の資金調達取引合計	\$ 0	\$ (3,151)	\$ 0	\$ 0	\$ (3,151)		

⁽¹⁾ 2026年4月30日終了期間中、未決済の平均借入額は2,403米ドルで、加重平均利率は3.65%であった。平均借入額は、当期中保有された場合、売却／買戻し取引および逆レポ契約を含むことがある。

⁽²⁾ 満期の定めのない逆レポ契約。

⁽³⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金／（相手方への未払金）の純額を表す。借入れおよびその他の資金調達取引からのエクスポージャーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

投資有価証券明細表 (続き)

(未監査)

2026年4月30日現在

(k) 金融デリバティブ商品上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品

先物契約:

銘柄	種類	権利失効月 (月/年)	契約数	未実現利益/ (損失)	変動証拠金	
					資産	負債
Euro-Bund 10-Year Bond June Futures	Long	06/2026	6	\$ (23)	\$ 2	\$ 0
Euro-Buxl 30-Year Bond June Futures	Short	06/2026	2	6	0	(2)
Euro-Schatz 2-Year Note June Futures	Short	06/2026	5	6	0	0
Short Euro-BTP Note June Futures	Long	06/2026	8	(3)	0	0
U.S. Treasury 2-Year Note June Futures	Long	06/2026	3	(5)	0	0
U.S. Treasury 5-Year Note June Futures	Long	06/2026	4	(2)	1	0
U.S. Treasury 10-Year Note June Futures	Long	06/2026	92	(234)	22	0
U.S. Treasury Ultra 30-Year Bond June Futures	Short	06/2026	1	1	0	0
先物契約合計				\$ (254)	\$ 25	\$ (2)

スワップ契約

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ・バイ・プロテクション⁽¹⁾

指数/トランシェ	固定取引 (支払)金利	満期日 (月/日/年)	想定元本 ⁽²⁾	時価 ⁽⁴⁾	未実現利益/ (損失)	変動証拠金	
						資産	負債
CDX EM-38 Index	(1.000%)	12/20/2027	\$ 600	\$ (4)	\$ (15)	\$ 0	\$ 0
CDX EM-42 Index	(1.000%)	12/20/2029	400	(1)	(10)	0	0
CDX IG-46 Index	(1.000%)	06/20/2031	1,000	(21)	(4)	0	(1)
				\$ (26)	\$ (29)	\$ 0	\$ (1)

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ・セル・プロテクション⁽¹⁾

指数/トランシェ	固定取引 受領金利	満期日 (月/日/年)	想定元本 ⁽²⁾	時価 ⁽⁴⁾	未実現利益/ (損失)	変動証拠金	
						資産	負債
CDX EM-41 Index	1.000%	06/20/2029	\$ 200	\$ 1	\$ 8	\$ 0	\$ 0
CDX EM-45 Index	1.000%	06/20/2031	250	(7)	1	0	0
				\$ (6)	\$ 9	\$ 0	\$ 0

金利スワップ

支払/受領 変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日 (月/日/年)	想定元本	時価	未実現利益/ (損失)	変動証拠金	
							資産	負債
支払	3-Month ZAR-SAJIBOR	6.770%	03/10/2028	ZAR 1,600	\$ (1)	\$ (1)	\$ 0	\$ 0
支払	6-Month CZK-PRIBOR	4.250%	04/18/2029	CZK 2,600	0	(3)	0	0
支払	6-Month CZK-PRIBOR	3.530%	07/15/2029	11,400	(3)	(1)	1	0
支払	6-Month CZK-PRIBOR	3.080%	10/03/2029	7,000	(8)	(8)	1	0
受領	6-Month CZK-PRIBOR	3.325%	05/09/2030	10,000	10	10	0	(1)
受領	6-Month CZK-PRIBOR	3.363%	05/29/2030	8,800	9	4	0	(1)
支払	6-Month CZK-PRIBOR	4.130%	10/01/2035	5,000	(2)	(5)	1	0
支払	6-Month CZK-PRIBOR	4.480%	03/11/2036	400	0	0	0	0
支払 ⁽³⁾	6-Month CZK-PRIBOR	3.930%	05/22/2036	4,700	(11)	(5)	1	0
支払	6-Month EURIBOR	3.370%	10/09/2028	EUR 100	4	0	0	0
支払	6-Month EURIBOR	3.450%	10/20/2028	100	4	0	0	0
支払	6-Month EURIBOR	2.818%	06/26/2029	200	4	(2)	1	0
受領 ⁽³⁾	6-Month EURIBOR	2.500%	09/16/2031	400	10	4	0	(2)
受領 ⁽³⁾	6-Month EURIBOR	2.750%	09/16/2036	2,700	97	49	0	(17)
支払 ⁽³⁾	6-Month EURIBOR	3.000%	09/16/2056	190	(7)	(3)	2	0
支払	6-Month HUF-BUBOR	5.955%	05/08/2030	HUF 185,000	16	16	0	0
受領	6-Month HUF-BUBOR	6.190%	11/18/2030	34,300	(1)	(2)	0	0
受領	6-Month HUF-BUBOR	6.410%	11/21/2030	75,700	(4)	(4)	0	0
受領	6-Month HUF-BUBOR	6.439%	11/24/2030	22,900	(1)	(1)	0	0
受領	6-Month HUF-BUBOR	6.500%	11/25/2030	20,600	(1)	(1)	0	0
受領	6-Month HUF-BUBOR	7.050%	03/11/2036	13,600	(4)	(3)	0	0
支払	6-Month HUF-BUBOR	7.020%	03/16/2036	28,700	9	9	0	0
支払	6-Month HUF-BUBOR	6.910%	03/19/2036	13,800	4	4	0	0
受領	6-Month HUF-BUBOR	6.485%	04/14/2036	13,400	(3)	(2)	0	0

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

投資有価証券明細表 (続き)

(未監査)

2026年4月30日現在

金利スワップ (続き)

支払／受領 変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日	想定元本	時価	未実現利益／ (損失)	変動証拠金	
			(月／日／年)				資産	負債
受領	6-Month HUF-BUBOR	6.040%	04/15/2036	HUF 6,500	\$ (1)	\$ (1)	\$ 0	\$ 0
受領	6-Month HUF-BUBOR	6.070%	04/15/2036	10,400	(1)	(1)	0	0
支払	6-Month PLN-WIBOR	4.855%	02/10/2030	PLN 1,000	4	3	0	0
受領	6-Month PLN-WIBOR	4.075%	04/11/2030	1,000	4	4	0	0
支払	6-Month PLN-WIBOR	4.678%	03/11/2036	200	0	0	0	0
支払	6-Month PLN-WIBOR	4.655%	03/16/2036	200	0	0	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	9.842%	01/04/2027	BRL 5,100	(85)	(85)	0	(1)
受領	BRL-CDI-Compounded	11.253%	01/04/2027	2,400	24	24	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	11.550%	01/04/2027	200	(2)	(2)	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	11.570%	01/04/2027	2,100	(18)	(18)	0	0
受領	BRL-CDI-Compounded	13.055%	01/04/2027	900	0	11	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.015%	01/02/2029	600	(2)	(1)	0	0
受領	BRL-CDI-Compounded	13.030%	01/02/2029	600	2	2	0	(1)
支払	BRL-CDI-Compounded	13.265%	01/02/2029	600	(1)	(1)	1	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.310%	01/02/2029	400	(1)	(1)	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.320%	01/02/2029	600	(1)	(1)	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.615%	01/02/2029	1,000	(2)	(2)	1	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.685%	01/02/2029	1,000	(1)	(1)	1	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.255%	01/02/2031	1,300	(2)	(2)	1	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.350%	01/02/2031	100	0	0	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.440%	01/02/2031	100	0	0	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.520%	01/02/2031	900	0	0	1	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.560%	01/02/2031	800	0	0	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.670%	01/02/2031	200	0	0	0	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.681%	01/02/2031	600	0	0	1	0
支払	BRL-CDI-Compounded	13.370%	01/03/2033	600	0	0	1	0
支払	IBMXID1	8.280%	03/06/2036	MXN 300	0	0	0	0
受領 ⁽³⁾	IBMXID1	8.193%	06/04/2036	300	0	0	0	0
支払	Secured Overnight Financing Rate	1.500%	06/21/2027	\$ 300	(8)	16	0	0
支払	Secured Overnight Financing Rate	1.500%	12/15/2028	200	(12)	9	0	0
支払	Secured Overnight Financing Rate	2.710%	03/01/2029	1,500	(55)	28	2	0
受領	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	06/20/2029	300	0	(2)	0	0
支払	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	12/18/2029	530	1	3	1	0
受領	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	12/18/2029	510	(1)	16	0	(1)
支払	Secured Overnight Financing Rate	3.000%	03/19/2030	600	(15)	16	1	0
受領 ⁽³⁾	Secured Overnight Financing Rate	3.325%	08/31/2030	2,613	37	29	0	(4)
受領	Secured Overnight Financing Rate	3.500%	12/20/2030	2,000	19	9	0	(3)
支払	Secured Overnight Financing Rate	1.750%	12/15/2031	100	(11)	3	0	0
受領 ⁽³⁾	Secured Overnight Financing Rate	3.500%	06/17/2033	600	11	3	0	(1)
支払	Secured Overnight Financing Rate	4.165%	09/27/2033	100	3	(2)	0	0
支払	Secured Overnight Financing Rate	4.155%	10/02/2033	100	3	(2)	0	0
支払	Secured Overnight Financing Rate	4.170%	10/03/2033	200	4	(5)	1	0
支払	Secured Overnight Financing Rate	4.150%	10/12/2033	100	2	(2)	0	0
支払	Secured Overnight Financing Rate	4.220%	10/20/2033	100	3	(2)	0	0

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

金利スワップ（続き）									
支払／受領			満期日				未実現利益／	変動証拠金	
変動金利	変動金利指数	固定金利	（月／日／年）	想定元本	時価		（損失）	資産	負債
支払	Secured Overnight Financing Rate	3.500%	12/20/2033	\$ 160	\$ (4)	\$ (3)	\$ 0	\$ 0	
受領	Secured Overnight Financing Rate	4.250%	03/20/2034	800	(23)	11	0	(1)	
受領	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	06/20/2034	700	7	1	0	(1)	
受領	Secured Overnight Financing Rate	3.250%	03/19/2035	200	10	(4)	0	0	
受領	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	06/20/2036	200	4	4	0	0	
受領	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	12/18/2039	100	4	4	0	0	
受領	Secured Overnight Financing Rate	3.250%	06/18/2055	200	34	13	0	0	
受領	Sinacofi Chile Interbank Rate Average	5.511%	11/13/2033	CLP 144,000	(4)	3	0	(1)	
支払	Sinacofi Chile Interbank Rate Average	4.855%	12/18/2033	144,000	(3)	(2)	1	0	
スワップ契約合計					\$ 44	\$ 127	\$ 20	\$ (35)	
					\$ 12	\$ 107	\$ 20	\$ (36)	

金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の概要

以下は、2026年4月30日現在の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の時価および変動証拠金の概要である。

2026年4月30日現在、674米ドルの現金が、上場金融デリバティブ商品および集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	変動証拠金				変動証拠金			
	時価	資産			時価	負債		
	購入オプション	先物	スワップ契約	合計	売却オプション	先物	スワップ契約	合計
上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品合計	\$ 0	\$ 25	\$ 20	\$ 45	\$ 0	\$ (2)	\$ (36)	\$ (38)

- (1) ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起きた場合、ファンドは（i）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの売り手から受領し、参照債務もしくは参照指数を構成する原証券を交付するか、または（ii）想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。
- (2) ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起きた場合、ファンドは（i）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務もしくは参照指数を構成する原証券を受領するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。
- (3) 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起きた場合、ファンドが信用プロテクションの売り手として支払うこと、または信用プロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。
- (4) かかるクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、価格および最終額は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブにとっての期待負債（または期待収益）は、期末現在クローズした／売却されたスワップ契約の想定元本である可能性を表す。当該スワップの想定元本と比較した場合の絶対値における時価の増加は、参照先の信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行のリスクもしくはその他の信用事由が発生する可能性の増大を表す。
- (5) かかる商品は、先スタート条件付の実効日を有する。追加情報については、財務書類に対する注2「証券取引および投資収益」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

(1) 金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品

為替予約契約

相手方	決済月 (月／年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益／（損失）	
				資産	負債
BOA	05/2026	HUF 6,738	\$ 21	\$ 0	\$ (1)
BOA	05/2026	\$ 26	EUR 23	1	0
BOA	06/2026	EUR 191	\$ 224	0	(1)
BOA	06/2026	ILS 18	6	0	0
BOA	06/2026	9	3	0	0
BOA	06/2026	MXN 1,072	62	1	0
BPS	05/2026	EUR 105	123	0	0
BPS	05/2026	ILS 18	6	0	0
BPS	05/2026	\$ 28	EUR 24	0	0
BPS	05/2026	261	INR 24,738	0	(1)
BPS	05/2026	13	KWD 4	0	0
BPS	05/2026	13	PLN 48	0	0
BPS	05/2026	35	SGD 45	0	0
BPS	06/2026	IDR 578,825	\$ 34	1	0
BPS	06/2026	SGD 45	35	0	0
BPS	06/2026	\$ 7	IDR 130,475	0	0
BPS	06/2026	8	KWD 2	0	0
BPS	06/2026	4	1	0	0
BPS	06/2026	2	THB 55	0	0
BPS	09/2026	IDR 131,149	\$ 7	0	0
BPS	06/2027	\$ 16	KWD 5	0	0
BPS	05/2029	KWD 16	\$ 56	2	0
BPS	05/2029	11	38	1	0
BPS	05/2029	16	56	2	0
BPS	05/2029	16	56	2	0
BPS	07/2029	13	45	2	0
BPS	08/2030	3	9	0	0
BPS	01/2031	3	9	0	0
BPS	01/2031	3	9	0	0
BRC	05/2026	TRY 2,915	62	0	(2)
BRC	05/2026	2,416	52	0	(1)
BRC	05/2026	1,939	42	0	(1)
BRC	05/2026	1,113	24	0	0
BRC	05/2026	\$ 6	ILS 18	0	0
BRC	05/2026	13	MYR 54	0	0
BRC	05/2026	17	TRY 800	0	0
BRC	05/2026	17	800	0	0
BRC	05/2026	17	787	0	0
BRC	05/2026	14	644	0	0
BRC	05/2026	14	640	0	0
BRC	05/2026	14	646	0	0
BRC	06/2026	TRY 702	\$ 15	0	0
BRC	06/2026	\$ 17	TRY 823	0	0
BRC	06/2026	116	5,389	0	0
BRC	06/2026	224	10,438	0	0
BRC	07/2026	ILS 18	\$ 6	0	0
BSS	05/2026	\$ 2,992	EUR 2,548	0	(2)
BSS	06/2026	EUR 2,548	\$ 2,996	2	0
CBK	05/2026	EGP 894	17	0	0
CBK	05/2026	1,034	20	0	0
CBK	05/2026	INR 24,754	263	2	0
CBK	05/2026	PEN 1,663	469	0	(3)
CBK	05/2026	\$ 20	EGP 1,034	0	0
CBK	05/2026	229	EUR 194	0	(1)
CBK	05/2026	263	INR 24,794	0	(2)
CBK	05/2026	12	KRW 17,118	0	0
CBK	05/2026	3	NGN 3,890	0	0
CBK	06/2026	5	THB 175	0	0
CBK	07/2026	10	EGP 487	0	(1)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

為替予約契約（続き）

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額		通貨受取額	未実現利益／（損失）	
					資産	負債
CBK	07/2026	\$	36	EGP	1,982	\$ 0
CBK	07/2026		6	KZT	3,115	1 0
CBK	08/2026	INR	26,010	\$	277	7 0
CBK	09/2026	\$	30	CLJP	26,303	0 (1)
CBK	10/2026	UZS	91,700	\$	7	0 0
CBK	11/2026	NGN	4,085		3	0 0
DUB	05/2026	AUD	56		39	0 (2)
DUB	05/2026	CNH	156		23	0 0
DUB	05/2026	HUF	7,978		25	0 (1)
DUB	05/2026	SGD	45		35	0 0
DUB	05/2026	\$	47	CNH	320	0 0
DUB	05/2026		42	KRW	62,614	1 0
DUB	05/2026		491	PEN	1,665	0 (20)
DUB	06/2026	CNH	320	\$	47	0 0
DUB	06/2026	KZT	3,607		7	0 (1)
DUB	06/2026		33,785		63	0 (9)
DUB	06/2026		41,025		76	0 (12)
DUB	06/2026	TWD	860		27	0 0
DUB	06/2026	\$	2	THB	70	0 0
DUB	07/2026	KZT	1,775	\$	4	0 0
DUB	07/2026	\$	0	EGP	18	0 0
DUB	07/2026		11	KZT	5,680	1 0
DUB	07/2026		27		14,744	4 0
DUB	07/2026		20		11,029	2 0
DUB	07/2026		3		1,640	0 0
DUB	07/2026		3		1,622	0 0
DUB	10/2026	PEN	1,676	\$	491	18 0
DUB	10/2026	UGX	36,250		10	1 0
DUB	10/2026	UZS	961,949		76	0 (3)
DUB	10/2026		276,774		22	0 (1)
DUB	10/2026		260,000		20	0 (1)
DUB	11/2026		234,900		18	0 (1)
DUB	11/2026		316,780		24	0 (1)
DUB	11/2026		248,204		19	0 (1)
DUB	11/2026		195,300		15	0 (1)
DUB	12/2026		108,955		8	0 0
DUB	12/2026		357,844		28	0 (1)
DUB	12/2026		178,338		14	0 (1)
DUB	12/2026		178,544		14	0 (1)
DUB	12/2026		352,972		27	0 (1)
DUB	12/2026		64,950		5	0 0
DUB	02/2027	\$	29	NGN	43,947	0 0
FAR	05/2026	CHF	62	\$	78	0 (1)
FAR	05/2026	ILS	31		10	0 (1)
FAR	05/2026	\$	15	PLN	55	0 0
FAR	05/2026	ZAR	7,896	\$	482	10 0
FAR	06/2026	ILS	19		6	0 0
FAR	06/2026	\$	245	PEN	833	0 (9)
GLM	05/2026	BRL	299	\$	60	0 0
GLM	05/2026	CZK	126		6	0 0
GLM	05/2026	DOP	5,175		80	0 (7)
GLM	05/2026		5,298		86	0 (3)
GLM	05/2026	\$	60	BRL	299	0 0
GLM	05/2026		3	EGP	147	0 0
GLM	05/2026		9	HUF	2,636	0 0
GLM	06/2026	BRL	0	\$	0	0 0
GLM	06/2026	TRY	636		14	0 0
GLM	06/2026	\$	91	BRL	489	7 0
GLM	07/2026	DOP	553	\$	9	0 0
GLM	07/2026	\$	60	BRL	303	0 0

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

為替予約契約（続き）

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益／（損失）	
				資産	負債
GLM	08/2026	\$ 279	DOP 17,243	\$ 6	\$ 0
GLM	09/2026	DOP 19,253	\$ 317	0	(1)
JPM	05/2026	BRL 299	60	0	0
JPM	05/2026	CNH 164	24	0	0
JPM	05/2026	CZK 201	10	0	0
JPM	05/2026	ILS 51	16	0	0
JPM	05/2026	\$ 60	BRL 299	0	0
JPM	05/2026	78	CHF 62	1	0
JPM	05/2026	6	ILS 17	0	0
JPM	05/2026	10	31	0	0
JPM	05/2026	36	KRW 53,916	1	0
JPM	06/2026	CHF 62	\$ 78	0	(1)
JPM	06/2026	COP 728,142	195	0	(4)
JPM	06/2026	MXN 2,614	150	2	0
JPM	06/2026	TRY 5,763	123	0	0
JPM	06/2026	\$ 2	THB 69	0	0
JPM	07/2026	ILS 47	\$ 16	0	0
JPM	07/2026	KZT 659	1	0	0
JPM	10/2026	UZS 309,886	24	0	(1)
JPM	10/2026	144,432	11	0	0
JPM	11/2026	\$ 4	EGP 259	0	0
JPM	06/2027	UZS 181,953	\$ 13	0	(1)
MBC	05/2026	EUR 24	28	0	0
MBC	05/2026	\$ 1	EGP 44	0	0
MBC	05/2026	97	EUR 83	1	0
MBC	06/2026	10	EGP 560	0	0
MBC	07/2026	EGP 10,298	\$ 181	0	(5)
MYI	05/2026	\$ 9	HUF 3,018	0	0
MYI	05/2026	6	PLN 20	0	0
NGF	05/2026	TRY 2,664	\$ 59	0	0
SCX	05/2026	CAD 41	29	0	0
SCX	05/2026	\$ 8	PLN 30	0	0
SCX	06/2026	KZT 537	\$ 1	0	0
SCX	06/2026	\$ 82	NGN 122,904	6	0
SCX	06/2026	2	THB 67	0	0
SCX	07/2026	2	EGP 81	0	0
SCX	07/2026	5	KZT 2,790	1	0
SCX	07/2026	53	NGN 79,894	4	0
SCX	08/2026	52	EGP 2,637	0	(5)
SCX	08/2026	14	NGN 20,144	0	0
SCX	10/2026	5	UGX 19,812	0	0
SCX	11/2026	54	NGN 79,339	1	0
SCX	02/2027	87	132,256	1	0
SOG	05/2026	EGP 1,071	\$ 20	0	0
SOG	05/2026	EUR 2,743	3,171	0	(48)
SOG	05/2026	\$ 41	AUD 56	0	0
SOG	05/2026	22	EGP 1,071	0	(2)
SOG	05/2026	30	1,476	0	(3)
SOG	05/2026	16	859	0	0
SOG	06/2026	AUD 56	\$ 41	0	0
SOG	06/2026	ILS 18	6	0	0
SOG	06/2026	PEN 296	88	4	0
SOG	06/2026	\$ 17	EGP 915	0	0
SOG	07/2026	26	1,399	0	(1)
SOG	11/2026	10	557	0	0
SSB	05/2026	30	CAD 41	0	0
SSB	06/2026	CAD 41	\$ 30	0	0
UAG	06/2026	ILS 9	3	0	0
UAG	06/2026	17	6	0	0
為替予約契約合計				\$ 96	\$ (168)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

購入オプション

クレジット・デフォルト・スワップション

相手方	銘柄	バイ/セル プロテクション	行使率	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁽¹⁾	取得価額	時価
GST	Put - CDX IG-45 Index	Buy	0.550%	05/20/2026	2,122	\$ 4	\$ 1
購入オプション合計						\$ 4	\$ 1

売却オプション

クレジット・デフォルト・スワップション

相手方	銘柄	バイ/セル プロテクション	行使率	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受領)	時価
GST	Put - CDX IG-45 Index	Sell	0.750%	05/20/2026	5,305	\$ (4)	\$ 0
売却オプション合計						\$ (4)	\$ 0

スワップ契約

仕債、ソブリン債および米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ・バイ・プロテクション⁽²⁾

相手方	レファレンス・エンティティ	固定取引 (支払)金利	満期日 (月/日/年)	2026年4月30日現在 のインプライド・ クレジット・ スプレッド ⁽⁴⁾	想定元本 ⁽³⁾	プレミアム 支払/ (受領)	未実現 利益/ (損失)	スワップ契約、時価 資産 負債	
BOA	Mexico Government International Bond	(1.000%)	06/20/2035	1.460%	\$ 150	\$ 10	\$ (5)	\$ 5	\$ 0
BWC	Saudi Government International Bond	(1.000%)	06/20/2034	0.914%	400	(4)	2	0	(2)
CBE	Mexico Government International Bond	(1.000%)	06/20/2035	1.460%	100	7	(3)	4	0
GST	Saudi Government International Bond	(1.000%)	06/20/2034	0.914%	100	(1)	0	0	(1)
MYC	Saudi Government International Bond	(1.000%)	06/20/2034	0.914%	300	(3)	1	0	(2)
						\$ 9	\$ (5)	\$ 9	\$ (5)

仕債、ソブリン債および米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ・セル・プロテクション⁽²⁾

相手方	レファレンス・エンティティ	固定取引 受領金利	満期日 (月/日/年)	2024年4月30日現在 のインプライド・ クレジット・ スプレッド ⁽⁴⁾	想定元本 ⁽³⁾	プレミアム 支払/ (受領)	未実現 利益/ (損失)	スワップ契約、時価 資産 負債	
BOA	Argentina Government International Bond	5.000%	06/20/2027	2.627%	\$ 45	\$ (6)	\$ 7	\$ 1	\$ 0
BOA	Brazil Government International Bond	1.000%	06/20/2035	1.948%	200	(28)	14	0	(14)
BOA	Chile Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.159%	200	1	0	1	0
BOA	Colombia Government International Bond	1.000%	06/20/2031	2.037%	500	(28)	6	0	(22)
BOA	Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2031	0.709%	200	2	1	3	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.260%	200	1	(1)	0	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.275%	100	0	0	0	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2027	0.387%	100	0	1	1	0
BPS	Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.233%	200	2	(1)	1	0

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

投資有価証券明細表 (続き)

(未監査)

2026年4月30日現在

BPS	Turkey Government International Bond	1.000%	06/20/2027	1.098%	\$ 200	\$ (39)	\$ 40	\$ 1	\$ 0
BRC	Argentina Government International Bond	5.000%	12/20/2026	1.438%	50	1	0	1	0
BRC	Argentina Government International Bond	5.000%	06/20/2027	2.627%	50	1	1	2	0
BRC	Benin Government International Bond	1.000%	06/20/2026	1.967%	50	(2)	2	0	0
BRC	Nigeria Government International Bond	1.000%	12/20/2029	2.406%	400	(59)	41	0	(18)
BRC	Petroleos Mexicanos Saudi Government	1.000%	06/20/2030	2.331%	100	(9)	4	0	(5)
BRC	International Bond	1.000%	06/20/2030	0.576%	800	11	3	14	0
BRC	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2029	1.996%	200	(13)	6	0	(7)
CEK	Chile Government International Bond	1.000%	06/20/2031	0.449%	100	2	1	3	0
CEK	Ivory Coast Government International Bond	1.000%	06/20/2030	2.533%	50	(6)	4	0	(2)
CEK	Panama Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.364%	50	0	0	0	0
DUB	Nigeria Government International Bond	1.000%	12/20/2029	2.406%	200	(33)	24	0	(9)
GST	Brazil Government International Bond	1.000%	12/20/2030	1.108%	300	(7)	6	0	(1)
GST	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2031	0.921%	600	1	2	3	0
GST	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2027	0.313%	100	0	1	1	0
GST	Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.233%	400	2	(1)	1	0
GST	Petroleos Mexicanos	4.850%	05/07/2026	—*	36	0	0	0	0
GST	Saudi Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.576%	700	10	2	12	0
JPM	Ecuador Government International Bond	5.000%	06/20/2027	1.340%	50	2	1	3	0
JPM	Ivory Coast Government International Bond	1.000%	06/20/2030	2.533%	25	(3)	2	0	(1)
JPM	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2030	2.323%	200	(15)	4	0	(11)
MYC	Argentina Government International Bond	5.000%	12/20/2026	1.438%	50	1	0	1	0
MYC	Argentina Government International Bond	5.000%	06/20/2027	2.627%	50	1	1	2	0
MYC	Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.233%	100	0	0	0	0
MYC	Petroleos Mexicanos	1.000%	06/20/2027	1.683%	50	(1)	0	0	(1)
MYC	Qatar Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.152%	100	1	(1)	0	0
MYC	Turkey Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.794%	200	(37)	37	0	0
スワップ契約合計					\$ (247)	\$ 207	\$ 51	\$ (91)	
					\$ (238)	\$ 202	\$ 60	\$ (96)	

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品の概要

以下は、2026年4月30日現在の、相手方との店頭取引金融デリバティブ商品の時価および差入れ／（受領）された担保の概要である。

相手方	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債						
	為替予約 契約	購入 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計	為替予約 契約	売却 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計	店頭取引 デリバティブ の時価純額	担保差入 ／（受領）	エクス ポージャー 純額 ⁽⁶⁾
BOA	\$ 2	\$ 0	\$ 10	\$ 12	\$ (2)	\$ 0	\$ (36)	\$ (38)	\$ (26)	\$ 0	\$ (26)
BPS	10	0	3	13	(1)	0	0	(1)	12	0	12
BRC	0	0	17	17	(4)	0	(32)	(36)	(19)	0	(19)
BSS	2	0	0	2	(2)	0	0	(2)	0	0	0
CBK	10	0	7	17	(8)	0	(2)	(10)	7	0	7
DUB	27	0	0	27	(58)	0	(9)	(67)	(40)	0	(40)
FAR	10	0	0	10	(11)	0	0	(11)	(1)	0	(1)
GLM	13	0	0	13	(11)	0	0	(11)	2	0	2
GST	0	1	17	18	0	0	(2)	(2)	16	0	16
JPM	4	0	3	7	(7)	0	(12)	(19)	(12)	0	(12)
MBC	1	0	0	1	(5)	0	0	(5)	(4)	0	(4)
MYC	0	0	3	3	0	0	(3)	(3)	0	0	0
MYI	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
NGF	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
SCX	13	0	0	13	(5)	0	0	(5)	8	0	8
SOG	4	0	0	4	(54)	0	0	(54)	(50)	0	(50)
SSB	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
UAG	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
店頭取引合計	\$ 96	\$ 1	\$ 60	\$ 157	\$ (168)	\$ 0	\$ (96)	\$ (264)			

⁽¹⁾ 想定元本は、契約数を表している。

⁽²⁾ ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（i）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの売り手から受領し、参照債務もしくは参照指数を構成する原証券を交付するか、または（ii）想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。

⁽³⁾ ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（i）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務もしくは参照指数を構成する原証券を受領するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。

⁽⁴⁾ 絶対値で表され、期末時点の社債、米国地方債またはソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の時価の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブに対する債務不履行の可能性もしくはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行のリスクもしくはその他の信用事由が発生する可能性の増大を表す。

⁽⁵⁾ 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドが信用プロテクションの売り手として支払うこと、または信用プロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。

⁽⁶⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金／（相手方への未払金）の純額を表す。店頭取引金融デリバティブ商品からのエクスポージャーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

* インプライド・クレジット・スプレッドは、重要であり観測不可能なインプットが公正価値測定に使用されているため、利用できない。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表（続き）
（未監査）
2026年4月30日現在

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、リスク・エクスポージャー別に分類されたファンドのデリバティブ商品の公正価値の概要である。ファンドのリスクについては、財務書類に対する注記の注7「主要なリスクおよびその他のリスク」を参照のこと。

2026年4月30日現在の資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値：

ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品									
	商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約			合計	
金融デリバティブ商品 - 資産									
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品									
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 25			\$ 25	
スワップ契約	0	0	0	0	20			20	
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 45			\$ 45	
店頭取引金融デリバティブ商品									
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 96	\$ 0			\$ 96	
購入オプション	0	1	0	0	0			1	
スワップ契約	0	60	0	0	0			60	
	\$ 0	\$ 61	\$ 0	\$ 96	\$ 0			\$ 157	
	\$ 0	\$ 61	\$ 0	\$ 96	\$ 45			\$ 202	
金融デリバティブ商品 - 負債									
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品									
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (2)			\$ (2)	
スワップ契約	0	(1)	0	0	(35)			(36)	
	\$ 0	\$ (1)	\$ 0	\$ 0	\$ (37)			\$ (38)	
店頭取引金融デリバティブ商品									
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (168)	\$ 0			\$ (168)	
売却オプション	0	0	0	0	0			0	
スワップ契約	0	(96)	0	0	0			(96)	
	\$ 0	\$ (96)	\$ 0	\$ (168)	\$ 0			\$ (264)	
	\$ 0	\$ (97)	\$ 0	\$ (168)	\$ (37)			\$ (302)	

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表（続き）
（未監査）
2026年4月30日現在

2026年4月30日終了期間の運用計算書上の金融デリバティブ商品の影響：

ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品									
	商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計			
金融デリバティブ商品にかかる実現純利益（損失）									
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品									
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 102	\$ 102			
スワップ契約	0	(5)	0	0	10	5			
	\$ 0	\$ (5)	\$ 0	\$ 0	\$ 112	\$ 107			
店頭取引金融デリバティブ商品									
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 103	\$ 0	\$ 103			
購入オプション	0	(3)	0	0	0	(3)			
売却オプション	0	3	0	61	0	64			
スワップ契約	0	25	0	0	0	25			
	\$ 0	\$ 25	\$ 0	\$ 164	\$ 0	\$ 189			
	\$ 0	\$ 20	\$ 0	\$ 164	\$ 112	\$ 296			
金融デリバティブ商品にかかる未実現利益（損失）の純変動額									
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品									
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (293)	\$ (293)			
スワップ契約	0	(3)	0	0	112	109			
	\$ 0	\$ (3)	\$ 0	\$ 0	\$ (181)	\$ (184)			

ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品							
	商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計	
金融デリバティブ商品にかかる未実現利益（損失）の純変動額							
店頭取引金融デリバティブ商品							
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (151)	\$ 0	\$	(151)
売却オプション	0	1	0	(47)	0		(46)
スワップ契約	0	40	0	0	0		40
	\$ 0	\$ 41	\$ 0	\$ (198)	\$ 0	\$	(157)
	\$ 0	\$ 38	\$ 0	\$ (198)	\$ (181)	\$	(341)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

公正価値測定

以下は、2026年4月30日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリおよびサブ・カテゴリ	2026年4月30日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値
投資有価証券、時価				
アンゴラ				
社債	\$ 0	\$ 205	\$ 0	\$ 205
ソブリン債	0	215	0	215
アルゼンチン				
ソブリン債	0	1,050	0	1,050
アルメニア				
ソブリン債	0	192	0	192
オーストラリア				
社債	0	204	0	204
バーレーン				
ソブリン債	0	581	0	581
ベナン				
ソブリン債	0	190	0	190
ブラジル				
社債	0	240	0	240
ソブリン債	0	351	0	351
仕組債	0	245	0	245
ブルガリア				
ソブリン債	0	111	0	111
カメルーン				
ソブリン債	0	209	0	209
ケイマン諸島				
社債	0	1,579	0	1,579
チリ				
社債	0	934	0	934
中国				
普通株式	0	0	0	0
コロンビア				
社債	0	47	0	47
ソブリン債	0	546	0	546
コスタリカ				
ソブリン債	0	466	0	466
チェコ共和国				
社債	0	124	0	124
コンゴ民主共和国				
ソブリン債	0	205	0	205
ドミニカ共和国				
ソブリン債	0	1,667	0	1,667
エクアドル				
ソブリン債	0	707	0	707
エジプト				
ソブリン債	0	982	0	982
エルサルバドル				
社債	0	213	0	213
ソブリン債	0	169	0	169
フランス				
社債	0	196	0	196
ガーナ				
ソブリン債	0	298	0	298
グアテマラ				
社債	0	203	0	203
ソブリン債	0	217	0	217
ハンガリー				
社債	0	210	0	210
ソブリン債	0	1,279	0	1,279
インド				
社債	0	205	0	205

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2026 年 4 月 30 日現在 公正価値
投資有価証券、時価							
インドネシア							
社債	\$	0	\$	596	\$	0	\$ 596
ソブリン債		0		114		0	114
アイルランド							
ソブリン債		0		196		0	196
イスラエル							
社債		0		199		0	199
イタリア							
ソブリン債		0		208		0	208
コートジボワール							
ソブリン債		0		433		0	433
ジャージー、チャネル諸島							
社債		0		116		0	116
ヨルダン							
ソブリン債		0		312		0	312
カザフスタン							
社債		0		187		0	187
ソブリン債		0		423		0	423
ケニア							
ソブリン債		0		392		0	392
クウェート							
社債		0		197		0	197
ソブリン債		0		200		0	200
ラトビア							
ソブリン債		0		202		0	202
レバノン							
ソブリン債		0		184		0	184
リトアニア							
ソブリン債		0		115		0	115
ルクセンブルグ							
社債		0		339		0	339
ソブリン債		0		656		0	656
マレーシア							
社債		0		135		0	135
メキシコ							
社債		200		667		0	867
ソブリン債		0		483		0	483
モロッコ							
社債		0		209		0	209
オランダ							
社債		0		3		0	3
ナイジェリア							
社債		0		240		0	240
ソブリン債		0		440		0	440
北マケドニア共和国							
ソブリン債		0		120		0	120
オマーン							
ソブリン債		0		214		0	214
パキスタン							
ソブリン債		0		193		0	193
パナマ							
バンクローン債務		0		0		236	236
社債		0		196		0	196
ソブリン債		0		643		0	643
パラグアイ							
ソブリン債		0		338		0	338
ペルー							
社債		0		689		0	689
ソブリン債		0		188		0	188
フィリピン							
ソブリン債		0		203		0	203

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

投資有価証券明細表（続き）

（未監査）

2026年4月30日現在

				2026 年 4 月 30 日現在			
カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	レベル 1		レベル 2		レベル 3		公正価値
投資有価証券、時価							
ポーランド	\$	0	\$	464	\$	0	\$ 464
ソブリン債							
カタール							
社債		0		225		0	225
ソブリン債		0		203		0	203
ルーマニア							
ソブリン債		0		784		0	784
サウジアラビア							
社債		0		189		0	189
セネガル							
ソブリン債		0		216		0	216
セルビア							
ソブリン債		0		320		0	320
南アフリカ							
社債		0		211		0	211
ソブリン債		0		1,000		0	1,000
スリランカ							
ソブリン債		0		433		0	433
国際機関							
社債		0		113		0	113
タイ							
社債		0		396		0	396
トルコ							
社債		0		414		0	414
ソブリン債		0		847		0	847
ウクライナ							
ソブリン債		0		584		0	584
アラブ首長国連邦							
社債		0		759		0	759
ソブリン債		0		335		0	335
イギリス							
社債		0		160		0	160
仕組債		0		0		356	356
アメリカ合衆国							
社債		0		573		0	573
モーゲージ・バック証券		0		209		0	209
米国政府機関債		0		633		0	633
米国財務省証券		0		2,154		0	2,154
ウルグアイ							
ソブリン債		0		233		0	233
ウズベキスタン							
ソブリン債		0		401		0	401
ベネズエラ							
社債		0		360		0	360
ソブリン債		0		445		0	445
ザンビア							
ソブリン債		0		69		0	69
投資有価証券、時価							
短期金融商品	\$	0	\$	1,266	\$	0	\$ 1,266
投資合計	\$	200	\$	38,066	\$	592	\$ 38,858
金融デリバティブ商品 - 資産							
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品		2		43		0	45
店頭取引金融デリバティブ商品		0		157		0	157
	\$	2	\$	200	\$	0	\$ 202
金融デリバティブ商品 - 負債							
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品		(2)		(36)		0	(38)
店頭取引金融デリバティブ商品		0		(264)		0	(264)
	\$	(2)	\$	(300)	\$	0	\$ (302)
合計	\$	200	\$	37,966	\$	592	\$ 38,758

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）
投資有価証券明細表（続き）
（未監査）
2026年4月30日現在

以下は、2026年4月30日終了期間における、重要であり観測不可能なインプット（レベル3）を使用した公正価値の購入、発行および移動の概要である。

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	購入純額	発行	レベル3への移動	レベル3からの移動
投資有価証券、時価				
イギリス				
仕組債	\$ 125	\$ 0	\$ 0	\$ 0
	\$ 125	\$ 0	\$ 0	\$ 0

以下は、公正価値階層のレベル3に分類される資産および負債の公正価値測定に使用される重要であり観測不可能なインプットの概要である。

カテゴリーおよびサブ・カテゴリー	2026年4月30日現在 期末残高	評価技法	観測不可能な インプット	インプット評価 (別途記載がない限り%)
投資有価証券、時価				
メキシコ				
社債	\$ 0	予想される回復	行使価格	MXN 0.00
パナマ				
バンクローン債務	236	ディスカウント・ キャッシュ・フロー	ディスカウント・ レート	4.38
イギリス				
仕組債	356	プロキシ・ プライシング	基準価格	100.20
金融デリバティブ商品 - 資産				
店頭取引金融 デリバティブ商品	0	指標となる市場相場	ブローカー見積り	0.01
合計	\$ 592			

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（2026年5月末日現在）

資本金の額	1,119,424,029.85米ドル（約1,784億2,500万円）
発行済持分総口数	クラスA発行済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、クラスM発行済持分口数は105,955.12口である。
授權済持分総口数	クラスA授權済持分口数は850,000口、クラスB発行済持分口数は150,000口、クラスM発行済持分口数は250,000口であり、合計で1,250,000口を発行することが授權されている。

（２）事業の内容及び営業の状況

1971年に設立されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（Pacific Investment Management Company LLC）（以下「PIMCO」、「管理会社」または「投資顧問会社」という。）は、デラウェア州の有限責任会社であり、1940年米国投資顧問法に基づく投資顧問業者として登録されている。

管理会社の権利および業務は、受託会社と管理会社の間の信託証書および投資運用契約に規定されている。信託証書および投資運用契約に基づき、管理会社は、いずれかの当事者からの60日前の書面による通知により、特定の月末に退任することができるが、（a）管理会社が清算手続に入った場合、（b）管理会社の財産につき管財人が選任された場合、（c）受託会社が、受益者の利益のために管理会社の変更が望ましいとの意見を有し、その旨を受益者に対して書面により言明した場合、（d）管理会社を解任する旨の受益者集会の決議が可決され、もしくは法が許容する限り直ちに管理会社を解任させるべきとの判断が決議においてなされた場合、または（e）現存する受益証券の4分の3以上を有する受益者が、管理会社を解任すべきであると書面により受託会社に求めた場合には、受託会社によって直ちに解任されることがある。PIMCOがトラストの管理会社でなくなった場合、受託会社は、トラストの管理会社として適格である他の者を任命することを要する。また、PIMCOは、別の管理会社のために辞任する権利を有する。ただし、BMAの書面による事前承認がない場合、管理会社を解任しもしくは交替させ、または管理会社を辞任することはできず、BMAにより承認された他の管理会社のためにのみ辞任することができる。

信託証書は、受託会社が、トラストのために、かつトラストの資産のみをもって、（i）トラストの運用もしくは受益証券の販売、または（ii）信託証書に従い管理会社が提供する役務に関し、それらから発生してまたはそれらに基づき、管理会社が実際に被る損失、負債、損害賠償、費用もしくは出費（弁護士費用および会計士費用を含むがこれらに限定されない。）、判決および（受託会社がサブ・ファンドのために和解を承諾している場合の）和解金のすべてについて、管理会社およびその関連会社、代理店、業務受託会社ならびにそれらのオフィサー、取締役、株主および経営支配者を補償し、損害が及ばないようにすることを規定する。ただし、当該損失が、管理会社の故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失、詐欺、もしくは義務の重大な違反や不注意による無視の結果ではないことが条件となる。信託証書はさらに、故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失もしくは信託証書の義務の重大な違反や不注意による無視である場合を除き、管理会社がサブ・ファンドもしくは受託会社に対しいかなる責任を負わないことを規定する。

さらに、信託証書は、信託証書に基づき履行されるトラストの投資顧問としての管理会社の一定の行為に関して、管理会社もしくは受託会社のいずれも、自らの契約違反、信託証書の違反、詐欺、怠慢、故意の不履行、故意の不法行為を除き、当該行為に対し個人的債務を負わないと規定している。信託証書はさらに、上記を条件に管理会社および／または受託会社は、当該関係者が実際の債務金額を支払うために必要な場合、サブ・ファンドの資産から補償される。

2026年5月末日現在、管理会社は330本のミューチュアル・ファンドおよびファンドのポートフォリオの管理および運用を行っており、合計純資産価額は1,039,903,382,488米ドルである。

設立国	基本的性格	本数	純資産価額
米国籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	117	576,835,757,332 米ドル
	クローズド・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	15	18,409,314,208 米ドル
	上場投資信託、フィクスト・インカム・ファンド	21	54,435,145,942 米ドル
アイルランド籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	73	288,387,683,975 米ドル
	上場投資信託、フィクスト・インカム・ファンド	11	8,996,894,275 米ドル
ケイマン籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	23	13,166,743,041 米ドル
バミューダ籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	30	19,946,645,907 米ドル
カナダ籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	15	37,238,861,900 米ドル
	クローズド・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	2	733,190,215 米ドル
ルクセンブルグ籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	6	3,282,936,813 米ドル
オーストラリア籍	オープン・エンド型フィクスト・インカム・ファンド	17	18,470,208,880 米ドル

（３）その他

（訴訟事件その他の重要事項）

本書提出前６ヵ月以内において、トラストは、いかなる重大な訴訟または仲裁手続の対象にはなっておらず、受託会社はトラストによるもしくはトラストに対する係争中もしくは発生するおそれのある重大な訴訟または請求が存在するとは認識していない。

管理会社（「PIMCO」）は、投資運用サービスを提供するPIMCOの能力に重大な不利益をもたらすと合理的に予想されるような訴訟の対象とはなっていない。

上記にかかわらず、PIMCOは2026年5月末日現在において以下の訴訟を認識している。

2018年4月18日、PIMCOおよびピムコ・インベストメンツ・エルエルシー（「PL」）は、米国領ヴァージン諸島において行われた申立ての当事者とされた。PIMCOおよびPLのほか、本申立てでは、ブラックロックの特定の関連会社も被告とされた（総称して「本被告」という。）。本申立ては、アルティソース・アセット・マネジメント社と取引関係のあるモーゲージ・サービス会社であるオクウェン社の事業運営に損害を与える意図を持って、本被告が組織的に関与したことなどを主張した。原告は、オクウェン社とアルティソース・アセット・マネジメント社の両社の株式を所有している。2018年8月8日、原告は修正訴状を提出した。この修正訴状の主張の内容は、当初の申し立てと実質的に同じである。PIMCOはこれらの主張には法的根拠がないと考え、本件について精力的に防御活動を行う意向である。

2021年9月22日、PIMCOは、ニューヨーク南部地区で提出された修正訴状において被告とされた。受託者であるウエルズ・ファーゴがCD0による破綻証券の売却に関連する訴訟を提起した。ピムコが運用する一部の投資信託がCD0の優先証券を保有していたことから、PIMCOが投資運用会社としての地位に基づき、優先証券の保有者の権利を代表するための競合権利者確認訴訟の被告とされている。申立てはPIMCO

またはPIMCOが運用するいずれかの投資ビークルの不正行為を訴えるものではない。裁判所は2025年2月12日、および2025年5月5日に再度、PIMCOの略式判決の申し立てを認めた。

2022年5月13日、PIMCO、PLおよびPIMCOの複数の従業員に対して、PIMCOの元従業員および元独立契約者（「原告」）によりオレンジ・カウンティ高等裁判所において訴訟が提起された。訴訟は、とりわけ人種および障害の状況に基づく差別および不平等な賃金ならびに報復措置について主張した。申立てにおける主張は事実ではなく、PIMCOは原告が適正な待遇および報酬を得ていたことを立証する意向である。

2024年4月18日、PIMCOは元従業員によりオレンジ・カウンティ高等裁判所に提訴された2件の訴訟の被告とされた。本訴訟では、カリフォルニア州の労働法の違反に対する集団および代表訴訟が提起されている。PIMCOは本主張には法的根拠がないと考え、本件について精力的に防御活動を行う意向である。

2025年10月、PIMCOが運用する投資ファンドが持分を保有するブラジルの通信会社、オーアイ・エス・エイ（「オーアイ」）の大株主であるV.talが司法上の異議申立て（対審構造による手続ではない。）を行い、PIMCOがオーアイの支配株主として行為してきたものの、オーアイの前取締役会が行った疑いのある経営上の不正行為を防止しなかったと主張した。その後、ブラジルにおいてオーアイに関し、関連性を有する別々の法的手続きが数多く提起され、PIMCO、PIMCO Latin América Administradora de Carteiros LTDA（「PIMCO LatAm」）、および／またはPIMCOが運用する一部の投資ファンドの名称が挙げられている。PIMCOはこれらの主張内容について争い、自身もPIMCOが運用する投資ファンドもオーアイの支配株主であったことはなく、PIMCO LatAmがオーアイの問題に関与していないとの立場を維持し、本手続きについて精力的に防御活動を行う意向である。

2026年5月15日、PIMCOは米国オハイオ州カヤホガ郡コモン・プリーズ裁判所に提出された修正申立てにおいて被告とされた。同申立ては、原告と他の被告との間で行われた疑いのある事業上の取引に起因するもので、PIMCOについてはPIMCOが運用する投資ファンドを通じて過去に保有していた投資に関連し、被告一名が当該投資の保証人になっている。同申立ては、PIMCOが他の被告と共謀して、原告が一部の事業体において保有していた持分を希薄化、消滅および移転させたと主張している。本紛争は主に、他の複数の被告が関与する一定のベンチャー事業に関するもので、PIMCOもPIMCOが運用する投資ファンドも、直接的な利害関係を一切有していない。PIMCOはこれらの主張には法的根拠がないと考え、本件について精力的に防御活動を行う意向である。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の最近2事業年度（2024年1月1日から12月31日までおよび2025年1月1日から12月31日まで）の日本語の財務書類は、アメリカ合衆国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピー（米国事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2026年4月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.39円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結財政状態計算書

2025年および2024年12月31日に終了した年度

	注	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
流動資産：					
現金および現金等価物	2(c)	940,881,222	150,907,939	857,861,396	137,592,389
損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券	2(d), 4	61,484,552	9,861,507	21,449,335	3,440,259
投資有価証券					
償却原価で計上される投資有価証券	2(e)	36,298,486	5,821,914	32,551,258	5,220,896
未収投資顧問報酬および管理事務報酬：					
ープール・ファンド	2(f)	904,966,768	145,147,620	784,878,618	125,886,682
ープライベート口座	2(f)	384,300,819	61,638,008	311,579,147	49,974,179
前払費用		74,935,928	12,018,973	74,319,652	11,920,129
未収販売報酬およびサービス報酬	2(f)	15,430,791	2,474,945	14,239,119	2,283,812
非連結繰延報酬トラストに対する持分	2(k), 8(c)	37,674,850	6,042,669	36,206,093	5,807,095
関係会社未収金	2(u), 7	191,515,774	30,717,215	141,787,314	22,741,267
その他の流動資産	2(u)	39,536,209	6,341,213	54,920,456	8,808,692
流動資産合計		2,687,025,399	430,972,004	2,329,792,388	373,675,401
固定資産：					
有形固定資産	2(g), 5	82,085,471	13,165,689	91,734,920	14,713,364
(減価償却費累計額各2025年12月31日：304,614,779米ドル、2024年12月31日：282,164,011米ドル控除後)					
使用権資産	2(j), 10	272,043,620	43,633,076	206,619,044	33,139,628
非連結繰延報酬トラストに対する持分のれん	2(k), 8(c)	1,969,606,183	315,905,136	1,637,570,028	262,649,857
無形資産	2(h), 6	22,287,772	3,574,736	33,863,800	5,431,415
関連会社への投資	2(b)	10,473,414	1,679,831	22,479,721	3,605,522
その他の固定資産	9	125,380,934	20,109,848	75,466,281	12,104,037
固定資産合計		2,512,742,570	403,018,781	2,098,598,970	336,594,289
資産合計		5,199,767,969	833,990,785	4,428,391,358	710,269,690

	注	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
負債および出資金					
流動負債：					
買掛金および未払費用		444,299,283	71,261,162	374,622,447	60,085,694
未払報酬	8(b),8(c)	491,771,993	78,875,310	375,939,507	60,296,938
未払手数料		125,059,007	20,058,214	92,672,520	14,863,745
リース負債	2(j),10	28,576,669	4,583,412	33,612,893	5,391,172
関係会社未払金	7	112,722,357	18,079,539	88,788,106	14,240,724
繰延報酬	2(s),8(c)	37,674,850	6,042,669	36,206,093	5,807,095
その他の流動負債		3,646,485	584,860	7,285,907	1,168,587
流動負債合計		1,243,750,644	199,485,166	1,009,127,473	161,853,955
固定負債：					
繰延報酬	2(s),8(c)	1,969,606,183	315,905,136	1,637,570,028	262,649,857
リース負債	2(j),10	331,533,400	53,174,642	236,698,921	37,964,140
その他の未払報酬	8(c)	312,633,087	50,143,221	250,971,967	40,253,394
その他の固定負債		6,377,611	1,022,905	5,465,782	876,657
固定負債合計		2,620,150,281	420,245,904	2,130,706,698	341,744,047
負債合計		3,863,900,925	619,731,069	3,139,834,171	503,598,003
出資金：					
クラスAメンバー (発行済受益証券850,000口)		(30,790,584)	(4,938,502)	(30,156,023)	(4,836,725)
クラスBメンバー (発行済受益証券150,000口)		1,318,755,848	211,515,250	1,310,637,130	210,213,089
クラスMメンバー (発行済受益証券、2025年12月31日：105,955 口、2024年12月31日：104,239口)		106,215,090	17,035,838	99,000,663	15,878,716
クラスM受益証券オプション保有者 (発行済オプション、2025年12月31日：なし、 2024年12月31日：6,977口)	8(a)	—	—	5,364,298	860,380
通貨換算調整累計額	2(p)	(58,313,310)	(9,352,872)	(96,288,881)	(15,443,774)
出資金合計		1,335,867,044	214,259,715	1,288,557,187	206,671,687
負債および出資金合計		5,199,767,969	833,990,785	4,428,391,358	710,269,690

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(2) 損益の状況

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結損益および包括利益計算書
2025年および2024年12月31日に終了した年度

	注	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益：					
投資顧問報酬：					
－プール・ファンド	2(f)	4,462,633,353	715,761,763	4,071,147,069	652,971,278
－プライベート口座	2(f)	1,075,485,742	172,497,158	1,012,329,776	162,367,573
管理事務報酬－プール・ファンド	2(f)	1,320,272,910	211,758,572	1,199,377,466	192,368,152
販売報酬およびサービス報酬	2(f)	398,368,954	63,894,397	337,861,733	54,189,643
その他	2(f)	109,317,528	17,533,438	86,372,144	13,853,228
収益合計		7,366,078,487	1,181,445,329	6,707,088,188	1,075,749,874
費用：					
報酬および福利厚生費	8	2,939,690,546	471,496,967	2,575,260,388	413,046,014
一般管理費	2(t)	699,149,681	112,136,617	642,177,234	102,998,807
支払手数料		614,072,143	98,491,031	490,932,472	78,740,659
専門家報酬		263,460,956	42,256,503	235,150,735	37,715,826
賃借料および設備費	5,6,10	230,206,850	36,922,877	210,826,945	33,814,534
マーケティングおよび	2(o)	159,214,754	25,536,454	127,214,504	20,403,934
販売促進費					
外部委託顧問報酬および		31,280,897	5,017,143	30,872,324	4,951,612
事務委託サービス報酬					
その他		72,694,189	11,659,421	63,715,055	10,219,258
費用合計		5,009,770,016	803,517,013	4,376,149,657	701,890,643
営業利益		2,356,308,471	377,928,316	2,330,938,531	373,859,231
その他の純収益	8(c)	314,110,072	50,380,114	197,087,983	31,610,942
財務費用	2(j),10	(10,992,254)	(1,763,048)	(9,819,342)	(1,574,924)
関連会社持分利益（損失）	2(b)	91,832,413	14,729,001	(2,271,445)	(364,317)
法人所得税控除前純利益		2,751,258,702	441,274,383	2,515,935,727	403,530,931
法人所得税費用	9	88,700,411	14,226,659	96,474,036	15,473,471
当期純利益		2,662,558,291	427,047,724	2,419,461,691	388,057,461
その他の包括利益（損失）：					
純損益に振り替えられる					
可能性のある項目：					
為替換算調整勘定	2(p)	37,975,571	6,090,902	(26,369,555)	(4,229,413)
包括利益		2,700,533,862	433,138,626	2,393,092,136	383,828,048

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
2025年および2024年12月31日に終了した年度

	クラスAメンバー			クラスBメンバー			クラスMメンバー		
	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円	口数	米ドル	千円
2023 年									
12 月 31									
日 現 在									
残高	850,000	(29,839,039)	(4,785,883)	150,000	1,312,627,823	210,532,377	98,838	92,499,758	14,836,036
純利益		1,653,224,617	265,160,696		537,855,102	86,266,580		228,381,972	36,630,184
分配金		(1,658,532,730)	(266,012,065)		(539,845,795)	(86,585,867)		(225,393,080)	(36,150,796)
抛 出		871,575	139,792		—	—		—	—
PIMCO クラス M 受益証券 株式プラン:									
報酬費用		—	—		—	—		—	—
権利確定オプションにかかるペリス再配分		4,119,554	660,735		—	—		3,512,013	563,292
その他の包括損失		—	—		—	—		—	—
2024 年									
12 月 31									
日 現 在									
残高	850,000	(30,156,023)	(4,836,725)	150,000	1,310,637,130	210,213,089	104,239	99,000,663	15,878,716
純利益		1,810,472,194	290,381,635		594,107,900	95,288,966		257,978,197	41,377,123
分配金		(1,815,258,103)	(291,149,247)		(585,989,182)	(93,986,805)		(252,023,334)	(40,422,023)
PIMCO クラス M 受益証券 株式プラン:									
報酬費用		—	—		—	—		—	—
権利確定オプションにかかるペリス再配分		4,151,348	665,835		—	—		1,259,564	202,021
その他の包括利益		—	—		—	—		—	—
2025 年									
12 月 31									
日 現 在									
残高	850,000	(30,790,584)	(4,938,502)	150,000	1,318,755,848	211,515,250	105,955	106,215,090	17,035,838

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結出資金変動表
2025年および2024年12月31日に終了した年度

	クラスM受益証券オプション保有者			通貨換算調整累計額		出資金合計	
	オプション	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2023年12月31日現在残高	24,725	12,092,102	1,939,452	(69,919,326)	(11,214,361)	1,317,461,318	211,307,621
純利益		—	—	—	—	2,419,461,691	388,057,461
分配金		—	—	—	—	(2,423,771,605)	(388,748,728)
拠出		—	—	—	—	871,575	139,792
PIMCOクラスM受益証券株式プラン：							
報酬費用		903,763	144,955	—	—	903,763	144,955
権利確定済みオプション		(7,631,567)	(1,224,027)	—	—	—	—
にかかるペーシス再配分							
その他の包括損失		—	—	(26,369,555)	(4,229,413)	(26,369,555)	(4,229,413)
2024年12月31日現在残高	6,977	5,364,298	860,380	(96,288,881)	(15,443,774)	1,288,557,187	206,671,687
純利益		—	—	—	—	2,662,558,291	427,047,724
分配金		—	—	—	—	(2,653,270,619)	(425,558,075)
PIMCOクラスM受益証券株式プラン：							
報酬費用		46,614	7,476	—	—	46,614	7,476
権利確定済みオプション		(5,410,912)	(867,856)	—	—	—	—
にかかるペーシス再配分							
その他の包括利益		—	—	37,975,571	6,090,902	37,975,571	6,090,902
2025年12月31日現在残高	—	—	—	(58,313,310)	(9,352,872)	1,335,867,044	214,259,715

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびその子会社

連結キャッシュ・フロー計算書
2025年および2024年12月31日に終了した年度

	2025年		2024年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
当期純利益	2,662,558,291	427,047,724	2,419,461,691	388,057,461
営業活動から得た現金純額への 当期純利益の調整：				
株式報酬	46,614	7,476	903,148	144,856
減価償却費	68,141,057	10,929,144	71,864,624	11,526,367
財務費用	10,992,254	1,763,048	9,819,342	1,574,924
関連会社持分（利益）損失	(91,832,413)	(14,729,001)	2,271,445	364,317
有形固定資産の処分にかかる純損失	176,144	28,252	674,013	108,105
無形資産の処分にかかる純損失	—	—	6,810	1,092
損益を通じて公正価値で計上される 投資有価証券にかかる未実現および 実現純利益	(4,668,281)	(748,746)	(1,480,886)	(237,519)
損益を通じて公正価値で計上される 投資有価証券売却収入	2,279,700	365,641	1,774,502	284,612
損益を通じて公正価値で計上される 投資有価証券購入額	(2,574,825)	(412,976)	(1,160,660)	(186,158)
償却原価で計上される投資有価証券にかかる 利息およびディスカウントの償却	(3,747,228)	(601,018)	(715,074)	(114,691)
支払法人所得税	(101,302,769)	(16,247,951)	(105,340,724)	(16,895,599)
支払利息	(10,992,254)	(1,763,048)	(9,819,342)	(1,574,924)
営業資産、負債および 法人所得税費用の変動：				
未収報酬の変動	(194,001,494)	(31,115,900)	101,630,457	16,300,509
関係会社からの未収金、 前払費用およびその他の資産の変動	(60,945,105)	(9,774,985)	(84,939,937)	(13,623,516)
買掛金、未払費用、 未払手数料、未払報酬 および法人所得税費用の変動	380,859,698	61,086,087	277,337,192	44,482,112
その他の負債および関係会社に対する 未払金の変動	21,206,658	3,401,336	18,542,953	2,974,104
営業活動から得た現金純額	2,676,196,047	429,235,084	2,700,829,554	433,186,052
投資活動によるキャッシュ・フロー：				
償却原価で計上される投資有価証券の購入	—	—	(31,836,184)	(5,106,206)
有形固定資産の購入	(10,871,035)	(1,743,605)	(26,350,000)	(4,226,277)
無形資産の購入	(8,157,452)	(1,308,374)	(7,583,710)	(1,216,351)
関係会社への投資の購入	(158,298)	(25,389)	—	—
関係会社への投資の売却収入	68,925,207	11,054,914	—	—
投資活動から得た（に使われた）現金純額	49,738,422	7,977,546	(65,769,894)	(10,548,833)
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
関係会社からの短期借入金による受取金	—	—	—	—
関係会社からの短期借入金返済	—	—	—	—
配当金支払額	(2,653,270,619)	(425,558,075)	(2,423,771,605)	(388,748,728)
負担金受入額	—	—	871,575	139,792
リース支払の主な要素	(27,619,595)	(4,429,907)	(16,246,618)	(2,605,795)
財務活動に使われた現金純額	(2,680,890,214)	(429,987,981)	(2,439,146,648)	(391,214,731)
現金及び現金同等物に係る 為替相場変動の影響額	37,975,571	6,090,902	(26,369,555)	(4,229,413)
現金及び現金同等物の純増加額	83,019,826	13,315,550	169,543,457	27,193,075
現金及び現金同等物の期首残高	857,861,396	137,592,389	688,317,939	110,399,314
現金及び現金同等物の期末残高	940,881,222	150,907,939	857,861,396	137,592,389
非現金活動の補足開示				
関係会社への投資の売却により生じた 損益を通じて公正価値で測定される投資	35,071,811	5,625,168	—	—

添付の連結財務書類に対する注記を参照のこと。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

連結財務書類に対する注記

2025年および2024年12月31日

1. 組織および事業

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」または「当社」という。）は、デラウェアを本拠地とする有限会社であり、経営メンバーであるAAM LLCの子会社である。当社はカリフォルニア州ニューポートビーチに本部を置く、登録投資顧問であり、多岐にわたる世界各国の投資家に対して、主として、様々な債券ポートフォリオを運用する。投資家には、公的年金および個人年金、退職金制度、教育機関、財団法人、基金、企業、金融アドバイザー、個人ならびにプライベート口座およびプール・ファンドの使用を通じたその他が含まれる。

株式資本

AAM LLCは、当社のクラスA受益証券の850,000口のすべてを所有している。150,000口の合計発行済クラスB受益証券が、AAM LLCおよびアリアンツ・アセット・マネジメント・ユー・エス・ホールディングIIエルエルシー（以下「AAM HoldingII」という。）により保有されている。発行済のクラスM受益証券の合計は105,955口であり、そのうち1,510口はAAM LLCが保有し、104,445口は特定の現在および従前の従業員が保有している。利益および分配に関して、クラスB受益証券はクラスA受益証券およびクラスM受益証券より優先する。

アリアンツ・エスイーはAAM LLCおよびAAM HoldingIIの持分を間接的に全額所有している。アリアンツ・エスイーは保険および資産運用事業を主とした世界的な金融サービス提供会社である。

連結

添付の本連結財務書類には、当社およびその完全所有子会社の勘定が含まれている。添付の本連結財務書類において、すべての重要な会社間取引は消去されている。

主要な投資顧問会社として、PIMCOは、以下のとおり、PIMCOインベストメンツ・エルエルシー（以下「PI LLC」という。）を含む完全所有子会社ならびに本連結財務書類に含まれる海外子会社をいくつか所有している。

- ーPI LLCは、機関投資家およびリテール向けのミューチュアル・ファンド（以下「PIMCOミューチュアル・ファンズ」という。）、ならびにPIMCOにより管理され助言される上場投資信託（以下、総称して「PIMCOファンズ」という。）の主要な販売会社であり、これらに受益者サービスを提供する米証券取引委員会に登録されたブローカー／ディーラーである。PI LLCは、最低純資本金額の維持を要求する、1934年証券取引法に基づく統一純資本金規則の対象となっている米金融取引業規制機構（以下「FINRA」という。）の会員である。
- ーストックス・プラス・マネジメント・インクは、ストックス・プラス・エルピーのゼネラル・パートナーである。
- ーピムコ・ヨーロッパ・リミテッド（以下「ピムコ・ヨーロッパ」という。）は、は英国における登録投資顧問である。
- ーピムコジャパンリミテッドは、日本における登録投資顧問である。
- ーピムコ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリアにおける登録投資顧問である。

- －ピムコ・オーストラリア・マネジメント・リミテッドは、オーストラリアにおける責任主体である。
- －ピムコ・アジア・ピーティーイー・リミテッドは、シンガポールにおける登録投資顧問である。
- －ピムコ・アジア・リミテッドは、香港における登録投資顧問である。
- －ピムコ・カナダ・コーポレーションは、カナダにおける登録投資顧問会社である。
- －ピムコ・グローバル・ホールディングス・エルエルシーは、ピムコ・カナダ・コーポレーションの持ち株会社である。
- －PGAグローバル・サービシーズ・エルエルシーは、持ち株会社であり、英国およびアイルランドに支店を有する。
- －ピムコ・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシーは、持ち株会社であり、アルゼンチンに支店を有する。
- －ピムコ（シュヴァイツ）ゲーエムベーハーは、スイスにおいてピムコ・ヨーロッパに対し特定のサービスを提供する、スイス金融市場監査局（以下「FINMA」という。）における登録販売会社である。
- －ピムコ・ラテン・アメリカ・アドミニストラドラ・デ・カルテイラス・リミターダは、ブラジルにおける登録投資顧問会社である。
- －ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（アイルランド）リミテッドは、特定の海外ファンドに対して運用サービスを提供する。
- －ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ルクセンブルグの法律に基づき、投資信託を運営および管理する。
- －ピムコ・台湾・リミテッドは、台湾における登録投資顧問会社である。
- －ピムコ・インベストメント・マネジメント（上海）リミテッドは、中国における投資顧問会社である。
- －ピムコ・オーロラ・エルエルシーは、特定のPIMCOのスポンサー付きプライベート口座に対して、多様な取引関連サービスおよびその他のサービスを提供している。
- －ピムコ プライム リアルエステート エルエルシーは、不動産投資・資産運用会社である。

エージェンシーまたは信託機関において管理される第三者資産は当社の資産ではなく、本連結財務書類においても表示されていない。

2. 重要な会計方針

（a）作成の基礎

本連結財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により公表された国際財務報告基準に従って作成された。本連結財務書類において表示されている会計方針が、すべての期間において一貫して適用されている。本連結財務書類は、米ドル建てで表示されている。

本連結財務書類は、発生主義ならびに取得原価主義を用いる継続企業の前提に基づいて作成されており、公正価値で測定されていた特定の金融資産が修正されている。当社の現行計画および予測を査定した後に、経営メンバーは、予見できる将来において当社が事業を継続するに足りる十分な資金を有していると考えている。

本連結財務書類は、2026年6月3日付で経営メンバーにより発行を承認された。

（b）連結の基礎

子会社は、当社により支配される事業体である。当社がその他の事業体の財務および運用方針を支配し、その活動から利益を得る場合に支配が存在する。これらの様々な要素ならびに支配が存在するか否かを決定するための関連事実および状況を評価する際に、経営陣の判断が必要とされる。

PIMCOがこれらの事業体を支配していないが、当社が重大な影響力を持つと判断される場合には、投資は関連会社への投資に分類される。当社は関連会社への投資を持分法により計上している。関連会社への投資は初期費用として計上され、その後、投資対象会社の純資産中PIMCOの持分の取得後の変動に対して調整される。持分利益または損失は、主に、これらの関係会社が保有する投資の公正価値の変動からの未実現および実現損益の当社の比例配分を表す。

ストラクチャード・エンティティーの持分への関与およびエクスポージャー、ならびに特定されたストラクチャード・エンティティーの持分が連結されるべきか否かについての要件を評価するにあたり、当社は、当社の投資（もしあれば）の性質、当社がストラクチャード・エンティティーから得る報酬の性質、運用を管理するパワーを含む、ストラクチャード・エンティティーに付随する他の事業体により保有されるパワー、およびストラクチャード・エンティティーにおける投資家の権利や制限を含む要因について考慮する。

ストラクチャード・エンティティーとは、誰が当該事業体を支配しているかを決定する際に、議決権や類似の権利は主要な要素ではないとする事業体である。例えば、議決権が管理上の役割においてのみ関連する場合、ならびに主要な活動が契約により指示される場合等である。ストラクチャード・エンティティーは、しばしば活動が制限され、狭義かつ明確な定義を持つ。

（c）現金および現金等価物

当社は、当初の満期が3か月未満の流動性の高い金融商品をすべて現金等価物とみなしている。現金および現金等価物は、金融機関への預託金、関連のないマネー・マーケット・アカウントおよびAAM LLCを通じてアリアンツ・エスイーにより管理されるキャッシュ・プールへの現金預入れを含むことがある。2025年および2024年12月31日現在、それぞれ422.0百万米ドルおよび331.2百万米ドルが、関連のないマネー・マーケット・アカウントに投資されていた。経営陣は、マネー・マーケット・アカウントに対する投資を連結キャッシュ・フロー計算書において現金等価物であるとみなしている。これらの投資は償却原価で計上されているが、それはほぼ公正価値と同じである。当社は、残りの現金および現金等価物を合衆国政府により保証された複数の金融機関に保有している。各機関における勘定収支は、一般的に米国の連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）（または類似の外国連邦政府プログラム）の保険適用範囲を超過し、この結果として、FDICの保険適用範囲超過分の金額に関する信用リスクの集中が存在する。

（d）損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券

損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券は、売買目的保有のビジネスモデルにおける金融資産のことを表す。売買目的投資有価証券は、主として短期および中期保有目的のピムコのプール・ファンドへの投資およびそのほかの上場株式により構成される。売買目的投資有価証券は公正価値で計上される。公正価値の変動は、連結損益および包括利益計算書上のその他の純収益（損失）に直接計上される。これらの投資有価証券にかかる取引は、取引日ベースで計上される。

（e）償却原価で計上される投資有価証券

償却原価で計上される投資有価証券は、満期保有目的のビジネスモデルにおける金融資産のことを表す。満期保有目的投資有価証券は、年利0%から5%のクーポン率および2026年から2027年の満期を有するイギリス政府債券への投資により構成される。満期保有目的投資有価証券は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。利息収入およびプレミアムまたはディスカウントの償却額は、連結損益および包括利益計算書のその他の純収益に直接計上される。

（f）収益の認識

当社は、サービスと引き換えに権利を得ると当社が見込んでいる金額でサービスを顧客に移転することにより、収益を認識する。

投資顧問報酬および管理事務報酬

投資顧問報酬および管理事務報酬はサービスが提供された時に認識される。これらの報酬は、投資顧問サービスと引き換えに得られるものであり、多くの場合、監査、保管、ポートフォリオ会計、法務、名義書換および印刷費用を含む、顧客のために管理事務サービスを提供または調達するものである。履行義務は、実質的に同一である、日々履行される一連の異なるサービスとみなされる。これらの報酬は主に運用資産の公正価値に対する比率に基づいており、他の期間に提供されたサービスとは区別して当該期間中に提供されたサービスについて認識される。投資顧問報酬および管理事務報酬は、主に運用資産に対する比率に基づいており、かかる収益の対価は変動し、また予測不可能な資産価値に依存するため、制約を受けているとみなされる。収益は、制約が除去された時点で認識されるが、通常は、これらの値が決定された時点で認識される。

また、プライベート口座およびプール・ファンドは、投資の運用成績に基づいた報酬を計上することもある。当社はまた、運用目標値を上回る特定のオルタナティブ投資商品よりキャリード・インタレストを受領することができる。これらの報酬は、重要な戻入れが発生しない可能性が高い場合に認識される。

販売報酬およびサービス報酬

販売報酬およびサービス報酬は、当社がPIMCOミューチュアル・ファンズのために販売およびサービス活動の履行義務を遂行するために受領する継続的な報酬である。販売報酬およびサービス報酬収益については、履行義務は、実質的に同一である、日々履行される一連の異なるサービスとみなされる。この収益は、契約期間にわたって日々履行義務の引き渡しに対応するために、時間の経過に応じて比例的に稼得される。販売報酬およびサービス報酬の収益額は、PIMCOミューチュアル・ファンズの日々の平均純資産価値の比率に基づいており、かかる収益の対価は変動し、また予測不可能な資産価値に依存するため、制約を受けているとみなされる。これらの値が決定された時点で、制約は除去される。

契約資産および負債

投資顧問に関連する未収金および管理事務の収益は、添付の連結財政状態計算書の未収投資顧問報酬および管理事務報酬に含まれる。販売に関連する未収金およびサービス報酬の収益は、添付の連結財政状態計算書の未収販売報酬およびサービス報酬に含まれる。顧客との契約から生じる収益に関連して当期に認識された債権の減損はなかった。これらの契約に関連する契約債務はない。

（g）有形固定資産

有形固定資産は、取得原価より減価償却累計額を控除した金額で計上される。事務機器、什器および備品は、一般に3年から5年の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。建物附属設備は、当該賃借契約の残存期間またはかかる改良費の耐用年数のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。

資産の経済的耐用年数および残存価値は各会計期間末に見直され、必要に応じて調整される。処分時、またはその使用もしくは処分による将来の経済的利益が期待できない場合には、有形固定資産項目への認識が中止される。処分手取金純額と当該資産の簿価間の差異として計算される資産の処分により生じる損益は、当該資産が売却または消却された年度において連結損益および包括利益計算書に含まれる。

(h) 無形資産

無形資産は、コンピューター・ソフトウェアおよび企業結合により取得した顧客関係により構成される。コンピューター・ソフトウェアは、一般に3年から5年の見積耐用年数にわたり定額法で減価償却される。顧客関係の公正価値は、超過収益法を用いて決定され、約10年の見積耐用年数にわたり定額法を用いて償却される。特定の終了日がないファンドを運用する一定の契約は、耐用年数が確定できない無形資産に分類される。

(i) のれん

経営陣は、毎年、一定の定性的要因を評価し、当社の報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が高いかどうかを判断している。この評価は、のれんの減損が存在する可能性が高いことを示す事象または状況が存在する場合において、9月30日またはそれ以前に実施される。2025年度または2024年度中、減損費用は計上されていない。

(j) リース

当社のリースは、企業のオフィスおよびその他の施設に関する不動産のリースにより構成される。

当社は、リース負債を見積追加借入利率および開始日における変動リース料支払のインデックスまたは市場金利を用いて測定している。インデックスまたは市場金利のその後の変動は、リース負債の再測定をもたらし、使用権資産に対して調整される。今後12か月間に解消が見込まれるリース負債の一部は、添付の連結財政状態計算書において流動負債に分類されている。

一定のリースには、当社がリース期間を延長するオプションが含まれている。当社は、重要な建物附属設備を含む、当社の経済的インセンティブを生むすべての要素を考慮した上で、当社がオプションを行使することが合理的に確実である範囲において、リース期間を延長するオプションを含んでいる。

当社は、添付の連結損益および包括利益計算書において、リース料支払の財務費用を、各期の負債残高に対する一定の期間利率で認識している。使用権資産は、資産の耐用年数またはリース期間のいずれか短い方の期間にわたり定額法で減価償却され、添付の連結損益および包括利益計算書の賃借料および設備費に含まれる。

当社は、低価値資産のリースおよびリース期間が12か月以内の短期リースについては使用権資産ならびにリース負債を認識しないことを選択している。これらのリースに付随するリース料支払は、リース期間にわたり定額法で認識される。

(k) 非連結繰延報酬トラストに対する持分

当社は、非連結繰延報酬トラストに対する持分について、IFRS第9号「金融商品」に基づく公正価値オプションを選択した。

(l) 法人所得税

当社は、有限責任会社として組織され、パートナーシップとして課税されるため、米国連邦税を課されない。当社に発生した課税所得に対しては、最終的にPIMCOのメンバーが、各自の持分に従いその納税に責任を負う。当社は、米国の特定の法域において、州税の課税対象である。

一定の連結事業体は連邦税、外国税、州税および地方税の課税対象であることから、独自に納税申告書を提出しており、法人所得税について資産・負債法に基づき会計処理をしている。かかる方法により、

連結財務書類または納税申告書に計上されている事象に関する将来の見積税効果に基づく繰延税金資産負債が計上される。繰延税金負債は、通常、すべての課税一時的差異に対して認識され、繰延税金資産は、控除可能な一時的差異に対して将来の課税所得が見込まれる範囲において認識される。繰延税金資産および負債は、割引前ベースで測定される。

(m) 分配

契約要件はないものの、PIMCOは通常、その営業利益（当社の有限責任会社契約に定義済）を、各四半期毎に、当該四半期末から30日以内に分配する。当社の裁量により、当社が通常の業務を遂行するために合理的に必要なまたは適切な金額の分配金を減額または延期することができる。

(n) 株式報酬制度

当社は、株式報酬制度の取決めを計上するにあたって、株式に基づく報奨の交付日現在の公正価値に基づき、持分商品による報奨と引替えに受領した従業員サービスの価格を決定する。従業員サービス費用は費用として認識され、出資金の同額の増加とともに株式に基づく支払報奨と引替えに従業員がサービスを提供する期間全体に渡り認識される。当社の持分商品は公的な取引による時価を有さないため、公正価値は、一部は類似する公開事業体の売買価額の包括的分析、割引キャッシュ・フロー、類似する事業体の市場取引ならびに当社の過去の財務実績および将来の財務実績の見通しに関する検討に基づいて、当社の経営陣により決定される。

(o) マーケティングおよび販売促進費

当社は、マーケティング資料の作成および第三者の仲介業者の支援を行うことにより、個人投資家ならびに機関投資家への販売促進のためのマーケティング費用を負担する。当社は、マーケティングおよび販売促進費を発生時に費用計上している。

(p) 外貨建て取引

外国子会社の資産および負債は、年度末現在存在する現行の為替レートにより、米ドルへ換算されている。収益および費用は、主に当該取引が認識された日の為替レートにより換算される。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社の業績の換算による影響は、その他の包括利益または損失に含まれる。米ドル以外の機能的通貨を有する子会社のバランスシートの換算の換算調整累計額は、2025年および2024年12月31日現在の連結財政状態計算書の出資金の構成要素に含まれる。

(q) 見積りの使用

IASBが公表した国際財務報告基準に従い連結財務書類を作成するに当たって、経営陣は将来の事象についての見積りおよび仮定を行う必要がある。これらの見積りおよびその根底にある仮定は、報告された資産および負債、偶発資産および負債の開示、報告された収益および費用額、ならびに添付の連結財務書類に対する注記に影響を及ぼす。これらの見積りおよび仮定は、経営陣の最良の判断に基づく。経営陣は、過去の経験および経営陣が状況を鑑みて合理的であると考え現在の経済環境を含むその他の既知の要因を使用して、見積りおよび仮定について継続的に試査する。経営陣は、事実および状況がかかる見積りおよび仮定に影響を及ぼす場合に調整を行う。将来の事象およびその影響を正確に判断することはできないため、実際の結果はかかる見積額とは大幅に異なることがありうる。経済環境の継続的な変動によるかかる見積額の変更は、発生時に将来期間において財務書類上で反映される。経営陣は、判断が必要とされる重大な領域は、下記に関するものであると考える。

- 当社の持分権証券の公正価値の見積りを含む、株式報酬制度の測定。これらの見積りはとりわけ、当社の将来の収益に関する仮定に対して感応度が高い。および

一 引当金の評価。

会計方針適用の際に、経営陣により重大な判断がなされた。以下を含むこれらの判断は、連結財務書類において認識される金額に対して最も重大な影響を及ぼす。

- － 成功報酬に関して収益の認識に付随する測定基準の評価（注記2（f）で記載される）。
- － （注記2（b）で記載される）事業体に関連する支配ならびに当該事業体の連結の影響に対する評価。

（r）引当金

当社が過去の事象の結果として現在の法的債務または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために要求される経済的利益のアウトフローが見込まれる場合において、引当金が認識される。引当金として認識される金額は、報告日現在における債務の最良の見積りである。その影響が重大である場合、貨幣の時間的価値および必要に応じて負債に特有のリスクに対する現在の市場評価を反映した利率における予測将来キャッシュ・フローを割引くことにより引当金が決定される。債務の決済の際に求められる金額に影響を及ぼす可能性のある将来の事象は、当該事象が発生するという十分な客観的証拠がある場合において引当金に反映される。一部またはすべての支出が保険会社またはその他の当事者により払い戻されることが予想され、それがほぼ確実な場合、当該払戻しは連結財政状態計算書において個別の資産として認識され、その金額は連結損益および包括利益計算書において計上される。引当金は各会計期間末に見直され、現在の最良の見積りを反映するよう調整される。当該債務を決済するために要求される経済的利益のアウトフローがもはや見込まれない場合、引当金は戻入れられる。

（s）繰延報酬

当社は、IAS第19号に従い繰延報酬負債を計上し、添付の連結財政状態計算書の非連結繰延報酬トラストに対する持分ならびに添付の連結損益および包括利益計算書の報酬および福利厚生費で公正価値の変動に対する負債の帳簿価額を調整している。

（t）一般管理費

一般管理費は、主に、契約獲得または契約履行のための費用としての要件を満たしていない管理事務報酬契約に基づく履行義務に関連する費用により構成される。当社は、これらの取決めに於いて主要であるとみなされ、これらの費用を総額で認識している。

（u）再分類

一部の過年度の金額は、当年度の表示に合わせるために再分類されている。

3. 未適用の新会計基準

以下の基準は既に公表されているものの、当社の連結財務諸表にはまだ適用されておらず、また当社による早期適用も行われていない。

IFRS第18号「財務諸表における表示および開示」（以下「IFRS第18号」という。）

2024年4月に、IASBは、IAS第1号「財務諸表の表示」に置き換わるIFRS第18号を公表した。IFRS第18号の目的は、企業の財務実績に関するより関連性の高い情報と透明性を利用者に提供するとともに、企業間の財務表示の比較可能性と一貫性を高めることにある。IFRS第18号は、連結純利益の報告額を変更するものではないが、連結損益および包括利益計算書に表示すべき新たに定義された小計、経営陣の主要業績指標の開示、ならびに情報の集約および分解に関する新たな原則を導入するものである。IFRS第18号は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用が認められている。経営陣は現在、IFRS第18号の適用が当社の連結財務諸表に与える潜在的な影響について評価を行っている。

4. 金融商品の公正価値

IFRS第7号「金融商品：開示」は、連結財政状態計算書において公正価値で計上される金融商品を、使用される評価技法およびこれらの評価技法に対するインプットが市場において観測可能であるか否かにより、3レベルのヒエラルキーに分類するよう要求している。

- レベル1：その公正価値が、同一の資産および負債についての活発な市場における取引相場価格（未調整）を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。取引相場価格が容易に入手可能であり、その価格が市場での独立第三者間取引で実際にかつ定期的に発生するものであることを表している場合、金融商品は活発な市場において見積られるとみなされる。
- レベル2：その公正価値が、観測可能な市場データに基づく（観測可能インプット）重要なインプットを伴う評価技法を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。
- レベル3：その公正価値が、観測可能な市場データに基づかない（観測不可能インプット）少なくとも一つの重要なインプットを伴う評価技法を用いて決定される場合、金融商品はかかるカテゴリーに分類される。

当社は、2025年および2024年12月31日現在、それぞれ合計61.5百万米ドルおよび21.4百万米ドルにのぼる損益を通じて公正価値で計上される投資有価証券について試査を行い、公正価値測定に使用される活発な市場における未調整の取引相場価格に基づき、当該投資有価証券は主にレベル1の投資証券に分類されると判断した。

非連結繰延報酬トラストに対する持分の原投資対象は、2025年および2024年12月31日現在、レベル1の金融商品に分類されるミューチュアル・ファンズおよび持分証券、ならびに各投資パートナーシップの純資産額（NAV）で測定される投資パートナーシップにより構成される。

2025年または2024年12月31日に終了した年度中、当社の評価方針に変更はなかった。

未収投資顧問報酬および管理事務報酬、未収販売報酬およびサービス報酬、関係会社未収金ならびに関係会社未払金の公正価値は、満期までの期間が短いことと信用リスクが低いことから、簿価に近似するとみられている。

5. 有形固定資産

有形固定資産の主要項目は以下のとおりである。

	事務機器、什器 および備品 (米ドル)	建物附属設備 (米ドル)	美術品 (米ドル)	合計 (米ドル)
2023年12月31日現在簿価	27,544,652	58,452,954	1,070,631	87,068,237
追加	14,165,970	12,184,030	—	26,350,000
処分	(116,320)	(556,801)	(892)	(674,013)
減価償却	(11,718,632)	(9,290,672)	—	(21,009,304)
2024年12月31日現在簿価	29,875,670	60,789,511	1,069,739	91,734,920
追加	8,120,545	2,749,776	714	10,871,035
処分	—	(176,144)	—	(176,144)
減価償却	(10,875,757)	(9,468,583)	—	(20,344,340)
2025年12月31日現在簿価	27,120,458	53,894,560	1,070,453	82,085,471

当社は2025年度および2024年度中、それぞれ20.3百万米ドルおよび21.0百万米ドルの減価償却費を計上し、かかる金額は、添付の連結損益および包括利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。

6. 無形資産

無形資産の主要項目は以下のとおりである。

	コンピューター・ ソフトウェア (米ドル)	顧客関係 (米ドル)	合計 (米ドル)
2023年12月31日現在簿価	27,440,534	15,200,000	42,640,534
追加	7,583,710	—	7,583,710
処分	(6,810)	—	(6,810)
減価償却	(14,273,634)	(2,080,000)	(16,353,634)
2024年12月31日現在簿価	20,743,800	13,120,000	33,863,800
追加	8,157,452	—	8,157,452
減価償却	(17,653,480)	(2,080,000)	(19,733,480)
2025年12月31日現在簿価	11,247,772	11,040,000	22,287,772

当社は2025年度および2024年度中、それぞれ19.7百万米ドルおよび16.4百万米ドルの減価償却費を計上し、かかる金額は、添付の連結損益および包括利益計算書の賃借料および設備費に含まれている。

7. 関連当事者間取引

PIMCOおよびその子会社は、時間および用途に基づいて配賦される、短期リース費用を含む、特定の間接費、管理サービス費用および賃借料をAAM LLCに対して毎月払い戻した。これらの費用は、通常、レンタル費用、給料ならびに法務、内部監査およびその他の一般管理サービスに対する関連給付により構成される。2025年度および2024年度中、これらのサービスに対する請求金額はそれぞれ合計25.1百万米ドルおよび25.0百万米ドルにのぼり、連結損益および包括利益計算書の一般管理費ならびに賃借料および設備費の構成要素である。関係会社への未払金にはこれらのサービスに関してAAM LLCへ支払われるべき負債およびPIMCOに提供したサービスに関しての他の関係会社への未払金ならびに商取引上の通常過程においてPIMCOに代わって支払われた費用としての他の関係会社への未払金が含まれており、2025年および2024年12月31日現在、それぞれ合計11.2百万米ドルおよび12.9百万米ドルにのぼった。

短期の運用資金需要に充当させるため、随時、オーバーナイト物SOFRに0.2%を上乗せした利率により、通常90日以内の有利子短期貸付が、AAM LLCおよびPIMCOの間で交付されている。2025年度および2024年度中、

PIMCOはAAM LLCから短期キャッシュ・ローン的一切を受けず、2025年および2024年12月31日現在、PIMCOは未決済の短期ローンを有していない。

当社は、系列のファンド・コンプレックスから投資顧問報酬、管理事務報酬ならびに販売報酬およびサービス報酬を得ているが、ほぼすべての金額が、連結損益および包括利益計算書においてそれぞれ投資顧問報酬プール・ファンド、管理事務報酬プール・ファンドならびに販売報酬およびサービス報酬に含まれている。2025年12月31日現在、当社は系列のファンド・コンプレックスからの関連未収金として、920.4百万米ドル（2024年：799.1百万米ドル）を有していた。

当社は、関連ファンドの設立に伴い、法的費用およびその他の設立費用を負担しており、これらの費用の一部は、各ファンドの運用開始後に契約に基づき回収可能である。2025年12月31日現在、当社は関連ファンド・グループに対する関連債権141.7百万米ドル（2024年：106.2百万米ドル）を有しており、これらは添付の連結財政状態計算書において関係会社未収金に含まれている。

当社は、アリアンツ・エスイーの特定の関連子会社について、プライベート口座を運用する。これらの口座について稼得された投資顧問報酬は、2025年度および2024年度中、それぞれ合計62.0百万米ドルおよび52.5百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書の投資顧問報酬—プライベート口座に含まれる。

アリアンツ・エスイーの間接的完全所有の子会社であるアリアンツ・ライフ・インシュアランス・オブ・ノースアメリカは、PIMCOファンズに投資している特定の変額年金および／または変額生命保険契約に対し、当社に代わって特定のサービスを提供する。2025年度および2024年度中、これらのサービスに対し当社が支払った報酬合計は、それぞれ3.8百万米ドルおよび4.1百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書の一般管理費ならびにマーケティングおよび販売促進費に含まれる。

機関投資家との特定の顧問契約について、当社は、アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーの完全所有子会社であるピムコ・ヨーロッパ・ゲーエムベーハー（以下「PEG」という。）およびその支社（アリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーは同様に、アリアンツ・エスイーの完全所有子会社である）との間で、当該顧問契約を履行する責任を分担している。PEGは、PIMCOのすべての子会社とともに、ポートフォリオ運営、口座運営ならびに業務運営および管理事務サービスを含む共同運用サービスに関して、PIMCOのグローバル移転価格方針（以下「移転価格方針」という。）の対象となる。共同運用サービスに関し第三者より得た収益は、移転価格方針に従って割当てられる。2025年度中、共同運用サービスに関し第三者より稼得し、PEGに割当てられた収益は534.0百万米ドル（2024年：452.7百万米ドル）で、PEGから割当てられた収益は36.0百万米ドル（2024年：33.2百万米ドル）であり、主に添付の連結損益および包括利益計算書における投資顧問報酬プール・ファンドおよび投資顧問報酬—プライベート口座に表示されている。さらに、その他の共同サービスの遂行にかかる費用は、頭数ならびに推定時間的要因および利用要因に基づき、PEGに割当てられる。2025年度中、PEGに割り当てられた費用は58.2百万米ドル（2024年：60.3百万米ドル）であり、添付の連結損益および包括利益計算書において報酬および福利厚生費ならびに一般管理費の減少として表示されている。2025年12月31日現在、当社は、36.5百万米ドル（2024年：28.2百万米ドル）にのぼるPEGからの未収金および101.5百万米ドル（2024年：75.9百万米ドル）にのぼるPEGへの未払金を有していたが、これらは、添付の連結財政状態計算書においてそれぞれ関係会社未収金および関係会社未払金に含まれる。

AAM LLCは、短期の運用資金需要に充当させるため、アリアンツ・エスイーに対し、2026年11月に失効する600.0百万米ドルのリボルビング信用枠を有している。当該信用枠は、SOFRに20ベーシス・ポイントを上乗せ

した変動利率での短期借入を可能にするものである。必要な範囲において、AAM LLCは、PIMCOを含む子会社に代わり、かかるリボルビング信用枠から引き出すことができる。2025年および2024年12月31日現在、かかる契約の下での未決済金額はなかった。

当社は、PEGの特定の支店に対し、規制対象外の従業員サービスおよび管理事務サービスを提供し、これらのサービス提供に対しサービス報酬を受領している。2025年度および2024年度中、これらのサービスから得たサービス報酬の合計額は、それぞれ91.4百万米ドルおよび76.9百万米ドルであり、これらは添付の連結損益および包括利益計算書における販売報酬およびサービス報酬に含まれている。

最高経営責任者および特定のその他の役員は、経営陣の主要メンバーであるとみなされる。経営陣は、これらの個人が当社に対し大きな貢献を行ったと考える。これらのサービスと引き替えに、彼らは、経営陣がえり抜きのメンバーに対して与えると考える報酬を受領する。年間ベースの給料に加え、主要経営陣は特定の給付プランに参加しており、幾つかのプランは注記8に記載されている。経営陣の主要メンバーの報酬総額は、連結損益および包括利益計算書に含まれている報酬および福利厚生費の大部分を構成している。

8. 給付プラン

(a) クラスM受益証券資本参加プラン

PIMCOは、PIMCOにサービスを提供する一定の個人、および一定のPIMCOの関係者に対するクラスM受益証券資本参加プラン（以下「M受益証券プラン」という。）を設定した。M受益証券プランの参加者は、M受益証券を取得するオプションを付与されたが、これは、オプション付与日の3年目、4年目および5年目の応当日に3分の1ずつ権利が確定したものである。M受益証券にかかるオプションは、M受益証券の公正価値の上昇に基づき、関連する権利確定期間に渡りM受益証券に転換された。行使日現在、権利確定済みオプションは、参加者がM受益証券の繰延べプランを通じてM受益証券の受領の繰延べを選択しない限り、キャッシュレス取引により自動的に行使された。注記8（c）において開示されており、参加者はM受益証券をAAM LLCの執行役員向け繰延報酬制度に繰延べることができる。権利確定時において、PIMCOのクラスM受益証券の見積り公正価値がオプション報奨の行使価格を下回る場合、クラスM受益証券は発行されなかった。クラスM受益証券はPIMCOの無議決権受益証券であり、保有者は、当社の第二修正再録済有限責任会社契約に従い、四半期毎に受領する権利を与えられる。M受益証券の繰延べプランを通じてM受益証券の受領時に繰延べを選択したこれらの参加者は、引き続き四半期毎の分配を受領する。

M受益証券プランに基づき、当初は最大250,000口のM受益証券の発行が承認されていた。2020年度中に、M受益証券プランは、M受益証券を取得するオプションの付与を停止するために変更され、その結果M受益証券はそれ以降発行されないが、当該プラン変更前に未決済であったオプションの行使によるものは除く。2025年12月31日現在、M受益証券プランにおいて、未決済のオプションはなく、105,955口のM受益証券がオプションの行使により発行されている。2024年12月31日現在、M受益証券プランにおいて6,977口のオプションが未決済であり、104,239口のM受益証券がオプションの行使により発行された。

付与された各オプションの公正価値は、権利付与日においてブラック・ショールズ・オプション価格設定モデルを使用することにより見積られる。かかるモデルは、特定のインプットの変数に関して、経営陣に見積りの開発を要求するものである。第三者による評価が、クラスM受益証券の公正価値決定の際に、経営陣を補佐する目的で履行された。分配利回りは、M受益証券保有者に対する過去の分配可能営業利益に基づいて見積られた。予想ボラティリティは、マートン方式を用いて選択された同一グループの平均ヒストリカル・ボラティリティおよびインプライド・ボラティリティに基づいた。予想年数は、

3つの権利確定済みトランシェ（すなわち3、4および5年目に3分の1ずつ）を個別のオプションとして取扱うことにより、計算された。

M受益証券オプションの口数および加重平均行使価格に関連する、2025年度および2024年度の活動の概要は下記のとおりである。

	オプションの口数			加重平均 権利付与日 公正価格 (米ドル)
	権利確定済み	権利未確定	合計	
2023年12月31日現在の発行済高	—	24,725	24,725	16,547
当年度中の以下による変動：				
権利付与済み	—	—	—	—
権利確定済み	17,082	(17,082)	—	—
行使済み	(17,082)	—	(17,082)	15,984
失権済み	—	(666)	(666)	17,806
2024年12月31日現在の発行済高	—	6,977	6,977	17,806
当年度中の以下による変動：				
権利付与済み	—	6,977	—	—
権利確定済み	6,977	(6,977)	—	—
行使済み	(6,977)	—	(6,977)	17,806
失権済み	—	—	—	—
2025年12月31日現在の発行済高	—	—	—	—

オプション日現在、行使済みの1口当たりの加重平均公正価値は、23,612米ドル（2025年）および23,376米ドル（2024年）であった。2025年度中に合計6,977口のM受益証券オプションが権利確定した。2025年3月31日付で、これらの権利確定済み報奨は、M受益証券プランに定められたキャッシュレス決済の特性に基づいて行使され、その結果、約1,716口のM受益証券が発行された。

2024年度中に合計17,082口のM受益証券オプションが権利確定した。2024年3月31日付および2024年9月28日付で、これらの権利確定済み報奨は、M受益証券プランに定められたキャッシュレス決済の特性に基づいて行使され、その結果、約5,401口のM受益証券が発行された。

M受益証券オプション報奨の公正価値は、報酬費用として、個別のトランシェ毎の関連権利確定期間にわたり、段階的受給権帰属法で減価償却された。権利確定が予定されているM受益証券オプション報奨の合計口数は、見積失権額に対して調整される。2025年度および2024年度中のM受益証券プランの下で認識される報酬費用はそれぞれ47千米ドルおよび903千米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および福利厚生費として含まれる。2025年12月31日現在、将来期間において認識されると予想されるM受益証券オプション報奨の権利未確定に関連する見積報酬費用はない。

（b）貯蓄および投資プラン

AAM LLCは、実質的に当社および子会社の全従業員向け確定拠出型従業員貯蓄および退職金制度のスポンサーである。このプランは、内国歳入法第401（k）条に基づき許可されたものであり、適格従業員に対し、内国歳入法で随時定められる金額を上限として、年間給与額の100%まで拠出することを認めるものである。従業員は、概して、開始日の翌月の初日付で参加適格者となる。満1年の必要な勤務が完了した後に、当社は、内国歳入法により定められた金額を上限として、従業員が拠出した年間給与額を拠出する。さらに、一部の子会社は退職金制度への適格給与額のプランに対して加算金を拠出することができる。このプランに関連する当社の費用計上額は、2025年度および2024年度中、それぞれ65.5百万米ドルおよび69.5百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および福利厚生費として含まれる。2025年12月31日現在、当社は、このプランに関連する55.3百万米ドル（2024年：57.5百万米ドル）の未払金があり、これは添付の連結財政状態計算書の未払報酬に含まれている。

（c）執行役員向け繰延報酬制度

AAM LLCは、非適格繰延報酬制度を設けている。この制度に基づき、一部の適格従業員に対して給付されるはずの当社および子会社による報酬の一部は、従業員の選択により繰延べられることがある。この制度は、主として、改正された1974年従業員退職年金保障法第201（2）条、第301（a）（3）条および第401（a）（1）条で定義されている範囲において、経営陣または高額報酬受給従業員から成る特定のグループに繰延報酬制度を提供する目的で維持されている。この制度のもとで繰延べられた金額は、従業員の意向に従って有価証券およびM受益証券またはその他の投資パートナーシップへ投資され、グラントー・トラストにおいて保有されている。グラントー・トラストにおいて保有されている資産は、当社の継続的な活動の資金として利用することはできず、倒産が生じた場合にのみ当社の債権者にとって利用可能となる。報酬費用または給付金ならびに未実現損益は、原投資対象の価値が上昇または下降する範囲において認識される。2025年および2024年12月31日現在トラストが保有する投資有価証券、制限付現金および現金等価物の合計ならびに関連する負債は、それぞれ20億米ドルおよび17億米ドルであり、添付の連結財政状態計算書の非連結繰延報酬トラストに対する持分および繰延報酬に含まれている。2025年度および2024年度中、未実現利益はそれぞれ270.3百万米ドルおよび129.0百万米ドルであり、添付の連結損益および包括利益計算書に報酬および福利厚生費ならびにその他の純収益に含まれる。

9. 法人所得税

法人所得税計上費用額（ベネフィット）は、以下のとおりである。

		12月31日に終了した年度	
		2025年	2024年
		(米ドル)	(米ドル)
当期：			
連邦税		80,756	79,506
州 税		3,300,474	2,939,343
外国税		98,445,504	98,871,347
当期合計		101,826,734	101,890,196
繰延：			
外国税		(13,126,323)	(5,416,160)
繰延合計		(13,126,323)	(5,416,160)
引当金合計		88,700,411	96,474,036

法人所得税計上額の報告金額と、税引前所得に対して連邦法定法人所得税率を適用して算出される税額との差額は、主に、米国の税務上、パートナーシップであるという当社の立場に加え、州税、国際税および損金不算入費用によるものである。

2025年および2024年12月31日現在、未払法人所得税はそれぞれ15.1百万米ドルおよび14.6百万米ドルであり、これは添付の連結財政状態計算書の買掛金および未払費用に含められている。さらに、2025年および2024年12月31日現在の繰延税金資産はそれぞれ81.3百万米ドルおよび64.0百万米ドルにのぼった。2025年および2024年12月31日現在、繰越税金負債はそれぞれ29千米ドルおよび69千米ドルにのぼった。繰延税金資産および繰延税金負債はそれぞれ、添付の連結財政状態計算書にその他の固定資産およびその他の固定負債として含まれる。

アリアンツ・エスイーの間接的完全所有の子会社である当社は、経済協力開発機構（OECD）の第2の柱のモデル規則の適用対象である。これらの規則に基づき、グローバル・アンチ・ベース・エロージョン・ルール（以下「GloBE」という。）の実効税率と最低税率15%との差額に対して、管轄区域ごとに追加税が課される。第2の柱の法律は、米国ではまだ試行されていないが、当社が事業を展開する様々な管轄区域では2025年に施行されている。税務上の所在地がアイルランドにあるアリアンツの事業体のGloBEの実効税率が最低税率を下回るため、アイルランドに所在する子会社は、管轄区域の追加税拠出金に基づいて、予想される追加の法人税費用の引当金を計上している。第2の柱の法律が他の管轄区域で実施されていないか、またはGloBEの実効税率が最低税率15%を上回ると予想されるため、2025年には追加の引当金は必要なかった。

10. リース契約

以下の表は、添付の連結損益および包括利益計算書に含まれるリース費用を表している：

		12月31日に終了した年度	
		2025年	2024年
		(米ドル)	(米ドル)
使用権資産の償却		34,630,399	32,194,891
リース負債にかかる支払利息		10,992,254	9,819,342

変動リース費用	225,966	281,129
短期リース費用	125,524	114,684
低価値資産のリース費用	2,035,189	1,998,080

2025年および2024年12月31日に終了した年度において、リースに関するキャッシュ・アウトフロー合計は、それぞれ41.0百万米ドルおよび28.5百万米ドルにのぼった。

以下の表は、2025年12月31日現在の当社のリース負債の満期分析を表している：

12月31日に終了した年度：

	(米ドル)
2026年	39,054,452
2027年	43,858,054
2028年	42,202,786
2029年	41,789,322
2030年	46,500,591
以降	239,468,730
オペレーティング・リース支払い合計	452,873,935
控除：みなし利息	(92,763,866)
リース負債の現在価値	360,110,069

以下の表は、2024年12月31日現在の当社のリース負債の満期分析を表している：

12月31日に終了した年度：

	(米ドル)
2025年	42,821,433
2026年	41,374,340
2027年	35,615,864
2028年	33,319,695
2029年	34,099,305
以降	129,131,729
オペレーティング・リース支払い合計	316,362,366
控除：みなし利息	(46,050,552)
リース負債の現在価値	270,311,814

11. 金融リスク管理

当社は、金融商品の使用により以下のリスクに対するエクスポージャーを有している。

- ・ 信用リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ 市場リスク

リスク管理は、当社の事業全体にとって重要である。経営陣は、リスクと管理の適切なバランスが達成されるように当社のリスク管理プロセスを継続的に監視する。リスク管理方針および体制は、市況の変動および当社の活動を反映させるために見直される。経営陣は、その重要な活動をアリアンツ・エスイーの子会社であるアリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーのリスク管理委員会に報告する。

(a) 信用リスク

信用リスクは、顧客または金融商品の取引相手方が契約上の義務を履行できない場合の当社への財務損失のリスクであり、主に当社の売掛金、銀行預金および投資有価証券から生じる。

未収投資顧問報酬およびその他の未収金：当社の信用リスクに対するエクスポージャーは、主にそれぞれの顧客の個々の特性により影響を受ける。当社の顧客層は、業種および事業を行っている国のデフォルト・リスクを含めて、信用リスクに関する影響がそれほどない。しかし、地理的に信用リスクの集中はなく、当社の運営にとって個別に重要な顧客は皆無である。

顧客の信用度は、新規取引先の受入手続きの一部として評価される。当社は、取引債権またはその他の未収金に関して担保を要求しないが、未決済の債権残高に関して各顧客の運用資産を監視する。当社は、未収債権の回収には優れた実績があり、個々の顧客に取立リスクが確認された場合のみ貸倒引当金を設定する。

銀行預金：銀行預金は、主要な金融機関に対する債権である。当社は、かかる銀行の信用度を見直し、当該機関の財務体質に問題がある場合には、かかる機関と取引を行わない。

投資：当社の投資は、投資ビークル内で行われ、詳細な投資ガイドラインに従って管理されている。法令遵守手続きは、個々のビークルがそれぞれの適用される信用リスクおよび流動性リスク限度の範囲内で運用されるように整備されている。

(b) 流動性リスク

流動性リスクは、当社が期日の到来する金融債務を支払うことができないリスクである。流動性を管理するための当社のアプローチは、通常およびストレスのかかる状態において、許容できない損失を被ることまたは当社の評判を傷つけるリスクを冒すことなく、できる限り、期日に債務を支払うために十分な流動性を常に維持することである。非デリバティブ金融負債の大部分は、2025年12月31日時点で契約上の満期が6か月未満である。

当社は、キャッシュ・フロー要件を積極的に監視するよう努める。主として、当社は、金融債務の管理を含む予想される営業費用を支払う必要に応じるために十分な現金を保有するように努めるが、自然災害のような合理的に予想不可能な非常事態の潜在的な影響は除外する。さらに、当社は、注記7に述べられているAAM LLCのアリアンツ・エスイーとの間の信用融資枠を利用できる。

(c) 市場リスク

市場リスクは、為替レートや金利のような市場価格の変動が、当社の利益または保有する金融商品の価額に影響を及ぼすリスクである。市場リスク管理の目的は、リターンを最大限にする一方で、市場リスク・エクスポージャーを許容できるパラメーターの範囲に管理・制御することである。

通貨リスク：当社は、当社の機能通貨以外の通貨建ての収益、購入および借入にかかる通貨リスクにさらされる。当社の取引の大部分は米ドル建てであるが、当社の国際的な子会社によって外貨での取引もかなり限られた範囲で発生する。

当社は、通貨リスクに対するエクスポージャーは限られていると判断し、現在のところ当該リスクを限定するためのヘッジまたはその他の技法を積極的には採用していない。

金利リスク：当社は、そのすべてが短期性の関係会社との借入契約のみの範囲で、金利リスクにさらされる。経営陣は当該リスクはわずかであると判断しており、かかるリスクを限定するための積極的なヘッジまたはその他の技法は採用されていない。

その他の市場価格リスク：市場価格リスクは、当社が保有し管理する、それぞれ固有の投資指針に基づく投資ファンドが保有している投資有価証券から発生する。かかるファンドの主要な投資対象は、個別の基準に基づいて管理され、すべての売買判断はクライアント指針またはファンドの約款に従って行われる。

当社の市場リスクに対するエクスポージャーを監視するため、経営陣は為替レート、金利およびその他の市場リスク要因の変動に対する当社の感応度を試査する。2025年12月31日現在において、2025年12月31日現在のメンバーの出資金または同日に終了した年度の報告された包括利益に重大な差異が生じたかもしれない合理的に可能と思われるかかる要因に変動はなかった。

(d) 資本管理

当社の方針は、投資者、債権者および市場の信頼を保持し、また将来の事業の発展を継続するために強固な資本基盤を維持することである。当期中、資本管理に対する当社のアプローチに変更はなかつ

た。当社、またはその子会社は、PI LLC（注記1を参照のこと。）および一部の海外子会社を例外として、外部から必要資本要件の引き上げを課されることはない。

12. 引当金

当社は、通常の事業の過程において生じる各種の係争、訴訟ならびに規制についての問い合わせの当事者となっている。経営陣の意見では、現在未解決および発生する恐れのあるこれらの案件の処分がPIMCOおよびその子会社の財政状態、運用実績またはキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすとは考えられていない。経営陣は、添付の連結財政状態計算書および添付の連結損益および包括利益計算書において、引当金に対する適切な見積りを行っていると考えている。当社は、発生に応じて関連弁護士報酬を費用計上する。

13. 非連結ストラクチャード・エンティティの持分

当社は、多岐にわたる投資戦略を通じ、当社の顧客に代わって財産を投資する目的で、様々なストラクチャード・プロダクトおよびその他のファンドを運用している。ほとんどの場合、当社が運用する投資ビークルは、実体的な排除権または残余財産分配請求権を持つ。実体的な排除権または残余財産分配請求権を持たない投資ビークルは、ストラクチャード・エンティティと特定される。かかるビークルは、独立した法的組織であり、当社の顧客が行う投資により出資される。当社は、かかるビークルに対して提供する投資運用サービスに対して、かかるビークルから直接報酬を支払われる。2025年度および2024年度中、当社は、それぞれ12.2百万米ドルおよび9.6百万米ドルの投資顧問報酬をストラクチャード・エンティティから稼得したが、当該報酬は添付の損益および包括利益計算書における投資顧問報酬プール・ファンドおよび投資顧問報酬プライベート口座に含まれている。

以下の表は、実体的な排除権または残余財産分配請求権を持たない非連結投資ビークルならびに当該ビークルにおける当社の持分の規模の両方について要約したものである。

	12月31日	
	2025年 (米ドル)	2024年 (米ドル)
非連結ストラクチャード・エンティティの純資産	7,310,049,839	4,950,610,570
未収投資顧問報酬プール・ファンドおよびプライベート口座	2,087,577	2,996,548

当社の非連結ストラクチャード・エンティティに対するエクスポージャー最大額は、未収投資顧問報酬に限定される。

14. 後発事象

当社は、連結財務書類において調整を要するまたは開示すべき後発事象があるか否かを決定するために、連結財政状態計算書日から連結財務書類発行日である2026年6月3日までに発生した事象を試査したが、開示すべき事象を一切特定しなかった。

[次へ](#)

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Financial Condition

December 31, 2025 and 2024

Assets			
	Note	2025	2024
Current assets:			
Cash and cash equivalents	2(c)	\$ 940,881,222	857,861,396
Investments carried at fair value through profit and loss	2(d), 4	61,484,552	21,449,335
Investments carried at amortized cost	2(e)	36,298,486	32,551,258
Investment advisory and administrative fees receivable:			
Pooled funds	2(f)	904,966,768	784,878,618
Private accounts	2(f)	384,300,819	311,579,147
Prepaid expenses		74,935,928	74,319,652
Distribution and servicing fees receivable	2(f)	15,430,791	14,239,119
Interest in non-consolidated deferred compensation trust	2(k), 8(c)	37,674,850	36,206,093
Receivables from affiliates	2(u), 7	191,515,774	141,787,314
Other current assets	2(u)	39,536,209	54,920,456
Total current assets		2,687,025,399	2,329,792,388
Noncurrent assets:			
Property and equipment, net of accumulated depreciation of \$304,614,779 and \$282,164,011 at December 31, 2025 and 2024, respectively	2(g), 5	82,085,471	91,734,920
Right-of-use assets	2(i), 10	272,043,620	206,619,044
Interest in non-consolidated deferred compensation trust	2(k), 8(c)	1,969,606,183	1,637,570,028
Goodwill	2(i)	30,865,176	30,865,176
Intangible assets	2(h), 6	22,287,772	33,863,800
Investments in associates	2(b)	10,473,414	22,479,721
Other noncurrent assets	9	125,380,934	75,466,281
Total noncurrent assets		2,512,742,570	2,098,598,970
Total assets		\$ 5,199,767,969	4,428,391,358
Liabilities and Capital			
Current liabilities:			
Accounts payable and accrued expenses		\$ 444,299,283	374,622,447
Accrued compensation	8(b), 8(c)	491,771,993	375,939,507
Commissions payable		125,059,007	92,672,520
Lease liabilities	2(j), 10	28,576,669	33,612,893
Payables to affiliates	7	112,722,357	88,788,106
Deferred compensation	2(s), 8(c)	37,674,850	36,206,093
Other current liabilities		3,646,485	7,285,907
Total current liabilities		1,243,750,644	1,009,127,473
Noncurrent liabilities:			
Deferred compensation	2(s), 8(c)	1,969,606,183	1,637,570,028
Lease liabilities	2(j), 10	331,533,400	234,698,921
Other accrued compensation	8(c)	312,633,087	250,971,967
Other noncurrent liabilities		6,377,611	5,465,782
Total noncurrent liabilities		2,620,150,281	2,130,706,698
Total liabilities		3,863,900,925	3,139,834,171
Capital:			
Class A members (issued and outstanding 850,000 units)		(30,790,584)	(30,156,023)
Class B members (issued and outstanding 150,000 units)		1,318,755,848	1,310,637,130
Class M members (105,955 units issued and outstanding at December 31, 2025 and 104,239 units issued and outstanding at December 31, 2024)		106,215,090	99,000,663
Class M unit option holders (no options issued and outstanding at December 31, 2025 and 6,977 options issued and outstanding at December 31, 2024)	8(a)	—	5,364,298
Cumulative translation adjustment	2(p)	(58,313,310)	(96,288,881)
Total capital		1,335,867,044	1,288,557,187
Total liabilities and capital		\$ 5,199,767,969	4,428,391,358

See accompanying notes to the consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Income and Comprehensive Income
Years ended December 31, 2025 and 2024

	Note	2025	2024
Revenues:			
Investment advisory fees:			
Pooled funds	2(f)	\$ 4,462,633,353	4,071,147,069
Private accounts	2(f)	1,075,485,742	1,012,329,776
Administrative fees - pooled funds	2(f)	1,320,272,910	1,199,377,466
Distribution and servicing fees	2(f)	398,368,954	337,861,733
Other	2(f)	109,317,528	86,372,144
Total revenues		<u>7,366,078,487</u>	<u>6,707,088,188</u>
Expenses:			
Compensation and benefits	8	2,939,690,546	2,575,260,388
General and administrative	2(f)	699,149,681	642,177,234
Commissions		614,072,143	490,932,472
Professional fees		263,460,956	235,150,735
Occupancy and equipment	5, 6, 10	230,206,850	210,826,945
Marketing and promotional	2(o)	159,214,754	127,214,504
Subadvisory and subadministrative services		31,280,897	30,872,324
Other		72,694,189	63,715,055
Total expenses		<u>5,009,770,016</u>	<u>4,376,149,657</u>
Operating income		<u>2,356,308,471</u>	<u>2,330,938,531</u>
Other income, net	8(c)	314,110,072	197,087,983
Finance costs	2(j), 10	(10,992,254)	(9,819,342)
Equity in income (loss) of associates	2(b)	91,832,413	(2,271,445)
Net income before income taxes		2,751,258,702	2,515,935,727
Income tax expense	9	88,700,411	96,474,036
Net income		2,662,558,291	2,419,461,691
Other comprehensive income (loss):			
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss:			
Foreign currency translation adjustment	2(p)	37,975,571	(26,369,555)
Comprehensive income		<u>\$ 2,700,533,862</u>	<u>2,393,092,136</u>

See accompanying notes to the consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Changes in Capital

Years ended December 31, 2023 and 2024

	Class A members		Class B members		Class M members		Class M unit option holders		Cumulative transition adjustment	Total capital
	Units	Amounts	Units	Amounts	Units	Amounts	Options	Amounts		
Balances at December 31, 2023	850,000	—	150,000	1,312,627,823	98,838	92,499,758	24,725	12,092,102	(69,919,326)	\$ 1,317,461,318
Net income		(20,839,039)				92,499,758				2,419,461,691
Distributions		1,653,224,617		537,855,102		228,381,972				(2,423,771,605)
Contributions		(1,658,532,730)		(539,845,795)		(225,393,000)				871,575
PIMCO Class M unit equity plan:		871,575		—		—				
Compensation expense		—		—		—		903,763		903,763
Reallocation of basis on vested options		4,119,554		—		3,512,013		(7,631,567)		—
Other comprehensive loss		—		—		—		—		(36,369,555)
Balances at December 31, 2024	850,000	\$ (30,156,023)	150,000	\$ 1,310,637,130	104,239	\$ 99,000,663	6,977	\$ 5,364,298	(96,288,881)	\$ 1,288,557,187
Net income		1,810,472,194		594,107,900		257,978,197				2,662,558,291
Distributions		(1,815,258,103)		(585,969,182)		(251,023,334)				(2,653,270,619)
PIMCO Class M unit equity plan:		—		—		—				
Compensation expense		—		—		—		46,614		46,614
Reallocation of basis on vested options		4,151,348		—		1,259,564		(5,410,912)		—
Other comprehensive income		—		—		—		—		37,975,571
Balances at December 31, 2025	850,000	\$ (30,290,596)	150,000	\$ 1,318,755,848	105,955	\$ 106,215,090	—	\$ —	(58,313,310)	\$ 1,335,867,044

See accompanying notes to the consolidated financial statements.

**PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC
AND SUBSIDIARIES**

Consolidated Statements of Cash Flows

Years ended December 31, 2025 and 2024

	2025	2024
Cash flows from operating activities:		
Net income	\$ 2,662,558,291	2,419,461,691
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:		
Equity compensation	46,614	903,148
Depreciation and amortization	68,141,057	71,864,624
Finance costs	10,992,254	9,819,342
Equity in (income) loss of associates	(91,832,413)	2,271,445
Net loss on disposal of property and equipment	176,144	674,013
Net loss on disposal of intangible assets	—	6,810
Unrealized and realized net gain on investments carried at fair value through profit and loss	(4,668,281)	(1,480,886)
Proceeds from sale of investments carried at fair value through profit and loss	2,279,700	1,774,502
Purchases of investments carried at fair value through profit and loss	(2,574,825)	(1,160,660)
Interest and amortization of discount on investments carried at amortized cost	(3,747,228)	(715,074)
Income taxes paid	(101,302,769)	(105,340,724)
Interest paid	(10,992,154)	(9,819,342)
Change in operating assets, liabilities, and income tax expense:		
Fees receivable	(194,001,494)	101,630,457
Receivables from affiliates, prepaid expenses, and other assets	(60,945,105)	(84,939,937)
Accounts payable and accrued expenses, commissions payable, accrued compensation, and income tax expense	380,859,698	277,337,192
Other liabilities and payables to affiliates	21,206,658	18,542,953
Net cash provided by operating activities	2,676,196,047	2,700,829,554
Cash flows from investing activities:		
Purchases of investments carried at amortized cost	—	(31,836,184)
Purchases of property and equipment	(10,871,035)	(26,350,000)
Purchases of intangible assets	(8,157,452)	(7,583,710)
Purchases of investments in associates	(158,298)	—
Proceeds from sale of investments in associates	68,925,207	—
Net cash provided by (used in) investing activities	49,738,422	(65,769,894)
Cash flows from financing activities:		
Distributions paid	(2,653,270,619)	(2,423,771,605)
Contribution received	—	871,575
Principal elements of lease payments	(27,619,595)	(16,246,618)
Net cash used in financing activities	(2,680,890,214)	(2,439,146,648)
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	37,975,571	(26,369,555)
Net increase in cash and cash equivalents	83,019,826	169,543,457
Cash and cash equivalents, beginning of period	857,861,396	688,317,939
Cash and cash equivalents, end of period	\$ 940,881,222	857,861,396
Supplemental disclosure of noncash activities:		
Investments carried at fair value through profit and loss received from sale of investments in associates	\$ 35,071,811	—

See accompanying notes to the consolidated financial statements.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

(1) Organization and Business

Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO or the Company) is a Delaware limited liability company and subsidiary of Allianz Asset Management of America LLC (AAM LLC), the managing member. The Company is a registered investment adviser headquartered in Newport Beach, California and manages a variety of predominately fixed income portfolios for a wide range of investors located throughout the world. Investors include public and private pensions and retirement plans, educational institutions, foundations, endowments, corporations, financial advisers, individuals, and others through the use of private accounts and pooled funds.

Capitalization

AAM LLC owns all 850,000 Class A units of the Company. There are a total of 150,000 Class B units, which are owned by AAM LLC and Allianz Asset Management U.S. Holding II LLC (AAM Holding II). There are a total of 105,955 Class M units issued and outstanding, of which 1,510 are owned by AAM LLC and 104,445 are owned by certain current and former employees. Class B units have priority over Class A and M units with respect to income and distributions.

AAM LLC and AAM Holding II are indirectly wholly owned by Allianz SE. Allianz SE is a global financial services provider predominantly in the insurance and asset management business.

Consolidation

The accompanying consolidated financial statements include the accounts of the Company and its wholly owned subsidiaries. All significant intercompany transactions have been eliminated in the accompanying consolidated financial statements.

PIMCO, as the primary investment adviser, has several wholly owned subsidiaries including PIMCO Investments LLC (PI LLC) as well as international subsidiaries that are included in these consolidated financial statements as follows:

- PI LLC is a registered broker/dealer with the Securities and Exchange Commission that is the primary distributor and provides shareholder services to institutional and retail mutual funds (PIMCO Mutual Funds) and exchange-traded funds that are managed and advised by PIMCO (collectively, PIMCO Funds). PI LLC is a member of the Financial Industry Regulatory Authority (FINRA) that is subject to the Uniform Net Capital requirements under the Securities Exchange Act of 1934, which requires maintenance of certain minimum net capital levels.
- StocksPLUS Management, Inc. is the general partner of StocksPLUS, L.P.
- PIMCO Europe Ltd (PIMCO Europe) is a registered investment adviser in the United Kingdom.
- PIMCO Japan Ltd is a registered investment adviser in Japan.
- PIMCO Australia Pty Limited is a registered investment adviser in Australia.
- PIMCO Australia Management Limited is a registered responsible entity in Australia.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

- PIMCO Asia Pte Ltd is a registered investment adviser in Singapore.
- PIMCO Asia Limited is a registered investment adviser in Hong Kong.
- PIMCO Canada Corp is a registered investment adviser in Canada.
- PIMCO Global Holdings LLC is the holding company for PIMCO Canada Corp.
- PGA Global Services LLC is a holding company, with branches in the United Kingdom and Ireland.
- PIMCO Global Advisors LLC is a holding company, with a branch in Argentina.
- PIMCO (Schweiz) GmbH provides certain services to PIMCO Europe in Switzerland and is a registered distributor with Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA).
- PIMCO Latin America Administradora de Carteiras Ltda. is a registered investment adviser in Brazil.
- PIMCO Global Advisors (Ireland) Limited provides management services to certain international funds.
- PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A. administers and manages investment funds under the laws of Luxembourg.
- PIMCO Taiwan Limited is a registered investment adviser in Taiwan.
- PIMCO Investment Management (Shanghai) Limited is an investment adviser in China.
- PIMCO Aurora LLC provides a variety of transaction-related and other services to certain PIMCO sponsored private accounts.
- PIMCO Prime Real Estate LLC is a real estate investment and asset manager.

Third-party assets managed in an agency or fiduciary capacity are not assets of the Company and are not presented in these consolidated financial statements.

(2) Significant Accounting Policies***(a) Basis of Preparation***

These consolidated financial statements are prepared in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (IASB). The accounting policies have been applied consistently to all periods presented in the consolidated financial statements. These consolidated financial statements are presented in U.S. dollars.

The consolidated financial statements have been prepared on an accrual basis as well as a going-concern basis using the historical cost convention modified for certain financial assets that have been measured at fair value. After reviewing the Company's current plans and forecasts, the Managing Member considers that the Company has adequate resources to continue operating for the foreseeable future.

These consolidated financial statements were authorized for issuance by the Managing Member on June 3, 2026.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**Notes to Consolidated Financial Statements**

December 31, 2025 and 2024

(b) Basis of Consolidation

Subsidiaries are entities controlled by the Company. Control exists when the Company has the power to govern the financial and operating policies of the other entity so as to obtain benefits from its activities. Management must make judgments when it assesses these various elements and all related facts and circumstances to determine whether control exists.

Investments are classified as associates when it is determined that PIMCO does not control these entities; however, the Company has significant influence. The Company accounts for investments in associates under the equity method of accounting. An investment in an associate is recorded at its initial cost and adjusted thereafter for the post acquisition change in PIMCO's share of net assets of the investee. The equity income or loss primarily represents the Company's proportionate share of the unrealized and realized gains and losses from changes in fair value of the investments held by these associates.

In evaluating its involvement with, and exposure to, interests in structured entities, as well as the requirement as to whether or not any identified interest in a structured entity should be consolidated, the Company considers factors including the nature of the Company's investment (if any), the nature of the fees earned by the Company from the structured entities, powers held by other entities associated with the structured entities, including the power to direct or control operations, and the rights and restrictions of the investors in the structured entities.

A structured entity is an entity that has been designed so that voting and similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, for example, when any voting rights relate to administrative tasks only, and key activities are directed by contractual agreement. Structured entities often have restricted activities and a narrow and well defined objective.

(c) Cash and Cash Equivalents

The Company considers all liquid financial instruments with an original maturity of three months or less to be cash equivalents. Cash and cash equivalents may include cash on deposit with financial institutions, nonaffiliated money market accounts, and cash deposited into a cash pool, through AAM LLC, administered by Allianz SE. There was \$422.0 million and \$331.2 million invested in nonaffiliated money market accounts at December 31, 2025 and 2024, respectively. Management considers investments in money market accounts to be cash equivalents for purposes of the consolidated statements of cash flows. These investments are carried at amortized cost, which approximates fair value. The Company maintains its remaining cash and cash equivalents in various federally insured banking institutions. The account balances at each institution generally exceed the Federal Deposit Insurance Corporation's (FDIC) insurance coverage (or similar federal foreign programs), and as a result, there is a concentration of credit risk related to amounts in excess of FDIC insurance coverage.

(d) Investments Carried at Fair Value through Profit and Loss

Investments carried at fair value through profit and loss represent financial assets in the held for trading business model. Investments held for trading consist primarily of investments in PIMCO pooled funds

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**Notes to Consolidated Financial Statements**

December 31, 2025 and 2024

and other exchange-traded equities with a short-to-moderate term duration objective. Investments held for trading are measured at fair value. Changes in fair value are recognized directly in other income (loss), net in the consolidated statements of income and comprehensive income. Transactions in these investments are recorded on a trade-date basis.

(e) *Investments Carried at Amortized Cost*

Investments carried at amortized cost represent financial assets in the held to maturity business model. Investments held to maturity consist of investments in United Kingdom government bonds with coupon rates ranging from 0% – 5% per annum and maturities ranging from 2026 – 2027. Investments held to maturity are measured at amortized cost using the effective interest method. Interest earned and amortization of any premium or discount are recognized directly in other income, net in the consolidated statements of income and comprehensive income.

(f) *Revenue Recognition*

The Company recognizes revenue as it transfers services to customers at an amount that the Company expects to be entitled to in exchange for those services.

Investment Advisory and Administrative Fees

Investment advisory and administrative fees are recognized as the services are performed. These fees are earned in exchange for investment advisory services and, in many cases, providing or procuring administrative services for the customer including audit, custodial, portfolio accounting, legal, transfer agency, and printing costs. The performance obligation is considered a series of distinct services performed each day that are substantially the same. Such fees are primarily based on percentages of the fair value of the assets under management and recognized for services provided during the period, which are distinct from services provided in other periods. As the investment advisory and administrative fees are primarily based on a percentage of assets under management, the consideration for this revenue is variable and deemed constrained due to the dependence on unpredictable asset values. Revenue is recognized once the constraint is removed which is generally once these values can be determined.

Private accounts and pooled funds may also generate a fee based on investment performance. The Company may also receive carried interest from certain alternative investment products that exceed performance hurdles. Such fees are recognized when it is highly probable that significant reversal will not occur.

Distribution and Servicing Fees

Distribution and servicing fees are ongoing fees that the Company receives for completing the performance obligation of distribution and servicing activities on behalf of PIMCO Mutual Funds. For distribution and servicing fee revenue, the performance obligation is considered a series of distinct services performed each day that are substantially the same. This revenue is earned ratably over time to match the delivery of the performance obligation each day over the life of the contract. As the distribution and servicing revenue amounts are based on percentages of the average daily net assets of

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

the PIMCO Mutual Funds, the consideration for this revenue is variable and deemed constrained due to dependence of unpredictable asset values. The constraint is removed once these values can be determined.

Contract assets and liabilities

Receivables related to investment advisory and administration revenue are included in investment advisory and administrative fees receivable in the accompanying consolidated statements of financial condition. Receivables related to distribution and servicing fees revenue are included in distribution and servicing fees receivable in the accompanying consolidated statements of financial condition. There was no impairment of any receivables recognized during the year related to revenue from contracts with customers. There are no contract liabilities related to these contracts.

(g) Property and Equipment

Property and equipment are stated at cost, less accumulated depreciation and amortization. Office equipment, furniture, and fixtures are depreciated on a straight-line basis over their estimated useful lives, generally three to five years. Leasehold improvements are amortized on a straight-line basis over the remaining terms of the related leases or the useful lives of such improvements, whichever is shorter.

The assets' useful economic lives and residual values are reviewed at each financial period-end and adjusted if appropriate. An item of property and equipment is derecognized upon disposal or when no future economic benefits are expected from its use or disposal. Any gain or loss arising on the disposal of the asset, calculated as the difference between the net disposal proceeds and the carrying amount of the item, is included in the consolidated statements of income and comprehensive income in the year the item is sold or retired.

(h) Intangible assets

Intangible assets consist of computer software, as well as customer relationships acquired in a business combination. Computer software is amortized on a straight-line basis over their estimated useful lives, generally three to five years. The fair values of the customer relationships were determined using the multi-period excess earnings method and are amortized over their estimated useful lives, which approximate 10 years, using the straight-line method. Certain contracts to manage funds without a specified termination date are classified as indefinite-lived intangible assets.

(i) Goodwill

On an annual basis, management assesses certain qualitative factors to determine whether it is more likely than not that the fair value of the Company's reporting unit is less than its carrying amount. This assessment is performed as of September 30th or sooner if events or circumstances exist that indicate that it is more likely than not that a goodwill impairment exists. No impairment charges have been recorded during 2025 or 2024.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

(j) Leases

The Company's leases consist of leases for real estate for corporate offices and other facilities. The Company has measured the lease liability using its estimated incremental borrowing rate and the index or market rate of variable lease payments at commencement date. Any subsequent changes to the index or market rate result in a remeasurement of the lease liability and adjusted against the right-of-use asset. The portion of lease liabilities that is expected to be extinguished over the next 12 months has been classified as a current liability in the accompanying consolidated statements of financial condition.

Certain leases contain an option for the Company to extend the term of the lease. The Company has included options to extend the lease term to the extent we are reasonably certain to exercise the options after considering all factors that create an economic incentive for the Company, including significant leasehold improvements.

The Company recognizes the finance cost of lease payments in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income on a constant periodic rate of interest on the remaining balance of the liability each period. The right-of-use asset is depreciated on a straight-line basis over the shorter of the asset's useful life and the lease term and is included in occupancy and equipment in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

The Company has elected not to recognize right-of-use assets and lease liabilities for leases of low value assets and short-term leases that have a lease term of 12 months or less. Lease payments associated with these leases are recognized on a straight-line basis over the lease term.

(k) Interest in Non-consolidated Deferred Compensation Trust

The Company elected the fair value option under IFRS 9 *Financial Instruments* for the interest in the non-consolidated deferred compensation trust.

(l) Income Taxes

The Company is not subject to U.S. federal income tax as it is organized as a limited liability company and is taxed as a partnership. Ultimately, the members of PIMCO are responsible for taxes on their proportionate share of the Company's taxable income. The Company is subject to state taxes in certain jurisdictions in the United States.

Certain consolidated entities are subject to federal, foreign, state, and local income tax, and file separate tax returns and account for income taxes under the asset and liability method. This method gives recognition to deferred tax assets and liabilities based on the expected future tax consequences of events that have been recognized in the consolidated financial statements or tax returns. Deferred tax liabilities are generally recognized for all taxable temporary differences and deferred tax assets are recognized to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which deductible temporary differences can be utilized. Deferred tax assets and liabilities are measured on an undiscounted basis.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**Notes to Consolidated Financial Statements**

December 31, 2025 and 2024

(m) Distributions

Although there is no contractual requirement, PIMCO generally distributes its operating income (as defined in the Company's Limited Liability Company Agreement) for each calendar quarter no later than 30 days after the end of such quarter. At the Company's discretion, distributions can be reduced or deferred in an amount reasonably necessary or appropriate for the Company to conduct its business in the normal course.

(n) Share-Based Compensation Plans

The Company accounts for share-based payment arrangements by determining the value of employee services received in exchange for an award of equity instruments based on the grant date fair value of the share-based award. The cost of employee services is recognized as an expense, with a corresponding increase to capital, over the period during which an employee provides service in exchange for the share-based payment award. As the Company's equity instruments have no publicly traded market price, fair value is determined by the Company's management based in part on a comprehensive analysis of trading values of comparable public entities, discounted cash flows, market transactions of comparable entities, and consideration as to the Company's historical and forecasted financial performance.

(o) Marketing and Promotional

The Company incurs marketing expenses to promote its products to retail and institutional investors by creating marketing materials and supporting third party intermediaries. The Company expenses marketing and promotional fees as incurred.

(p) Foreign Currency Translation

The assets and liabilities of foreign subsidiaries have been translated into U.S. dollars at the current rate of exchange existing at year-end. Revenues and expenses are translated primarily at the exchange rate on the date on which the transactions are recognized. The effects of translating the results of operations of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar are included in other comprehensive income or loss. The cumulative translation adjustment of translating the balance sheet of subsidiaries with a functional currency other than the U.S. dollar is included as a component of capital in the consolidated statements of financial condition as of December 31, 2025 and 2024.

(q) Use of Estimates

The preparation of the consolidated financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards as issued by the IASB requires management to make estimates and assumptions about future events. These estimates and the underlying assumptions affect the amounts of assets and liabilities reported, disclosures about contingent assets and liabilities, reported amounts of revenues and expenses, and the accompanying notes to the consolidated financial statements. These estimates and assumptions are based on management's best judgment. Management evaluates its estimates and assumptions on an ongoing basis using historical experience and other known factors, including the current economic environment, which management believes to be reasonable under the circumstances.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**Notes to Consolidated Financial Statements**

December 31, 2025 and 2024

Management adjusts such estimates and assumptions when facts and circumstances dictate. As future events and their effects cannot be determined with precision, actual results could differ significantly from these estimates. Changes in those estimates resulting from continuing changes in the economic environment will be reflected in the financial statements in future periods as they occur. Management believes that the significant areas where judgment is necessarily applied are those which relate to the:

- Measurement of share-based payment arrangements, which includes estimates of fair value of the Company's membership units. These estimates can be particularly sensitive to assumptions in regards to the Company's future earnings; and
- Assessment of provisions.

Critical judgments have been made by management in applying accounting policies. Those that have the most significant effect on amounts recognized in the consolidated financial statements include the following:

- Evaluation of the measurement criteria associated with the recognition of revenues associated with performance fees (as discussed in note 2(f)).
- Evaluation of control associated over entities (as discussed in note 2(b)), and the impact to consolidation of such entities.

(r) Provisions

Provisions are recognized when the Company has a present legal or constructive obligation as a result of a past event and it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation. The amount recognized as a provision is the best estimate of the obligation at the reporting date. If the effect is material, provisions are determined by discounting the expected future cash flows at a rate that reflects current market assessments of the time value of money and, where appropriate, the risk specific to the liability. Future events that may affect the amount required to settle an obligation are reflected in the amount of a provision where there is sufficient objective evidence that they will occur. Where some or all of the expenditure is expected to be reimbursed by insurance or some other party, and it is virtually certain, the reimbursement is recognized as a separate asset on the consolidated statements of financial condition, and the amount is recorded in the consolidated statements of income and comprehensive income. Provisions are reviewed at each reporting date and adjusted to reflect the current best estimate. If it is no longer probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation, the provision is reversed.

(s) Deferred Compensation

The Company accounts for its deferred compensation liability in accordance with IAS 19 and adjusts the carrying value of the liability for changes in the fair value of the interest in the non-consolidated deferred compensation trust in the accompanying consolidated statements of financial condition and compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

(i) General and administrative

General and administrative expenses are mainly comprised of costs related to performance obligations under the administrative fees contracts that do not meet the criteria as costs to obtain or fulfill a contract. The Company is considered the principal in these arrangements and recognizes these costs on a gross basis.

(u) Reclassifications

Certain prior year amounts have been reclassified to conform to current year presentation.

(3) New Accounting Standard Not Yet Adopted

The following standard has been issued, but is not yet effective for the Company's consolidated financial statements and has not been early adopted by the Company.

IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements* (IFRS 18)

In April 2024, the IASB issued IFRS 18 which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. The objective of IFRS 18 is to provide users with more relevant information and transparency about a company's financial results and greater comparability and consistency of financial presentation between companies. IFRS 18 will not change the reported consolidated net income but it introduces new defined subtotals to be presented in the consolidated statement of income and comprehensive income, disclosure of management key performance indicators, and new principles for aggregation and disaggregation of information. IFRS 18 is effective for annual periods beginning on or after January 1, 2027, with earlier application permitted. Management is currently evaluating the potential impact that the adoption of IFRS 18 will have on the Company's consolidated financial statements.

(4) Fair Value of Financial Instruments

IFRS 7 *Financial Instruments: Disclosures* requires that financial instruments carried at fair value in the consolidated statements of financial condition are classified into a three-level hierarchy depending on the valuation techniques used and whether the inputs to those valuation techniques are observable in the market.

- Level 1 – Financial instruments for which the fair value is determined by using quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities are classified into this category. A financial instrument is regarded as quoted in an active market if quoted prices are readily available and those prices represent actual and regularly occurring market transactions on an arm's length basis.
- Level 2 – Financial instruments for which the fair value is determined by using valuation techniques, with any significant input being based on observable market data (observable inputs), are classified into this category.
- Level 3 – Financial instruments for which the fair value is determined by using valuation techniques, with at least one significant input not being based on observable market data (nonobservable inputs), are classified into this category.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

The Company has evaluated its investments carried at fair value through profit and loss totaling \$61.5 million and \$21.4 million as of December 31, 2025 and 2024, respectively, and determined that based on the unadjusted quoted prices in active markets used to determine fair value that the investments are primarily classified as Level 1 instruments.

The underlying investments of the non-consolidated deferred compensation trust consist of mutual funds and equity securities which are classified as Level 1 instruments, and investment partnerships which are measured at net asset value (NAV) of the respective investment partnership at December 31, 2025 and 2024.

There have been no changes to the Company's valuation policies during the year ended December 31, 2025 or 2024.

The fair value of investment advisory fees and administrative fees receivable, distribution and servicing fees receivable, receivables from affiliates, and payables to affiliates has been deemed to approximate their carrying value through reference to their short maturity as well as low credit risk.

(5) Property and Equipment

The major classifications of property and equipment are as follows:

		Office equipment, furniture, and fixtures	Leasehold improvements	Art	Total
Carrying amount as of					
December 31, 2023	\$	27,544,652	58,452,954	1,070,631	87,068,237
Additions		14,165,970	12,184,030	—	26,350,000
Disposals		(116,320)	(556,801)	(\$92)	(674,013)
Depreciation and amortization		(11,718,632)	(9,290,672)	—	(21,009,304)
Carrying amount as of					
December 31, 2024		29,875,670	60,789,511	1,069,739	91,734,920
Additions		8,120,545	2,749,776	714	10,871,035
Disposals		—	(176,144)	—	(176,144)
Depreciation and amortization		(10,875,757)	(9,468,583)	—	(20,344,340)
Carrying amount as of					
December 31, 2025	\$	27,120,458	53,894,560	1,070,453	82,085,471

The Company recorded depreciation and amortization expense of \$20.3 million and \$21.0 million during 2025 and 2024, respectively, which is included in occupancy and equipment in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(6) Intangible Assets

The major classifications of intangible assets are as follows:

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

	Computer Software	Customer Relationships	Total
Carrying amount as of			
December 31, 2023	\$ 27,440,534	15,200,000	42,640,534
Additions	7,583,710	—	7,583,710
Disposals	(6,810)	—	(6,810)
Amortization	(14,273,634)	(2,080,000)	(16,353,634)
Carrying amount as of			
December 31, 2024	20,743,800	13,120,000	33,863,800
Additions	8,157,452	—	8,157,452
Amortization	(17,653,480)	(2,080,000)	(19,733,480)
Carrying amount as of			
December 31, 2025	\$ 11,247,772	11,040,000	22,287,772

The Company recorded amortization expense of \$19.7 million and \$16.4 million during 2025 and 2024, respectively, which is included in occupancy and equipment in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

(7) Related-Party Transactions

PIMCO and its subsidiaries reimburse AAM LLC monthly for certain overhead, administrative services, and occupancy costs, including short-term lease costs, that are allocated based on time and usage factors. These expenses generally consist of rental costs and salaries and related benefits for legal, internal audit, and other general and administrative services. The amount charged for such services totaled \$25.1 million and \$25.0 million during 2025 and 2024, respectively, which is a component of general and administrative and occupancy and equipment in the consolidated statements of income and comprehensive income. Payables to affiliates includes a liability to be paid to AAM LLC in connection with these services, as well as payables to other affiliates in connection with services they have provided to PIMCO and for expenses that have been paid on behalf of PIMCO over the ordinary course of business, totaling \$11.2 million and \$12.9 million as of December 31, 2025 and 2024, respectively.

From time to time, short-term interest-bearing advances are granted between AAM LLC and PIMCO for generally less than 90 days, at a rate of overnight SOFR plus 0.2% to cover short-term operating cash needs. During 2025 and 2024, PIMCO did not receive any short-term cash loans from AAM LLC, and as of December 31, 2025 and 2024, PIMCO had no outstanding short-term loans.

The Company earns investment advisory fees, administrative fees, and distribution and servicing fees from affiliated fund complexes, which comprise substantially all of the amounts included in the consolidated statements of income and comprehensive income as investment advisory fees – pooled funds, administrative fees – pooled funds, and distribution and servicing fees, respectively. As of December 31, 2025, the Company had \$920.4 million (2024: \$799.1 million) in related receivables from affiliated fund complexes.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC**Notes to Consolidated Financial Statements****December 31, 2025 and 2024**

The Company incurs legal and other formation costs associated with the launch of affiliated funds, a portion of which are contractually recoverable from the respective fund once operations have commenced. As of December 31, 2025, the Company had \$141.7 million (2024: \$106.2 million) in related receivables from affiliated fund complexes, which are included in receivables from affiliates in the accompanying consolidated statements of financial condition.

The Company manages private accounts for certain affiliated subsidiaries of Allianz SE. Investment advisory fees earned on these accounts totaled \$62.0 million and \$52.5 million during 2025 and 2024, respectively, which are included in investment advisory fees – private accounts in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

Allianz Life Insurance of North America, an indirectly wholly owned subsidiary of Allianz SE, provides certain services on behalf of the Company to certain variable annuity and/or variable life insurance contracts invested in PIMCO Funds. The total fees paid for these services by the Company were \$3.8 million and \$4.1 million during 2025 and 2024, respectively, and are included in general and administrative expenses and marketing and promotional expenses in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

For certain advisory contracts with institutional clients, the Company shares the responsibility of fulfilling such service contracts with PIMCO Europe GmbH (PEG) and its branches, a wholly owned subsidiary of Allianz Asset Management GmbH, who in turn, is a wholly owned subsidiary of Allianz SE. PEG, together with all of the PIMCO subsidiaries, are subject to PIMCO's Global Transfer Pricing Policy (Transfer Pricing Policy) for shared management services which includes portfolio management, account management, and business management and administration services. Revenues earned from third parties for shared management services are allocated in accordance with the Transfer Pricing Policy. In 2025, the revenue earned from third parties for shared management services allocated to PEG was \$534.0 million (2024: \$452.7 million) and the revenue allocated from PEG was \$36.0 million (2024: \$33.2 million) and are presented primarily within investment advisory fees – pooled funds and investment advisory fees – private accounts in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. In addition, costs for performing other shared services are allocated to PEG based on headcount and estimated time and usage factors. During 2025, costs allocated to PEG were \$58.2 million (2024: \$60.3 million) and are included as a reduction of compensation and benefits and general and administrative in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. As of December 31, 2025, the Company had a \$36.5 million (2024: \$28.2 million) receivable from PEG and a \$101.5 million (2024: \$75.9 million) payable to PEG, which are included within receivables from affiliates and payables to affiliates, respectively, in the accompanying consolidated statements of financial condition.

AAM LLC has a \$600.0 million revolving credit facility with Allianz SE to cover short-term operating cash needs, which expires in November 2026. The facility permits short-term borrowings at a floating rate of interest of SOFR plus 20bps. To the extent necessary, AAM LLC could draw on this revolving credit facility on behalf of its subsidiaries, including PIMCO. There were no amounts outstanding under this agreement at December 31, 2025 and 2024.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

The Company provides non-regulated employee and administrative services to certain branches of PEG, and receives a service fee for providing such services. During 2025 and 2024 service fees earned for such services totaled \$91.4 million and \$76.9 million, respectively, which is included in distribution and servicing fees in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

Managing Directors and certain other executive officers are considered to be key members of management. Management believes that these individuals provide significant contributions to the Company. In return for their service, they receive remuneration, which management believes to be in line with its select group of peers. In addition to an annual base salary, key management participates in certain benefit plans, some of which are discussed in note 8. Total compensation of key members of management comprises the majority of compensation and benefits included in the consolidated statements of income and comprehensive income.

(8) Benefit Plans***(a) Class M Unit Equity Participation Plan***

PIMCO had established a Class M Unit Equity Participation Plan (the M Unit Plan) for certain individuals providing services to PIMCO and certain of its affiliates. Participants in the M Unit Plan were granted options to acquire M units, which vested in one third increments on the third, fourth, and fifth anniversary of the option grant date. M unit options were converted to M units based on the appreciation of fair value of the M unit over the related vesting period. At the exercise date, vested options were to be automatically exercised in a cashless transaction unless the participant elected to defer the receipt of M units through the M Unit Deferral Plan. As disclosed in note 8(c), participants can defer their M units into the AAM LLC Executive Deferred Compensation Plan. If, at the time of vesting, the PIMCO Class M unit estimated fair value is less than the exercise price of the option award, no Class M units were issued. Class M units are nonvoting units of PIMCO and entitle the holder to receive quarterly distributions in accordance with the Company's Second Amended and Restated Limited Liability Company Agreement. Those participants electing to defer the receipt of M units through the M Unit Deferral Plan continue to receive quarterly distributions.

A maximum of 250,000 M units were originally authorized for issuance under the M Unit Plan. During 2020, the M Unit Plan was amended to stop the granting of options to acquire M units resulting in no further M units being issued, except pursuant to the exercise of options that were outstanding prior to the plan amendment. As of December 31, 2025, no M unit options were outstanding and 105,955 M units have been issued from the exercise of options. As of December 31, 2024, 6,977 M unit options were outstanding and 104,239 M units have been issued from the exercise of options.

The fair value of each option grant is estimated on the date of grant using the Black Scholes option pricing model. The model requires management to develop estimates regarding certain input variables. A third-party valuation was completed to assist management in determining the fair value of a Class M unit. The dividend yield was estimated based upon the historical Operating Profit Available for Distribution to M unit holders. Expected volatilities were based on the average historical and implied

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

volatility of a select group of peers using the Merton Method. The expected life was calculated based upon treating the three vesting tranches (one third in years 3, 4, and 5) as separate options.

A summary of the activity in 2025 and 2024 related to the number and weighted average exercise price of the M unit options is as follows:

	Number of options			Weighted average grant date fair value
	Vested	Nonvested	Total	
Outstanding at December 31, 2023	—	24,725	24,725	\$ 16,547
Changes during the year:				
Granted	—	—	—	—
Vested	17,082	(17,082)	—	—
Exercised	(17,082)	—	(17,082)	15,984
Forfeited	—	(666)	(666)	17,806
Outstanding at December 31, 2024	—	6,977	6,977	\$ 17,806
Changes during the year:				
Granted	—	—	—	—
Vested	6,977	(6,977)	—	—
Exercised	(6,977)	—	(6,977)	17,806
Forfeited	—	—	—	—
Outstanding at December 31, 2025	—	—	—	\$ —

The weighted average fair value per unit at the date the options were exercised was \$23,612 for 2025 and \$23,376 for 2024. M unit options totaling 6,977 vested during 2025. On March 31, 2025 these vested awards exercised under the cashless exercise feature provided in the M Unit Plan, resulting in the issuance of approximately 1,716 M units.

M unit options totaling 17,082 vested during 2024. On March 31, 2024 and September 28, 2024, these vested awards exercised under the cashless exercise feature provided in the M Unit Plan, resulting in the issuance of approximately 5,401 M units.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

The fair value of M unit option awards was amortized to compensation expense on a graded vesting attribution method over the related vesting period of each separate tranche. The total number of M unit option awards expected to vest is adjusted for estimated forfeitures. Compensation expense recognized under the M Unit Plan during 2025 and 2024 was \$47 thousand and \$903 thousand, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. As of December 31, 2025, there is no estimated compensation cost related to nonvested M unit option awards expected to be recognized in future periods.

(b) Savings and Investment Plans

AAM LLC is the sponsor of a defined contribution employee savings and retirement plan covering substantially all employees of the Company and subsidiaries. The plan qualifies under Section 401(k) of the Internal Revenue Code and allows eligible employees to contribute up to 100% of their annual compensation, as defined, and is subject to a maximum dollar amount determined from time to time by the Internal Revenue Code. Employees are generally eligible to participate on the first day of the month following their start date. After the completion of one year of credited service, the Company matches an amount of annual compensation, subject to Internal Revenue Code limits, contributed by the employees. In addition, certain subsidiaries can contribute an additional amount to the plan of eligible compensation to the retirement plan. The amount expensed by the Company related to this plan during 2025 and 2024 was \$65.5 million and \$69.5 million, respectively, and is included in compensation and benefits in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. As of December 31, 2025, the Company had a \$55.3 million (2024: \$57.5 million) payable related to this plan, which is included within accrued compensation in the accompanying consolidated statements of financial condition.

(c) Executive Deferred Compensation Plan

AAM LLC has a nonqualified deferred compensation plan pursuant to which a portion of the compensation accrued by the Company and subsidiaries and otherwise payable to certain eligible employees may be deferred at the election of the employees. The plan is maintained primarily for the purpose of providing deferred compensation for a select group of management or highly compensated employees, within the meaning of Sections 201(2), 301(a)(3), and 401(a)(1) of the Employee Retirement Income Security Act of 1974, as amended. Amounts deferred under the plan are invested in marketable securities and M units or other investment partnerships as directed by the employees and are held in a grantor trust. The assets held in grantor trust are not available to fund ongoing activities of the Company and only would be available to the Company's creditors in the event of insolvency. Compensation expense or benefit and unrealized gains or losses are recognized to the extent the underlying investments appreciate or depreciate in value. Total investments and restricted cash and cash equivalents held in trust and the related liability at December 31, 2025 and 2024 was \$2.0 billion and \$1.7 billion, respectively, and are included in interest in non-consolidated deferred compensation trust and deferred compensation on the accompanying consolidated statements of financial condition. During 2025 and 2024 unrealized gains amounted to \$270.3 million and \$129.0 million, respectively, and is included within compensation and benefits and other income, net in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

(9) Income Tax

The provisions for income tax expense (benefits) are as follows:

	Year ended December 31	
	2025	2024
Current:		
Federal	\$ 80,756	79,506
State	3,300,474	2,939,343
Foreign	98,445,504	98,871,347
Total current	101,826,734	101,890,196
Deferred:		
Foreign	(13,126,323)	(5,416,160)
Total deferred	(13,126,323)	(5,416,160)
Total provision	\$ 88,700,411	96,474,036

The differences between the reported amount of income tax expense and the amount that would result from applying the federal corporate statutory tax rates to pretax income arise primarily from the Company's status as a partnership for U.S. tax purposes as well as the effects of state and international taxes and nondeductible expense.

At December 31, 2025 and 2024, income taxes payable amounted to \$15.1 million and \$14.6 million, respectively, and are included in accounts payable and accrued expenses in the accompanying consolidated statements of financial condition. Additionally, at December 31, 2025 and 2024, deferred tax assets amounted to \$81.3 million and \$64.0 million, respectively. Deferred tax liabilities at December 31, 2025 and 2024, amounted to \$29 thousand and \$69 thousand, respectively. Deferred tax assets and deferred tax liabilities are included in other noncurrent assets and other noncurrent liabilities, respectively, in the accompanying consolidated statements of financial condition.

As an indirectly wholly owned subsidiary of Allianz SE, the Company is within the scope of the OECD Pillar Two Model rules. Under these rules, a top-up-tax has to be paid per jurisdiction for the difference between the Global Anti-Base Erosion (GloBE) effective tax rate and the 15% minimum rate. Pillar Two legislation has not yet been implemented locally in the U.S., however has been implemented in various jurisdictions in which the Company operates in 2025. As the GloBE effective tax rate of Allianz entities being situated for tax purposes in Ireland is lower than the minimum rate, a provision for the expected additional income tax expense has been recognized by subsidiaries located in Ireland based on its jurisdictional top-up-tax contribution. Since the Pillar Two legislation was either not implemented in other jurisdictions, or the GloBE effective tax rate is expected to be greater than the minimum rate of 15%, no further provision was required in 2025.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

(10) Lease Arrangements

The following table represents lease costs that are included in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income:

	Year ended December 31	
	2025	2024
Depreciation of ROU assets	\$ 34,630,399	32,194,891
Interest expense on lease liabilities	10,992,254	9,819,342
Variable lease cost	225,966	281,129
Short-term lease cost	125,524	114,684
Expenses of leases of low value assets	2,035,189	1,998,080

For the years ended December 31, 2025 and 2024, total cash outflow for leases amounted to \$41.0 million and \$28.5 million, respectively.

The following table represents a maturity analysis of the Company's lease liabilities as of December 31, 2025:

Year ending December 31:	
2026	\$ 39,054,452
2027	43,858,054
2028	42,202,786
2029	41,789,322
2030	46,500,591
Thereafter	<u>239,468,730</u>
Total operating lease payments	452,873,935
Less imputed interest	<u>(92,763,866)</u>
Present value of lease liabilities	<u>\$ 360,110,069</u>

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

The following table represents a maturity analysis of the Company's lease liabilities as of December 31, 2024:

Year ending December 31:	
2025	\$ 42,821,433
2026	41,374,340
2027	35,615,864
2028	33,319,695
2029	34,099,305
Thereafter	<u>129,131,729</u>
Total operating lease payments	316,362,366
Less imputed interest	<u>(46,050,552)</u>
Present value of lease liabilities	<u>\$ 270,311,814</u>

(11) Financial Risk Management

The Company has exposure to the following risks from its use of financial instruments:

- Credit risk
- Liquidity risk
- Market Risk

Risk management is integral to the whole business of the Company. Management continually monitors the Company's risk management process to ensure that an appropriate balance between risk and control is achieved. Risk management policies and systems are reviewed to reflect changes in market conditions and the Company's activities. Management reports its significant activity to the Risk and Controls Committee of Allianz Asset Management GmbH, a subsidiary of Allianz SE.

(a) Credit Risk

Credit risk is the risk of financial loss to the Company if a customer or counterparty to a financial instrument fails to meet its contractual obligations, and arises principally from the Company's receivables from customers, bank deposits, and investment securities.

Investment advisory and other receivables: The Company's exposure to credit risk is influenced mainly by the individual characteristics of each customer. The demographics of the Company's client base, including the default risk of the industry and country in which client operates, has less of an influence on credit risk. However, geographically there is no concentration of credit risk, and no single customer who is individually material to the Company's operations.

The creditworthiness of customers is assessed as part of new client acceptance procedures. The Company does not require collateral in respect of trade or other receivables, but monitors the assets

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

under management for each customer in relation to their outstanding receivable balance. The Company has an excellent history of collection on outstanding receivables and establishes an allowance for impairment only when an individual customer has been identified as at risk for collection.

Interest Bearing Deposits with Banks: The interest bearing deposits with banks are due from major institutions. The Company reviews the creditworthiness of such banks and does not deal with such institutions if it is not satisfied with the institution's financial strength.

Investments: The Company's investments are within investment vehicles, which it manages subject to detailed investment guidelines. Compliance procedures are in place to ensure that the individual vehicles operate within their applicable credit and liquidity risk limitations.

(b) Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Company's approach to managing liquidity is to ensure, as far as possible, that it will always have sufficient liquidity to meet its liabilities when due, under both normal and stressed conditions, without incurring unacceptable losses or risking damage to the Company's reputation. The majority of non-derivative financial liabilities have a contractual maturity of less than six months at December 31, 2025.

The Company seeks to actively monitor its cash flow requirements. Typically, the Company ensures that it has sufficient cash on demand to meet expected operational expenses, including the servicing of financial obligations; this excludes the potential impact of extreme circumstances that cannot reasonably be predicted, such as natural disasters. In addition, the Company has access to AAM LLC's line of credit with Allianz SE as discussed in note 7.

(c) Market Risk

Market risk is the risk that changes in market prices, such as foreign exchange rates and interest rates will affect the Company's income or the value of its holdings of financial instruments. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimizing the return.

Currency risk: The Company is exposed to currency risk on revenues, purchases, and borrowings that are denominated in a currency other than the functional currency of the Company. The majority of the Company's transactions are in U.S. dollars, but transactions in foreign currencies also occur on a more limited basis by the Company's international subsidiaries.

The Company considers its exposure to currency risk to be limited, and currently does not actively employ any hedging or other techniques to limit such risk.

Interest rate risk: The Company is subject to interest rate risk only to the extent of its borrowing arrangements with affiliates, all of which are short term in nature. As management considers this risk to be minimal, no active hedging or other strategies are employed to limit such risk.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

Other market price risk: Market price risk arises from investment securities held within the investment funds the Company holds and manages, each of which are subject to specific investment guidelines. Material investments in such funds are managed on an individual basis and all buy and sell decisions are made in accordance with client guidelines or the funds' governing documents.

In monitoring the Company's exposure to market risks, management evaluates the Company's sensitivity to changes in currency rates, interest rates, and other market risk factors. As of December 31, 2025, there were no changes in such factors that were deemed reasonably possible that would have resulted in any material differences to members' capital as of December 31, 2025 or the reported comprehensive income for the year then ended.

(d) Capital Management

The Company's policy is to maintain a strong capital base so as to preserve investor, creditor, and market confidence and to sustain future development of the business. There were no changes in the Company's approach to capital management during the year. Neither the Company nor any of its subsidiaries, with the exception of PI LLC (see note 1) and certain foreign subsidiaries, are subject to externally imposed capital requirements.

(12) Provisions

The Company is subject to various pending and threatened legal actions as well as regulatory inquiries, which arise in the normal course of business. In the opinion of management, the disposition of these matters currently pending and threatened will not have a material adverse effect on PIMCO and its subsidiaries' financial position, results of operations, or cash flows. Management believes that they have made appropriate estimates for provisions in the accompanying consolidated statements of financial condition and in the accompanying consolidated statements of income and comprehensive income. The Company expenses related legal fees as incurred.

(13) Interest in Unconsolidated Structured Entities

The Company manages a number of structured products and other funds for the purpose of investing monies on behalf of the Company's clients in a range of investment strategies. In most cases investment vehicles managed by the Company have substantive removal or liquidation rights. Investment vehicles for which substantive removal or liquidation rights do not exist have been identified as structured entities. The vehicles are separate legal entities, and are financed by investments made by the Company's clients. The Company is paid for the investment management services it provides to the vehicle directly from the vehicle. The Company earned \$12.2 million and \$9.6 million in investment advisory fees from structured entities during 2025 and 2024, respectively, which is included in investment advisory fees – pooled funds and investment advisory fees – private accounts in the accompanying statements of income and comprehensive income.

PACIFIC INVESTMENT MANAGEMENT COMPANY LLC

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2025 and 2024

The following table summarizes both the size of the unconsolidated investment vehicles where substantive removal or liquidation rights do not exist and the Company's interests in those vehicles:

	December 31	
	2025	2024
Net assets of unconsolidated structured entities	\$ 7,310,049,839	\$ 4,950,610,570
Investment advisory fees receivable – pooled funds and private accounts	2,087,577	2,996,548

The Company's maximum exposure to loss from unconsolidated structured entities is limited to the investment advisory fees receivable.

(14) Subsequent Events

The Company has evaluated events occurring after the date of the consolidated statements of financial condition through June 3, 2026, the date the consolidated financial statements were available to be issued, to determine whether any subsequent events necessitated adjustment to or disclosure in the consolidated financial statements, noting the Company has not identified any events to disclose.

（２）その他の訂正

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

（１）ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

（前略）

b ファンドの性格

トラストは、2006年投資ファンド法（随時改正済）（以下「投資ファンド法」という。）のもとで、標準ファンドとして認可および分類される。したがって、トラストは投資ファンド法および標準ファンドについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。トラストは、サブ・ファンドに伴うリスクを完全に判断することができ、リスクを負担できる投資者のみに適する投資ビークルとみなされるべきである。

バミューダ金融庁（以下「BMA」という。）による認可およびBMAから受ける承認または許諾は、投資信託の業績または投資信託の信用性に関してBMAによる何らの保証を構成するものではない。さらに、投資信託の認可に際して、BMAはトラストの目論見書に記載される投資信託の業績や、その業務運営者またはサービス提供会社における不履行、または表明された意見もしくは記載の正確性について責任を負うものではない。

トラストの受益証券上限5,000億口の発行に関して、1972年バミューダ為替管理法（Exchange Control Act 1972）およびその規則に基づき、BMAの認可を取得した。ただし、2025年の受益所有権（関連改正）法により、かかる認可がもう要求されることはない。

受益証券について、上場またはその他の取引手段の取得は、現在のところ考えられていない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

b ファンドの性格

トラストは、2006年投資ファンド法（随時改正済）（以下「投資ファンド法」という。）のもとで、標準ファンドとして認可および分類される。したがって、トラストは投資ファンド法および標準ファンドについての関連する法令に規定されている規制および監督に服する。トラストは、サブ・ファンドに伴うリスクを完全に判断することができ、リスクを負担できる投資者のみに適する投資ビークルとみなされるべきである。

バミューダ金融庁（以下「BMA」という。）による認可およびBMAから受ける承認または許諾は、投資信託の業績または投資信託の信用性に関してBMAによる何らの保証を構成するものではない。さらに、投資信託の認可に際して、BMAはトラストの目論見書に記載される投資信託の業績や、その業務運営者またはサービス提供会社における不履行、または表明された意見もしくは記載の正確性について責任を負うものではない。

受益証券について、上場またはその他の取引手段の取得は、現在のところ考えられていない。

（後略）

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

主な投資対象となるエマージング債券市場

- エマージング諸国とは、成長過程の初・中期に位置する国や地域を指し、「新興経済国」と訳されます。
- エマージング債券は一般的に先進国債券と比べ、信用リスクが高い傾向があります。
- サブ・ファンドは、エマージング債券市場全体を代表するJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数をベンチマークとします。

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数の構成国と格付

高 信用度 低	投資適格格付	AAA	オーストラリア(ご参考)、ドイツ(ご参考)、米国(ご参考)
		AA	アラブ首長国連邦、サウジアラビア
		A	チリ、ポーランド、マレーシア、中国、日本(ご参考)、ラトビア
		BBB	アゼルバイジャン、インド、インドネシア、ウルグアイ、オマーン、カザフスタン、コロンビア、セルビア、パナマ、パラグアイ、ハンガリー、フィリピン、ペルー、メキシコ、モロッコ、ルーマニア、トリニダードトバゴ、ブルガリア共和国
	投機的格付	BB	アルメニア、ウズベキスタン、グアテマラ、グルジア、コートジボワール、コスタリカ、ジャマイカ、ドミニカ、トルコ、ブラジル、ホンジュラス、モンゴル、ヨルダン、南アフリカ、ベニン、モンテネグロ
		B	アンゴラ、イラク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、パーレーン、パキスタン、パプアニューギニア、パルバトス、ルワンダ、カメルーン
		CCC	アルゼンチン、ウクライナ、エチオピア、ガボン、ザンビア、スリナム、スリランカ、セネガル、ボリビア、モザンビーク、キルギス
		CC	
		C	ベネズエラ、レバノン
		格付なし	

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数

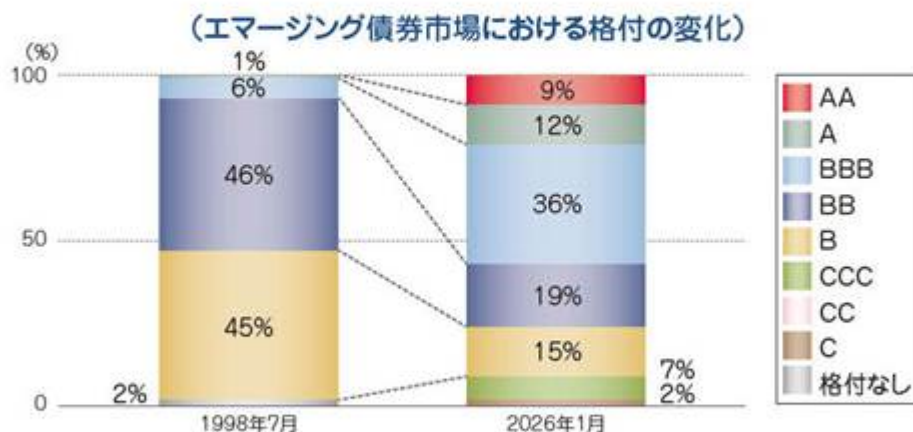
組入れ国：68カ国
通貨：ドル建
平均格付け：BBB-
平均利回り：6.79%

出所：JPモルガン・チェース、ブルームバーグ 2026年1月末現在
格付はMoody's社およびS&P社から付与された長期債務格付のうち高いものに基づいており、S&P社の表記方法で記載しております。
ただし、先進国については自国通貨建て、エマージング諸国については外貨建ての債務格付を採用しております。
サブ・ファンドは上記以外の国も投資対象にすることがあります。

※過去の実績は将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

ご参考情報

- 堅調なファンダメンタルズを背景に、エマージング債券市場の格付は向上しています。



出所：JPモルガン・チェース、2026年1月末現在

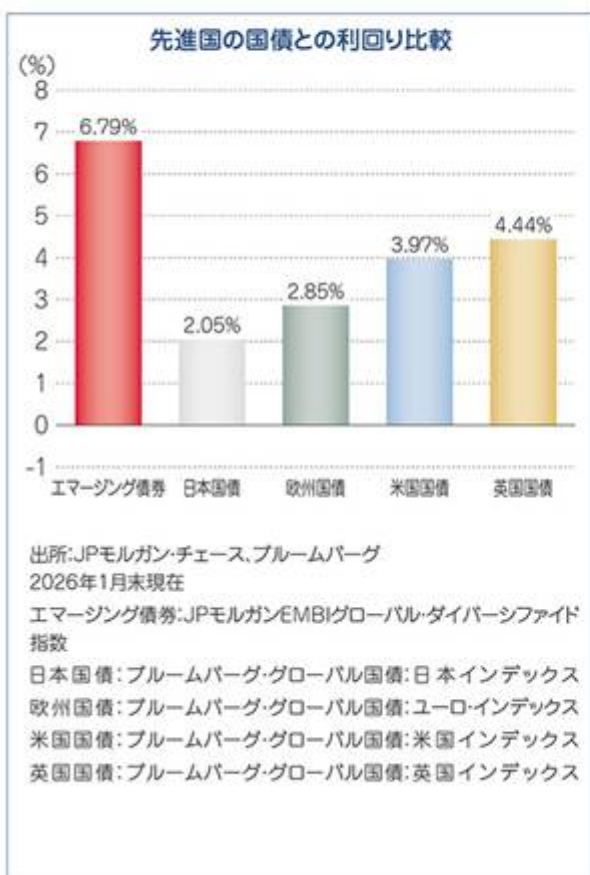
エマージング債券市場としてJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を使用

※格付はMoody's社およびS&P社から付与された長期債務格付のうち高いものに基づいており、S&P社の表記方法で記載しております。

※上記格付の構成比は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

エマージング債券投資の魅力

- エマージング諸国の債券は、先進国の債券と比べ相対的に格付が低い一方で、より高い利回りが期待できます。
- エマージング債券市場は、これまで幾度の経済危機を経験しながらも長期的にみると堅調に推移してきました。
- 先進国の国債など他の資産と異なる動きをするため、分散投資の効果が期待できます。



<訂正後>

(前略)

主な投資対象となるエマージング債券市場

- エマージング諸国とは、成長過程の初・中期に位置する国や地域を指し、「新興経済国」と訳されます。
- エマージング債券は一般的に先進国債券と比べ、信用リスクが高い傾向があります。
- サブ・ファンドは、エマージング債券市場全体を代表するJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数をベンチマークとします。

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数の構成国と格付

高 信用度 低	投資適格格付	AAA	オーストラリア(ご参考)、ドイツ(ご参考)、米国(ご参考)
		AA	アラブ首長国連邦、サウジアラビア
		A	チリ、ポーランド、マレーシア、中国、日本(ご参考)、ラトビア
		BBB	アゼルバイジャン、インド、インドネシア、ウルグアイ、オマーン、カザフスタン、コロンビア、セルビア、パナマ、パラグアイ、ハンガリー、フィリピン、ペルー、メキシコ、モロッコ、ルーマニア、トリニダード・トバゴ、ブルガリア共和国
		BB	アルメニア、ウズベキスタン、グアテマラ、グルジア、コートジボワール、コスタリカ、ジャマイカ、ドミニカ、トルコ、ブラジル、ホンジュラス、モンゴル、ヨルダン、南アフリカ、ベニン、モンテネグロ
	投機的格付	B	アルゼンチン、アンゴラ、イラク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、パーレーン、パキスタン、パプアニューギニア、ルワンダ、カメルーン、パルバドス、コンゴ民主共和国、キルギス共和国
		CCC	ウクライナ、エチオピア、ガボン、ザンビア、スリナム、スリランカ、セネガル、ボリビア、モザンビーク、コンゴ共和国
		CC	
		C	ベネズエラ、レバノン
		格付なし	

JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数

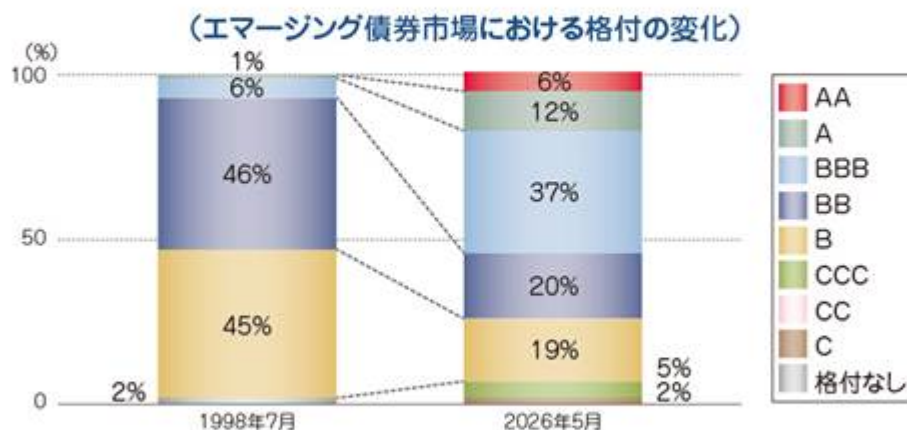
組 入 れ 国 : 70カ国
通 入 国 : ドル建
平 均 格 付 : BBB-
平 均 利 回 : 6.92%

出所: JPモルガン・チェース、ブルームバーグ 2026年5月末現在
格付はMoody's社およびS&P社から付与された長期債務格付のうち高いものに基づいており、S&P社の表記方法で記載しております。
ただし、先進国については自国通貨建て、エマージング諸国については外貨建ての債務格付を採用しております。
サブ・ファンドは上記以外の国も投資対象にすることがあります。

※過去の実績は将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

ご参考情報

- 堅調なファンダメンタルズを背景に、エマージング債券市場の格付は向上しています。



出所: JPモルガン・チェース、2026年5月末現在

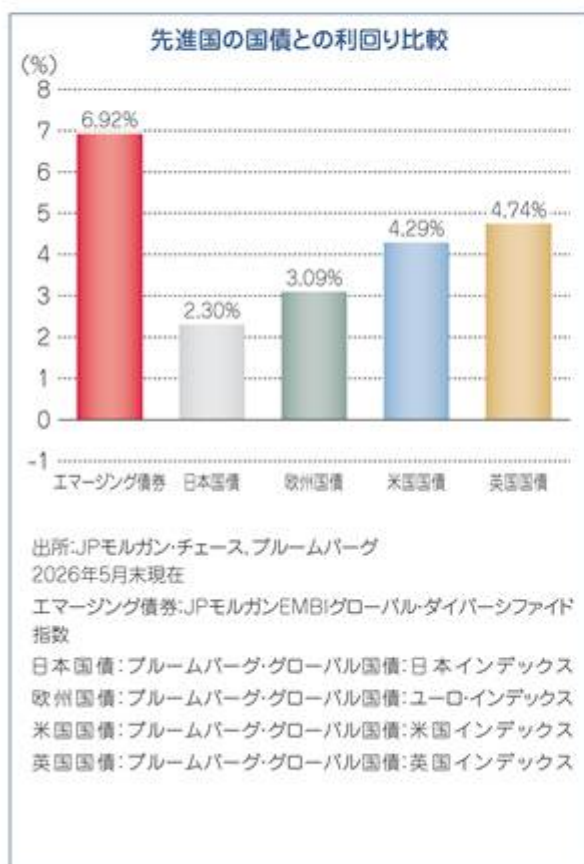
エマージング債券市場としてJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド指数を使用

※格付はMoody's社およびS&P社から付与された長期債務格付のうち高いものに基づいており、S&P社の表記方法で記載しております。

※上記格付の構成比は、四捨五入の関係により合計が100%にならない場合があります。

エマージング債券投資の魅力

- エマージング諸国の債券は、先進国の債券と比べ相対的に格付が低い一方で、より高い利回りが期待できます。
- エマージング債券市場は、これまで幾度の経済危機を経験しながらも長期的にみると堅調に推移してきました。
- 先進国の国債など他の資産と異なる動きをするため、分散投資の効果が期待できます。



(2) 投資対象

<訂正前>

(前略)

政府証券

短期、中期および長期国債等の政府証券は、政府、政府機関もしくはその下部機構もしくは政府系企業の債務またはこれらによって保証される債務である。政府証券には、市場リスクや金利リスクが付随し、また様々な程度の信用リスクに服することがある。政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれるが、これらの証券は、発生ベースによる利息の分配を行わず、同等の満期を有する利付証券よりも大きな市場リスクを被る傾向がある。マスター・ファンドが投資する米国国債が固定金利、変動金利、可変金利または調整可能金利を支払う場合がある。明確にするためにいうと、本書において政府証券とは連邦または国家政府（例えば日本政府または米国政府を含む。）により保有され、支配され、後援され、または保証される発行者が発行する証券を含む。

マスター・ファンドは、政府、政府機関もしくは下部機構またはその他政府関連の事業体が発行したソブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の借換計画への参加および政府機関への追加貸付の供与を要請されることがある。そのほか、債務不履行になったソブリン債が回収されることになる破産手続は存在しない。

マスター・ファンドは、債務の組換えに関連して国家機関に対する既存のコマーシャル・バンク・ローンと新規債務との交換により設定される証券であるブレイディ・ボンドに投資することがある。ブレイディ・ボンドへの投資は投機的と見られることがある。マスター・ファンドが取得したブレイ

ディ・ボンドが組換取決めまたは新規与信請求の対象となり、それにより、マスター・ファンドがその保有証券の利息または元本の損失を被ることがある。

地方債

地方債は、一般に、米国の各州および地方政府、政府機関、関係当局その他下部機構により発行される。地方債は、金利リスク、信用リスク、市場リスク、および地方債の課税上の取扱いまたはかかる証券に投資する投資家の権利に関連する不確実性にさらされる。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他政治的事情または発行体の倒産による影響を受けることがある。さらに、地方債市場における需要と供給の不均衡により、かかる市場において流動性が低下したり、価格の透明性が失われることがある。一定の場合においては、これにより、ある特定の取引に係る価格決定、執行および取引コストに影響が及ぶ場合がある。地方債のための流通市場も他の多くの証券市場に比べて整備が遅れていたり流動性が低い傾向があり、そのためにマスター・ファンドが魅力的な価格でその地方債を売却する能力または地方債を評価する能力に悪影響を及ぼすことがある。また、一般財源保証債を中心とする、特定の地方債の価値は、医療費の高騰、未積立年金債務の増加、会計基準の変更、および財政支援を行う連邦政府制度の段階的廃止により、悪影響を受けることもある。低格付の地方債は、高格付の地方債よりも大きな信用リスクや市場リスクを被る。地方債は異常気象、洪水および火災を含む気候変動に起因する潜在的な物理的リスクへのエクスポージャーを有することもある。気候リスクが重大化すると、現在または将来の年度の地方債発行体の財務計画に悪影響を及ぼす可能性がある（例えば、地方債発行体の収益事業債の裏付けとなる収益を創出する施設またはその他の収入源の物理的な破損）。その結果、気候リスクの影響がマスター・ファンドによる地方債への投資の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。マスター・ファンドが投資できる地方債の種類には地方自治体のリース債務が含まれる。マスター・ファンドは、地方債と投資先とする事業体により発行される証券に投資することもある。

マスター・ファンドは、地方証券を寄託して原資産である地方債の収益を変動利付証券と残差金利債券の2つに分割することで設定される残差金利債券（通常、「RIB」と呼ばれる。）に、制限なく投資することができる。変動利付証券の金利は、インデックスもしくは概ね7日から35日毎に開催されるオークションで決定される一方、残差金利債券保有者は、原資産である地方債からの収益からオークション費用を差し引いた金額を受領する。残差金利債券の市場価格は、市場金利の変化に対して非常に敏感であり、市場金利が上昇する場合には大幅に下落する可能性がある。

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券

（中略）

CB0、CL0および他のCD0において、信託からのキャッシュフローは異なるリスクおよび利回りを有するトランシェと称する2つまたはそれ以上の階層に分類される。リスクが最も高い部分が「エクイティ」トランシェで、裏付となる債券またはローンのあらゆるデフォルトの最初の部分を負担するが、階層がもっと高い他のトランシェも損失を負担する。これらはデフォルトから部分的に保護されているため、裏付となる証券に比べて格付が高く利回りも低く、投資適格格付を付与されることもある。CB0、CL0および他のCD0のトランシェは、エクイティ・トランシェから保護されているものの、実際のデフォルト、格付機関による裏付担保の格下げ、カバレッジテストに抵触したことによる担保プールの強制的な清算、担保のデフォルトおよびトランシェによる保護の消滅、市場で予想されるデフォルトや、クラスとしてのCB0、CL0または他のCD0証券からの逃避を理由として大きな損失を被ることがある。CD0の一定のトランシェに対する利息が現物で支払われるか、または繰延資金として処理される（現金ではなく同種の債務の形式で支払われる）場合があり、当該支払に関するデフォルト・リスクを継続的に負担することになる。

CB0、CL0または他のCD0への投資のリスクは、担保証券の種類およびマスター・ファンドが投資する商品の種類に主に左右される。通常、CB0、CL0、他のCD0は私募により募集および販売され、証券法に基づ

く登録が行われない。その結果、マスター・ファンドがCB0、CL0および他のCD0への投資を流動性の低い投資対象として特徴づけることがあるが、CB0、CL0およびその他のCD0が規則144A取引としての適格性を得ることができる活発なディーラー市場が存在することがある。CB0、CL0、その他のCD0は、債券に伴う通常のリスク（例えば、期限前返済リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、法的リスクおよび金利リスク等（これらは、金利の大幅な変動により、または金利の変動に反比例してストラクチャード・ファイナンスに対する支払金利が変動する場合に一段と悪化する可能性がある。））に加えて、以下のリスクを含むがこれらに限られない追加的なリスクを負担する。

- (i) 担保証券からの分配が利息またはその他の支払いに不足する可能性。
- (ii) 担保の信用力の価値が低下するか、またはデフォルト水準となること。
- (iii) ストラクチャーまたはその発行体の実績、あらゆる信用補完の利用可能性、証券化される裏付債権、ローンまたはその他の資産の支払および回収の水準および時期、これらの資産をオリジネーターまたは譲渡人から切り離すこと、あらゆる関連する担保の妥当性および換金能力、ならびに証券化資産の業務提供者の能力。
- (iv) ストラクチャード・ファイナンス投資の価格が、売却を求められる場合に、売却時に当該種類の証券に関する一定の市場リスクおよび流動性リスクも負うことがあること。
- (v) 一定の仕組み商品が、マスター・ファンドにも投資している証券に投資される場合、当該証券の発行体の信用力に対するマスター・ファンドの全体のエクスポージャーが、相対ベースでは増加しなくても、少なくとも絶対ベースで増加する傾向があること。
- (vi) CD0を担保とする資産の実績が、当該CD0の組成時に予想されていたよりも高い相関性を示す場合があるため、デフォルト・シナリオで想定していた実績よりも実績が低くなる可能性があること。
- (vii) マスター・ファンドが他のクラスより返済順位が低いCB0、CL0またはその他のCD0に投資することがあるリスク。
- (viii) 証券の複雑な構造が投資時に十分に理解されず、発行体との紛争または予想外の投資結果が生じること。
- (ix) マスター・ファンドが達成する投資収益が金融モデルにより予測された内容と大幅に異なる可能性があること。
- (x) CD0のために即座に利用できる流通市場が存在しないこと。
- (xi) カバレッジ・テストへの抵触等の技術上のデフォルトにより、「投げ売り」による清算を迫られるリスク。
- (xii) CD0の運用者の実績が低いこと。

ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

マスター・ファンドは、固定利付および変動利付ローンに投資することがあり、かかる投資対象は、ローン・パーティシペーションと当該ローン・ポジションの譲渡の形態で、下記のローンの種類を含む。ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡には、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、貸主リスクを含む特定種類のリスクを伴う。ローンは、予定された元利金の支払が適時に行われないか、または全く行われないリスクを負担し、いずれの場合にもローンの価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、ローンの裏付となる担保が利用可能ではないか、または借主の債務の充足のために十分ではない可能性があり、ローンが差し押さえられる場合にはマスター・ファンドがあらゆる担保の部分的な所有者になる可能性があり、マスター・ファンドが担保の所有および処分に関連する費用を負担することになる。マスター・ファンドがローン・パーティシペーションを取得した場合、貸主を介してのみその権利を執行することができ、借主のリスクに加えて、貸主の信用リスクをも引き受けることになる。

シニア・ローン：シニア・ローンは一般に、様々な業種および地域にまたがる企業、パートナーシップおよびその他の事業体に対して行われる。シニア・ローンは原則として、借主の資本構成上最も優先

順位が高く、特定の担保により保証され、借主の劣後債の所有者および株主より優先順位の高い借主の一般資産に対する請求権がある。借主は一般に、シニア・ローンによる手取金をレバレッジド・パイアウト、資本再編成、合併、買収および自社株買戻しのための資金調達に利用したり、またはそれほど一般的ではないものの、企業の内部成長およびその他の目的のための資金調達に利用する。シニア・ローンは一般に、ベースとなる貸出金利を参照しプレミアムを加算した上で、毎日、毎月、四半期毎もしくは半年毎に再決定される利率の利息を付す。ベースとなる貸出金利は一般に、LIBOR、一行以上の主要な米国銀行が提示するプライム・レート、商業貸付で使用される企業預金の金利もしくはその他のベース金利である。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。

セカンド・リーエン・ローン：セカンド・リーエン・ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。セカンド・リーエン・ローンは、関連する借主の債権の優先順位がシニア・ローンに続く二番目となる。セカンド・リーエン・ローンは一般に、ローンにおける借主の債務の担保資産に関して第二順位の担保権もしくはリーエンにより保証されており、シニア・ローンと類似の保護および権利が付与される。セカンド・リーエン・ローンは、借主のシニア・ローン以外のいずれの債務に対しても債権が劣後しない（また、条件により劣後することにはならない。）。セカンド・リーエン・ローンは、シニア・ローン同様、一般に調整可能な変動金利による利息を支払う。セカンド・リーエン・ローンは、シニア・ローンに続く第二順位であるため、シニア・ローンよりは投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。セカンド・リーエン・ローンは、劣後するという以外では、上記のシニア・ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。

その他の担保付ローン：シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローン以外の担保付ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。そうした担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりは借主に対する債権の優先順位が低い。担保付ローンは一般に、ローンにおける借主の債務の担保資産に関して優先順位の低い担保権もしくはリーエンにより保証されており、保護および権利に関してシニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンに劣後する。担保付ローンは、借主の今後発生する優先債務に対しても劣後する可能性がある。担保付ローンは、固定金利もしくは調整可能な変動金利による金利を支払う。担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりも債権の優先順位が低いため、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりは投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。担保付ローンは、より劣後するという以外では、上記のシニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。ただし、このようなローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンに比べて借主に対する債権の優先順位が低いため、優先順位の高い債務の返済後に、借主のキャッシュ・フローや担保資産が期日通りの返済を行うには不足する可能性がある。また、こうした担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンに比べ、価格の変動幅が大きく流動性が低いと考えられる。さらに、オリジネーターが別の担保付ローンの参加権を売却できない可能性もあり、その結果、信用リスクが高まることになる。

無担保ローン：無担保ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。無担保ローンは一般に、担保付債務より借主に対する債権の優先順位が低い。無担保ローンは、ローンにおける借主の債務の担保資産に担保権もしくはリーエンが設定されていない。無担保ローンは、その条件により、シニア・ローン、セカンド・リーエン・ローンおよびその他の担保付ローンを含む借主の債務に対する債権の優先順位が低い。無担保ローンは、固定金利もしくは調整可能な変動金利による金利を支払う。無担保ローンは、担保付ローンよりも債権の優先順位が低いため、投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。無担保ローンは、より劣後し担保されていないという以外では、上

記のシニア・ローン、セカンド・リーエン・ローンおよび担保付ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。

バンクローン

バンクローンは、資本増強、企業買収または借換えに際し組成される企業の債務である。バンクローンに伴うリスクには、（i）期限前返済はプレミアムまたは違約金なしにいつでも生じることがあり、スプレッドが縮小する期間中における期限前返済の権利行使により、マスター・ファンドが、期限前返済の資金をより低い利回りの投資対象に再投資せざるを得ないこと、（ii）元本および金利の支払いならびに借主の債務の金利の支払いについて、借主が支払不能となること、（iii）金利感応度、借主の弁済能力への市場認識および一般的な市場の流動性等の要因による価格変動が含まれる。バンクローンが不履行となった場合には、大幅な債務整理の交渉またはその結果もたらされる再編、とりわけ金利の大幅な減免および／またはローン元本の大幅な減額が必要となる。

上記のリスクに加え、第三者の同意が求められることによりまたはその他の理由により、一定のローンは、上場取引証券ほど容易にまたは迅速に売買することができない。さらに、過去のローン市場の出来高は、上場証券の市場ほど流動性は高くない。

バンクローンの権利は、債権譲渡により直接的に、またはローン・パーティシペーションもしくはローンの一般的な特徴を有し、源泉税上もローンとして扱われるシンセティック証券、仕組金融証券、リース契約の持分の購入を通じて間接的に、購入することができる。ローン債務の譲渡においては、購入者は通常、販売機関のすべての権利および義務を継承し、債務に関するローン契約または与信契約に基づき、貸主となる。その一方、販売機関が保有する債務の一部についてのローン・パーティシペーションは、通常、債務者とはなく、かかる販売機関との間でのみで契約上の関係を有する。ローン購入者は、ローン・パーティシペーションに伴う元本、金利および費用の支払いを、販売機関からのみ、また販売機関に債務者からかかる支払いがなされた後で、受領する権利を有する。ローン・パーティシペーションの購入者は通常、貸付契約、与信契約またはかかる債務を証するその他の文書の規定により、債務者に強制執行し、債務者と相殺する権利は有しておらず、マスター・ファンドは、購入したローン・パーティシペーションの債務を保証する担保から、直接的に利益を得ることはできない。

そのため、ローン購入者は、債務者と販売機関の双方の信用リスクを負う。販売機関が破綻した場合には、サブ・ファンドは、ローン・パーティシペーションについて販売機関の一般債権者として扱われ、販売機関と債務者との間の相殺による利益を享受することはできない。

ローン購入者の大部分は、商業銀行、投資信託および投資銀行である。流通市場の出来高が増えると、ローン取引を効率化するためにしばしば標準化された説明書を付した新しいローンが、市場の流動性を改善することがある。しかしながら、将来のローン取引の需給の水準が、流動性の適正なレベルを示すという保証はなく、または現在の流動性の水準が今後も続く保証はない。かかるローンの保有者は、借主、ローン契約の独自にカスタマイズされた性質および特定の融資団に関する機密情報を入手しているため、上場取引証券の売買ほど容易にローンを売買できない。さらに、過去のローン市場の出来高は、ハイ・イールド証券の市場と比べて少ない。

（中略）

ハイ・イールド証券

マスター・ファンドは、前記「（１）投資方針」に記載された投資対象のクオリティについての方針に従う。しかし、マスター・ファンドが保有する証券の格付が下がることがある。ムーディーズのBaa格またはS&PもしくはフィッチのBBB格より低い格付の証券は、しばしば「ハイ・イールド証券」または「ジャンク債」と称される。ハイ・イールド証券への投資または保有には、高格付の債券への投資に伴うリスクの他、特別のリスクを伴う。ハイ・イールド証券およびディストレスト債は、元本の値上りと高いリターンの機会をより多くもたらす一方、一般に、比較的大きな価格変動にさらされ、高格付の証券より流動性が低いことがある。経営不振の企業のハイ・イールド証券および債務証券は、発行体の継

統的な元利金支払能力に関し、格付機関により圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券は、より高い格付の証券よりも、現実的または観念的な経済状況および産業の競合状況の悪影響を受けやすい。マスター・ファンドが、利息の支払いや元本の払戻しに関して債務不履行となっている、または当該支払いに関して債務不履行となる差し迫ったリスクがある証券に投資する場合、上記のリスクがそれだけ増大する。債務不履行に陥っている証券の発行体は、元本または利息の支払いを再開できない可能性があり、その場合マスター・ファンドは投資額すべてを失うおそれがある。破綻証券への投資においては、コントロール・ポジション・リスクおよび訴訟リスクが増大することが多い。PIMCOは、経営の悪化または破綻の結果として紛争または訴訟が生じる場合に措置を講ずることがあり、これによりマスター・ファンドがコストを負担する場合があります、結果としてマスター・ファンドが保有する証券の価値が減少する場合があります。ハイ・イールド証券の市場価格は、主に一般的な金利水準の推移に反応する傾向がある高格付の証券よりも発行体の個々の動向を広い範囲で反映する傾向がある。さらに、低格付の債務証券は全般的な経済情勢に対する感応度が高くなる傾向がある。マスター・ファンドが投資するハイ・イールド証券を発行する一定のエマージング市場国の政府は、商業銀行、外国政府および公的国際機関（世界銀行等）の最大級の債務者である可能性があり、支払期限が到来する元本および／または利息を支払うことができないか、または支払いに消極的になっている場合がある。

（中略）

中華人民共和国への投資

マスター・ファンドは、中華人民共和国（以下、「中国」といい、本書において別途定められない限り、本開示の目的上、香港、マカオ、台湾を除く。）に経済的にリンクされた証券または商品に投資することがある。かかる投資は、中国適格外国機関投資家（以下「QFII」という。）プログラムを含むがこれらに限定されない、利用可能な市場アクセス制度を通じて行われる。非米国の証券および新興市場への投資に関連するリスクを含む、上述の「新興市場証券」のリスクに加えて、中国への投資には別のリスクを伴う。これらの追加リスクは以下を含む（が、これらに限定されない）。（a）不安定な成長に起因する非効率性、（b）一貫して信頼できる経済および財政の統計が入手できないこと、（c）潜在的に高いインフレ率、（d）輸出および国際貿易への依存（貿易関税および禁輸措置が強化されるリスクを含む。）、（e）相対的に高水準にある資産価格のボラティリティ、停止リスクおよび証券の決済の難しさ、（f）潜在的な流動性不足および限定的な外国投資家による利用可能性、（g）地域経済との競争の激化ならびに他の国々との間の地理上およびその他の紛争、（h）特に為替ヘッジ手段の相対的不足および現地通貨から米ドルへの変換能力に対する規制による、為替相場の変動または中国政府もしくは中央銀行による通貨切り下げ、（i）多くの中国企業が比較的小規模であり、業務履歴がないこと、（j）証券市場、保管取り決めおよび商業の法的小規模であり、業務履歴がないこと、（k）QFIIプログラムおよび当該投資が行われるその他の市場アクセス・プログラムの規則および規制に関する不確実性および変更の可能性、（l）中国政府による経済改革の継続的な実施、（m）私的財産の保有に対する規制強化、（n）中国規制当局が、市場混乱時に中国の発行体の取引を停止する（あるいは当該発行体に取引停止を許可する）ことがあり、当該停止は広範囲に及ぶ可能性があり、市場操作のリスクが上昇すること、（o）中国経済に対する政府による支配および投資の拡大に関連するリスク、（p）台湾との潜在的利益相反に関連するリスク、（q）中国の発行体の財務諸表の質に関連する異なる規制上および監査上の要件、（r）中国で実施される監査の質を検査する能力、特に公開企業会計監視委員会（「PCAOB」）が中国においてPCAOBに登録している会計事務所を検査するためにアクセスできないことに対する制限の結果、一定の重大な情報の開示が行われないこと、（s）米国当局が非米国企業および非米国人に対して強制的な措置を講ずる能力に対する制限、ならびに（t）法律上の問題における投資家の、ならびに中国に所在するか、そうでない場合において中国の法律および／または規制に服する金融取次仲介機関／インフラストラクチャーの権利および救済に対する制限。また、一定の証券が制限付であるか、または将来制限付になる場合があり、マスター・ファンドがそのような制限付の証券の売却を迫られ、その結果として損失を被る場合がある。

さらに、中国への外国投資に対する規制および投資資本の本国送金に対する制限もある。例えば、とりわけ投資の範囲、資金の本国送金、外国人による株式の保有制限および口座の仕組みに対しては、一定の規制上の制限がある。QFIIプログラムの下では、特に、投資範囲、投資割当、資金の本国送金、外国人株式保有制限、アカウント構造を含む（がこれらに限定されない）側面について、規制上の制限がある。関連するQFII規制は、最近、資金の本国送金に対する制限を緩和するために改訂されたが、極めて新しい展開であり、これが実際に実施されるか否か、およびその実施方法については不確定である。中国の規制要件の結果として、マスター・ファンドは中国にリンクされた証券もしくは商品への投資能力が制限され、および／または、中国にリンクされた証券もしくは商品の持ち高を清算しなければならないことがある。証券の価格が低水準にある場合等、一定の場合において、非任意清算はサブ・ファンドおよびマスター・ファンドに損失を招く可能性がある。さらに、中国の証券取引所は、通常、関連する取引所で取引される証券の取引を停止または制限する権利を有している。また、中国政府または関連する中国規制当局は、中国の金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある方針を実施することがある。かかる停止、制限または方針は、マスター・ファンドの投資のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

中国は共産党の支配下にある。中国への投資は、より強度な政府による経済への支配および関与に関連するリスクにさらされている。米国とは異なり、中国の通貨（すなわち人民元／RMB）は市場によって全面的に決定されるのではなく、対米ドルの人為的な価格で管理されている。このシステムは、為替の急激かつ大規模な調整に到る可能性があり、ひいては外国人投資家に破壊的かつマイナスの影響を及ぼす可能性がある。中国政府はまた、本国通貨を米ドルを含む外国通貨に自由に転換することを制限することができる。本国送金に関する制限は、特に償還請求に関連して、中国にリンクされた証券および商品の流動性を相対的に低下させる効果を有することがある。さらに、中国政府は、資源配分および金融政策への直接的かつ重要な関与、外貨建て債務の支払に対する管理ならびに特定の業種および／または企業に対する優遇措置の提供を通じて、経済成長に対して重大な支配権を行使している。中国の経済改革プログラムは成長に貢献してきたが、このような改革が継続される保証はない。中国政府は随時、経済成長率を上昇もしくは持続させ、インフレ率を抑制し、そうでなければ景気の拡大を規制するために、特定の商品が販売されうる価格に影響を及ぼし、企業に特定の産業への投資または集中を促し、一定の業種における企業間の合併を勧め、かつ民間企業に証券の公募を行うことを勧める措置を講じている。将来においても同じ行動をとる可能性があり、そのことが中国の経済状況に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

中国は、過去において干ばつ、洪水、地震、津波などの自然災害に見舞われてきたが、将来、このような環境事象が発生した場合には、中国経済が影響を受ける可能性がある。このため、マスター・ファンドによる中国への投資は、かかる事象のリスクにさらされている。さらに、中国と中国が領有権を主張し続ける台湾との政治的統一は、中国による（軍事攻撃を含む）侵略を含む微妙な問題である。その結果として生じる政治的または経済的な混乱やあらゆる報復措置が、マスター・ファンドの投資の価値または流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

税法の適用（例えば、配当または利息の支払いに対する源泉徴収税の賦課）または没収税も、マスター・ファンドの中国投資に影響を及ぼす可能性がある。この方法は、現在の市場慣行およびピムコの適用税制の解釈に基づいている。市場慣行または適用される税法の解釈の変更により、引当金の金額が、結果として実際の税負担に比べて大きすぎたり小さすぎたりする可能性がある。

また、PCAOBは一般的に、中国の公認会計士による監査業務および実務を検査することを制限されているため、中国の発行体に関する重大な会計上および財政上の情報を入手できないか、またはそれらが信頼に値しないリスクがある。

（中略）

中国に関する制裁措置、貿易制限および投資制限 近年、様々な政府機関が中国（香港およびマカオを含む。）を対象とする制裁措置、貿易制限および投資制限ならびに／または通知要件を検討し、場合

によってはこれらを課し、将来的に追加の制限を課されるか、または報復措置が発動される可能性がある。例えば、2025年1月に、米国で新たな「対外投資」規制制度が施行され、機密性が高い特定のテクノロジーの業種（高度な半導体およびマイクロエレクトロニクス、量子情報ならびに人工知能技術の一定の分野および利用を含む。）において事業を行う、中国（香港およびマカオを含む。）に拠点を置く企業もしくは中国（香港およびマカオを含む。）が所有する企業が関与する一定の取引を禁止するか、またはこれらに関して通知することを義務付けている。米国政府は、同制度の拡大を検討していると述べている（生命工学、極超音速、航空宇宙、先端製造技術および指向性エネルギー等の業種へと対象範囲を広げることを含む。）。中国および他の一定の国々との関係が複雑で、かつ変化しつつあることを考えると、そのような制限が市況に与える影響を予測することは難しい。さらに、そのような制限に従うことにより、マスター・ファンドが特定の投資を追求できなくなること、当該投資の完了に遅延もしくはその他の支障が生じること、当該投資に関して政府当局への通知を求められること、不利な条件での投資の売却もしくは凍結が必要となること、パフォーマンスが低い投資対象の売却を行えなくなること、マスター・ファンドが投資目的を達成する能力にマイナスの影響が及ぶこと、マスター・ファンドが期日が到来しているはずの支払いを受領できなくなること、マスター・ファンドの投資の価値に悪影響を及ぼすこと、一定の投資家による一定の投資への参加が制限されること、マスター・ファンドが対象となる投資家に関する情報の入手を求められること、マスター・ファンドに対するデューディリジェンスおよび他の類似の費用が増加すること、中国関連の投資の評価が困難になること、またはマスター・ファンドがそのような制限がなかった場合よりも不利な条件で投資を完了することを求められることがある。このような結果はいずれも、当該投資に関するマスター・ファンドのパフォーマンス、ひいてはマスター・ファンドのパフォーマンス全体に悪影響を及ぼす可能性がある。新たな、また遂行された制裁措置、貿易制限ならびにその他の投資制限または義務により、様々な、かつ予測不可能な形でマスター・ファンドまたはサブ・ファンドが悪影響を受けることもある。このような制裁措置およびその他の制限により生じる混乱が、中国の経済、さらに中国およびマスター・ファンドが投資する証券の他の発行体に影響を及ぼす場合もあり、その結果として中国が対抗措置を取り、そのためにマスター・ファンドおよびその投資対象が悪影響を受けるおそれもある。米国財務省の対外投資審査規則が2025年1月2日に施行された。対外投資審査規則は大統領令第14105号を施行するもので、同規則は、「懸念国」（中国ならびに香港およびマカオの特別行政区として定義される。）における機密性が高い技術および製品の開発を加速させかねない、米国からの特定の投資により生じる、国家安全保障上の脅威に対処するための規制を発動することを米国財務省に指示している。同規則は、一定の国家安全保障分野（現在は半導体技術、軍事利用もしくは監視利用のための人工知能システムまたは量子コンピューティング）に関連する業務に携わる懸念国に関連する企業への米国人による一定の投資を禁止するか、またはこれらに関して米国財務省に通知することを義務付けるかのいずれかのための規制上の枠組みを定めている。米国政府は、同規則が定める対象となる業種の範囲を拡大する（例えば、生命工学、極超音速、航空宇宙、先端製造および指向性エネルギー等の業種を含めること）、ならびに／または他の方法で同規則を拡大することができる。マスター・ファンドは対象となる業種に関与する一定の中国企業または中国が保有する企業への投資を制限される場合がある。マスター・ファンドが、対象となる取引を特定するためのデューディリジェンスの手続きを実施しなければならないこともあり、米国財務省に対して通知対象の取引を報告する必要がある場合があり、投資日程に影響を及ぼす可能性がある。

米国と中国の関係 国際関係、特に貿易、為替交換および知的財産の保護に関する中国と米国の関係が資本フローおよび事業運営に影響を及ぼす可能性もある。米国の社会、政治、規制および経済の状況が、中国における対外貿易、製造、開発および投資を規制する法律および政策の変更を促すことにより、マスター・ファンドの投資対象のパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがある。例えば近年、米連邦政府は、中国に対して強硬な貿易政策（中国からの一定の輸入品への関税の賦課、中国の貿易政策に関する中国政府への批判、個別の中国企業に対する対応措置、香港政府および中国中央政府の一定の

当局関係者に対する制裁措置ならびに中国に拠点を置く特定の個人、企業およびその関連子会社との一定の取引を禁止する行政命令の発令を含む。）を実行している。最近の出来事（米国人が特定の中国企業に投資する能力および中国企業が米国内で業務または取引を行う能力を限定する制限を米国政府が課すことを含む。）により、このような関係を巡る先行き不透明感が高まっている。米国の様々な法令および大統領令が中国を「敵対国」に指定し、米国政府は、中国人民解放軍を2049年までに「世界一流の軍隊」に発展させるという中国の軍民融合戦略に関連する米国による投資を阻止するための対応策をさらに講ずる意向であると表明している。さらに、中国政府は米国政府が開始した新たな貿易政策、条約および関税への対抗措置（報復措置を含む。）を取り、これらを拡大する可能性がある（例を挙げると、中国全国人民代表大会で、中国政府の転覆および外国勢力との共謀を含む一定の反体制行為を犯罪とする、香港国家安全維持法（「国家安全維持法」）が成立した。）。国家安全維持法を受けて、米国では香港自治法および制裁措置の追加を定める行政命令が発令された。さらに最近では、国家安全維持法を補完するために、香港政府は2024年3月8日に、香港基本法第23条（以下「第23条」という。）に基づく国家の安全維持を守る法律上の責務を完全に果たすことを目的に、「国家安全維持条例法」の草案を香港特別行政区立法会に提出した。第23条が施行される可能性があるという点で、これをきっかけに米国による香港に対する制裁措置が追加され、結果として中国に影響を及ぼす可能性があるかは保証の限りではない。米国は、中国の当局の上級関係者および中国のテクノロジー企業の一定の従業員にも制裁措置を課し、商務省のエンティティ・リストに多数の中国企業を新たに追加した。イギリスも香港との犯罪人引き渡し条約を停止し、中国に対する武器禁輸措置を香港にも拡大した。制裁措置、輸出規制および／およびまたは投資制限の追加が発表される可能性がある。これらの事由に起因する中米間の緊張の激化、ならびに国家および州政府が講じているか、または講じる可能性がある報復的対抗措置（米国の制裁措置および中国の反制裁法を含む。）、さらには将来におけるその他の経済的、社会的または政治的な不安が、PIMCO、マスター・ファンドまたはマスター・ファンドが投資している企業の活動に重大な悪影響を及ぼすか、またはそれらの活動を制限する可能性がある。このような対抗措置により、とりわけ、マスター・ファンドの資産もしくは投資の価値が失われるか、または中国もしくは中国関連の証券もしくはその他の投資に投資する能力が制限され、対抗措置が発動される時点で中国に所在する既存の資産が本国に返還される可能性がある。

（中略）

逆レポ取引、ダラー・ロールおよびその他の借入れ

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、マスター・ファンドのレバレッジの限度に従い、逆レポ取引やダラー・ロールを実施することがある。逆レポ取引またはダラー・ロールは、指定時期に指定価格で当該証券を買い戻すためにサブ・ファンドまたはマスター・ファンド（適用ある場合）による証券とその契約の売却を伴うもので、何らかの目的の借入れの形式とみなされる。

逆レポ取引では、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは（適用ある場合）取引期間中対象証券に対する元利金の支払を継続して受ける。ただし、逆レポ取引は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドによって保有される証券の市場価格がサブ・ファンドまたはマスター・ファンドによる買戻し義務のあるサブ・ファンドまたはマスター・ファンドによって売却された証券の価格以下に下落することがあるというリスクを伴う。逆レポ取引、ダラー・ロールその他の形式の借入れは、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドにレバレッジ・リスクをもたらすことがある。これらによりサブ・ファンドまたはマスター・ファンドの全体の投資エクスポージャーが大きくなり、関連する取引コストによりサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドのパフォーマンスが低下することがある。

サブ・ファンドまたはマスター・ファンドのいずれも、借入れ時に純資産（借入れ金を含まない。）の10%を越える金額（低価格基準による。）の銀行借入れを行ってはならない。ただし例外として、合併、統合等の特別または緊急の目的のためには、本制限は、3か月を上限として一時的に10%を超えることができる。本段落において、借入れとは銀行からの借入れとみなされ、したがって、逆レポ契約およびダラー・ロールを含むがこれらに限定されない取引は、上述の10%の制限を受けるものとする。

「モーゲージ・ダラー・ロール」は一部の点で逆レポ取引に類似している。「ダラー・ロール」取引ではサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドは、連邦政府抵当金庫（ジニー・メイ）により発行される証券等のモーゲージ関連の証券をディーラーに売却し、事前の指定価格で将来に類似の証券（ただし、同一証券ではない。）を買い戻すことを同時に約束する。「ダラー・ロール」は、逆レポ取引と同様に、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドが資金の獲得のためにディーラーに対しモーゲージ関連証券に担保権を設定する担保付借入れとみなすことができる。逆レポ取引の場合とは異なり、サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドがダラー・ロール取引を執行する相手のディーラーには、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが当初売却したものと同一の証券を返還する義務はなく、「実質的に類似する」証券を返還することができる。「ダラー・ロール」は、あらかじめ決められた価格で将来証券を購入または売却する合意を伴うため、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、「ダラー・ロール」取引が合意されている特定の証券の価額について市場の動きを利用することはできない。「ダラー・ロール」の取引の相手方が債務不履行となった場合には、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、将来の売却義務を履行するために、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが購入しなければならない代替証券の市場価格（上昇する場合もあれば下落する場合もある）から当該将来の売却義務についてサブ・ファンドまたはマスター・ファンドが受け取るべき売却代金を控除した額を負担するリスクにさらされる。

セル・バイバックは逆レポ取引に類似している。ただし、セル・バイバックでは証券を買い付ける取引相手は、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドによる対象証券の買戻しの決済まで対象証券に対し行われる元利金の支払を受けることができる。

デリバティブ

（中略）

市場等のリスク：他の大抵の投資対象と同様に、デリバティブ商品には、当該商品の市場価格がマスター・ファンドの利益を損なう方向に変動するリスクがある。ポートフォリオ・マネジャーによる証券価格、通貨、金利またはマスター・ファンドのためのデリバティブの利用の際のその他経済要素の予測が不正確であった場合、マスター・ファンドは、当該取引を全く実施しなかった場合の方が良い結果になった可能性がある。デリバティブ商品に関わる一部の戦略は、損失リスクを軽減できる一方、マスター・ファンドの他の投資対象の有利な価格動向を相殺することにより、利益獲得の機会を削減したり、損失をもたらしたりすることもある。デリバティブ市場への規制はここ数年で強化されており、この先さらにデリバティブ市場への規制が強化されれば、デリバティブのコストが増加し、デリバティブの利用可能性が制限され、また、流動性が低下するか、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶかもしれない。このようなこの先の不利な展開により、マスター・ファンドのデリバティブ取引の有効性が損われたり、コストが上昇したり、またはマスター・ファンドのデリバティブ戦略の実施が妨げられるか、もしくはマスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

デリバティブ商品の利用上のその他のリスクには、デリバティブ商品の不当価格設定および／または不当評価のリスク、デリバティブが原資産、レートおよび指数と完全に相関関係をもつことができないリスクがある。多くのデリバティブ商品、特に直接相対取引されるデリバティブ商品は複雑で、往々にして主観的に評価される。不当な評価が取引相手方に対する現金支払要件の拡大またはマスター・ファンドに対する評価損をもたらすことがある。また、デリバティブ商品の価格が、その密接な追従が図られている資産、基準レートまたは指数に完全にまたは全く相関関係をもたないことがある。また、デリバティブの価値が、密接に追従するように設計されている資産、参照金利または指数と完全に一致するとは限らず、まったく連動しないこともある。例えば、マスター・ファンドのリターンから手数料および費用が控除されていることにより、上場投資信託のスワップ契約は当該上場投資信託が基づいている指数と完全には連動しない。さらに、マスター・ファンドがデリバティブを利用することにより、マス

ター・ファンドは当該商品を利用しなかった場合に比べて、大きい額の短期キャピタルゲイン（投資家は米国課税に従い通常の所得税率により一般的に課税される。）を実現させられることがある。マスター・ファンドがデリバティブを利用した結果、マスター・ファンドの損失、マスター・ファンドのリターンの低下および／またはボラティリティの上昇を招くことがある。

（中略）

ドッド・フランク法には、新たな資本／証拠金を求める条項や多くのOTCデリバティブ取引に清算機関の使用を義務付ける条項が含まれる。CFTC、SECおよびその他の連邦監督当局は、ドッド・フランク法に従い、デリバティブに関連する大量の規則の制定を完了している。スワップ・ディーラー、主要な市場参加者およびスワップのカウンターパーティーは、新たなおよび追加的な遵守義務および関連費用を負い、今後も負い続ける可能性がある。規制による制限および要件が、マスター・ファンドまたはそのカウンターパーティーに課せられる制限または要件のいずれかを通じて、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの投資目的を達成する能力にマイナスに作用する可能性がある。特に、マスター・ファンドやそのカウンターパーティーに対する新たなポジション制限は、マスター・ファンドが効率的に投資目的を達成するために行う先物、オプションおよびスワップへの投資に影響する可能性がある。自己資本規制、CFTCの投機的持ち高制限および清算システムの義務付けを含むこれらのおよび将来の要件が、たとえばサブ・ファンドに対して直接適用されない場合であっても、マスター・ファンドの投資コストや運用コストを上昇させ、受益者に対して好ましくない影響を及ぼす可能性がある。

さらに、米国政府およびEUは二当事者デリバティブに対して強制的な最低証拠金要件を適用している。このような要件により、マスター・ファンドがデリバティブ取引に関連して提供することを義務付けられる証拠金の金額が上昇し、そのためにデリバティブ取引が高額になるおそれがある。

また、取引相手（またはその関連会社）が支払不能に陥った場合、取引の終了、債務のネットリングおよび担保の回収等の救済措置を行使するマスター・ファンドの能力が、米国、EUおよびその他の様々な法域で採用されている新たな特別決議制度の下で停止または排除される可能性がある。このような制度は、金融機関が経営難に陥った場合に介入するための広範な権限を政府当局に与えている。特にEUでは、財政難に陥った相手方当事者のマスター・ファンドへの負債を政府当局が減額、免除または資本に転換することがある（「ベイル・イン」と呼ばれることがある）。

オペレーショナル・リスクおよびリーガル・リスク：デリバティブの利用によりオペレーショナル・リスクおよびリーガル・リスクにもさらされる。オペレーショナル・リスクとは一般的に、文書上の問題、決済の問題、システム障害、不適切なコントロールおよび人為的ミスを含む潜在的なオペレーションの問題に関連するリスクを指す。リーガル・リスクとは一般的に、文書上の不備、キャパシティ不足もしくは相手方当事者の権限または契約の合法性もしくは強制執行に関するものである。

（中略）

他の投資会社への投資

マスター・ファンドは、オープン・エンド型もしくはクローズド・エンド型の投資会社またはプールド・アカウント等のその他の投資会社の証券に投資できない。ただし、サブ・ファンドは、ファンド傘下の他のサブ・ファンドの受益証券にそのほぼすべての資産を投資することにより投資目的を追求することができる。

サブ・ファンドが、投資会社に投資する場合、当該投資会社により請求される業務およびその他に関する報酬を間接的に負担する場合があります、かかる報酬はサブ・ファンドが業務提供会社に支払う報酬に上乗せされる。

空売り

（中略）

ポートフォリオの回転率

マスター・ファンドが特定証券を保有する期間は、原則として投資決定上の考察事項ではない。マスター・ファンドが保有する証券の入替えは、「ポートフォリオの回転率」といわれる。マスター・ファンドは、特に乱高下する市場動向の期間中、その投資目的を達成するために頻繁で活発な組入証券の取引を行うことになる。ポートフォリオの回転率の高さ（例えば、100%以上）は、証券の売却およびその他の証券への再投資に対する売買委託手数料または販売手数料等の取引コストを含む、マスター・ファンドにとって結果的により多額の費用を伴うことになる。ポートフォリオの回転率に伴う、かかるコストおよびその他のコストは、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

（中略）

その他の投資対象および手法

マスター・ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本書には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法は、マスター・ファンドを追加的なリスクに服させることになる。

地政学的な紛争

地政学的な紛争、戦争またはテロ活動の発生が予測できない様々な形で市場に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、2022年2月のロシアによる大規模なウクライナ侵攻の後、ロシアならびにロシアのウクライナ侵攻に物質的援助を行っていたとみなされたその他の国、個人および団体が米国を含む世界中の国々による経済制裁および輸出入規制の対象になった。このような措置がロシア、ベラルーシおよびその他の証券および経済に悪影響を及ぼし、今後も及ぼす可能性がある。追加の例として、関税の引き上げ、貿易制限またはその他の報復措置という結果を生み出しかねない貿易紛争を巡る懸念の高まりが挙げられるが、これらに限定されない。地政学的な紛争の程度、期間および影響ならびに関連する市場への影響を確定することは難しいが、重大になる可能性があり、地域経済および世界経済ならびに一定の証券および特定のコモディティ（石油および天然ガス、スチールならびにアルミニウム等）、さらにその他のセクター、マスター・ファンドの投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

発行体の多様性

マスター・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の10%まで投資できる。クレジットリンク債および指数連動の商品を含む投資先証券のポートフォリオにリンクする仕組債については、マスター・ファンドのエクスポートジャーは各投資先発行体のエクスポートジャーに基づき計ることができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

政府証券

短期、中期および長期国債等の政府証券は、政府、政府機関もしくはその下部機構もしくは政府系企業の債務またはこれらによって保証される債務である。政府証券には、市場リスクや金利リスクが付随し、また様々な程度の信用リスクに服することがある。政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれるが、これらの証券は、発生ベースによる利息の分配を行わず、同等の満期を有する利付証券よりも大きな市場リスクを被る傾向がある。マスター・ファンドが投資する米国国債が固定金利、変動金利、可変金利または調整可能金利を支払う場合がある。明確にするためにいうと、本書において政府証券とは連邦または国家政府（例えば日本政府または米国政府を含む。）により保有され、支配され、後援され、または保証される発行者が発行する証券を含む。

マスター・ファンドは、政府、政府機関もしくは下部機構またはその他政府関連の事業体が発行したソブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の借換計画への参加および政

府機関への追加貸付の供与を要請されることがある。そのほか、債務不履行になったソブリン債が回収されることになる破産手続は存在しない。

マスター・ファンドは、債務の組換えに関連して国家機関に対する既存のコマーシャル・バンク・ローンと新規債務との交換により設定される証券であるブレイディ・ボンドに投資することがある。ブレイディ・ボンドへの投資は投機的と見られることがある。マスター・ファンドが取得したブレイディ・ボンドが組換取決めまたは新規与信請求の対象となり、それにより、マスター・ファンドがその保有証券の利息または元本の損失を被ることがある。

米国政府の証券には、クーポンがない証券、または未到来の利息クーポンを切り離した証券、個別に取引される当該証券からの個々の利息クーポンおよび当該証券の受益権を示す証書が含まれる。これらの証券には現金利息が発生しないことがあり、満期時の額面価額から大幅に割引された価格で購入される。ゼロ・クーポン債の利息はその都度支払われるのではなく、実質的に複利で積み上がるため、ゼロ・クーポン債は残存期間が同一の利付債券よりも高いリスクを負う傾向がある。いわゆる商標登録されたゼロ・クーポン債に関連して発行される保護預り証書（Certificate of Accrual on Treasury Securities (CATs) および Treasury Investment Growth Receipts (TIGRs) 等）は米国財務省が発行するものではないため、米国政府証券には該当しないが、当該証書が表章する裏付となる債券は米国財務省の債務証書である。それ以外の米国財務省のゼロ・クーポン債（ストリップス債（Separate Trading of Registered Interest and Principal of Securities）および電子化された記録上で保管されるクーポン（Coupons Under Book-Entry Safekeeping (CuBe)））は、米国政府の直接債務である。

地方債

地方債は、一般に、米国の各州および地方政府、政府機関、関係当局その他下部機構により発行される。地方債は、金利リスク、信用リスク、市場リスク、および地方債の課税上の取扱いまたはかかる証券に投資する投資家の権利に関連する不確実性にさらされる。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他政治的事情または発行体の倒産による影響を受けることがある。さらに、地方債市場における需要と供給の不均衡により、かかる市場において流動性が低下したり、価格の透明性が失われることがある。一定の場合においては、これにより、ある特定の取引に関係する価格決定、執行および取引コストに影響が及ぶ場合がある。地方債のための流通市場も他の多くの証券市場に比べて整備が遅れていたり流動性が低い傾向があり、そのためにマスター・ファンドが魅力的な価格でその地方債を売却する能力または地方債を評価する能力に悪影響を及ぼすことがある。また、一般財源保証債を中心とする、特定の地方債の価値は、医療費の高騰、未積立年金債務の増加、会計基準の変更、および財政支援を行う連邦政府制度の段階的廃止により、悪影響を受けることもある。低格付の地方債は、高格付の地方債よりも大きな信用リスクや市場リスクを被る。地方債は異常気象、洪水および火災を含む気候変動に起因する潜在的な物理的リスクへのエクスポージャーを有することもある。気候リスクが重大化すると、現在または将来の年度の地方債発行体の財務計画に悪影響を及ぼす可能性がある（例えば、地方債発行体の収益事業債の裏付けとなる収益を創出する施設またはその他の収入源の物理的な破損）。その結果、気候リスクの影響がマスター・ファンドによる地方債への投資の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。マスター・ファンドが投資できる地方債の種類には地方自治体のリース債務が含まれる。マスター・ファンドは、地方債と投資先とする事業体により発行される証券に投資することもある。

マスター・ファンドは、地方証券を寄託して原資産である地方債の収益を変動利付証券と残差金利債券の2つに分割することで設定される残差金利債券（通常、「RIB」と呼ばれる。）に、制限なく投資することができる。変動利付証券の金利は、インデックスもしくは概ね7日から35日毎に開催されるオークションで決定される一方、残差金利債券保有者は、原資産である地方債からの収益からオークション費用を差し引いた金額を受領する。残差金利債券の市場価格は、市場金利の変化に対して非常に敏感であり、市場金利が上昇する場合には大幅に下落する可能性がある。

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券

(中略)

CB0、CL0および他のCD0において、信託からのキャッシュフローは異なるリスクおよび利回りを有するトランシェと称する階層に分類される。リスクが最も高い部分が「エクイティ」トランシェで、裏付となる債券またはローンのあらゆるデフォルトの最初の部分を負担するが、階層がもっと高い他のトランシェも損失を負担する。これらはデフォルトから部分的に保護されているため、裏付となる証券に比べて格付が高く利回りも低く、投資適格格付を付与されることもある。CB0、CL0および他のCD0のトランシェは、エクイティ・トランシェから保護されているものの、実際のデフォルト、格付機関による裏付担保の格下げ、カバレッジテストに抵触したことによる担保プールの強制的な清算、担保のデフォルトおよびトランシェによる保護の消滅、市場で予想されるデフォルトや、クラスとしてのCB0、CL0または他のCD0証券からの逃避を理由として大きな損失を被ることがある。CD0の一定のトランシェに対する利息が現物で支払われるか、または繰延資金として処理される（現金ではなく同種の債務の形式で支払われる）場合があり、当該支払に関するデフォルト・リスクを継続的に負担することになる。

CB0、CL0または他のCD0への投資のリスクは、他の要因の中では担保証券の種類およびマスター・ファンドが投資する商品の種類に主に左右される。通常、CB0、CL0、他のCD0は私募により募集および販売され、証券法に基づく登録が行われない。その結果、マスター・ファンドがCB0、CL0および他のCD0への投資を流動性の低い投資対象として特徴づけることがあるが、CB0、CL0およびその他のCD0が規則144A取引としての適格性を得ることができる活発なディーラー市場が存在することがある。CB0、CL0、その他のCD0は、債券に伴う通常のリスク（例えば、期限前返済リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、法的リスクおよび金利リスク等（これらは、金利の大幅な変動により、または金利の変動に反比例してストラクチャード・ファイナンスに対する支払金利が変動する場合に一段と悪化する可能性がある。））に加えて、以下のリスクを含むがこれらに限られない追加的なリスクを負担する。

- (i) 担保証券からの分配が利息またはその他の支払いに不足する可能性。
- (ii) 担保の信用力の価値が低下するか、またはデフォルト水準となること。
- (iii) ストラクチャーまたはその発行体の実績、あらゆる信用補完の利用可能性、証券化される裏付債権、ローンまたはその他の資産の支払および回収の水準および時期、これらの資産をオリジネーターまたは譲渡人から切り離すこと、あらゆる関連する担保の妥当性および換金能力、ならびに証券化資産の業務提供者の能力。
- (iv) ストラクチャード・ファイナンス投資の価格が、売却を求められる場合に、売却時に当該種類の証券に関する一定の市場リスクおよび流動性リスクも負うことがあること。
- (v) 一定の仕組み商品が、マスター・ファンドにも投資している証券に投資される場合、当該証券の発行体の信用力に対するマスター・ファンドの全体のエクスポージャーが、相対ベースでは増加しなくても、少なくとも絶対ベースで増加する傾向があること。
- (vi) CD0を担保とする資産の実績が、当該CD0の組成時に予想されていたよりも高い相関性を示す場合があるため、デフォルト・シナリオで想定していた実績よりも実績が低くなる可能性があること。
- (vii) マスター・ファンドが他のクラスより返済順位が低いCB0、CL0またはその他のCD0に投資することがあるリスク。
- (viii) 証券の複雑な構造が投資時に十分に理解されず、発行体との間で、または投資家同士で、収益の性質または予想外の投資結果に関する紛争が生じること。
- (ix) マスター・ファンドが達成する投資収益が金融モデルにより予測された内容と大幅に異なる可能性があること。
- (x) CD0のために即座に利用できる流通市場が存在しないこと。
- (xi) カバレッジ・テストへの抵触等の技術上のデフォルトにより、「投げ売り」による清算を迫られるリスク。

(xii) CD0の運用者の実績が低いこと。

ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

マスター・ファンドは、固定利付および変動利付ローンに投資することがあり、かかる投資対象は、ローン・パーティシペーションと当該ローン・ポジションの譲渡の形態で、下記のローンの種類を含む。ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡には、信用リスク、金利リスク、流動性リスク、貸主リスクを含む特定種類のリスクを伴う。ローンは、予定された元利金の支払が適時に行われず、または全く行われずリスクを負担し、いずれの場合にもローンの価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、ローンの裏付となる担保が利用可能ではないか、または借主の債務の充足のために十分ではない可能性があり、ローンが差し押さえられる場合にはマスター・ファンドがあらゆる担保の部分的な所有者になる可能性があり、マスター・ファンドが担保の所有および処分に関連する費用を負担することになる。マスター・ファンドがローン・パーティシペーションを取得した場合、貸主を介してのみその権利を執行することができ、借主のリスクに加えて、貸主の信用リスクをも引き受けることになる。

シニア・ローン：シニア・ローンは一般に、様々な業種および地域にまたがる企業、パートナーシップおよびその他の事業体に対して行われる。シニア・ローンは原則として、借主の資本構成上最も優先順位が高く、特定の担保により保証され、借主の劣後債の所有者および株主より優先順位の高い借主の一般資産に対する請求権がある。借主は一般に、シニア・ローンによる手取金をレバレッジド・バイアウト、資本再編成、合併、買収および自社株買戻しのための資金調達に利用したり、またはそれほど一般的ではないものの、企業の内部成長およびその他の目的のための資金調達に利用する。シニア・ローンは一般に、ベースとなる貸出金利を参照しプレミアムを加算した上で、毎日、毎月、四半期毎もしくは半年毎に再決定される利率の利息を付す。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。

セカンド・リーエン・ローン：セカンド・リーエン・ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。セカンド・リーエン・ローンは、関連する借主の債権の優先順位がシニア・ローンに続く二番目となる。セカンド・リーエン・ローンは一般に、ローンにおける借主の債務の担保資産に関して第二順位の担保権もしくはリーエンにより保証されており、シニア・ローンと類似の保護および権利が付与される。セカンド・リーエン・ローンは、借主のシニア・ローン以外のいずれの債務に対しても債権が劣後しない（また、条件により劣後することにはならない。）。セカンド・リーエン・ローンは、シニア・ローン同様、一般に調整可能な変動金利による利息を支払う。セカンド・リーエン・ローンは、シニア・ローンに続く第二順位であるため、シニア・ローンよりは投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。セカンド・リーエン・ローンは、劣後するという以外では、上記のシニア・ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。

その他の担保付ローン：シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローン以外の担保付ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。そうした担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりは借主に対する債権の優先順位が低い。担保付ローンは一般に、ローンにおける借主の債務の担保資産に関して優先順位の低い担保権もしくはリーエンにより保証されており、保護および権利に関してシニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンに劣後する。担保付ローンは、借主の今後発生する優先債務に対しても劣後する可能性がある。担保付ローンは、固定金利もしくは調整可能な変動金利による金利を支払う。担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりも債権の優先順位が低いため、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりは投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。担保付ローンは、より劣後するという以外では、上記のシニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。ただし、このようなローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・

ローンに比べて借主に対する債権の優先順位が低いため、優先順位の高い債務の返済後に、借主のキャッシュ・フローや担保資産が期日通りの返済を行うには不足する可能性がある。また、こうした担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンに比べ、価格の変動幅が大きく流動性が低いと考えられる。さらに、オリジネーターが別の担保付ローンの参加権を売却できない可能性もあり、その結果、信用リスクが高まることになる。

無担保ローン：無担保ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。無担保ローンは一般に、担保付債務より借主に対する債権の優先順位が低い。無担保ローンは、ローンにおける借主の債務の担保資産に担保権もしくはリーエンが設定されていない。無担保ローンは、その条件により、シニア・ローン、セカンド・リーエン・ローンおよびその他の担保付ローンを含む借主の債務に対する債権の優先順位が低い。無担保ローンは、固定金利もしくは調整可能な変動金利による金利を支払う。無担保ローンは、担保付ローンよりも債権の優先順位が低いため、投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。無担保ローンは、より劣後し担保されていないという以外では、上記のシニア・ローン、セカンド・リーエン・ローンおよび担保付ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。

バンクローン

バンクローンは、資本増強、企業買収または借換えに際し組成される企業の債務である。バンクローンに伴うリスクには、（i）期限前返済はプレミアムまたは違約金なしにいつでも生じることがあり、スプレッドが縮小する期間中における期限前返済の権利行使により、マスター・ファンドが、期限前返済の資金をより低い利回りの投資対象に再投資せざるを得ないこと、（ii）債務に対する元本および金利の支払いについて、借主が支払不能となること、（iii）金利感応度、借主の弁済能力への市場認識および一般的な市場の流動性等の要因による価格変動が含まれる。バンクローンが不履行となった場合には、大幅な債務整理の交渉またはその結果もたらされる再編、とりわけ金利の大幅な減免および／またはローン元本の大幅な減額が必要となる。

上記のリスクに加え、第三者の同意が求められることよりまたはその他の理由により、一定のローンは、上場取引証券ほど容易にまたは迅速に売買することができない。さらに、過去のローン市場の出来高は、上場証券の市場ほど流動性は高くない。

バンクローンの権利は、債権譲渡により直接的に、またはローン・パーティシペーションもしくはローンの一般的な特徴を有し、源泉税上もローンとして扱われるシンセティック証券、仕組金融証券、リース契約の持分の購入を通じて間接的に、購入することができる。ローン債務の譲渡においては、購入者は通常、販売機関のすべての権利および義務を継承し、債務に関するローン契約または与信契約に基づき、貸主となる。その一方、販売機関が保有する債務の一部についてのローン・パーティシペーションは、通常、債務者とはなく、かかる販売機関との間でのみで契約上の関係を有する。ローン購入者は、ローン・パーティシペーションに伴う元本、金利および費用の支払いを、販売機関からのみ、また販売機関に債務者からかかる支払いがなされた後で、受領する権利を有する。ローン・パーティシペーションの購入者は通常、貸付契約、与信契約またはかかる債務を証するその他の文書の規定により、債務者に強制執行し、債務者と相殺する権利は有しておらず、マスター・ファンドは、購入したローン・パーティシペーションの債務を保証する担保から、直接的に利益を得ることはできない。

そのため、ローン購入者は、債務者と販売機関の双方の信用リスクを負う。販売機関が破綻した場合には、サブ・ファンドは、ローン・パーティシペーションについて販売機関の一般債権者として扱われ、販売機関と債務者との間の相殺による利益を享受することはできない。

ローン購入者の大部分は、商業銀行、投資信託および投資銀行である。流通市場の出来高が増えると、ローン取引を効率化するためにしばしば標準化された説明書を付した新しいローンが、市場の流動性を改善することがある。しかしながら、将来のローン取引の需給の水準が、流動性の適正なレベルを

示すという保証はなく、または現在の流動性の水準が今後も続く保証はない。かかるローンの保有者は、借主、ローン契約の独自にカスタマイズされた性質および特定の融資団に関する機密情報を入手しているため、上場取引証券の売買ほど容易にローンを売買できない。さらに、過去のローン市場の出来高は、ハイ・イールド証券の市場と比べて少ない。

（中略）

ハイ・イールド証券

マスター・ファンドは、前記「（１）投資方針」に記載された投資対象のクオリティについての方針に従う。しかし、マスター・ファンドが保有する証券の格付が下がることがある。ムーディーズのBaa格またはS&PもしくはフィッチのBBB格より低い格付の証券は、しばしば「ハイ・イールド証券」または「ジャンク債」と称される。ハイ・イールド証券への投資または保有には、高格付の債券への投資に伴うリスクの他、特別のリスクを伴う。ハイ・イールド証券およびディストレスト債は、元本の値上りと高いリターンの機会をより多くもたらす一方、一般に、比較的大きな価格変動にさらされ、高格付の証券より流動性が低いことがある。経営不振の企業のハイ・イールド証券および債務証券は、発行体の継続的な元金支払能力に関し、格付機関により圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券は、より高い格付の証券よりも、現実的または観念的な経済状況および産業の競合状況の悪影響を受けやすい。これらの証券の価格は、高格付の投資対象に比べて金利の変動による影響を受けにくいが、景気後退または個々の企業の動向による影響を受けやすいことが確認されている。マスター・ファンドが、利息の支払いや元本の払戻しに関して債務不履行となっている、または当該支払いに関して債務不履行となる差し迫ったリスクがある証券に投資する場合、上記のリスクがそれだけ増大する。債務不履行に陥っている証券の発行体は、元本または利息の支払いを再開できない可能性があり、その場合サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは投資額すべてを失うおそれがある。破綻証券への投資においては、コントロール・ポジション・リスクおよび訴訟リスクが増大することが多い。PIMCOは、経営の悪化または破綻の結果として紛争または訴訟が生じる場合に措置を講ずることがあり、これによりマスター・ファンドがコストを負担する場合があります。結果としてマスター・ファンドが保有する証券の価値が減少する場合があります。ハイ・イールド証券の市場価格は、主に一般的な金利水準の推移に反応する傾向がある高格付の証券よりも発行体の個々の動向を広い範囲で反映する傾向がある。さらに、低格付の債務証券は全般的な経済情勢に対する感応度が高くなる傾向がある。マスター・ファンドが投資するハイ・イールド証券を発行する一定のエマージング市場国の政府は、商業銀行、外国政府および公的国際機関（世界銀行等）の最大級の債務者である可能性があり、支払期限が到来する元本および／または利息を支払うことができないか、または支払いに消極的になっている場合がある。

（中略）

中華人民共和国への投資

マスター・ファンドは、中華人民共和国（以下、「中国」といい、本書において別途定められない限り、本開示の目的上、香港、マカオ、台湾を除く。）に経済的にリンクされた証券または商品に投資することがある。かかる投資は、中国適格外国機関投資家（以下「QFII」という。）プログラムを含むがこれらに限定されない、利用可能な市場アクセス制度を通じて行われる。非米国の証券および新興市場への投資に関連するリスクを含む、上述の「新興市場証券」のリスクに加えて、中国への投資には別のリスクを伴う。これらの追加リスクは以下を含む（が、これらに限定されない）。（a）不安定な成長に起因する非効率性、（b）一貫して信頼できる経済および財政の統計が入手できないこと、（c）潜在的に高いインフレ率、（d）輸出および国際貿易への依存、（e）相対的に高水準にある資産価格のボラティリティおよび証券の決済の難しさ、（f）潜在的な流動性不足および限定的な外国投資家による利用可能性（制裁措置に起因するものを含む。）、（g）地域経済との競争の激化、（h）特に為替ヘッジ手段の相対的不足による、為替相場の変動または中国政府もしくは中央銀行による通貨切り下げ、（i）多くの中国企業が比較的小規模であり、業務履歴がないこと、（j）証券市場、保管取り決めおよび商業の法的および規制上の枠組みが発展途上にあること、（k）QFIIプログラムおよび当該投

資が行われるその他の市場アクセス・プログラムの規則および規制に関する不確実性および変更の可能性、（l）中国政府による経済改革の継続的な実施、（m）私的財産の保有に対する規制強化、（n）中国規制当局が、市場混乱時に中国の発行体の取引を停止する（あるいは当該発行体に取引停止を許可する）ことがあり、当該停止は広範囲に及ぶ可能性があり、市場操作のリスクが上昇すること、（o）中国経済に対する政府による支配および投資の拡大に関連するリスク、（p）台湾との潜在的利益相反に関連するリスク、（q）中国の発行体の財務諸表の質に関連する異なる規制上および監査上の要件、（r）中国で実施される監査の質を検査する能力、特に公開企業会計監視委員会（「PCAOB」）が中国においてPCAOBに登録している会計事務所を検査するためにアクセスできないことに対する制限の結果、一定の重大な情報の開示が行われないこと、（s）米国当局が非米国企業および非米国人に対して強制的な措置を講ずる能力に対する制限、ならびに（t）法律上の問題における投資家の、ならびに中国に所在するか、そうでない場合において中国の法律および／または規制に服する金融取次仲介機関／インフラストラクチャーの権利および救済に対する制限。また、一定の証券が制限付であるか、または将来制限付になる場合があり、マスター・ファンドがそのような制限付の証券の売却を迫られ、その結果として損失を被る場合がある。

さらに、中国への外国投資に対する規制および投資資本の本国送金に対する制限もある。例えば、とりわけ投資の範囲、資金の本国送金、外国人による株式の保有制限および口座の仕組みに対しては、一定の規制上の制限がある。QFIIプログラムの下では、特に、投資範囲、投資割当、資金の本国送金、外国人株式保有制限、アカウント構造を含む（がこれらに限定されない）側面について、規制上の制限がある。関連するQFII規制は、最近、資金の本国送金に対する制限を緩和するために改訂されたが、極めて新しい展開であり、これが実際に実施されるか否か、およびその実施方法については不確定である。中国の規制要件の結果として、マスター・ファンドは中国にリンクされた証券もしくは商品への投資能力が制限され、および／または、中国にリンクされた証券もしくは商品の持ち高を清算しなければならないことがある。証券の価格が低水準にある場合等、一定の場合において、非任意清算はサブ・ファンドおよびマスター・ファンドに損失を招く可能性がある。さらに、中国の証券取引所は、通常、関連する取引所で取引される証券の取引を停止または制限する権利を有している。また、中国政府または関連する中国規制当局は、中国の金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある方針を実施することがある。かかる停止、制限または方針は、マスター・ファンドの投資のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

中国の政治を巡る近年の状況は比較的安定しているが、こうした安定が将来も維持されるとの保証はない。中国は共産党の支配下にある。中国への投資は、より強度な政府による経済への支配および関与に関連するリスクにさらされている。米国とは異なり、中国の通貨（すなわち人民元／RMB）は市場によって全面的に決定されるのではなく、対米ドルの人為的な価格で管理されている。このシステムは、為替の急激かつ大規模な調整に到る可能性があり、ひいては外国人投資家に破壊的かつマイナスの影響を及ぼす可能性がある。中国政府はまた、自国通貨を米ドルを含む外国通貨に自由に転換することを制限することができる。本国送金に関する制限は、特に償還請求に関連して、中国にリンクされた証券および商品の流動性を相対的に低下させる効果を有することがある。さらに、中国政府は、資源配分および金融政策への直接的かつ重要な関与、外貨建て債務の支払に対する管理ならびに特定の業種および／または企業に対する優遇措置の提供を通じて、経済成長に対して重大な支配権を行使している。中国の経済改革プログラムは成長に貢献してきたが、このような改革が継続される保証はない。中国政府は随時、経済成長率を上昇もしくは持続させ、インフレ率を抑制し、そうでなければ景気の拡大を規制するために、特定の商品が販売される価格に影響を及ぼし、企業に特定の産業への投資または集中を促し、一定の業種における企業間の合併を勧め、かつ民間企業に証券の公募を行うことを勧める措置を講じている。将来においても同じ行動をとる可能性があり、そのことが中国の経済状況に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

また、中国と台湾は極めて微妙な関係にあり、中国と台湾の間の対立がマスター・ファンドによる中国への投資に対するリスクとなるおそれがある。その結果として生じる政治的または経済的な混乱やあらゆる報復措置が、マスター・ファンドの投資の価値または流動性に悪影響を及ぼす可能性がある。

税法の適用（例えば、配当または利息の支払いに対する源泉徴収税の賦課）または没収税も、マスター・ファンドの中国投資に影響を及ぼす可能性がある。市場慣行または適用される税法の解釈の変更により、引当金の金額が、結果として実際の税負担に比べて大きすぎたり小さすぎたりする可能性がある。

また、PCAOBは一般的に、中国の公認会計士による監査業務および実務を検査することを制限されているため、中国の発行体に関する重大な会計上および財政上の情報を入手できないか、またはそれらが信頼に値しないリスクがある。

（中略）

中国に関する制裁措置、貿易制限および投資制限 近年、様々な政府機関が中国（香港およびマカオを含む。）を対象とする制裁措置、貿易制限および投資制限ならびに／または通知要件を検討し、場合によってはこれらを課し、将来的に追加の制限を課される可能性がある。例えば、2025年1月に、米国で新たな「対外投資」規制制度が施行され、機密性が高い特定のテクノロジーの業種（高度な半導体およびマイクロエレクトロニクス、量子情報技術ならびに人工知能の一定の分野および利用を含む。）において事業を行う、中国（香港およびマカオを含む。）と関連がある企業が関与する一定の取引を禁止するか、またはこれらに関して通知することを義務付けている。2025年12月に成立した包括的対外投資国家安全保障法（Comprehensive Outbound Investment National Security Act）は、同制度の対象範囲を機密性が高い技術分野および法域へとさらに拡大する見込みがあると定めている。中国および他の一定の国々との関係が複雑で、かつ変化しつつあることを考えると、そのような制裁措置または制限がマスター・ファンドの投資対象の市況に与える影響を予測することは難しい。さらに、そのような制裁措置または制限に従うことにより、マスター・ファンドが特定の投資を追求できなくなること、当該投資の完了に遅延もしくはその他の支障が生じること、当該投資に関して政府当局への通知を求められること、不利な条件での投資の売却もしくは凍結が必要となること、パフォーマンスが低い投資対象の売却を行えなくなること、マスター・ファンドが投資目的を達成する能力にマイナスの影響が及ぶこと、中国の投資対象からの収益を有利な条件で本国に送金する能力を制限されること、投資家の解約もしくは買戻しに関する流動性が損なわれること、マスター・ファンドが期日が到来しているはずの支払いを受領できなくなること、マスター・ファンドの投資の価値に悪影響を及ぼすこと、一定の投資家による一定の投資への参加が制限されること、マスター・ファンドが対象となる投資家に関する情報の入手を求められること、マスター・ファンドに対するデューデリジェンスおよび他の類似の費用が増加すること、中国関連の投資の評価が困難になること、またはマスター・ファンドがそのような制限がなかった場合よりも不利な条件で投資を完了することを求められることがある。さらに、中国に拠点を置く特定の企業が監査の透明性および規制監督に対する制限に従う可能性がある。例えば、公開会社会計監督委員会（Public Company Accounting Oversight Board）等の米国の規制当局がこれまで、中国に拠点を置く、公開会社会計監督委員会に登録済の監査法人を検査する能力を制限されてきたことにより、結果的に財務情報の情報開示が不完全になり、監査済財務諸表の信頼性が損なわれるおそれがある。このような結果はいずれも、当該投資に関するマスター・ファンドのパフォーマンス、ひいてはマスター・ファンドのパフォーマンス全体に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、中国が事業体または個人（それぞれを「指定対象者」という。）に対して多数の対抗措置を講じる可能性があり、その中には、2021年6月10日に全国人民代表大会常務委員会により承認された「中国反外国制裁法」（PRC Anti-Foreign Sanctions Law）（以下「AFSL」という。）、さらには中国商務部が2020年9月19日および2021年1月9日にそれぞれ公表した「信頼できないエンティティ・リスト規定（Provisions on the Unreliable Entity List）」ならびに「外国法令およびその他の措置の域外への不当な適用への対抗規則（Rules on Counteracting Unjustified Extra-territorial Application of Foreign Legislation and Other

Measures)」（これらをAFSLと総称して「対抗規則」という。）に従い実行される、中国外交部、中国商務部および中国の他の関係当局が行う対抗措置が含まれる。サブ・ファンドもしくはマスター・ファンドまたはサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドのいずれかの投資家がかかる対抗規則の対象になる場合、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、当該投資ファンド、投資家または双方に悪影響を及ぼす可能性がある一定の措置を講じることを求められる場合がある。米国財務省の対外投資安全保障規則が2025年1月2日に施行された。対外投資安全保障規則は大統領令第14105号を施行するもので、同規則は、「懸念国」（中国ならびに香港およびマカオの特別行政区として定義される。）における機密性が高い技術および製品の開発を加速させかねない、米国からの特定の投資により生じる、国家安全保障上の脅威に対処するための規制を発動することを米国財務省に指示している。同規則は、一定の国家安全保障分野（現在は半導体技術、軍事利用もしくは監視利用のための人工知能システムまたは量子コンピューティング）に関連する業務に携わる懸念国に関連する企業への米国人による一定の投資を禁止するか、またはこれらに関して米国財務省に通知することを義務付けるかのいずれかのための規制上の枠組みを定めている。マスター・ファンドは対象となる業種に關与する一定の中国企業または中国が保有する企業への投資を制限される場合がある。マスター・ファンドが、対象となる取引を特定するためのデューディリジェンスの手続きを実施しなければならないこともあり、米国財務省に対して通知対象の取引を報告する必要がある場合があり、投資日程に影響を及ぼす可能性がある。

米国と中国の関係 国際関係、特に貿易、為替交換および知的財産の保護に関する中国と米国の関係が資本フローおよび事業運営に影響を及ぼす可能性もある。米国の社会、政治、規制および経済の状況が、中国における対外貿易、製造、開発および投資を規制する法律および政策の変更を促すことにより、マスター・ファンドの投資対象のパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがある。例えば近年、米連邦政府は、中国に対して強硬な貿易政策（中国からの一定の輸入品への関税の賦課、中国の貿易政策に関する中国政府への批判、個別の中国企業に対する対応措置、香港政府および中国中央政府の一定の当局関係者に対する制裁措置ならびに中国に拠点を置く特定の企業およびその関連子会社との一定の取引を禁止する行政命令の発令を含む。）を実行している。米国の様々な法令および大統領令が中国を「敵対国」に指定し、米国政府は、中国人民解放軍を2049年までに「世界一流の軍隊」に発展させるという中国の軍民融合戦略に関連する米国による投資を阻止するための対応策をさらに講ずる意向であると表明している。さらに、中国政府は米国政府が実施した新たな貿易政策、条約、制裁措置および関税への対抗措置（報復措置を含む。）を取り、これらを拡大する可能性がある（例を挙げると、中国全国人民代表大会で、中国政府の転覆および外国勢力との共謀を含む一定の反体制行為を犯罪とする、香港国家安全維持法（「国家安全維持法」）が成立した。）。国家安全維持法を受けて、米国では香港自治法および制裁措置の追加を定める行政命令が発令された。さらに最近では、国家安全維持法を補完するために、香港政府は2024年3月8日に、香港基本法第23条（以下「第23条」という。）に基づく国家の安全維持を守る法律上の責務を完全に果たすことを目的に、「国家安全維持条例法」の草案を香港特別行政区立法会に提出した。第23条が施行される可能性があるという点で、これをきっかけに米国による香港に対する制裁措置が追加され、結果として中国に影響を及ぼす可能性があるかは保証の限りではない。米国は、中国の当局の上級関係者および中国のテクノロジー企業の一定の従業員にも制裁措置を課し、商務省のエンティティ・リストに多数の中国企業を新たに追加した。イギリスも香港との犯罪人引き渡し条約を停止し、中国に対する武器禁輸措置を香港にも拡大した。制裁措置、輸出規制および／およびまたは投資制限の追加が発表される可能性がある。これらの事由に起因する中米間の緊張の激化、ならびに国家および州政府が講じているか、または講じる可能性がある報復的対抗措置（米国の制裁措置および中国の反制裁法を含む。）、さらには将来におけるその他の経済的、社会的または政治的不安が、PIMCO、マスター・ファンドまたはマスター・ファンドが投資している企業の活動に重大な悪影響を及ぼすか、またはそれらの活動を制限する可能性がある。このような対抗措置により、とりわけ、マスター・ファンドの資産もしくは投資の価値が失われるか、または中国もしくは中国関連の証券もしくは

はその他の投資に投資する能力が制限され、対抗措置が発動される時点で中国に所在する既存の資産が本国に返還される可能性がある。

（中略）

逆レポ取引、ダラー・ロールおよびその他の借入れ

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、マスター・ファンドのレバレッジの限度に従い、逆レポ取引やダラー・ロールを実施することがある。逆レポ取引またはダラー・ロールは、指定時期に指定価格で当該証券を買い戻すためにサブ・ファンドまたはマスター・ファンド（適用ある場合）による証券とその契約の売却を伴うもので、何らかの目的の借入れの形式とみなされる。

逆レポ取引では、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは（適用ある場合）取引期間中対象証券に対する元利金の支払を継続して受ける。ただし、逆レポ取引は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドによって保有される証券の市場価格がサブ・ファンドまたはマスター・ファンドによる買戻し義務のあるサブ・ファンドまたはマスター・ファンドによって売却された証券の価格以下に下落することがあるというリスクを伴う。逆レポ取引、ダラー・ロールその他の形式の借入れは、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドにレバレッジ・リスクをもたらすことがある。これらによりサブ・ファンドまたはマスター・ファンドの全体の投資エクスポージャーが大きくなり、関連する取引コストによりサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドのパフォーマンスが低下することがある。

サブ・ファンドまたはマスター・ファンドのいずれも、借入れ時に純資産（借入れ金を含まない。）の10%を越える金額（低価格基準による。）の銀行借入れを行ってはならない。ただし例外として、合併、統合等の特別または緊急の目的のためには、本制限は、3か月を上限として一時的に10%を超えることができる。本段落において、借入れとは銀行からの借入れとみなされ、したがって、逆レポ取引およびダラー・ロールを含むがこれらに限定されない取引は、上述の10%の制限を受けるものとする。

「モーゲージ・ダラー・ロール」は一部の点で逆レポ取引に類似している。「ダラー・ロール」取引ではマスター・ファンドは、連邦政府抵当金庫（ジニー・メイ）により発行される証券等のモーゲージ関連の証券をディーラーに売却し、事前の指定価格で将来に同等の証券（ただし、同一証券ではない。）を買い戻すことを同時に約束する。「ダラー・ロール」は、逆レポ取引と同様に、マスター・ファンドが資金の獲得のためにディーラーに対しモーゲージ関連証券に担保権を設定する担保付借入れとみなすことができる。逆レポ取引の場合とは異なり、マスター・ファンドがダラー・ロール取引を執行する相手のディーラーには、マスター・ファンドが当初売却したものと同一の証券を返還する義務はなく、「実質的に同等の」証券を返還することができる。「実質的に同等である」とみなされるために、マスター・ファンドに返還される証券は基本的に、（1）同じ種類の住宅ローンを裏付資産とし、（2）同じ機関により発行され、かつ同じプログラムを形成し、（3）償還日が当初の設定に近く、（4）純クーポン利率が同等で、（5）市場利回りが（したがって価格も）近く、（6）「グッド・デリバリー」の要件を満たしていなければならない（すなわち、引き渡された証券と返還される証券の元本の総額が、引き渡された元本額に対する所定の割合の範囲内でなければならない。）。「ダラー・ロール」は、あらかじめ決められた価格で将来証券を購入または売却する合意を伴うため、マスター・ファンドは、「ダラー・ロール」取引が合意されている特定の証券の価額について市場の動きを利用することはできない。「ダラー・ロール」の取引の相手方が債務不履行となった場合には、マスター・ファンドは、将来の売却義務を履行するために、マスター・ファンドが購入しなければならない代替証券の市場価格（上昇する場合もあれば下落する場合もある）から当該将来の売却義務についてマスター・ファンドが受け取るべき売却代金を控除した額を負担するリスクにさらされる。

セル・バイバックは逆レポ取引に類似している。ただし、セル・バイバックでは証券を買い付ける取引相手は、マスター・ファンドによる対象証券の買戻しの決済まで対象証券に対し行われる元利金の支払を受けることができる。

デリバティブ

(中略)

市場等のリスク：他の大抵の投資対象と同様に、デリバティブ商品には、当該商品の市場価格がマスター・ファンドの利益を損なう方向に変動するリスクがある。ポートフォリオ・マネジャーによる証券価格、通貨、金利またはマスター・ファンドのためのデリバティブの利用の際のその他経済要素の予測が不正確であった場合、マスター・ファンドは、当該取引を全く実施しなかった場合の方が良い結果になった可能性がある。デリバティブ商品に関わる一部の戦略は、損失リスクを軽減できる一方、マスター・ファンドの他の投資対象の有利な価格動向を相殺することにより、利益獲得の機会を削減したり、損失をもたらしたりすることもある。デリバティブ市場への規制はここ数年で強化されており、この先さらにデリバティブ市場への規制が強化されれば、デリバティブのコストが増加し、デリバティブの利用可能性が制限され、また、流動性が低下するか、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶかもしれない。このようなこの先の不利な展開により、マスター・ファンドのデリバティブ取引の有効性が損われたり、コストが上昇したり、またはマスター・ファンドのデリバティブ戦略の実施が妨げられるか、もしくはマスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

デリバティブ商品の利用上のその他のリスクには、デリバティブ商品の不当価格設定および／または不当評価のリスク、デリバティブが原資産、レートおよび指数と完全に相関関係をもつことができないリスクがある。多くのデリバティブ商品、特に直接相対取引されるデリバティブ商品は複雑で、往々にして主観的に評価される。不当な評価が取引相手方に対する現金支払要件の拡大またはマスター・ファンドに対する評価損をもたらすことがある。また、デリバティブの価値が、密接に追従するように設計されている資産、参照金利または指数と完全に一致するとは限らず、まったく連動しないこともある。例えば、マスター・ファンドのリターンから手数料および費用が控除されていることにより、上場投資信託のスワップ契約は当該上場投資信託が基づいている指数と完全には連動しない。さらに、マスター・ファンドがデリバティブを利用することにより、マスター・ファンドは当該商品を利用しなかった場合に比べて、大きい額の短期キャピタルゲイン（投資家は米国課税に従い通常の所得税率により一般的に課税される。）を実現させられることがある。マスター・ファンドがデリバティブを利用した結果、マスター・ファンドの損失、マスター・ファンドのリターンの低下および／またはボラティリティの上昇を招くことがある。

(中略)

ドッド・フランク法には、新たな資本／証拠金を求める条項や多くのOTCデリバティブ取引に清算機関の使用を義務付ける条項が含まれる。CFTC、SECおよびその他の連邦監督当局は、ドッド・フランク法に従い、デリバティブに関連する大量の規則の制定を完了している。スワップ・ディーラー、主要な市場参加者およびスワップのカウンターパーティーは、新たなおよび追加的な遵守義務および関連費用を負い、今後も負い続ける可能性がある。規制による制限および要件が、マスター・ファンドまたはそのカウンターパーティーに課せられる制限または要件のいずれかを通じて、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの投資目的を達成する能力にマイナスに作用する可能性がある。こうした制限および要件が、たとえサブ・ファンドに対して直接適用されない場合であっても、マスター・ファンドの投資コストや運用コストを上昇させ、受益者に対して好ましくない影響を及ぼす可能性がある。

さらに、米国政府およびEUは二当事者デリバティブに対して強制的な最低証拠金要件を適用している。このような要件により、マスター・ファンドがデリバティブ取引に関連して提供することを義務付けられる証拠金の金額が増加し、そのためにデリバティブ取引が高額になるおそれがある。

また、取引相手（またはその関連会社）が支払不能に陥った場合、取引の終了、債務のネットティングおよび担保の回収等の救済措置を行使するマスター・ファンドの能力が、米国、EUおよびその他の様々な法域で採用されている特別決議制度の下で停止または排除される可能性がある。このような制度は、金融機関が経営難に陥った場合に介入するための広範な権限を政府当局に与えている。特にEUでは、財

政難に陥った相手方当事者のマスター・ファンドへの負債を政府当局が減額、免除または資本に転換することがある（「ベイル・イン」と呼ばれることがある）。

オペレーショナル・リスクおよびリーガル・リスク：デリバティブの利用によりオペレーショナル・リスクおよびリーガル・リスクにもさらされる。オペレーショナル・リスクとは一般的に、文書上の問題、決済の問題、システム障害、不適切なコントロールおよび人為的ミスを含む潜在的なオペレーションの問題に関連するリスクを指す。リーガル・リスクとは一般的に、文書上の不備、キャパシティ不足もしくは相手方当事者の権限または契約の合法性もしくは強制執行に関するものである。

（中略）

他の投資会社への投資

マスター・ファンドは、オープン・エンド型もしくはクローズド・エンド型の投資会社またはプールド・アカウント等のその他の投資会社の証券に投資できない。ただし、サブ・ファンドは、ファンド傘下の他のサブ・ファンドの受益証券にそのほぼすべての資産を投資することにより投資目的を追求することができる。

マスター・ファンドは、提携済もしくは第三者である未登録の投資ビークル、投資会社、マスター・リミテッド・パートナーシップおよび不動産投資信託を含む、合同運用投資ビークルおよびパススルー事業体（総称して「合同運用投資ビークル」という。）への投資を認められる範囲で、当該合同運用投資ビークルにより請求される業務およびその他に関する報酬ならびにその他の資産連動型または実績連動型の報酬を間接的に負担する場合があります、かかる報酬はサブ・ファンドが業務提供会社に支払う報酬に上乗せされる。投資顧問会社は、投資顧問会社が助言または提携している合同運用投資ビークルに関して当該報酬の支払期限が到来している範囲で、当該合同運用投資ビークルが運用、管理事務およびインセンティブ報酬の対象ではない場合に負担するはずの金額を上回る金額分に相当する経済的負担を受益者が間接的に負担しないことを徹底するために必要な範囲で、運用、管理事務およびインセンティブ報酬またはその他の報酬（該当ある場合）を減額または放棄する。

空売り

（中略）

ポートフォリオの回転率

マスター・ファンドが特定証券を保有する期間は、原則として投資決定上の考察事項ではない。マスター・ファンドが保有する証券の入替えは、「ポートフォリオの回転率」といわれる。マスター・ファンドは、特に乱高下する市場動向の期間中、その投資目的を達成するために頻繁で活発な組入証券の取引を行うことになる。ポートフォリオの回転率の高さ（例えば、100%以上）は、証券の売却およびその他の証券への再投資に対する売買委託手数料または販売手数料等の取引コストを含む、マスター・ファンドにとって結果的により多額の費用を伴うことになる。そのような売却の結果、課税対象の実現キャピタルゲイン（短期キャピタルゲイン（一般的に、個々の受益者に分配される際に通常利益として課税される。）を含む。）が発生することもあり、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドの税引後リターンに悪影響を及ぼすおそれがある。ポートフォリオの回転率に伴う、かかるコストおよびその他のコストは、マスター・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

（中略）

その他の投資対象および手法

マスター・ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本書には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法は、マスター・ファンドを追加的なリスクに服させることになる。

発行体の多様性

マスター・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の10%まで投資できる。クレジットリンク債および指数連動の商品を含む投資先証券のポートフォリオにリンクする仕組債については、マスター・ファンドのエクスポージャーは各投資先発行体のエクスポージャーに基づき計ることができる。

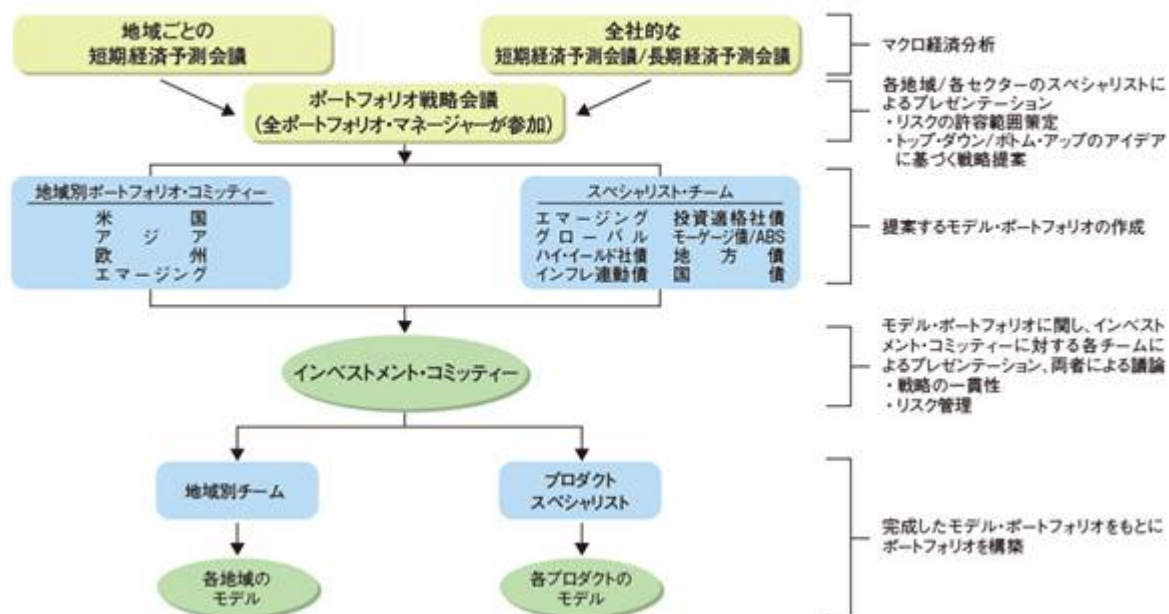
（後略）

（３）運用体制

<訂正前>

運用プロセス

- 長期的な視点に基づいた投資戦略
- トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用

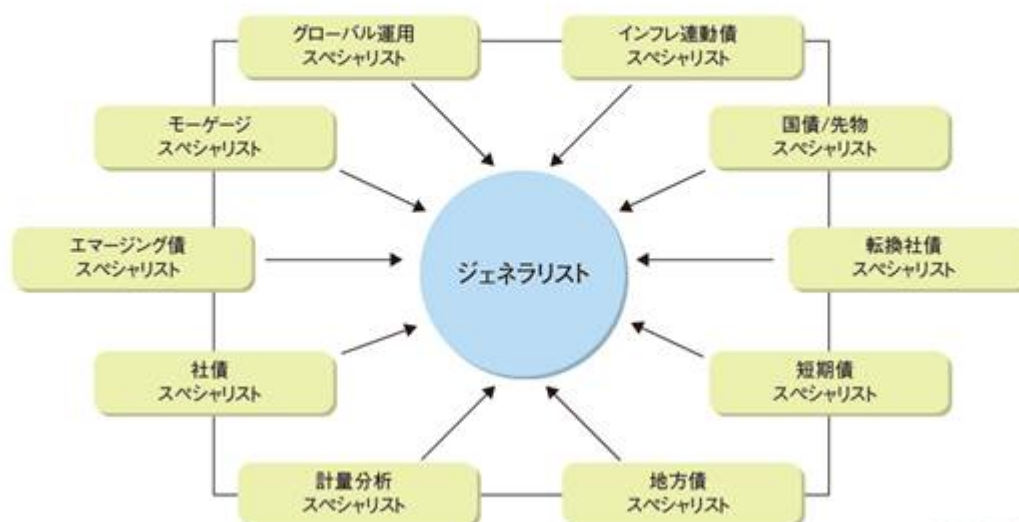


2026年1月末現在

（中略）

ビムコ・ワールド・ハイインカム運用チーム

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



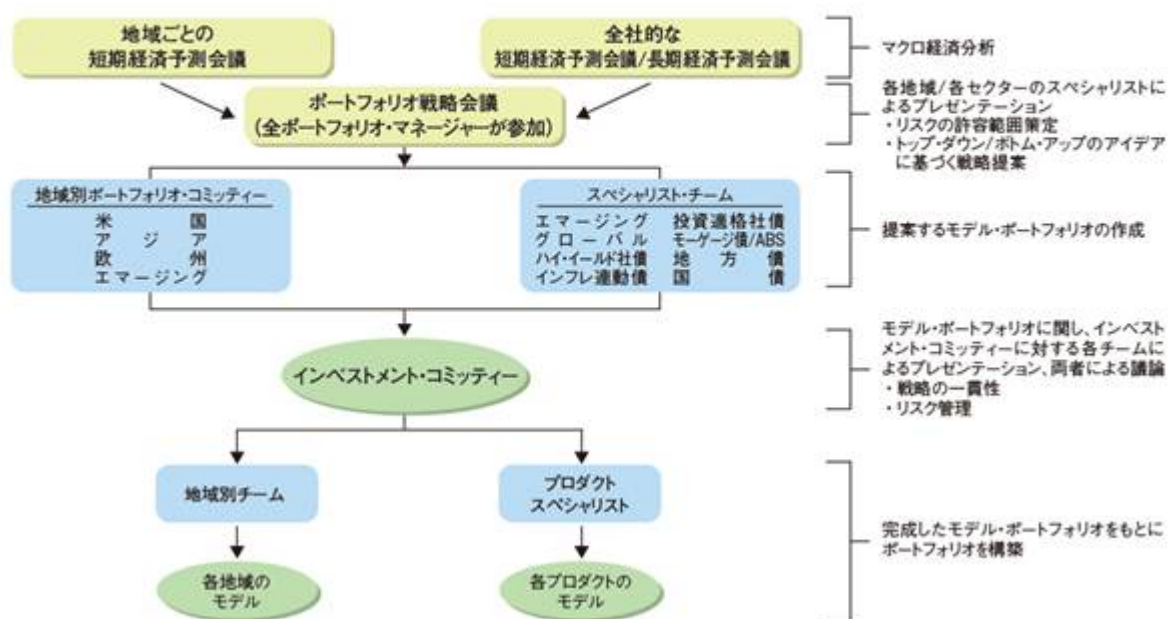
2026年1月末現在

（後略）

<訂正後>

運用プロセス

- 長期的な視点に基づいた投資戦略
- トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用

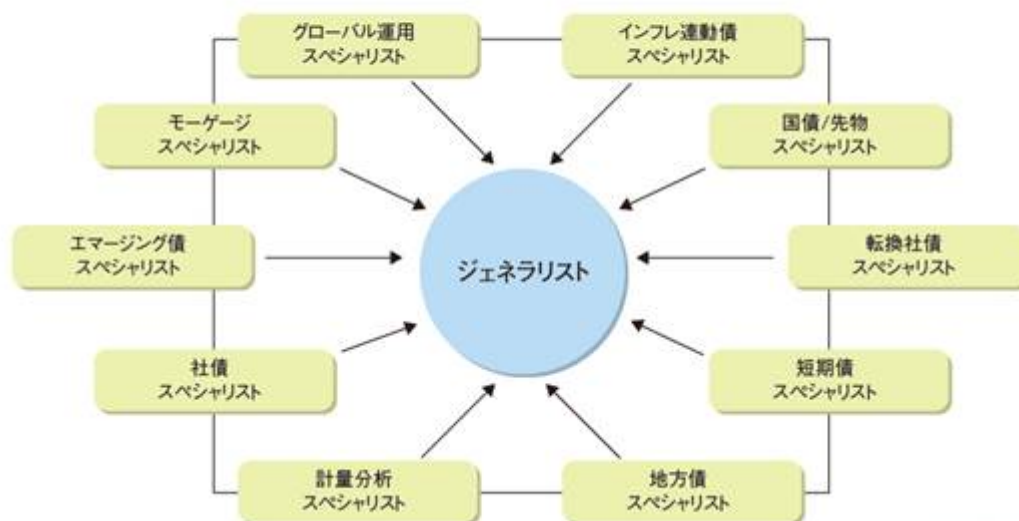


2026年5月末現在

(中略)

ビムコ・ワールド・ハイインカム運用チーム

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



2026年5月末現在

(後略)

（５）投資制限

<訂正前>

（前略）

日本証券業協会の規則に基づく制限

（中略）

受益証券の買戻しもしくはサブ・ファンドの終了の場合、当該受益証券は、受益者から現金で買い戻される。サブ・ファンドにおいては、現物による買戻しは認められていない。サブ・ファンドの受益証券が日本において販売される際に上記制限が日本の投資信託協会^{（注）}の規則または日本証券業協会の基準上要求されなくなった場合、かかる基準（適用ある場合）は、適用されなくなる。

（注）一般社団法人投資信託協会は、2026年4月1日付で一般社団法人日本投資顧問業協会と合併し、一般社団法人資産運用業協会となる予定である。

<訂正後>

（前略）

日本証券業協会の規則に基づく制限

（中略）

受益証券の買戻しもしくはサブ・ファンドの終了の場合、当該受益証券は、受益者から現金で買い戻される。サブ・ファンドにおいては、現物による買戻しは認められていない。サブ・ファンドの受益証券が日本において販売される際に上記制限が日本の一般社団法人資産運用業協会の規則または日本証券業協会の基準上要求されなくなった場合、かかる基準（適用ある場合）は、適用されなくなる。

３ 投資リスク

<訂正前>

（前略）

① リスク要因

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象の種類は、時の経過とともに変更されることがあり、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、追加的なリスクや下記のリスク要因以外のリスクに晒される可能性がある。現在特定されていないリスクがサブ・ファンドおよびマスター・ファンドに重大な影響を及ぼすことも考えられる。投資者は、投資を行う前に下記のリスク要因を慎重に検討すべきである。

マスター・ファンドのリスク

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資するため、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクは、マスター・ファンドが保有する証券その他の投資対象に関連するリスクと密接に関係する。サブ・ファンドがその投資目的を達成する能力は、マスター・ファンドがその投資目的を達成する能力に依存する。さらに、サブ・ファンドの運用成績は、サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの経費に対するサブ・ファンドの負担比率より低下する。マスター・ファンドの投資目的が達成される旨の保証をすることはできない。手数料の免除または費用の払戻しの取決めがサブ・ファンドによるマスター・ファンドへの投資を完全にカバーしない限り、サブ・ファンドの受益者は、サブ・ファンドの直接的な手数料および費用に加えて、マスター・ファンドにより請求される手数料および費用を間接的に負担する。マスター・ファンドが、大きなリターン結果が見込まれる市場をアンダーウエイトとすることで、投資妙味の高い投資機会を逃したり、大幅な下落が見込まれる市場をオーバーウエイトとすることにより、損失を被る可能性がある。

裁定取引のリスク

マスター・ファンドが2つの証券の価格差を利用するためにアービトラージ戦略によって証券もしくはデリバティブの買ポジションを取る場合、一定のリスクに晒される。アービトラージ戦略では、マスター・ファンドはある証券を購入し、組み合わせで別の証券を空売りするためにデリバティブを利用する。この戦略に基づき取られるデリバティブのショート・ポジションは、意図したパフォーマンスを挙げずに、マスター・ファンドに損失をもたらす可能性がある。さらに、アービトラージ戦略により購入される証券の発行体は、多くの場合、再編、買収、合併、企業取得、株式公開買付、株式交換または清算といった重大な企業活動に携わっている。そうした企業活動は、当初計画したようには完了しない、または全く達成できない可能性がある。

コール・リスク

コール・リスクとは、ある発行体が予定より早い時期に確定利付債券を買い戻す（「コール」する）権利を行使する可能性を指す。発行体は、多くの理由（金利の低下、信用スプレッドの推移および発行体の信用力の回復等）により、償還日より前に発行済の証券をコールすることができる。マスター・ファンドが投資した証券を発行体がコールする場合、マスター・ファンドは、最初に投資した全額を回収できないことがあるか、または投資から予想される収益の全額を実現できないことがあり、利回りが低い証券、信用リスクが高い証券またはその他の不利な特徴のある証券への再投資を迫られることがある。

中国リスク

中国と経済的にリンクされた証券または商品に投資することにより、マスター・ファンドは非米国の証券および新興市場の証券への投資に関連するリスクや、別のリスクを負担する。これらの他のリスクは以下を含む（が、これらに限定されない）。（a）不安定な成長に起因する非効率性、（b）一貫して信頼できる経済および財政の統計が入手できないこと、（c）潜在的に高いインフレ率、（d）輸出および国際貿易への依存（貿易関税、外国向けの投資方法、制裁措置および禁輸措置が強化されるリスクを含む。）、（e）相対的に高水準にある資産価格のボラティリティ、（f）潜在的な流動性不足および限定的な外国（非米国）投資家による利用可能性（制裁措置の結果としてのものを含む。）、（g）地域経済との競争の激化ならびに他の国々との間の地理上およびその他の紛争、（h）特に為替ヘッジ手段の相対的不足および現地通貨から米ドルへの変換能力に対する規制による、為替相場の変動または中国政府もしくは中央銀行による通貨切り下げ、（i）多くの中国企業が比較的小規模であり、業務履歴がないこと、（j）証券市場、保管取り決めおよび商業の法的小規模の枠組みが発展途上にあること、（k）QFIIプログラムおよび当該投資が行われるその他の市場アクセス・プログラムの規則および規制に関する不確性および変更の可能性、（l）中国政府による経済改革の継続的な実施、（m）中国規制当局が、市場混乱時に中国の発行体の取引を停止する（あるいは当該発行体に取り停止を許可する）ことがあり、当該停止は広範囲に及ぶ可能性があり、市場操作のリスクが上昇すること、（n）中国の発行体の財務諸表の質に関連する異なる規制上および監査上の要件、（o）中国で実施される監査の質を検査する能力、特に公開企業会計監視委員会（「PCAOB」）が中国においてPCAOBに登録している会計事務所を検査するためにアクセスできないことに対する制限、（p）米国当局が非米国企業および非米国人に対して強制的な措置を講ずる能力に対する制限、ならびに（q）法律上の問題における投資家の権利および救済に対する制限。さらに、中国への非米国の投資に対する規制および投資資本の本国送金に対する制限もある。近年、一定の政府機関（米国政府を含む。）が中国（香港およびマカオを含む。）を対象とする制裁措置、貿易制限および投資制限ならびに通知要件を検討し、場合によってはこれらを課し、将来的に追加の制限を課されるか、または報復措置が発動される可能性がある。そのような制限に従うことにより、マスター・ファンドが特定の投資を追求できなくなること、当該投資の完了に遅延もしくはその他の支障が生じること、当該投資に関して政府当局への通知を求めら

れること、不利な条件での投資の売却もしくは凍結が必要となること、パフォーマンスが低い投資対象の売却を行えなくなること、マスター・ファンドが投資目的を達成する能力にマイナスの影響が及ぶこと、マスター・ファンドが期日が到来しているはずの支払いを受領できなくなること、マスター・ファンドが対象となる投資家に関する情報の入手を求められること、マスター・ファンドに対するデューディリジェンスおよび他の類似の費用が増加すること、中国関連の投資の評価が困難になること、またはマスター・ファンドがそのような制限がなかった場合よりも不利な条件で投資を完了することを求められることがある。このような結果はいずれも、当該投資に関するマスター・ファンドのパフォーマンス、ひいてはマスター・ファンドのパフォーマンス全体に悪影響を及ぼす可能性がある。中国および他の一定の国々との関係が複雑で、かつ変化しつつあることを考えると、そのような制限が市況に与える影響を予測することは難しい。米国以外の関係、特に貿易、為替交換および知的財産の保護に関する中国と米国の関係が資本フローおよび事業運営に影響を及ぼす可能性もある。例えば、米国の社会上、政治上、規制上および経済上の状況が米国以外の国の貿易、製造、開発および中国の投資を定める法律および政策の変更を促すことが、中国における特定の投資機会をマスター・ファンドが利用する能力を制限するか、または特定の中国の発行体との取引を制限する可能性があり、その結果、マスター・ファンドの投資のパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがある。

商品リスク

マスター・ファンドは関連会社を通じた直接的または間接的のいずれかの方法による商品連動デリバティブ商品および商品への投資により、伝統的な証券に投資する場合よりもより大きな価格変動にさらされる。商品連動デリバティブ商品または商品の価額は、全般的な市場変動、外国為替交換レート、商品指数ボラティリティ、インフレの変動、金利、または干ばつ、洪水、天候、家畜病、パンデミック（世界的大流行）および公衆衛生上の緊急事態、禁輸措置、需給への課税、戦争、テロリズム、サイバー・ハッキング、経済および政治上の進展、環境上の手続き、関税、備蓄コストの推移、輸送システムの利用可能性、ならびに国際経済、政治および規制の展開など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。そうしたセクターにおける商品の価格は、価値や需給の変化および政府の規制方針の変更などの要因により変動する可能性がある。商品および商品連動デリバティブ商品の価値が、市場の不正行為または価格操作のターゲットまたは潜在的なターゲットにされた結果、著しい価格変動に見舞われる可能性もある。

（中略）

信用リスク

確定利付証券（貸付証券の担保のために購入された証券を含む。）の発行体もしくは保証人、デリバティブ契約もしくはレポ契約の相手方当事者、組入証券の借主または担保の発行体もしくは保証人が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できないもしくは履行しようとしなかった場合、または（市場参加者、格付機関、値付業者などにより）履行できないまたは履行しようとしなかったとみなされる場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、損失を被る可能性がある。金利が変動している（とりわけ金利上昇時の）市場環境においては、当該発行体、保証人または相手方当事者が履行しようとしなかったか、または履行できないリスクが高まる可能性がある。サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが保有する証券または証券の発行体の信用格付の引下げは、その価額を下落させる可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受ける。平均信用度等の指標が、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの正確な信用リスクを正確に反映していないことがある。これは、特に、サブ・ファンドを構成する証券に付与される信用格付けが非常に幅広い場合に当てはまる。したがって、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、一定の信用度があることを示す平均信用格付けが付与されていても、実際には、かかる平均が示すよりも大きな信用リスクにさらされる場合がある。信用リスクは、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの運用に関してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合

はより大きくなり、当該取引の相手方当事者が当初証拠金もしくは変動証拠金を提供しない場合（または一定の基準額を下回る金額しか提供されない場合）に増大する。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事情、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および／または利息の支払能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。発行体の課税当局が保証する債券は、発行体が収益を増やすために増税もしくはそれ以外の方法を取る発行体の権限に対する制限に服することがあるか、または法令上の予算もしくは政府による支援に依拠することがある。一定の債務証券は、発行体の課税当局ではなく、特定のプロジェクトまたは資金源から得る収益のみにより保証されるため、債務不履行のリスクが高まる可能性がある。金利の上昇または高金利により、発行体または相手方当事者が債務のローリングまたは借換えを行うことができない場合においては特に、発行体または相手方当事者の信用力が悪化することがある。マスター・ファンドが投資するいずれかの発行体の信用格付が（市場参加者、格付機関、価格設定業者またはその他のいずれによるかを問わず）実際に悪化するかまたは悪化する可能性がある場合、マスター・ファンドの投資が悪影響を受ける可能性がある。信用リスクには、信用スプレッドのリスク、すなわち投資のデフォルト・リスクが一般的に高いと市場が判断する場合に信用スプレッド（すなわち、実際のまたは予想される信用格付の違いに起因する証券間の利回り格差）が拡大するリスクが含まれる。信用スプレッドが拡大すると、マスター・ファンドによる投資の市場価値が低下する可能性がある。低格付の証券および格付を付与されていない証券のほうが、投資適格証券に比べて信用スプレッドが拡大することが多い。また、信用スプレッドの拡大局面においては、一般的には償還残存期間が長い証券のほうが市場価格の下落幅が大きくなる。さらに、信用スプレッドのデュレーション（信用スプレッドのリスクの尺度）が金利のデュレーションと大幅に異なる可能性がある（例えば変動金利債券においては、信用スプレッドのデュレーションが通常、金利のデュレーションよりも大きくなる。）。マスター・ファンドは、金利のデュレーションが小さい場合であっても、例えばデリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ等）の利用を通じてポートフォリオの信用スプレッドのデュレーションを引き上げることができる。ポートフォリオの信用スプレッドのデュレーションは場合により、金利のデュレーションと大きく異なることがある。

為替リスク

マスター・ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨建てで取引されるか収益を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブまたは他の商品に直接投資を行う場合、当該通貨の価額が米ドルに対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、米ドルの価額がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。マスター・ファンドは為替エクスポージャーを米ドルにヘッジしようと試みることがあるが、通貨変動の影響の低減に成功するとは限らない。マスター・ファンドがある通貨から別の通貨へのヘッジを行う場合もある。さらに、マスター・ファンドによる為替ヘッジの利用が成功するとは限らず、当該戦略の利用がマスター・ファンドの潜在リターンを低下させる可能性がある。

米国以外の為替レートは、金利またはインフレ率の変動、国際収支および政府の財政黒字もしくは財政赤字、米国または同国以外の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または米国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが米国以外の通貨および／または米国以外の通貨建て証券に投資するか、またはそれらのエクスポージャーを有する場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドのリターンが減少することがある。マスター・ファンドが非米国通貨に投資するか、または新興市場国と経済的に結びついている外貨の取引を行う場合には、為替リスクが特に上昇する可能性がある。これらの為替取引により、米国以外の先進国の通貨に投資するか、もしくは非米国の先進国と経済的に結びついている外貨を取引するリスクとは異なるか、またはそれより大きい市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治リスクおよびその他のリスクが生じるおそれがある。ある国の政府または銀行規制当局による通貨の切下げが、当該通貨建

てのあらゆる投資の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。米ドルで評価されない証券を売買するための通貨の交換により発生する費用や、通貨の交換を行うマスター・ファンドの能力を制限するか、またはその他の方法で遅延させる通貨制限、為替管理規制または政府の規制により、マスター・ファンドが悪影響を受けるおそれもある。

マスター・ファンドが、新興国と経済的に結びついている米国以外の通貨に投資を行い、または当該通貨の取引を行う場合、為替リスクは特に高くなる。そうした通貨取引は、米国以外の先進国の通貨への投資や米国以外の先進国と経済的に結びついている通貨の取引を行う場合とは異なる市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクおよびそれ以外のリスクや、より重大なリスクを伴うことがある。

マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、為替エクスポージャーを管理しておらず、その結果、為替レートの変動による損失を被るリスクに晒される。

サイバーセキュリティのリスク

業務におけるテクノロジー（クラウド・ベースのテクノロジーを含む。）の利用がより一般的かつ相互接続的になってきたことに伴い、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがサイバーセキュリティの侵害に起因するオペレーショナル・リスクおよび情報セキュリティのリスクの影響を受けやすくなってきている。サイバーセキュリティの侵害は、意図的または意図的ではないサイバー上の事由の双方を指し、とりわけ、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが機密情報を喪失するか、データを破損および／もしくは破壊されるか、または業務運営能力を喪失するか、結果として機密情報の不正な公表もしくはその他の悪用という結果が生じるか、さもなければ通常の事業運営を妨げられることがある。地政学的な緊張により、特にサイバーセキュリティ攻撃を利用して損害を与えること、または地政学上の敵に対して有利な状況を作り出すことを望む、国家または国家を後ろ盾とする組織からの攻撃を中心とする意図的なサイバーセキュリティ攻撃の規模および巧妙度が、増大するおそれがある。サイバーセキュリティの侵害には、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドを支えるデジタル情報システムへの（「ハッキング」、ランサムウェアまたは悪質なソフトウェアのコーディング等を通じた）不正アクセスまたはサービス拒否（DoS）攻撃（対象ユーザーによるネットワーク・サービスの利用を不能とするための行為等）が含まれることがあるが、PIMCOの人材による意図的もしくは意図的ではない有害な行為に起因する場合もある。さらに、PIMCOまたはサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドに業務を提供する第三者としての業務提供者（ベンダー、助言者、副助言者、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、規制当局、保管会社、登録オペレーター、販売会社およびその他の第三者である当事者を含むがこれらに限定されない。）、取引の相手方当事者およびマスター・ファンドが投資する発行体に関わるサイバーセキュリティの侵害により、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが直接的なサイバーセキュリティの侵害に伴うリスクと類似のリスクの多くを負担する場合もある。また、PIMCOまたはそのサービス提供者による在宅勤務の取決めにより、上記のリスクすべてが増大し、データおよび情報の利用可能性を巡る懸念がさらに生じ、サブ・ファンド、マスター・ファンド、PIMCOまたはそのサービス提供者が業務上の混乱の影響を受けやすくなるおそれがあり、これらがいずれも当該者の業務に悪影響を及ぼすおそれがある。

（中略）

デリバティブ・リスク

デリバティブおよび他の同種の商品（総称して「デリバティブ」という。）は、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。マスター・ファンドが活用する多様なデリバティブ商品については、本書の「第12（2）投資対象」を参照のこと。マスター・ファンドは、原資産のポジションの代用として、例えば発行体、イールドカーブのポジション、インデックス、セクター、通貨および／もしくは地域のエクスポージャーを得るために、ならびに／または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等の他のリスクに対するエクスポージャーを管理する

（引き上げもしくは引き下げのいずれかを意味することがある。）戦略の一環としてデリバティブを活用することがある。マスター・ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。一部のケースでは、マスター・ファンドが無制限の損失を被る場合がある。デリバティブまたは他の同様の商品の利用により、マスター・ファンドの投資リターンが、マスター・ファンドが保有していない資産の運用実績に影響され、その結果、マスター・ファンドの投資エクスポージャーの合計が組入銘柄の価値を上回る可能性がある。

デリバティブへの投資が、デリバティブを購入するおよび／もしくは引き受ける（売却する）形で行われることがあるか、ならびに／または、そうでない場合にマスター・ファンドがデリバティブ取引に基づく債務者になることがある。これらの取引により、マスター・ファンドのためのプレミアムまたはその他のリターンの形で短期的なキャピタルゲインが生じることがある（これらがマスター・ファンドにより支払われる分配金またはマスター・ファンドの利回りを支え、構成し、および／または引き上げる可能性がある。）が、そのような当該時の利益またはその他の収益を大幅に上回る損失のリスクが生じる。例えば、コール・オプションの引き受けのために受領するプレミアムが、コール・オプションが行使される場合にマスター・ファンドが被る損失を下回る場合があり、マスター・ファンドが債務者であるデリバティブ取引により、当初は利益が生じる可能性があるとしてもレバレッジによる損失が生じるおそれがある。マスター・ファンドが支払う分配金または分配金の割合がマスター・ファンドのトータル・リターンまたは全体のパフォーマンスであるとみなすべきではない。マスター・ファンドが逆方向のデリバティブ取引を行うこと、またはそうでなければ逆方向のポジションをとることがある。

マスター・ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なり、かつその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは市場のエクスポージャーを高めることがあり、流動性リスク（高度にカスタマイズされたデリバティブの場合に増大する可能性がある。）、金利リスク、市場リスク、コール・リスク、レバレッジ・リスク、カウンターパーティー・リスク（信用リスクを含む。）、オペレーショナル・リスク（ドキュメンテーション事項、決済事項およびシステム障害等）、リーガル・リスク（文書の不備、相手方当事者の能力不足または権限不足、および契約の適法性または強制執行力の問題等）、マネジメント・リスク等といった多数のリスク、適用ある規制要件の変更から発生するリスク、証拠金の要求から発生するリスクおよびミスプライシングまたはバリュエーションの複雑性から発生するリスク（評価が適切に行われないリスクを含む。）、政治リスク、裏付資産、参照金利もしくは指数に伴うリスクまたは制裁に伴うリスクにさらされる。デリバティブにはまた、デリバティブ商品の価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないリスクも伴う。マスター・ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、マスター・ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性があり、デリバティブにより、市況が通常ではないまたは極端な時を中心に、マスター・ファンドのボラティリティが上昇することがある。一定のデリバティブにおいては、当初投資額の規模に関係なく、無制限の損失を被る可能性がある。マスター・ファンドが資産の分別管理を利用することができ、担保の提供をリスク管理または他の目的のためになお利用することができる。マスター・ファンドがポジションを清算するための現金を得るために追加の現金の保有または他の投資対象の売却を迫られることがあり、また、デリバティブの評価額の推移により、証拠金の受渡またはマスター・ファンドのための支払義務の決済が生じることがある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、マスター・ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に当該戦略が成功するとの保証はない。さらに、マスター・ファンドによるデリバティブの利用が、受益者により支払われる税額を増額また上昇させる場合がある。さらに、マスター・ファンドがデリバティブ取引を利用することにより、受益者が支払うべき税額が増額され、または繰り上がることがある。中央清算のデリバティブ取引に付与される保護の多くが中央清算機関で決済されない店頭取引（「OTC」）デリバティブには適用されないので、中央清算機関で決済されないOTCデリバティブは、取引相手方が契約上の義務を履行しないというリスクを抱える。取引所においてま

たは中央清算機関を通じて取引されるデリバティブまたは他の類似の投資の主な信用リスクはマスター・ファンドの清算ブローカーまたは清算機関の信用力による。

中央清算機関で清算されるデリバティブはなお、異なるリスク（中央清算機関およびその会員の信用力を含む。）を負担する。

また、取引所で取引されるデリバティブ取引は、取引所がデリバティブ取引の1日の値動きの最大値を制限し、上限に達した銘柄の取引を制限または停止するリスクを負担する。このような制限は、ある特定の取引日における契約上の値幅の定め過ぎないので、当該制限が不利なポジションの清算を妨げるために機能する場合があるという理由から潜在的な損失を制限するわけではない。取引がほとんどないか、または全くなくても、数日間連続して1日の値幅制限に達する可能性がある。

デリバティブ商品のための市場への参加には、かかる戦略を利用しない場合にマスター・ファンドが負担しなかったはずの投資リスクおよび取引コストを伴う。デリバティブ戦略の遂行を成功させるために必要とされる技術は、その他の種類の取引に必要とされる技術と異なる場合がある。マスター・ファンドが有価証券、通貨、金利、カウンターパーティーまたはデリバティブ取引に伴うその他の経済的要因の評価および／もしくは信用性の予測を誤った場合、マスター・ファンドがかかるデリバティブ取引を行っていないければマスター・ファンドの運用成績は上昇していたことがあるかもしれない。特定のデリバティブ商品またはその他の同種の投資対象に伴うリスクおよび契約上の債務を評価する際には、デフォルトまたは終了事由の場合を除き、マスター・ファンドおよびそのカウンターパーティーの双方が合意する場合でなければ特定のデリバティブ取引を修正または終了できないデリバティブ取引もあれば、マスター・ファンド関連事由またはカウンターパーティー関連事由が発生した場合にカウンターパーティーまたはマスター・ファンド（場合による。）が終了することができるデリバティブ取引もあり、かかる修正や終了により、マスター・ファンドとカウンターパーティーとの間で締結されたデリバティブ取引の市場価値に応じてマスター・ファンドに損失または利益が生じる可能性がある点に留意することが肝要である。また、かかる早期終了により、課税事由が発生し、課税目的による利益または損失の認識が早期に行われる場合がある。したがって、マスター・ファンドは、その予定上の終了日または満期日より前にデリバティブ取引に伴うマスター・ファンドの債務またはマスター・ファンドのリスクに対するエクスポージャーを、修正、清算または相殺できない場合があり、これにより、マスター・ファンドがボラティリティの上昇および／または流動性の低下にさらされる可能性がある。マスター・ファンドが、終了日または満期日より前にデリバティブ取引に伴うマスター・ファンドの債務またはマスター・ファンドのリスクに対するエクスポージャーを、修正、清算または相殺できない場合があり、これにより、マスター・ファンドがボラティリティの上昇および／または流動性の低下にさらされる可能性がある。特定の契約の満了または終了時に、マスター・ファンドが同様の契約の締結によりデリバティブ商品によるマスター・ファンドのポジションの構築を意向している場合であっても、元々の契約のカウンターパーティーが新規契約の締結を望まない場合や、他に適切なカウンターパーティーを確保できない場合は、かかるポジションを構築できないおそれがあり、このような場合、マスター・ファンドが一定の望ましい投資エクスポージャーを維持することができない、または他の投資ポジションもしくはリスクをヘッジすることができない可能性があり、その場合、マスター・ファンドが損失を被るおそれがある。さらに、かかる特定の契約の満了または終了後、マスター・ファンドは、追加のデリバティブ取引を行うカウンターパーティーがより少なくなる場合があり、その場合、一または複数のカウンターパーティーに対するカウンターパーティー・リスク・エクスポージャーがより大きくなる可能性があるとともに、一定のデリバティブを締結するコストが増加する可能性もある。このような場合、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが損失を被るおそれがある。

一定のデリバティブ取引のための市場（米国外に所在する市場を含む。）は、比較的新しく、なお発展途上にあるため、リスク管理およびその他の目的上、すべての状況において適切なデリバティブ取引を執行できない場合がある。そのような市場を利用できない場合、ファンドの流動性リスクや投資リスクが上昇する場合がある。

マスター・ファンドが保有するポジションに対するヘッジとしてデリバティブを利用する場合、デリバティブにより発生する損失は、基本的に、ヘッジされる投資対象からの利益により事実上相殺され、その逆の場合も同様である。ヘッジにより、損失が減少または低下することがあるが、利益が減少または低下することもある。デリバティブと投資先の有価証券との間のマッチングが不完全なことによりヘッジに影響が及ぶ場合もあるため、ファンドのヘッジ取引（またはマスター・ファンドのークラスのヘッジ取引）が効果を発揮するとの保証はない。ヘッジまたはリスク管理のために使用されるデリバティブが意図したとおりに機能するとは限らず、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドがさらにリスクを負う可能性がある。さらに、ヘッジのために使用されるデリバティブが、ヘッジを意図したリスクからマスター・ファンドを部分的に保護するとしても、そのようなリスクからの影響を完全に低減できるとは限らない。

デリバティブ市場の規制が時間とともに強化されているため、デリバティブ市場の将来的な追加規制により、デリバティブのコスト負担が増加する、デリバティブの利用可能性が制限される、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶおそれがある。このような不利な進展により、マスター・ファンドのデリバティブ取引の効果が損われること、マスター・ファンドのデリバティブ戦略の利用が阻害されること、またはサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの運用実績が悪影響を受け、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの価値が低下することがある。

デリバティブ取引が執行される市場の一部が、「店頭取引」または「ディーラー間取引」市場となる場合がある。当該市場への参加者は、基本的に、取引所ベースの市場の会員のような信用評価および規制監督下にはない。そのため、マスター・ファンドは、取引当事者がカウンターパーティーの信用力または流動性の問題を理由として取引条件に従った取引決済を行わないリスクにさらされる。取引所で取引されるデリバティブの主な信用リスクは、取引所自体または関連する決済ブローカーの信用度である。また、当該市場が、取引ベースの市場に存在するような、市場参加者間の対立の迅速な解決に向けて確立された規則や手続きを備えていないため、（誠実か不誠実かを問わず）契約条件を巡る対立の結果として決済が遅延する可能性もある。これらの要因により、代替取引またはその他の手段が講じられる場合でも不利な市場動向によりファンドが損失を被るおそれがある。このような「カウンターパーティー・リスク」は、スワップにおいても存在し、イベントの発生が決済を妨げるような償還残存期間が長い取引や、マスター・ファンドが単一のカウンターパーティーまたは小規模なカウンターパーティーのグループとの取引に集中する場合に、増大する可能性がある。

配当狙い銘柄のリスク

株主に対して定期的に配当金もしくは分配金を支払う発行体が、将来にわたって支払いを継続しない可能性がある。発行体は、いつでも、いかなる理由でも、将来の配当や分配を減額もしくは廃止しうる。過去に配当金を支払っている発行体の証券の価格は、その発行体が将来の配当や分配を減額もしくは廃止する場合、下落する可能性がある。マスター・ファンドが受け取る配当金や分配金が減る場合、マスター・ファンドの受益者に対する収益分配が少なくなる可能性がある。

エマージング市場リスク

米国外への投資リスクは、エマージング市場証券にマスター・ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。エマージング市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券および商品に対する投資に伴うリスクとは異なる、また、場合によってはより大きな、市場リスク、信用リスク、通貨リスク、流動性リスク、ボラティリティ（価格変動）リスク、法的リスク、政治的リスク、テクニカルリスク、ヘッドライン（報道の見出しによる）リスク、レピュテーション（評判上の）リスクおよびその他のリスクをもたらすことがある。マスター・ファンドが特定の地域、国または国の集合体と経済的な関係があるエマージング市場証券またはその他の投資対象に投資する限度で、マスター・ファンドは、当該地域、国または国の集合体に不利な影響を及ぼす政治的、社会的、環境的および衛生的な事象に対して敏感に反応することがある。経済的、事業的、政治的および社会的な不安定さが、先進国市場の有価証券に対するものとは異なる、時により深刻な影響をエマージング市場の有価証券に与えることもある。エマージング市場証券の複数の資産クラスへ集中して投資を行う限度で、マスター・ファンドは、エマージング市場証券全体に不利な状況下において、損失を低減する能力を制限されることがある。エマージング市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券に比べて、変動が大きく、流動性が低く、価格評価が難航する場合がある。エマージング市場は基本的に、先進国ほど規制、開示、法的、会計、記録保持および金融報告のシステムが整備されていないため、相場操縦が行われる可能性が高まること、または投資家が利用できる財務情報の範囲およびクオリティが下がることがある。エマージング市場国の政府はより発展している国々に比べて、安定していないことが多かったり、企業、産業、資産および外国人の持株比率に関して超法規的対応を取る可能性が高くなる傾向がある。さらに、投資家がエマージング市場の発行体に対して訴訟を提起もしくは判決を強制執行すること、またはかかる判決を実行もしくは強制執行するために必要な情報を取得すること、または外国の規制当局が当該発行体に対する強制措置を執行することがより難しくなることがある。さらに、米国の取引所に証券を上場している非米国企業は、米国の会計基準および監査人の監督要件を充足しない場合に上場を廃止されることがあり、そうすると証券の流動性および価値が低下することがある。エマージング市場は詐欺、汚職、マネーロンダリングおよび経済制裁のリスクからも影響を受けやすいため、その結果、当該地域における、または当該地域に関する投資の価値、流動性および取引可能性に関して商業的にマイナスの影響を受けるおそれがある。マスター・ファンドは、その価値またはリターンがエマージング市場証券の価値またはリターンに連動しているデリバティブまたはその他の証券もしくは商品に投資する場合に、エマージング市場リスクを負担する。エマージング市場の有価証券の取引および決済のための仕組みおよび手続きは、未成熟で透明性が低いため、取引の決済に時間がかかることがある。金利の上昇と信用スプレッドの拡大とが相俟って、エマージング市場の債務の評価額にマイナスの影響が及び、発行体の資金調達コストが上昇する可能性がある。このようなシナリオにおいては、エマージング市場の発行体は債務を返済できず、エマージング市場債務の取引市場の流動性は低下し、投資しているマスター・ファンドはいずれも損失を被る可能性がある。一部のエマージング市場の経済は、特にある一定の産業またはセクターのリスクを負担しているか、またはその影響を受けやすいことがあり、そのために当該エマージング市場の発行体および／または証券が当該産業またはセクターの業績から受ける影響が大きくなること

エクイティ・リスク

エクイティ証券は、発行体の所有権または所有権を取得する権利を表す。エクイティ証券は、普通株式、優先株式、転換株およびワラントを含むがこれらに限定されない。普通株式や優先株式などのエクイティ証券の価格は、実際のもしくは予想される経済情勢の悪化、企業収益の見通しの修正、インフレ、金利もしくは為替レートの変動または投資家心理の冷え込みなど、特定企業に関連しない市場全体の状況により下落する。また、労働力不足や生産コストの増加、同一業種内における競合など特定の業種に影響する要因によっても下落する。逆に、ある発行体または産業に影響を及ぼす財政状態の変化またはその他の事由が、証券市場全体に悪影響を及ぼす可能性がある。エクイティ証券は一般に、確定利付証券に比べ価格変動が大きい。こうしたリスクは一般に、破綻危機に陥っている企業へのエクイティ投資で拡大する。

先物契約リスク

先物契約は、証券、通貨またはコモディティ等の原資産を、将来の期日に定められた価格で売買する契約を伴うデリバティブ商品である。先物契約を含むデリバティブ商品をファンドが利用することに付随するリスクは、「デリバティブ・リスク」の項でさらに詳しく説明されている。先物契約を売買した結果、先物契約への投資金額を上回る損失が生じるおそれがある。先物契約と原資産の価格の推移に相関性があるとの保証はない。また、先物市場と原資産の市場が大きく乖離した結果、各市場間の相関性が薄れる場合もある。どの程度相関性がなくなるかは、原資産の先物および先物オプションに対する投機的市場の需要の推移（先物取引および先物オプションにおけるテクニカル要因の影響を含む。）ならびに金利水準、償還残存期間および発行体の信用力等を要因とする先物契約と原資産の乖離等の状況に依拠している。

先物契約は、取引所で取引されるため、当事者は、大半のケースにおいて、原資産を引き渡すことなく、ポジションを取引所で現金により手仕舞いすることができる。マスター・ファンドが利用する先物が取引所で取引されている場合、先物契約における主な信用リスクは、マスター・ファンドの清算ブローカーおよび清算機関の信用力である。マスター・ファンドによるデリバティブや関連商品の利用についての規定の変更により、マスター・ファンドのデリバティブ投資が制限や影響を受け、マスター・ファンドが採用するデリバティブ戦略が制限されたり、デリバティブやファンドの価格もしくはパフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。先物の取引所が、一定の先物契約価格において一取引日の値幅制限を課す場合がある。マスター・ファンドが先物または先物オプションのポジションの清算を意図する時点で市場に流動性があるとの保証はなく、マスター・ファンドはポジションが清算されるまでマージン請求を充足する義務を負い続ける可能性がある。

さらに、一定の先物契約は、取引実績に乏しい、比較的新しい商品の場合がある。その結果、活発な流通市場が発展または持続的に存在するとの保証はない。

地政学的な紛争のリスク

地政学的な紛争、戦争またはテロ活動の発生が予測できない様々な形で市場に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、2022年2月のロシアによる大規模なウクライナ侵攻の後、ロシアならびにロシアのウクライナ侵攻に物質的援助を行っていたとみなされたその他の国、個人および事業体が、米国を含む世界中の国々による経済制裁および輸出入規制の対象になった。このような措置がロシア、ベラルーシおよびその他の証券および経済に悪影響を及ぼし、今後も及ぼす可能性がある。追加の例に含まれるものとしては関税の引き上げ、貿易制限またはその他の報復措置という結果を生み出しかねない貿易紛争を巡る懸念の高まりが挙げられるが、これらに限定されない。地政学的な紛争および関連する市場への影響の範囲、期間および影響を評価することは難しいが、重大になる可能性があり、地域経済および世界経済ならびに一定の証券およびコモディティ（石油、天然ガス、スチールおよびアルミニウム等）のた

めの市場や、その他のセクター、ならびにマスター・ファンドの投資に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

金融市場における政府介入

世界中の政府、準政府機関および規制当局はこれまで、様々な財政政策および金融政策の大幅な見直し（企業および金融市場への直接的な資金注入、景気対策および金利の変更を含むがこれらに限られない。）により深刻な経済の混乱に取り組んできた。過去に講じられたか、または（米国内もしくは世界中の影響を受ける他の国々における）将来の事象に関連する当該措置が十分であるという保証はなく、意図した効果を発揮するという保証もない。また、そのような措置の予想外のまたは迅速な撤回により、市場の低迷、混乱、変動およびインフレを招き、これらがサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資に悪影響を及ぼしかねない。さらに、米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、マスター・ファンドもしくはサブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法令上の規制により、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる法令上の規制は、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。また、このような法律や規制は、市場、制度および財政を強化することを目的としているが、予測できない形でサブ・ファンドまたはマスター・ファンドの費用およびファンドの投資対象の価値に影響を与えることがある。

政府および規制当局の現在の方向性が、ミューチュアル・ファンドによる一定の市場への参加を妨げる可能性がある金利の引き上げ、金融規制の強化を通じて市場の流動性、市場の回復力および資金供給量を低下させる効果を及ぼすことがある。低金利（またはマイナス金利）の時期にサブ・ファンドまたはマスター・ファンドの利回り（またはトータル・リターン）が低下することもあれば、ゼロを割り込むこともある。超低金利またはマイナス金利により、金利リスクが上昇することがある。米連邦準備制度理事会が金利を歴史的な低水準から引き上げ、今後も利上げを継続する意思を示しているため、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが金利リスクの水準の高止まりから影響を受けることがある。米連邦準備制度理事会が利上げを継続する範囲で、金融システム全体で金利が上昇しかねないリスクがある。金利の推移により、市場に予測できない影響を及ぼすこと、市場のボラティリティを結果的に高めること、ならびにサブ・ファンドまたはマスター・ファンドがこのような金利および／またはボラティリティの影響を受ける範囲でサブ・ファンドまたはマスター・ファンドのパフォーマンスが低下することがある。政府の政策、インフレ、経済、債券市場等の要因が金利および利回りに影響を与える可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関または他の機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。かかるプログラムはマスター・ファンドまたはサブ・ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有する組入れ金融商品の評価における潜在的な問題にさらされる可能性がある。マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。投資顧問会社は進展を監視し、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドをサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。そうした混乱が生じた場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する証券の発行体が資産価値を大幅に低下させ、事業を中断することもあり得る。また、政府支援を受け、事業活動の大幅な制限その他の介入を招くことも考えられる。さらに、米国政府

が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、そうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を認識し管理することはできるが、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

メールの取扱い

トラスト宛ておよび受託会社の登記事務所で受信されたメールは、トラスト指定の転送先に開封されずに転送される。受託会社、その取締役、役員、アドバイザーもしくはサービス提供者（バミューダにおける登記事務所のサービスを提供する組織を含む。）は、転送先における受信の遅れについて責任を負わない。特に、受託会社の取締役は、（トラストのみに宛てられたメールと対照的に）個人宛てのメールについてのみ受信、開封もしくは直接対応する。

ハイ・イールド債リスク

ハイ・イールド証券および同等の信用度の格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される）に投資する投資ファンドは、より大きな市場リスク、信用リスク、コール・リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は格付機関により、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられ、他の種類の証券よりも価値の変動が大きい場合がある。経済的な低迷または個別企業の動向が、これらの証券の市場に悪影響を及ぼし、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが有利な時期および価格でハイ・イールド証券を売却する能力を低下させる可能性がある。経済的な低迷により、一般的に、不払い率が上昇し、ハイ・イールド証券の市場価値が、債務不履行が発生するよりも前に大幅に下落する場合もある。債務不履行になっているか、または破産している発行体の破綻証券をマスター・ファンドが購入できる限り、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが高いリスクを負担する可能性がある。ゼロ・クーポン債または現物支払証券としての仕組みを有するハイ・イールド証券は、金利上昇による価格上昇圧力またはスプレッド拡大に対する感応度が特に高いことにより、価格変動が特に大きくなる傾向があり、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが現金を実際に受領していなくても帰属収入による課税対象の分配を求められる場合がある。ハイ・イールド証券の発行体が「コール」を行うか償還日前に発行証券を買い戻す権利を付与されている場合があり、支払われる金利がより低い他のハイブリッド証券または類似の商品にサブ・ファンドおよびマスター・ファンドが収益を再投資しなければならない場合がある。また、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、ハイ・イールド証券に投資を行わない投資信託よりも高い水準の流動性リスクにさらされる場合がある。さらに、マスター・ファンドが投資するハイ・イールド証券は、いずれの取引所にも上場していない場合があり、かかる証券の流通市場は、より流動性の高い他の確定利付証券の市場に比べて相対的に流動性が低いことがある。よって、ハイ・イールド証券の取引は、より活発に取引されている証券の取引よりもコストが高額になることがある。一定の状況において、特に、入手可能な公開情報が不足していること、取引が不規則に行われること、および買呼値と売呼値のスプレッドが広いことにより、ハイ・イールド債が、他の種類の証券または商品に比べて、有利な時期または価格で売却することが困難となる場合がある。これらの要因により、マスター・ファンドが、かかる証券の価値の全額を換金することができないおそれ、および／またはハイ・イールド証券の売却後長期間にわたり、マスター・ファンドが当該売却の手取金を受け取ることができないおそれがあり、いずれの場合も、マスター・ファンドに損失が生じる可能性がある。ハイ・イールド証券への投資にはリスクを伴うため、当該有価証券に投資するファンドへの投資は投機的であると判断されかねない。

さらに、ファンダメンタルズ分析に基づくか否かにかかわらず、不利益情報の公開および投資家の認識により、薄商いの市場においては特に、ハイ・イールド証券の価値および流動性が低下することがある。ハイ・イールド証券の流通市場の流動性が他の種類の証券の流通市場に比べて低い場合、そのような評価のためにリサーチの量を増やすことが必要になるため、証券の評価が難しくなる場合があり、利

用可能な信頼に値する客観的なデータが少ないことから評価において判断の要素が果たす役割が大きくなる場合がある。

金利リスク

金利リスクとは、金利の変動によりサブ・ファンドまたはマスター・ファンドのポートフォリオ内の債券およびその他の組入銘柄の価格が変動するリスクである。中央銀行の金融政策、インフレ率の上昇および全般的な経済状況の変化を含む要因により金利が上昇し、マスター・ファンドの投資の価値が低下することがある。例えば、名目金利が上昇すると、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが保有する一定の証券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。金利の変動は突発的で予測できないことがあるため、金利の動向の結果としてサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが損失を被ることがある。サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドは、金利の変動に対してヘッジを行えないか、または費用もしくはその他の理由によりヘッジの実施を選択しない場合がある。さらに、ヘッジが意図されていた機能を果たさない場合がある。

比較的長期の残存期間を有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の残存期間を有する証券よりも変動しやすい。株式およびその他の非確定利付証券の価額も、金利変動により下落することがある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価額が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付証券と比べてより大きな損失を被る可能性がある。

変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価額が下落することがある。逆に、金利が低下する場合には、一般的に、変動利付証券の価額は上昇しない。逆変動利付証券は、金利の変動に伴い価額が下落することがある。逆変動利付証券は、同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は当該証券より受領する収益およびファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。

金利または米国財務省証券の利回り（もしくは他の種類の債券の利回り）は、幅広い要因（中央銀行の金融政策、インフレもしくは実質経済成長率の推移、一般的な経済状況、債券発行の増加または低利回りの投資対象に対する市場の需要の低下を含むがこれらに限られない。）により上昇する。米連邦準備制度理事会が金利が歴史的な低水準であった後に金利を引き上げる期間、または高水準に据え置く期間等の一定の市況において、金利の推移に関するリスクが上昇する。また、米国および他の各政府が債務発行額を引き上げ、引き上げを継続する可能性があることも、このようなリスクを上昇させる。投資による収益がインフレ上昇ペースに追いつかないリスクがある。政府および中央銀行当局の措置により、金利が上昇または低下する可能性がある。インフレ率の上昇局面において当該当局が金利を引き上げることがあり、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドおよびその投資対象に悪影響を及ぼす可能性がある。また、金融政策の変更により金利の変動に伴うリスクが増大する可能性がある。さらに、金利が上昇する市況においては、発行体が支払期日に確定利付の投資対象の元利金の支払を行うことに消極的になるか、または行えないことがある。

ボラティリティが高い期間において、金利が上昇する結果、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドの確定利付債券の価値が低下することがある。さらに、米国債券市場は過去30年間にわたり着実に成長してきたが、ディーラーの「マーケット・メイキング」能力は相対的に伸び悩んでいる。その結果、金融取次機関の「マーケット・メイク」の能力を主に示唆する、一定の種類の債券および類似の商品のディーラーの在庫が、市場規模に対して過去最低水準またはこれに近い水準にある。マーケット・メーカーは、自らの取次業務を通じて市場を安定させるが、ディーラーの在庫が大幅に減少すれば、確定利付市場の流動性の低下およびボラティリティの上昇を招くおそれがある。このような問題は、景気の先

行きが不透明な時期に増加する場合がある。これらの要因すべてにより、全体としておよび／または個別にサブ・ファンドまたはマスター・ファンドの価値が低下することがある。

金利が非常に低いまたはマイナスとなっている期間中、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、プラスのリターンを維持できない場合がある。一部のヨーロッパ諸国では、かつて、特定の確定利付商品の金利がマイナスとなっている。金利が非常に低いまたはマイナスとなっている場合、金利リスクが増大するおそれがある。金利の変動（金利がゼロを下回る場合を含む。）により、市場が予想外の影響を受け、市場ボラティリティが高まり、また、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドがかかる金利リスクにさらされている場合はサブ・ファンドまたはマスター・ファンドのパフォーマンスが低くなるおそれがある。

平均デュレーション等の指標は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドの正確な金利感応度を的確に反映していないことがある。これは、特に、マスター・ファンドを構成する証券のデュレーションが非常に幅広い場合に当てはまる。よって、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、一定の水準の金利リスクを示す平均デュレーションを有していても、実際には、かかる平均が示すよりも大きな金利リスクにさらされる場合がある。このリスクは、マスター・ファンドがマスター・ファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなる。

コンベクシティとは、証券またはファンドの金利感応度を理解するために利用される追加的な指標である。コンベクシティは、金利の変動に対してデュレーションがどの程度の割合で変化するかを測定する。証券価格に関しては、コンベクシティ（プラスまたはマイナス）が大きい場合、金利の変動に対する価格変動が大きいことを意味している。コンベクシティは、プラスの場合とマイナスの場合がある。コンベクシティがマイナスの場合、金利の変動によりデュレーションが上昇し、逆の場合も同様であることは、金利の変動に応じて価格感応度が高まることを意味する。そのため、コンベクシティがマイナスの証券（従来型のコール構造の債券や、一部の担保証券を含むことがある。）は、金利上昇時に大きな損失を被ることがある。したがって、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドがこのような証券を保有する場合、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが金利上昇時の損失が拡大するリスクにさらされる場合がある。

発行体の非分散リスク

少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。マスター・ファンドが比較的少数の発行体に投資を行う場合、より分散した投資を行うサブ・ファンドに比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

発行体リスク

サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが保有する証券の価値は、経營業績、大型訴訟、調査もしくはその他の紛争、発行体の財政状況もしくは信用格付の推移、発行体もしくはその競争環境に影響を及ぼす政府による規制の変化、合併、買収もしくは処分等の戦略的なイニシアティブおよびそのようなイニシアティブに対する市場の反応、資金の借入れまたは発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。一発行体の財政状態の変化が証券市場全体に影響することがある。これらのリスクがサブ・ファンドまたはマスター・ファンドならびにサブ・ファンドまたはマスター・ファンドが投資する証券およびその他の商品の発行体に適用されることがある。

レバレッジ・リスク

一定の取引がレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、とりわけ、逆レボ取引、組入証券の貸付けおよび発行時取引、繰延受渡または先渡取引を含むことがある。レバレッジは、マスター・

ファンドの投資規模を増大するかもしれない取引の決済を促進するのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、マスター・ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。管理会社はレバレッジを制限するために、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが少なくとも以下のいずれか一つを必ず遵守するよう合理的に努力する。

- （i）バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）におけるレバレッジ制限。同制限においては、管理会社の単独の裁量による決定により、VaRが（a）指定される参照ポートフォリオのVaRの200%もしくは（b）サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの純資産の価値の20%を上回ってはならない。
- （ii）サブ・ファンドおよびマスター・ファンドにより保有されるスワップ、先物および先渡ポジションから生じるロングのエクスポージャー（純額）をカバーするために十分であると管理会社自身が合理的に判断する現金または現金同等物を管理会社が保有すること。

マスター・ファンドは、投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされることもある。レバレッジにより、マスター・ファンドは、義務の履行のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを解消することがある。借入れを含むレバレッジにより、マスター・ファンドは、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなる。これは、レバレッジにより、マスター・ファンドの組入証券の価値の増減が増幅されるためである。レバレッジの使用により金利リスクに対するマスター・ファンドの感応度が上昇することもある。一定の種類のレバレッジ取引（「ボックス空売り」ではない空売り（すなわち、マスター・ファンドが追加の対価を支払わずに当該有価証券を保有することも、当該有価証券を取得する権利を有することもない空売り）等）は理論上、マスター・ファンドがあらゆる理由により取引を完了することができない場合に無制限の損失を被ることがある。また、マスター・ファンドが資金を借り入れる範囲で、当該借入れにかかる金利のコストが、かかる借り入れた金額で購入した証券の値上がり分により回収されるとは限らず、マスター・ファンドの運用収益を上回ることがあり、その結果として損失が拡大することがある。さらに、金利およびその他のローンの費用を支払うために、マスター・ファンドが組入証券を売却することが有利でない場合であっても売却を迫られることがある。マスター・ファンドが追求するレバレッジ取引により、マスター・ファンドのデュレーションおよび金利リスクへの感応度が大きくなることがある。

ローン担保証券のリスク

マスター・ファンドは、ローン担保証券（CLO）およびその他の類似の仕組みの投資対象に投資することができる。CLOとは通常、ローンのプールに担保された資産担保証券であり、これには、特に、米国内外のシニア・ローン（担保付）、シニア（無担保）・ローンおよび劣後社債（投資適格未満の格付または同等の無格付のローンを含む。）が含まれることがある。このような対象資産への投資に関連するリスクに加えて、CLOの仕組みおよび特性により一定のリスクが追加で発生する。マスター・ファンドによるCLOおよびその他の類似の仕組みの投資対象への投資により、マスター・ファンドが負担する信用リスク、金利リスク、流動性リスク、市場リスクならびに期限前償還リスクおよび期間延長リスクに加えて投資先資産のデフォルト・リスクが高まることがある。さらに、CLOへの投資には、（i）担保からの分配金が利息およびその他の支払いに十分でない可能性、（ii）担保の評価額が低下するリスクまたはデフォルトになること、（iii）証券化資産の業務提供者の能力に関するリスク、（iv）マスター・ファンドが他のトランシェより返済順位が低いCLOのトランシェに投資することがあるリスク、（v）取引および法的文書の構成および複雑性が投資時点で十分に理解されないおそれがあり、収益の特性または予想外の投資結果に関して発行体に対してまたは投資家の間で紛争が生じるおそれがあること、ならびに（vi）CLOの投資運用者の運用実績が芳しくない可能性があることを含むがこれらに限定されない、追加的なリスクを伴うことがある。CLOがマスター・ファンドの手数料に加えて管理費用およびその他の管理事務費用を請求することができる。

CL0からのキャッシュフローは、異なるリスクおよび利回りを有するトランシェと称する階層に分類される。裏付資産のデフォルトによる損失は、まず劣後トランシェの保有者が負担する。トランシェは、リスクの程度に応じてシニア、メザニンおよび劣後／エクイティに分類される。CL0の利息が現物で支払われるか、または繰延資金として処理される（現金ではなく同種の債務の形式で支払われる）場合があり、当該支払に関するデフォルト・リスクを継続的に負担することになる。債務不履行が発生するか、またはそうでなくてもCL0の担保が焦げ付いた場合、シニアのトランシェに対して予定される支払いがメザニンのトランシェに対する支払いより優先され、メザニンのトランシェに対して予定される支払いが劣後／エクイティのトランシェに対する支払いより優先される。リスクが最も高い部分が「エクイティ」トランシェで、裏付となる債券またはローンのあらゆるデフォルトの最初の損失を負担するが、階層がもっと高い他のトランシェも損失を負担する。これらはデフォルトから部分的に保護されているため、CL0のシニアのトランシェは裏付となる証券に比べて格付が高く利回りも低く、投資適格格付を付与されることもある。CL0のトランシェは、エクイティ・トランシェから保護されているものの、実際のデフォルト、担保のデフォルトおよびトランシェによる保護の消滅によるデフォルトへの感応度の上昇、市場で予想されるデフォルトや、クラスとしてのCL0証券からの逃避を理由として大きな損失を被ることがある。CL0への投資のリスクは、担保証券の種類およびマスター・ファンドが投資する商品の種類に主に左右される。通常、CL0は私募により募集および販売され、証券法に基づく登録が行われない。

流動性リスク

特定の投資証券の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。流動性リスクは、活発な市場が存在しないこと、売買高の減少および確定利付証券でマーケット・メイクを行うための従来型の市場参加者の能力に起因するもので、金利上昇局面や、確定利付型の投資信託の投資者からの買い戻しが通常よりも拡大して、売却により市場での流通量が増加するようなその他の状況下において、増大する。流動性の低い投資対象とは、当該投資対象の時価を大幅に変更した上で売却または処分しない限り7暦日またはそれより短い期間内に現行の市況下で売却または処分できないとマスター・ファンドが合理的に予想する投資対象のことである。流動性の低い投資対象は、特に市場の変動時に、価格設定が難航する場合がある。マスター・ファンドが流動性の低い投資対象に投資することにより、マスター・ファンドは流動性の低い投資対象を有利な時期もしくは価格で売却することができなくなるか、または場合によってはマスター・ファンドが債務を履行するために不利な時期もしくは価格で別の投資対象を処分することを迫られることがあるため、マスター・ファンド（およびサブ・ファンド）のリターンが減少することがあり、これにより、マスター・ファンドがその他の投資機会を利用できなくなることもある。流動性の低下はとりわけ、市場全体の取引高の減少、購入希望者を探し出せないこと、または証券の転売に対する法的制限により生じ得る。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化とは無関係の市場状況または経済状況の悪化（政治的事由（金利の急速な変動局面を含む。）が生じている期間等）を受けて、流動性が低くなる可能性がある。購入時に流動性があるとみなされる投資が、マスター・ファンドにより保有されている期間および／またはマスター・ファンドがその処分を希望するときに流動性を有し続けているという保証はない。債券市場は、ここ30年を通じて絶えず拡大しているが、債券取引に従事する従来型のディーラーの量は不安定で、一部で減少しているケースもある。その結果、金融取次機関の「マーケット・メイク」の能力の主要な提供元となっていたディーラーが取り扱う在庫が、市場規模に対して、低水準または過去最低に近い水準にある。マーケット・メイカーは、自らの取次業務を通じて市場を安定させることに努めるが、ディーラーの在庫が大幅に減少すれば、確定利付市場の流動性の低下およびボラティリティの上昇を招くおそれがある。このような発行債券は、景気の先行きが不透明な時期に増加する場合がある。

そうした場合、流動性の低い投資対象に対する投資制限およびかかる証券または商品の売買困難のため、マスター・ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがある。流動性の欠如は、マスター・ファンドが保有する商品の評価にも悪影響を及ぼすことがある。

マスター・ファンドの主要な投資戦略が、時価総額の低い投資対象、米国外証券、ルール144A証券、レギュレーションS証券、流動性が低いセクターの債券、デリバティブもしくは相当な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券と関係する場合、マスター・ファンドは最大の流動性リスクにさらされる傾向がある。さらに、償還残存期間が長い確定利付債券は、償還残存期間が短い確定利付債券に比べて、流動性リスクの水準が高い。結論として、流動性リスクは、機関投資家などの大口投資家による異常に多くの買戻請求やその他の通常起こらない市況のリスクを伴うもので、これにより、マスター・ファンドが認められる期限内で買戻請求に応じるための投資対象の売却が困難になる可能性がある。マスター・ファンドは、このような買戻請求を充足するために、低価格または不利な状況での有価証券の売却を余儀なくされ、この場合、マスター・ファンドに悪影響を及ぼすことになる。また、その他の市場参加者がマスター・ファンドと同時期に確定利付債券の持高の清算を意図している場合、市場での流通量が増加し、流動性リスクおよび価格低下圧力が増大することがある。

政府および規制当局の行動が、市場の流動性、市場の回復力および資金供給量を低下させる効果を及ぼすことがある。特定の勘定またはPIMCOの関連会社が随時、サブ・ファンドの受益証券を（実質権者としてもしくは登録権者として）保有するか、またはサブ・ファンドの受益証券の相当な部分を支配することがある。このような受益者によるサブ・ファンドの持分の買戻しが、マスター・ファンドの流動性および純資産価値に影響を与える可能性がある。これらの買戻しによりマスター・ファンドが証券の売却を迫られる場合もあり、マスター・ファンドの取次手数料に悪影響を及ぼしかねない。

流動性リスクは、ファンドが証拠金、担保もしくは相手方当事者への支払決済のための支払いを行うためにデリバティブから生じることがある流動性の要求を満たすためにデリバティブを清算するための現金を得るために、マスター・ファンドが追加の現金の保有または他の投資対象の売却を迫られるリスクを指すこともある。マスター・ファンドはこのような債務を履行するために不利なタイミングまたは価格で証券を売却しなければならないことがある。

マネジメント・リスク

マスター・ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資顧問会社は、マスター・ファンドの投資手法およびリスク分析を適用し、一定の場合に投資決定の過程において一もしくは複数の定量モデルに部分的もしくは全面的に依拠するか、これらについて報告を受けるか（該当する場合）、または一定の要因が他の要因よりも重要であると結論づけることがある。PIMCOおよび各ポートフォリオ・マネージャーが一定の要因が他の要因よりも重要であると結論づけることがあるが、これらが望まれる結果を生むとの保証はなく、PIMCOまたは他のトラストの投資顧問会社もしくは副投資顧問会社（該当する場合）および個々のポートフォリオ・マネージャーが実施するデューデリジェンスが企業もしくは発行体に投資するより前に各要因を評価し、投資に関連するすべての重要なリスクを明らかにする保証もない。さらに、PIMCOまたは他のトラストの投資顧問会社もしくは副投資顧問会社（該当する場合）および個々のポートフォリオ・マネージャーが適切な投資機会を特定できない場合があり、特定の投資を認識および実行する際に他の投資運用会社と競合する場合がある。サブ・ファンドが投資しようとする一部の証券またはその他の商品が、希望する数で利用できないことがある（PIMCOが投資顧問会社として行為する他の投資信託（マスター・ファンドと類似している名称、投資目的および投資方針ならびに／または投資運用チームを有する投資信託を含む。）が、同一または類似の証券または商品への投資を目指している状況における場合を含む。）。さらに、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の要因により、投資顧問会社が一定の投資を実行することを制限または禁止されることがある。このような場合、投資顧問会社またはポートフォリオ・マネージャーが、代用として他の証券または商品の購入を決定することがある。このような代用としての証券または商品が、希望するパフォーマンスを上げることができない場合に、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが損失を被ることがある。マスター・ファンドが価格設定上の非効率性の認識を目標とする戦略、アービトラージ戦略または類似の戦略を採用する場合、マスター・ファンドは、か

かる戦略に係る証券および商品の価格設定または評価が予想外に変動するリスクにさらされ、かかる変動が生じた場合、マスター・ファンドのリターンが減少したり、マスター・ファンドに損失が生じるおそれがある。マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、ピムコまたは別の業務提供者の内部システムまたは管理の不備によりマスター・ファンドおよびサブ・ファンドが損失を被るか、またはマスター・ファンドおよびサブ・ファンドの業務が損なわれるリスクも負担する。例えば、取引の遅延またはエラー（人的またはシステミックなものの双方）により、評価額の上昇が予想される証券をマスター・ファンドおよびサブ・ファンドが購入できなくなることがある。さらに、実際のもしくは潜在的利益相反、法令上、規制上もしくは税務上の制限、政策または展開が、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの運用において投資顧問会社が利用する投資手法に影響し、PIMCOによる一定の投資への参加を制限もしくは禁止することがあり、投資目的を達成するためのマスター・ファンドおよびサブ・ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性もある。投資顧問会社の人員がすべて、今後も投資顧問会社と関係を持ち続けるとの保証はない。投資顧問会社の一または複数の重要な従業員による業務が行われないうち、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資目的を達成するための能力に悪影響が及ぶことがある。投資者は、ある特定の時期にマスター・ファンドおよびサブ・ファンドが行う投資および達成する成果（同一または類似の商品のためのものを含む。）が、投資顧問会社が投資顧問会社として行なう他の投資ビークル（マスター・ファンドおよびサブ・ファンドと類似の名称、投資目的および方針ならびに／またはポートフォリオ運用チームを有する投資信託を含む。）の投資および成果と一致するとは限らないことを認識すべきである。これは、それぞれ他の類似のポートフォリオと比較して、別の戦略もしくはポートフォリオ運用チームの利用、特定の戦略のために利用される執行場所、特定のポートフォリオが運用を開始した時期または特定のポートフォリオの規模を含むがこれらに限られない、幅広い様々な要因に起因することがある。

市場リスク

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて変動する。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業もしくは発行体に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、会社の収益一般的見通しの変化、インフレ、金利もしくは為替レートの変化、信用市場の悪化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が、当該資産クラスのパフォーマンスにおける連動性がこれまで他の場合においてない場合でも、同時に下落する可能性がある。市場の混乱および他の市場参加者が特定の投資商品の価格操作を試みることにより、投資対象が悪影響を受ける可能性もある。株式は、一般に、債券よりも大きな価格ボラティリティを有する。信用格付の引き下げも、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する有価証券にマイナスの影響を及ぼすことがある。市場の好調時であっても、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する投資対象の価格が市場全般とともに上昇するとの保証はない。さらに、市場リスクには、地政学上のイベントが国または世界的な水準で景気を悪化させるリスクも含まれる。例えば、実際のもしくは迫りつつある戦争または武力衝突、テロ、社会不安、景気後退、サプライチェーンの混乱、市場の不正操作、政府のデフォルト、政府機関の閉鎖、政権および規制上の変更、外交上の進展または制裁措置および他の同種の措置の発動（関税の賦課および米国の他の経済政策を含む。）、ならびにいずれかの関連する公衆衛生上の緊急事態（感染症の蔓延、パンデミック（世界的大流行）およびエピデミック（流行）等、銀行の経営破綻ならびに自然／環境災害はすべて、証券市場にマイナスの影響を及ぼすことがあり、これにより、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの価格が低下しかねない。これらの出来事により、消費需要または経済生産高が縮小し、その結果として市場の閉鎖、金利の変動、インフレーション／デフレーション、旅行の制限または封鎖措置をもたらし、また経済に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。コンピュータ技術およびデータ分析の進歩に伴い、特に取引決定能力における自律性の水準を高めることに関して、機械主導型の、人工知能による取引システムに向かう傾向がある。金融市場の規制当局は、投資活動に対する人工知能による潜在的な影響にますます注目し、取引業務における人工知能の利用に影響を及ぼす規制を発令する可能性がある。このような規制が、規制当局が意図するとおり金融市場に影響を及ぼすとは限らない。また、人工知能およびその他の技術が進化する結果としてエラー、欠陥またはセキュリティの脆弱性が生じる可能性があり、これらが検出されないままになる可能性がある。そのような取引およびその他の技術の潜在的なスピードにより、そのような事象が人間による管理の介入を阻害または阻止するように設計された他の人工知能システムから発生する場合には特に、当該事象による影響が増大するおそれがある。米国の政治情勢や、米国および米国外における政治および外交上のイベント、または米国政府が長期予算および赤字削減策でたびたび承認を得られなかったことが、かつて米国政府閉鎖という結果を招いたが、この先も同じ結果を招きかねず、そうなればサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象および運営に悪影響を及ぼしかねない。今後の米国連邦政府の閉鎖や閉鎖の長期化が投資家および消費者信頼感に影響を及ぼす可能性があり、金融市場および広域の経済に対して場合によっては突然に、かなりの程度まで悪影響を及ぼす可能性がある。世界中の政府、準政府機関および規制当局はこれまで、様々な財政政策および金融政策の大幅な見直し（企業への直接的な資金注入、新しい金融政策および大幅な金利の引き下げを含むがこれらに限られない。）により深刻な経済混乱に取り組んできた。これらの政策の予想外もしくは突然の撤回、またはこれらの政策による効果が失われることにより証券市場のボラティリティが高まり、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象に悪影響が及ぶおそれがある。市場の機能が停止し、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが適切なタイミングで有利な投資判断を下すことを妨げる場合もある。マスター・ファンドは、地政学上の市場混乱に見舞われた地域に集中して投資を行う場合、より高い損失リスクにさらされるが、世界経済と金融市場の間

の相互の関連性が高まれば、ある国、地域または金融市場における出来事または状況が別の国、地域または金融市場に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、投資家は、サブ・ファンドが各々の財務上のニーズおよびリスク許容度を充足しているか否かを決定するために、現在の市況を注意深く検証すべきである。

物価が上昇している場合、確定利付債券市場は、金利、ボラティリティおよび流動性リスクの水準の上昇に影響されることがある。金利がこの先上昇すれば、確定利付証券に投資するあらゆる投資ファンドの価値が低下する可能性がある。

金利が上昇すると、不動産関連資産の価格は一般的に低下する。そのような予想された状況が生じない場合、不動産関連資産の価格の調整または大幅な下落のリスクが高まり、他の投資対象（ローン、証券化債務およびその他の確定利付商品等）の価格にも悪影響を及ぼす可能性がある。このような影響が、ある不動産セクターのみで生じて他では生じないこと、または異なる不動産セクターで異なる形で具体化することがある。不動産において生じるリスクの例としては、テナントの空室率、テナントの入替およびテナントの集中が進むこと、不動産における一般的な苦境（賃料およびその他の支払いの滞納および未回収を含む。）（これにより、所有者が自身の借入金および債務を支払えなくなること、またはその他の場合でこれらの債務を履行できなくなるリスクが上昇する。）、不動産価値の下落、インフレ率、維持費およびその他の経費の上昇、賃料の変動ならびに一定の種類の不動産の所有権の集中が進んでいること等が挙げられる。

取引所および証券市場が、特定の有価証券について、または全体的に早期清算、終了の延長、取引遅延または取引停止を行う可能性があり、その結果、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが有利な時期で有価証券もしくは金融商品の売買または組み入れている投資対象の正確な値付けを行えなくなる場合がある。また、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドは、純資産価格の算出のために各種の独立した情報源を利用することができる。その結果、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、業務提供社および業務提供者のデータ収集源に依拠することに伴う一定の業務リスクを負担する。特に、エラーまたはシステムの不具合およびその他の技術的な問題が、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの純資産価格の算出に悪影響を及ぼす場合があり、このような純資産価格の決定上の問題により、純資産価格の算出が不正確になったり、純資産価格の算出が遅れたり、および／または、期間を延長しても純資産価格の算出ができない場合がある。サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが、このような失敗による損失を回復できない場合がある。

マスター・ファンドは非米国証券に投資することができ、米国の発行体の証券または米国市場のみで取引する証券にのみ投資する他のファンドに比べて、より急激な価格変化を経験することがある。米国外の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、非米国証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。米国外の報告、法律、企業統治、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。世界経済および金融市場はますます相関関係を深めており、ある1つの国、地域もしくは金融市場の状況や事象が、別の国、地域もしくは金融市場における発行体に悪影響を及ぼすことがある。非米国市場の取引時間、清算および決済の手続きならびに休日スケジュールにより、証券を売買するマスター・ファンドの能力が制限される場合がある。非米国市場への投資が、資本規制の適用、企業もしくは産業の国有化、資産の収用または懲罰的な課税の適用等の政府の措置により悪影響を受けることもある。特定の国の政府が、非米国からの自国の資本市場または特定のセクターもしくは産業への投資を禁止すること、またはこれらに大幅な制限を課すことがある。さらに、非米国政府が自国通貨の兌換性または本国送金を制限または遅延させることがあり、そのために当該通貨建ての投資の米ドルにおける価値または流動性に悪影響を及ぼすことがある。特定の非米国投資が、特に市場の混乱期において、市場の動向もしくは投資家の見方の悪化により流動性が低下すること、またはマスター・ファンドによる購入後に流動性が低下することや、当該非米国の組入れの流動性が低下することもしくは価値がなくなることさえある。主要交易国との取引に対する経済の依存度が高い国々に所在する発行体の証券の取引の

減少が、マスター・ファンドの投資に悪影響を及ぼす可能性がある。また、一定の市場もしくは地域の事由および状況の進展により、当該市場または地域と結びついている投資のリスク・プロファイルが変動することがある。そのため、当該市場もしくは地域への投資が歴史的に見て比較的安定していると判断されていた場合であっても、当該市場もしくは地域と結びついている投資のリスクが上昇すること、またはそれらがさらに不安定になることがある。また、国有化、公用収用もしくは没収的課税、政情不安、市場の流動性の低下、通貨障害、市場の混乱、政治的変動、証券取引停止、外交的発展、貿易制限（関税を含む。）または制裁措置もしくは他の同種の措置の発動が、マスター・ファンドの米国外の投資に悪影響を及ぼす可能性があり、当該非米国における持分の流動性が低下するか、または価値がなくなる可能性さえある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、マスター・ファンドはその非米国証券への投資をすべて失うおそれがある。発動される可能性がある制裁措置およびその他の同種の措置（報復措置および他の報復的な行為を含む。）の種類および厳格さは全般的に変わる可能性があり、その影響を確定することは難しい。これらの種類の措置は、制裁対象国または当該国と利害関係がある一定の人物もしくは企業によるクロスボーダーの支払機能を有するグローバルな支払システムの利用を禁止すること、証券取引の制限、特定の法域における証券および他の取引のインフラにとって重要性がある事業体との取引の制限、一定の国々の特定の業種の取引の制限、ならびに特定の国、企業または人物の資産の凍結を含むがこれらに限られない。制裁措置および他の同種の措置の発動の結果として特に、影響を受ける証券の評価額および／または流動性の低下、影響を受ける、または関連する証券の信用格付の引き下げ、通貨の下落または変動、ならびに証券または制裁対象国および世界全体の市場のボラティリティおよび混乱が生じる可能性がある。制裁措置およびその他の同種の措置により直接的または間接的に、マスター・ファンドによる証券の売買、証券に関して支払期限が到来する元利金の支払の受領が制限または停止されること、証券取引の決済が大幅に遅延するか停止されること、ならびにマスター・ファンドの流動性およびパフォーマンスに悪影響を及ぼすことおよび／またはマスター・ファンドが保有する制裁対象の証券を清算できなくなることがある。米国政府は、外国政府とのグローバルな貿易関係の一部についての交渉を再開する可能性があり、多額の関税を課すか、または多額の関税を課すと強硬的な態度に出る可能性がある。関税、貿易制限、通貨制限もしくは同様の措置（または当該措置に対してとられる報復措置）の発動が、米国およびグローバルな投資市場の大きな変動または全般的な下落を招きかねない。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。マスター・ファンドが特定の地域または米国以外の特定の国の通貨建ての証券にその相当部分の資産を投資する限度で、マスター・ファンドは、一般的に、米国外の投資に伴う地域経済のより大きなリスク（気象上の緊急事態または自然災害を含む。）にさらされることになる。非米国証券は、米国の発行体の証券に比べて、（特に各地域の休日またはその他の理由による市場の閉鎖時に）流動性が低くなり、評価が難しい場合もある。

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は多くの場合、信託される消費者ローンや債権等の担保またはその他の資産の「プール」における持分であり、別の種類の債券投資のリスクとは異なるリスクや別の種類の債券投資のリスクに関連するより重大なリスクを伴うことがある。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券の存続期間は延長される傾向にあるため、モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。モーゲージ関連証券は、同等の存続期間および信用力を有する他の債券投資と比較すると、金利の低下局面において評価額の上昇幅が小さく、金利の上昇局面における下落幅が同程度またはそれを上回る場合がある。その結果、金利上昇時期において、マスター・ファンドがモーゲージ関連証券を保有する場合、個々のモーゲージ保有者が期限前償還のオプションを行使する可能性が低いことからボラティリティがさらに上昇する可能性があり、それにより当該証券の価値がさらに下げ圧力を受け、マスター・ファンドが損失を被る可能性がある。これが延長リスクと呼ばれるものである。モーゲージ・バック証券は、金利の低下に非常に敏感に反応することがあり、ごく

僅かな変動によりマスター・ファンドが損失を被ることがある。モーゲージ・バック証券のうち、特に、政府の保証に裏付けられていない種類のものは、信用リスクを伴う。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、マスター・ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、マスター・ファンド（およびサブ・ファンド）のリターンは減少されることがある。また、裏付けとなるモーゲージ・プールのサービス提供者の信用力、業務慣行および財務的能力には、重大なリスクが存在する。例えば、サービス提供者は、モーゲージ関連証券の裏付けとなるローンの延滞に関する立替払いを要求されることがあるが、資金繰りが厳しいサービス提供者がこのような債務を履行できないことがある。さらに、住宅ローン関連証券もアセット・バック証券も、サービス提供者による詐欺もしくは怠慢またはサービス提供者の虚偽行為に関連するリスクにさらされる。これらの証券は裏付けとなるローンのリスクにもさらされる。場合によっては、サービス提供者またはオリジネーターによる裏付担保に関連する文書の取扱いのミス（例えば、裏付となる担保権を適切に文書化していない場合等）が、裏付となる担保におけるおよびこれに対する担保権者の権利に影響を及ぼすことがある。さらに、適切でない引受ガイドラインに従い、もしくは引受けガイドラインが一切適用されない中で、または詐欺的な組成実務に従って、裏付ローンが延長されている可能性もある。住宅ローン担保証券の所有者がスポンサー、サービス提供者またはオリジネーターに対して救済を求める能力は確実なものではなく、制限を受けることが多い。

マスター・ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連するのと同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的リスクにもさらされる。アセット・バック証券の元利金の支払は、有価証券の裏付資産が創出するキャッシュフローに大きく依拠することがあり、アセット・バック証券は、関連資産内で担保権による利益を得ることができない可能性がある。マスター・ファンドは（マスター・ファンドのガイドラインに一致する範囲で）ジュニアおよび／またはエクイティ・トランシェを含むモーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のあらゆるトランシェに投資することができ、これにより一般的には前述のリスクの水準が高くなる。不動産ローンおよびその他の種類の担保への直接投資は、上記と同様の（および場合によってはさらに高い水準の）リスクを負担する。

さらに、アセット・バック証券の価値は、業務提供会社の実績に関連するリスクを伴う。一定の状況下において、サービサーまたはオリジネーターが原担保に関連する文書の取り扱いミス（例えば、原担保の担保権の適切なドキュメンテーションを行わないこと等）を起こした場合、原担保におけるおよび原担保に対する担保権者の権利に影響を与えることがある。

オペレーショナル・リスク

サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーショナル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーおよび違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかがサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが損失を被る可能性がある。

市場混乱リスク

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは金融、経済およびその他の世界市場の動向および混乱（実際のもしくは迫りつつある戦争または武力衝突、軍事衝突、テロリズム、相場操縦、政府による介入、デフォルトおよびシャットダウン、政治変動もしくは外交情勢または制裁措置および他の措置の発

動（関税の賦課または米国の他の経済政策を含む。）、ならびにあらゆる関連する公衆衛生上の緊急事態（感染症の蔓延、パンデミック（世界的大流行）およびエピソード（流行）等）ならびに自然／環境災害等から生じるもの）に関連する投資およびオペレーショナル・リスクを負い、これらすべてが証券市場にマイナスの影響を及ぼし、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの評価額が低下するおそれがある。これらの出来事により、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドの業務提供者（ファンドの投資運用会社としてのPIMCOを含む。）が信頼を置いているテクノロジーおよびその他のオペレーション・システムが被害を受けるおそれもあり、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドの業務提供者がサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドに対する職務を遂行する能力が損なわれる可能性もある。

これら、そして他の進展がサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドの保有銘柄の流動性に悪影響を及ぼしたり、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが保有するか、またはサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが取引を希望する可能性がある証券の売買スプレッドが拡大することがある。流動性に関するさらに詳細な情報については、上記「リスク要因」の「流動性リスク」を参照のこと。

（中略）

投資元ファンドに関するリスク

ファンドは、それぞれを独立したトラストとして、受託会社が複数のサブ・ファンドの設定をできるようにするため、バミューダの法律に基づきユニット・トラストとして設立された。投資元ファンドおよび投資先ファンドを含む多くのサブ・ファンドは、既に設立されており、投資元ファンドは、関係する投資先ファンドの受益証券を発行する。ファンドは、各サブ・ファンド（それぞれ投資元ファンドおよび投資先ファンドを含む。）が、その資産および負債に関する事項を含み、独立したトラストとなるべく構成された。そのため、受託会社は、当該サブ・ファンドにかかる負債については、関係するサブ・ファンドの資産から補償される権利を有しており、また、かかる負債が複数のサブ・ファンドに関係する場合には、関係するサブ・ファンドの資産から補償される権利を有している。一または複数のサブ・ファンドの債権者は、代位によって、同様の権利を得ることができ、例えば、受託会社が特定のサブ・ファンドの契約条件の制限を行わない場合、追加的な権利を得ることができる。さらに、この構造の有効性は、バミューダの裁判所による裁定の対象とはなっておらず、各サブ・ファンドの分離された性質が認められる保証はなく、また他の法域の裁判所がかかる性質を認める裁定を下す保証はない。

（中略）

ショートのエクスポージャーのリスク

マスター・ファンドの空売りおよびショート・ポジション（もしあれば）は特別なリスクにさらされている。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、マスター・ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。サブ・ファンドは、貸付予約によりショート・ポジションを保有することもでき、または先物契約もしくはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションを保有することもできる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、マスター・ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われる手数料および利息に相当する損失を負担することになる。したがって、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴う。これに対して、ロング・ポジションにかかる損失は、証券価格が下落することで生じ、証券価格がゼロ以下に下落することは有り得ないため損失は限定的である。また、空売りまたはショート・ポジションに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、マスター・ファンドに損失をもたらすリスクもある。

証券の空売りから得た収益を投資することにより、マスター・ファンドは、一種のレバレッジを利用しているとみなされる可能性があり、特定のリスクが生じる。レバレッジの利用により、マスター・ファンドがロングで保有する証券へのエクスポージャーが増加し、マスター・ファンドの純資産価格のあらゆる変動が、レバレッジを使用しない場合の変動に比べて大きくなる可能性がある。その結果、リ

ターンのボラティリティが高まる可能性がある。マスター・ファンドが利用するレバレッジ戦略が、利用されるいずれかの期間内に成功するという保証はない。

想定外または不利な市場、経済上、規制上、環境上または政治上の状況が発生する期間において、マスター・ファンドがその空売り戦略を完全に、または部分的に実行できるとは限らない。想定外または不利な市場、経済上、規制上、環境上または政治上の状況が発生する期間は通常、長ければ6か月、場合によってはさらに長期に及ぶことがある。市場の事由に応じて、米証券取引委員会および他の法域の規制当局が、一定の証券の空売り（スワップを通じて取得した証券のショートポジションを含む。）の禁止および／または報告要件を適用することがある（一定のケースでは適用済である）。また、空売りまたはショート・ポジションの第三者である当事者が契約上の義務を履行しないことによりマスター・ファンドが損失を被るリスクがある。

中小企業リスク

中小企業が発行する証券への投資は、大企業への投資よりも大きなリスクを伴う。中小企業の財政上の経歴が確立されているとは限らないため、評価することが非常に難しい場合がある。中小企業の株式は、市場における流動性の低さならびに限られた経営資源および財源により、市場で大幅に変動する場合がある。中小企業へのファンドの投資は、そのポートフォリオのボラティリティを高める場合がある。

ソブリン債リスク

ソブリン債リスクとは、ソブリン機関が発行する確定利付商品について、かかる発行体が適時に元本または利息の支払いを行うことができないまたはその意思がないことに起因する債務不履行またはその他の不利な信用事由により、当該商品の価値が下落するリスクをいう。ソブリン機関による債務の適時返済の不履行は、米国以外の通貨の準備高が不足している、または通貨の相対的な価値の変動を十分に管理できないこと、債務返済または経済改革に関する債権者および／または関連する国際機関の要求を満たすことができないまたはその意思がないこと、国内総生産および税収に比べて債務負担の規模が大きいこと、キャッシュ・フローが低下したこと、ならびにその他の政治上および社会上の勘案事項を含むがこれらに限定されない多くの要因に起因する。ソブリン債の債務不履行またはその他の不利な信用事由が発生した場合におけるマスター・ファンドの損失リスクは、ソブリン債の保有者としてのマスター・ファンドの権利を行使する正式な求償権または手段が得られる見込みがない場合に高まる。さらに、マスター・ファンドの支配の及ばない事業体および要因により決定されうるソブリン債の再編により、マスター・ファンドが保有するソブリン債の価値が下落するおそれがある。

割安株投資のリスク

ファンドが割安株投資を行う場合、過小評価されていると考えられる企業を特定する。割安株は、企業の収益、キャッシュ・フローもしくは配当などの要因からみて、株価が安い水準にある。割安株は、市場の過小評価が続く場合または株価が上昇すると投資顧問会社が考えていた要因が発生しない場合、価格が下落するまたは投資顧問会社が期待するより価格が上昇しない可能性がある。割安株投資手法は、成長株に集中投資するまたは広範な投資手法を取る株式投資ファンドと比べて、パフォーマンスが良い場合も悪い場合もある。

投資者は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドへの投資のすべてまたは実質的にすべてを失う可能性がある。サブ・ファンドまたはマスター・ファンドの投資目的を達成できるとの保証はない。

（後略）

<訂正後>

(前略)

① リスク要因

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象の種類は、時の経過とともに変更されることがあり、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、追加的なリスクや下記のリスク要因以外のリスクに晒される可能性がある。現在特定されていないリスクがサブ・ファンドおよびマスター・ファンドに重大な影響を及ぼすことも考えられる。投資者は、投資を行う前に下記のリスク要因を慎重に検討すべきである。

マスター・ファンドのリスク

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資するため、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクは、マスター・ファンドが保有する証券その他の投資対象に関連するリスクと密接に関係する。サブ・ファンドがその投資目的を達成する能力は、マスター・ファンドがその投資目的を達成する能力に依存する。さらに、サブ・ファンドの運用成績は、サブ・ファンドが投資するマスター・ファンドの経費に対するサブ・ファンドの負担比率より低下する。マスター・ファンドの投資目的が達成される旨の保証をすることはできない。手数料の免除または費用の払戻しの取決めがサブ・ファンドによるマスター・ファンドへの投資を完全にカバーしない限り、サブ・ファンドの受益者は、サブ・ファンドの直接的な手数料および費用に加えて、マスター・ファンドにより請求される手数料および費用を間接的に負担する。マスター・ファンドが、大きなリターン結果が見込まれる市場をアンダーウエイトとすることで、投資妙味の高い投資機会を逃したり、大幅な下落が見込まれる市場をオーバーウエイトとすることにより、損失を被る可能性がある。

サブ・ファンドの純資産価格は、サブ・ファンドの投資先であるマスター・ファンドの純資産価格または市場価格（該当がある場合）の推移に応じて変動する。投資成績およびサブ・ファンドに関するリスクがマスター・ファンドの投資成績またはリスクに応じてどの程度連動するかは、サブ・ファンドの資産が随時、マスター・ファンドの投資対象にどの程度配分されるかに左右され、かかる配分は変更される可能性がある。

裁定取引のリスク

マスター・ファンドが2つの証券の価格差を利用するためにアービトラージ戦略によって証券もしくはデリバティブの買ポジションを取る場合、一定のリスクに晒される。アービトラージ戦略では、マスター・ファンドはある証券を購入し、組み合わせで別の証券を空売りするためにデリバティブを利用する。この戦略に基づき取られるデリバティブのショート・ポジションは、意図したパフォーマンスを挙げずに、マスター・ファンドに損失をもたらす可能性がある。さらに、アービトラージ戦略により購入される証券の発行体は、多くの場合、再編、買収、合併、企業取得、株式公開買付、株式交換または清算といった重大な企業活動に携わっている。そうした企業活動は、当初計画したようには完了しない、または全く達成できない可能性がある。

コール・リスク

コール・リスクとは、ある発行体が予定より早い時期に確定利付債券を買い戻す（「コール」する）権利を行使する可能性を指す。発行体は、多くの理由（金利の低下、信用スプレッドの推移および発行体の信用力の回復等）により、償還日より前に発行済の証券をコールすることができ、期限前償還または償還の発生時の金利の変動が当該証券の投資の成績に影響を及ぼすことがある。マスター・ファンドが投資した証券を発行体がコールする場合、マスター・ファンドは、最初に投資した全額を回収できな

いことがあるか、または投資から予想される収益の全額を実現できないことがあり、利回りが低い証券、信用リスクが高い証券またはその他の不利な特徴のある証券への再投資を迫られることがある。

中国リスク

中国と経済的にリンクされた証券または商品に投資することにより、マスター・ファンドは非米国の証券および新興市場の証券への投資に関連するリスクや、別のリスクを負担する。これらの他のリスクは以下を含む（が、これらに限定されない）。（a）不安定な成長に起因する非効率性、（b）一貫して信頼できる経済および財政の統計が入手できないこと、（c）潜在的に高いインフレ率、（d）輸出および国際貿易への依存（貿易関税、外国向けの投資方法、制裁措置および禁輸措置が強化されるリスクを含む。）、（e）相対的に高水準にある資産価格のボラティリティ、（f）潜在的な流動性不足および限定的な外国（非米国）投資家による利用可能性（制裁措置の結果としてのものを含む。）、（g）地域経済との競争の激化ならびに他の国々との間の地理上およびその他の紛争、（h）特に為替ヘッジ手段の相対的不足および現地通貨から米ドルへの変換能力に対する規制による、為替相場の変動または中国政府もしくは中央銀行による通貨切り下げ、（i）多くの中国企業が比較的小規模であり、業務履歴がないこと、（j）証券市場、保管取り決めおよび商業の法的小規模の枠組みが発展途上にあること、（k）QFIIプログラムおよび当該投資が行われるその他の市場アクセス・プログラムの規則および規制に関する不確性および変更の可能性、（l）中国政府による経済改革の継続的な実施、（m）中国規制当局が、市場混乱時に中国の発行体の取引を停止する（あるいは当該発行体に取引停止を許可する）ことがあり、当該停止は広範囲に及ぶ可能性があり、市場操作のリスクが上昇すること、（n）中国の発行体の財務諸表の質に関連する異なる規制上および監査上の要件、（o）中国で実施される監査の質を検査する能力、特に公開企業会計監視委員会（「PCAOB」）が中国においてPCAOBに登録している会計事務所を検査するためにアクセスできないことに対する制限、（p）米国当局が非米国企業および非米国人に対して強制的な措置を講ずる能力に対する制限、ならびに（q）法律上の問題における投資家の権利および救済に対する制限。さらに、中国への非米国の投資に対する規制および投資資本の本国送金に対する制限もある。近年、一定の政府機関（米国政府を含む。）が中国（香港およびマカオを含む。）を対象とする制裁措置、貿易制限および投資制限ならびに通知要件を検討し、場合によってはこれらを課し、将来的に追加の制限を課されるか、または報復措置が発動される可能性がある。そのような制限に従うことにより、マスター・ファンドが特定の投資を追求できなくなること、当該投資の完了に遅延もしくはその他の支障が生じること、当該投資に関して政府当局への通知を求められること、不利な条件での投資の売却もしくは凍結が必要となること、パフォーマンスが低い投資対象の売却を行えなくなること、マスター・ファンドが投資目的を達成する能力にマイナスの影響が及ぶこと、マスター・ファンドが期日が到来しているはずの支払いを受領できなくなること、マスター・ファンドが対象となる投資家に関する情報の入手を求められること、マスター・ファンドに対するデューディリジェンスおよび他の類似の費用が増加すること、中国関連の投資の評価が困難になること、またはマスター・ファンドがそのような制限がなかった場合よりも不利な条件で投資を完了することを求められることがある。このような結果はいずれも、当該投資に関するマスター・ファンドのパフォーマンス、ひいてはマスター・ファンドのパフォーマンス全体に悪影響を及ぼす可能性がある。中国および他の一定の国々との関係が複雑で、かつ変化しつつあることを考えると、そのような制限が市況に与える影響を予測することは難しい。外国との関係、特に貿易、為替交換および知的財産の保護に関する中国と米国の関係が資本フローおよび事業運営に影響を及ぼす可能性もある。例えば、米国の社会上、政治上、規制上および経済上の状況が外国との貿易、製造、開発および中国の投資を定める法律および政策の変更を促すことが、中国における特定の投資機会をマスター・ファンドが利用する能力を制限するか、または特定の中国の発行体との取引を制限する可能性があり、その結果、マスター・ファンドの投資のパフォーマンスに悪影響を及ぼすおそれがある。

清算および決済技術のリスク

PIMCOは、マスター・ファンドが購入する証券の清算および決済のために、新しい、かつ発展中の技術（分散型台帳技術（ブロックチェーン）に基づく技術を含むがこれに限定されない。）を利用することができる。このような方法によるこれらの技術の利用は斬新で、決済が行われないこと、技術の機能不全または規制上のリスクを含むリスクをマスター・ファンドおよびサブ・ファンドが負担しかねない。斬新な決済の技術が意図したとおりに機能するとは限らず、その基盤となるコンピュータ・コードにエラーまたは制限が含まれ、業務の中断を招く場合がある。さらに、これらの決済技術を利用することができる取引相手がほとんどいないか、または全くいないことがある。その結果、これらのシステム上で清算および決済される証券の流動性が、従来型の清算および決済システムを通じて購入される同種の証券に比べて低くなるおそれがある。投資の流動性に関する規制上の留意事項および制限についてのさらに詳細な内容については、前記「2 投資方針（2）投資対象」の「流動性の低い投資対象」を参照されたい。

商品リスク

マスター・ファンドは関連会社を通じた直接的または間接的のいずれかの方法による商品連動デリバティブ商品および商品への投資により、伝統的な証券に投資する場合よりもより大きな価格変動にさらされる。商品連動デリバティブ商品または商品の価額は、全般的な市場変動、外国為替交換レート、商品指数ボラティリティ、インフレの変動、金利、または気候変動、天候、家畜病、パンデミック（世界的大流行）および公衆衛生上の緊急事態、禁輸措置、需給への課税、戦争、テロリズム、サイバー・ハッキング、経済および政治上の進展、環境上の手続き、関税、備蓄コストの推移、輸送システムの利用可能性、ならびに国際経済、政治および規制の展開など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。そうしたセクターにおける商品の価格は、価値や需給の変化および政府の規制方針の変更などの要因により変動する可能性がある。商品および商品連動デリバティブ商品の価値が、市場の不正行為または価格操作のターゲットまたは潜在的なターゲットにされた結果、著しい価格変動に見舞われる可能性もある。

（中略）

信用リスク

確定利付証券（貸付証券の担保のために購入された証券を含む。）の発行体もしくは保証人、デリバティブ契約、レポ契約の相手方当事者、組入証券の借主または担保の発行体もしくは保証人が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できないもしくは履行しようとしなかった場合、または（市場参加者、格付機関、値付業者などにより）履行できないもしくは履行しようとしなかったとみなされる場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、損失を被る可能性がある。金利が変動している（とりわけ金利上昇時の）市場環境においては、当該発行体、保証人または相手方当事者が履行しようとしなかったか、または履行できないリスクが高まる可能性がある。サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが保有する証券または証券の発行体の信用格付の引下げは、その価額を下落させる可能性がある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付に反映される。）の変更による影響を受ける。平均信用度等の指標が、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの正確な信用リスクを正確に反映していないことがある。これは、特に、サブ・ファンドを構成する証券に付与される信用格付けが非常に幅広い場合に当てはまる。したがって、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、一定の信用度があることを示す平均信用格付けが付与されていても、実際には、かかる平均が示すよりも大きな信用リスクにさらされる場合がある。信用リスクは、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドがサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの運用に関してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなり、当該取引の相手方当事者が当初証拠金もしくは変動証拠金を提供しない場合（または一定の基準額を下回る金額しか提供されない場合）に増大する。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事情、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および／または利息の支払能力に重大な影響を

及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。発行体の課税当局が保証する債券は、発行体が収益を増やすために増税もしくはそれ以外の方法を取る発行体の権限に対する制限に服することがあるか、または法令上の予算もしくは政府による支援に依拠することがある。一定の債務証券は、発行体の課税当局ではなく、特定のプロジェクトまたは資金源から得る収益のみにより保証されるため、債務不履行のリスクが高まる可能性がある。金利の上昇または高金利により、発行体または相手方当事者が債務のローリングまたは借換えを行うことができない場合においては特に、発行体または相手方当事者の信用力が悪化することがある。マスター・ファンドが投資するいずれかの発行体の信用格付が（市場参加者、格付機関、価格設定業者またはその他のいずれによるかを問わず）実際に悪化するかまたは悪化する可能性がある場合、マスター・ファンドの投資が悪影響を受ける可能性がある。信用リスクには、信用スプレッドのリスク、すなわち投資のデフォルト・リスクが一般的に高いと市場が判断する場合に信用スプレッド（すなわち、実際のまたは予想される信用格付の違いに起因する証券間の利回り格差）が拡大するリスクが含まれる。信用スプレッドが拡大すると、マスター・ファンドによる投資の市場価値が低下する可能性がある。低格付の証券および格付を付与されていない証券のほうが、投資適格証券に比べて信用スプレッドが拡大することが多い。また、信用スプレッドの拡大局面においては、一般的には償還残存期間が長い証券のほうが市場価格の下落幅が大きくなる。さらに、信用スプレッドのデュレーション（信用スプレッドのリスクの尺度）が金利のデュレーションと大幅に異なる可能性がある（例えば変動金利債券においては、信用スプレッドのデュレーションが通常、金利のデュレーションよりも大きくなる。）。マスター・ファンドは、金利のデュレーションが小さい場合であっても、例えばデリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ等）の利用を通じてポートフォリオの信用スプレッドのデュレーションを引き上げることができる。ポートフォリオの信用スプレッドのデュレーションは場合により、金利のデュレーションと大きく異なることがある。

為替リスク

マスター・ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨建てで取引されるか収益を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブまたは他の商品に直接投資を行う場合、当該通貨の価額が米ドルに対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、米ドルの価額がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。マスター・ファンドは為替エクスポージャーを米ドルにヘッジしようと試みることがあるが、通貨変動の影響の低減に成功するとは限らない。マスター・ファンドがある通貨から別の通貨へのヘッジを行う場合もある。さらに、マスター・ファンドによる為替ヘッジの利用が成功するとは限らず、当該戦略の利用がマスター・ファンドの潜在リターンを低下させる可能性がある。

米国以外のもので為替レートは、金利またはインフレ率の変動、国際収支および政府の財政黒字もしくは財政赤字、米国または同国以外の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または米国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的もしくは地政学上の展開によるものを含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが米国以外の通貨および／または米国以外の通貨建て証券に投資するか、またはそれらのエクスポージャーを有する場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドのリターンが減少することがある。

マスター・ファンドが非米国通貨に投資するか、または新興市場国と経済的に結びついている外貨の取引を行う場合には、為替リスクが特に上昇する可能性がある。これらの為替取引により、米国以外の先進国の通貨に投資するか、もしくは非米国の先進国と経済的に結びついている外貨を取引するリスクとは異なるか、またはそれより大きい市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治リスクおよびその他のリスクが生じるおそれがある。ある国の政府または銀行規制当局による通貨の切下げが、当該通貨建てのあらゆる投資の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。米ドルで評価されない証券を売買するための通貨の交換により発生する費用や、通貨の交換を行うマスター・ファンドの能力を制限するか、またはその他の方法で遅延させる通貨制限、為替管理規制または政府の規制により、マスター・ファンドが悪影響を受けるおそれもある。

マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、為替エクスポージャーを管理しておらず、その結果、為替レートの変動による損失を被るリスクに晒される。

サイバーセキュリティのリスク

複雑な情報テクノロジーおよびコミュニケーション・システム（クラウド・ベースのテクノロジーを含む。）の利用がより一般的かつ相互接続的になってきたことに伴い、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、PIMCO、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドまたはそれらの業務提供者がこれらのリスクの低減を目的とする技術、手順および実務に取り組んだとしても、サイバーセキュリティの侵害に起因するオペレーショナル・リスクおよび情報セキュリティのリスクの影響を受けやすくなっている。業務提供者、相手方当事者、市場参加者またはマスター・ファンドが保有する証券の発行体に影響を及ぼす混乱または機能不全が、PIMCOまたはサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある（損失の発生または、PIMCOまたはサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドの運営が損われることによるものを含む。）。マスター・ファンドの投資対象に関する情報は、これまでもこの先も電子的に配信され、そのために多くのリスクが生じるおそれがある（当該通信にコンピュータウイルスもしくはその他の欠陥が含まれる可能性があるリスク、他のシステム上で正確に複製されない可能性があるリスク、または送信者もしくは本来の受信者が知らないうちに傍受、削除もしくは妨害される可能性があるリスクを含むが、これらに限定されない。）。サイバーセキュリティの侵害は、意図的または意図的ではないサイバー上の事由の双方を指し、とりわけ、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが機密情報を喪失するか、データを破損および／もしくは破壊されるか、または業務

運営能力を喪失するか、結果として機密情報の不正な公表もしくはその他の悪用という結果が生じるか、さもなければ通常の事業運営を妨げられることがある。サイバーセキュリティの侵害には、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドを支えるデジタル情報システムへの（「ハッキング」、ランサムウェアまたは悪質なソフトウェアのコーディング等を通じた）不正アクセスまたはサービス拒否（DoS）攻撃（対象ユーザーによるネットワーク・サービスの利用を不能とするための行為等）が含まれることがあるが、PIMCOの人材による意図的もしくは意図的ではない有害な行為に起因する場合もある。さらに、PIMCOまたはサブ・ファンドもしくはマスター・ファンドに業務を提供する第三者としての業務提供者（ベンダー、助言者、副助言者、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、規制当局、保管会社、登録オペレーター、販売会社およびその他の第三者である当事者を含むがこれらに限定されない。）、取引の相手方当事者およびマスター・ファンドが投資する発行体に関わるサイバーセキュリティの侵害により、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが直接的なサイバーセキュリティの侵害に伴うリスクと類似のリスクの多くを負担する場合もある。地政学的な緊張により、特にサイバーセキュリティ攻撃を利用して損害を与えること、または地政学上の敵に対して有利な状況を作り出すことを望む、国家または国家を後ろ盾とする組織からの攻撃を中心とする意図的なサイバーセキュリティ攻撃の規模および巧妙度が、増大するおそれがある。PIMCOがクラウド・ベースの業務提供者を利用することにより、こうしたリスクが上昇するか、または変化するおそれがある。また、PIMCOまたはそのサービス提供者による在宅勤務の取決めにより、上記のリスクすべてが増大し、データおよび情報の利用可能性を巡る懸念がさらに生じ、サブ・ファンド、マスター・ファンド、PIMCOまたはそのサービス提供者が業務上の混乱の影響を受けやすくなるおそれがあり、これらがいずれも当該者の業務に悪影響を及ぼすおそれがある。

（中略）

デリバティブ・リスク

デリバティブおよび他の同種の商品（総称して「デリバティブ」という。）は、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。マスター・ファンドが活用する多様なデリバティブ商品については、本書の「第1 2（2）投資対象」を参照のこと。マスター・ファンドは、原資産のポジションの代用として、例えば発行体、イールドカーブのポジション、インデックス、セクター、通貨および／もしくは地域のエクスポージャーを得るために、ならびに／または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等の他のリスクに対するエクスポージャーを管理する（引き上げもしくは引き下げのいずれかを意味することがある。）戦略の一環としてデリバティブを活用することがある。マスター・ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。一部のケースでは、マスター・ファンドが無制限の損失を被る場合がある。デリバティブまたは他の同様の商品の利用により、マスター・ファンドの投資リターンが、マスター・ファンドが保有していない資産の運用実績に影響され、その結果、マスター・ファンドの投資エクスポージャーの合計が組入銘柄の価値を上回る可能性がある。

デリバティブへの投資が、デリバティブを購入するおよび／もしくは引き受ける（売却する）形で行われることがあるか、ならびに／または、そうでない場合にマスター・ファンドがデリバティブ取引に基づく債務者になることがある。これらの取引により、マスター・ファンドのためのプレミアムまたはその他のリターンの形で短期的なキャピタルゲインが生じることがある（これらがマスター・ファンドにより支払われる分配金またはマスター・ファンドの利回りを支え、構成し、および／または引き上げる可能性がある。）が、そのような当該時の利益またはその他の収益を大幅に上回る損失のリスクが生じる。例えば、コール・オプションの引き受けのために受領するプレミアムが、コール・オプションが行使される場合にマスター・ファンドが被る損失を下回る場合があり、マスター・ファンドが債務者であるデリバティブ取引により、当初は利益が生じる可能性があるとしてもレバレッジによる損失が生じるおそれがある。マスター・ファンドが支払う分配金または分配金の割合がマスター・ファンドのトータル・リターンまたは全体のパフォーマンスであるとみなすべきではない。マスター・ファンドが逆方向のデリバティブ取引を行うこと、またはそうでなければ逆方向のポジションをとることがある。

マスター・ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なり、かつその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは市場のエクスポージャーを高めることがあり、流動性リスク（高度にカスタマイズされたデリバティブの場合に増大する可能性がある。）、金利リスク、市場リスク、コール・リスク、レバレッジ・リスク、カウンターパーティー・リスク（信用リスクを含む。）、オペレーショナル・リスク（ドキュメンテーション事項、決済事項およびシステム障害等）、リーガル・リスク（文書の不備、相手方当事者の能力不足または権限不足、および契約の適法性または強制執行力の問題等）、マネジメント・リスク、政治リスク、制裁リスク、適用ある規制要件の変更から発生するリスク、証拠金の要求から発生するリスク、ミスプライシングまたはバリュエーションの複雑性から発生するリスク（評価が適切に行われないリスクを含む。）ならびに裏付資産、参照金利または指数に伴うリスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、デリバティブ商品の価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないリスクも伴う。マスター・ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、マスター・ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性があり、デリバティブにより、市況が通常ではないまたは極端な時を中心に、マスター・ファンドのボラティリティが上昇することがある。一定のデリバティブにおいては、当初投資額の規模に関係なく、無制限の損失を被る可能性がある。マスター・ファンドが資産の分別管理を利用することができ、担保の提供をリスク管理または他の目的のためになお利用することができる。マスター・ファンドがポジションを清算するための現金を得るために追加の現金の保有または他の投資対象の売却を迫られることがあり、また、デリバティブの評価額の推移により、証拠金の受渡しまたはマスター・ファンドのための支払義務の決済が生じることがある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、マスター・ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に当該戦略が成功するとの保証はない。さらに、マスター・ファンドによるデリバティブの利用が、受益者により支払われる税額を増額また上昇させる場合がある。さらに、マスター・ファンドがデリバティブ取引を利用することにより、受益者が支払うべき税額が増額され、または繰り上がる可能性がある。

中央清算のデリバティブ取引に付与される保護の多くが中央清算機関で決済されない店頭取引（「OTC」）デリバティブには適用されないので、中央清算機関で決済されないOTCデリバティブは、取引相手方が契約上の義務を履行しないというリスクを抱える。取引所においてまたは中央清算機関を通じて取引されるデリバティブまたは他の類似の投資の主な信用リスクはマスター・ファンドの清算ブローカーまたは清算機関の信用力による。中央清算機関で清算されるデリバティブはなお、異なるリスク（中央清算機関およびその会員の信用力を含む。）を負担する。また、取引所で取引されるデリバティブ取引は、取引所がデリバティブ取引の1日の値動きの最大値を制限し、上限に達した銘柄の取引を制限または停止するリスクを負担する。このような制限は、ある特定の取引日における契約上の値幅の定め過ぎないので、当該制限が不利なポジションの清算を妨げるために機能する場合があるという理由から潜在的な損失を制限するわけではない。取引がほとんどないか、または全くなくても、数日間連続して1日の値幅制限に達する可能性がある。

デリバティブ商品のための市場への参加には、かかる戦略を利用しない場合にマスター・ファンドが負担しなかったはずの投資リスクおよび取引コストを伴う。デリバティブ戦略の遂行を成功させるために必要とされる技術は、その他の種類の取引に必要とされる技術と異なる場合がある。マスター・ファンドが有価証券、通貨、金利、カウンターパーティーまたはデリバティブ取引に伴うその他の経済的要因の評価および／もしくは信用性の予測を誤った場合、マスター・ファンドがかかるデリバティブ取引を行っていないければマスター・ファンドの運用成績は上昇していたということがあるかもしれない。特定のデリバティブ商品またはその他の同種の投資対象に伴うリスクおよび契約上の債務を評価する際には、デフォルトまたは終了事由の場合を除き、マスター・ファンドおよびそのカウンターパーティーの双方が合意する場合でなければ特定のデリバティブ取引を修正または終了できないデリバティブ取引も

あれば、マスター・ファンド関連事由またはカウンターパーティー関連事由が発生した場合にカウンターパーティーまたはマスター・ファンド（場合による。）が終了することができるデリバティブ取引もあり、かかる修正や終了により、マスター・ファンドとカウンターパーティーとの間で締結されたデリバティブ取引の市場価値に応じてマスター・ファンドに損失または利益が生じる可能性がある点に留意することが肝要である。また、かかる早期終了により、課税事由が発生し、課税目的による利益または損失の認識が早期に行われる場合がある。したがって、マスター・ファンドは、その予定上の終了日または満期日より前にデリバティブ取引に伴うマスター・ファンドの債務またはマスター・ファンドのリスクに対するエクスポージャーを、修正、清算または相殺できない場合があり、これにより、マスター・ファンドがボラティリティの上昇および／または流動性の低下にさらされる可能性がある。マスター・ファンドが、終了日または満期日より前にデリバティブ取引に伴うマスター・ファンドの債務またはマスター・ファンドのリスクに対するエクスポージャーを、修正、清算または相殺できない場合があり、これにより、マスター・ファンドがボラティリティの上昇および／または流動性の低下にさらされる可能性がある。特定の契約の満了または終了時に、マスター・ファンドが同様の契約の締結によりデリバティブ商品によるマスター・ファンドのポジションの構築を意向している場合であっても、元々の契約のカウンターパーティーが新規契約の締結を望まない場合や、他に適切なカウンターパーティーを確保できない場合は、かかるポジションを構築できないおそれがあり、このような場合、マスター・ファンドが一定の望ましい投資エクスポージャーを維持することができない、または他の投資ポジションもしくはリスクをヘッジすることができない可能性があり、その場合、マスター・ファンドが損失を被るおそれがある。さらに、かかる特定の契約の満了または終了後、マスター・ファンドは、追加のデリバティブ取引を行うカウンターパーティーがより少なくなる場合があり、その場合、一または複数のカウンターパーティーに対するカウンターパーティー・リスク・エクスポージャーがより大きくなる可能性があるとともに、一定のデリバティブを締結するコストが増加する可能性もある。このような場合、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが損失を被るおそれがある。

一定のデリバティブ取引のための市場（米国外に所在する市場を含む。）は、比較的新しく、なお発展途上にあるため、リスク管理およびその他の目的上、すべての状況において適切なデリバティブ取引を執行できない場合がある。特定の契約が終了した場合、マスター・ファンドが同様の契約を締結することによりデリバティブ商品におけるマスター・ファンドのポジションを維持することを望むことがあるが、元の契約の相手方当事者が新たな契約を締結することを望まず、他に適切な相手方当事者を見つけられない場合には、そのような行為を行えない可能性がある。そのような市場を利用できない場合、マスター・ファンドの流動性リスクや投資リスクが上昇する場合がある。

マスター・ファンドが保有するポジションに対するヘッジとしてデリバティブを利用する場合、デリバティブにより発生する損失は、基本的に、ヘッジされる投資対象からの利益により事実上相殺され、その逆の場合も同様である。ヘッジにより、損失が減少または低下することがあるが、利益が減少または低下することもある。デリバティブと投資先の有価証券との間のマッチングが不完全なことによりヘッジに影響が及ぶ場合もあるため、ファンドのヘッジ取引（またはマスター・ファンドのークラスのヘッジ取引）が効果を発揮するとの保証はない。ヘッジまたはリスク管理のために使用されるデリバティブが意図したとおりに機能するとは限らず、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドがさらにリスクを負う可能性がある。さらに、ヘッジのために使用されるデリバティブが、ヘッジを意図したリスクからマスター・ファンドを部分的に保護するとしても、そのようなリスクからの影響を完全に低減できるとは限らない。

デリバティブ市場の規制が時間とともに強化されているため、デリバティブ市場の将来的な追加規制により、デリバティブのコスト負担が増加する、デリバティブの利用可能性が制限される、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶおそれがある。このような不利な進展により、マスター・ファンドのデリバティブ取引の効果が損われること、マスター・ファンドのデリバ

ティブ戦略の利用が阻害されること、またはサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの運用実績が悪影響を受け、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの価値が低下することがある。

デリバティブ取引が執行される市場の一部が、「店頭取引」または「ディーラー間取引」市場となる場合がある。当該市場への参加者は、基本的に、取引所ベースの市場の会員のような信用評価および規制監督下にはない。そのため、マスター・ファンドは、取引当事者がカウンターパーティーの信用力または流動性の問題を理由として取引条件に従った取引決済を行わないリスクにさらされる。取引所で取引されるデリバティブの主な信用リスクは、取引所自体または関連する決済ブローカーの信用度である。また、当該市場が、取引ベースの市場に存在するような、市場参加者間の対立の迅速な解決に向けて確立された規則や手続きを備えていないため、（誠実か不誠実かを問わず）契約条件を巡る対立の結果として決済が遅延する可能性もある。これらの要因により、代替取引またはその他の手段が講じられる場合でも不利な市場動向によりファンドが損失を被るおそれがある。このような「カウンターパーティー・リスク」は、スワップにおいても存在し、イベントの発生が決済を妨げるような償還残存期間が長い取引や、マスター・ファンドが単一のカウンターパーティーまたは小規模なカウンターパーティーのグループとの取引に集中する場合に、増大する可能性がある。

配当狙い銘柄のリスク

株主に対して定期的に配当金もしくは分配金を支払う発行体が、将来にわたって支払いを継続しない可能性がある。発行体は、いつでも、いかなる理由でも、将来の配当や分配を減額もしくは廃止しうる。過去に配当金を支払っている発行体の証券の価格は、その発行体が将来の配当や分配を減額もしくは廃止する場合、下落する可能性がある。マスター・ファンドが受け取る配当金や分配金が減る場合、マスター・ファンドの受益者に対する収益分配が少なくなる可能性がある。

エマージング市場リスク

米国外への投資リスクは、エマージング市場証券にマスター・ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。エマージング市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券および商品に対する投資に伴うリスクとは異なる、また、場合によってはより大きな、市場リスク、信用リスク、通貨リスク、流動性リスク、ボラティリティ（価格変動）リスク、法的リスク、政治的リスク、テクニカルリスク、ヘッドライン（報道の見出しによる）リスク、レピュテーション（評判上の）リスクおよびその他のリスクをもたらし得ることがある。マスター・ファンドが特定の地域、国または国の集合体と経済的な関係があるエマージング市場証券またはその他の投資対象に投資する限度で、マスター・ファンドは、当該地域、国または国の集合体に不利な影響を及ぼす政治的、社会的、環境的および衛生的な事象に対して敏感に反応することがある。経済的、事業的、政治的および社会的な不安定さが、先進国市場の有価証券に対するものとは異なる、時により深刻な影響をエマージング市場の有価証券に与えることもある。エマージング市場証券の複数の資産クラスへ集中して投資を行う限度で、マスター・ファンドは、エマージング市場証券全体に不利な状況下において、損失を低減する能力を制限されることがある。エマージング市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券に比べて、変動が大きく、（地域の祝日またはそれ以外の理由による市場閉鎖期間を中心に）流動性が低く、価格評価が難航する場合がある。エマージング市場の有価証券の取引および決済のための仕組みおよび手続きは、未成熟で透明性が低いため、取引の決済に時間がかかることがある。証券市場が発展段階にある国々では株式の登録、決済および保管に関する問題がさらに生じるおそれがあり、その結果、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドが損失を被る可能性がある。

エマージング市場は基本的に、先進国ほど規制、開示、法的、会計、記録保持および金融報告のシステムが整備されていないため、相場操縦が行われる可能性が高まること、または投資家が利用できる財務情報の範囲およびクオリティが下がる可能性がある。エマージング市場国の政府はより発展している国々に比べて、安定していないことが多かったり、企業、産業、資産および外国人の持株比率に関して

超法規的対応を取る可能性が高くなる傾向がある。さらに、投資家がエマージング市場の発行体に対して訴訟を提起もしくは判決を強制執行すること、またはかかる判決を実行もしくは強制執行するために必要な情報を取得すること、または外国の規制当局が当該発行体に対する強制措置を執行することがより難しくなることがある。さらに、米国の取引所に証券を上場している非米国企業は、米国の会計基準および監査人の監督要件を充足しない場合に上場を廃止されることがあり、そうすると証券の流動性および価値が低下することがある。エマージング市場は詐欺、汚職、マネーロンダリングおよび経済制裁のリスクからも影響を受けやすいため、その結果、当該地域における、または当該地域に関する投資の価値、流動性および取引可能性に関して商業的にマイナスの影響を受けるおそれがある。マスター・ファンドは、その価値またはリターンがエマージング市場証券の価値またはリターンに連動しているデリバティブまたはその他の証券もしくは商品に投資する場合に、エマージング市場リスクを負担する。金利の上昇と信用スプレッドの拡大とが相俟って、エマージング市場の債務の評価額にマイナスの影響が及び、発行体の資金調達コストが上昇する可能性がある。このようなシナリオにおいては、エマージング市場の発行体は債務を返済できず、エマージング市場債務の取引市場の流動性は低下し、投資しているマスター・ファンドはいずれも損失を被る可能性がある。一部のエマージング市場の経済は、特にある一定の産業またはセクターのリスクを負担しているか、またはその影響を受けやすいことがあり、そのために当該エマージング市場の発行体および／または証券が当該産業またはセクターの業績から受ける影響が大きくなる可能性がある。

エクイティ・リスク

エクイティ証券またはエクイティ関連証券は、発行体の所有権または所有権を取得する権利を表す。エクイティ証券またはエクイティ関連証券は、普通株式、優先株式、転換株およびワラントを含むがこれらに限定されない。普通株式や優先株式などのエクイティ証券の価格は、実際のもしくは予想される経済情勢の悪化、企業収益の見通しの修正、インフレ、金利もしくは為替レートの変動または投資家心理の冷え込みなど、特定企業に関連しない市場全体の状況により下落する。また、規制上の変更、労働力不足や生産コストの増加、同一業種内における競合など特定の業種に影響する要因によっても下落する。逆に、ある発行体または産業に影響を及ぼす財政状態の変化またはその他の事由が、証券市場全体に悪影響を及ぼす可能性がある。また、優先証券においては信用リスクおよびその他のリスク（分配金の支払繰延べまたは不払い、議決権の制限、流動性、金利、規制上の変更および特別償還条項に関するリスク等）が増大するおそれがある。エクイティ証券またはエクイティ関連証券は一般に、確定利付証券に比べ価格変動が大きい。こうしたリスクは一般に、破綻危機に陥っている企業へのエクイティ投資で拡大する。

先物契約リスク

先物契約は、証券、通貨またはコモディティ等の原資産を、将来の期日に定められた価格で売買する契約を伴うデリバティブ商品である。先物契約を含むデリバティブ商品をファンドが利用することに付随するリスクは、「デリバティブ・リスク」の項でさらに詳しく説明されている。先物契約を売買した結果、先物契約への投資金額を上回る損失が生じるおそれがある。先物契約と原資産の価格の推移に相関性があるとの保証はない。また、先物市場と原資産の市場が大きく乖離した結果、各市場間の相関性が薄れる場合もある。どの程度相関性がなくなるかは、原資産の先物および先物オプションに対する投機的市場の需要の推移（先物取引および先物オプションにおけるテクニカル要因の影響を含む。）ならびに金利水準、償還残存期間および発行体の信用力等を要因とする先物契約と原資産の乖離等の状況に依拠している。

先物契約は、取引所で取引されるため、当事者は、大半のケースにおいて、原資産を引き渡すことなく、ポジションを取引所で現金により手仕舞いすることができる。マスター・ファンドが利用する先物が取引所で取引されている場合、先物契約における主な信用リスクは、マスター・ファンドの清算ブ

ローカーおよび清算機関の信用力である。マスター・ファンドによるデリバティブや関連商品の利用についての規定の変更により、マスター・ファンドのデリバティブ投資が制限や影響を受け、マスター・ファンドが採用するデリバティブ戦略が制限されたり、デリバティブやファンドの価格もしくはパフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。先物の取引所が、一定の先物契約価格において一取引日の値幅制限を課す場合がある。マスター・ファンドが先物または先物オプションのポジションの清算を意図する時点で市場に流動性があるとの保証はなく、マスター・ファンドはポジションが清算されるまでマージン請求を充足する義務を負い続ける可能性がある。

さらに、一定の先物契約は、取引実績に乏しい、比較的新しい商品の場合がある。その結果、活発な流通市場が発展または持続的に存在するとの保証はない。

政治リスク／紛争リスク

近年、様々な国で深刻な地政学上の紛争（内戦を含む。）が発生し、当該国の証券市場に悪影響を及ぼしたおそれがある。また、戦争、テロリズムまたはその他の政治上の情勢により新たな混乱が生じるおそれがあり、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドに悪影響を及ぼしかねない。明らかに安定した制度にも混乱または想定外の政策転換の局面が生じることがある。国有化、収用または没収課税、通貨封鎖、政治上の変化、政府による規制、政治上、規制上もしくは社会上の安定欠如もしくは不透明感、または外交情勢（制裁措置（関税を含む。）、貿易の制限もしくはその他の同種の措置の発動を含む。）が、マスター・ファンドが影響を受ける法域または地域に直接投資しているか否かに関係なく、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドの投資対象に悪影響を及ぼすおそれがある。中央計画型の社会主義経済からより市場重視の経済へと移行した結果、多くの経済的および社会的な混乱および歪みも生じている。さらに、そのような移行を達成し、かつ持続するために必要な経済上、規制上および政治上の取組みが継続するとの保証はなく、たとえそのような取組みが継続し、かつ持続するとしても、それらが成功するとの保証はなく、そのような取組みが海外（または自国外の）投資家にとって常に有益であるとの保証もない。インフレ指数連動商品等の特定の商品は、債務者でもある政府（またはその影響下にある事業体）が算出する指標に左右される場合がある。

上記のリスクの最近の例には、関税の引き上げ、貿易制限またはその他の報復措置という結果を生み出しかねない貿易紛争を巡る懸念の高まりが含まれる。例えば、最近の米中関係を巡る情勢、中国と台湾との間の潜在的または実際の紛争、欧州におけるロシアとウクライナ間で長期化している武力衝突に関連する紛争、中東におけるイランの紛争およびハマスとイスラエルの間で長期化している武力紛争、ならびに南米ベネズエラにおける米国の介入および政変などである。これらの紛争、関連する制裁措置、貿易制限および報復措置の程度、期間および影響を確定することは難しいが、重大になる可能性があり、当該地域およびそれらを超えた地域に重大な悪影響（域内または世界の経済ならびに一定の証券、商品および通貨のための市場に対する重大な悪影響を含む。）を及ぼすおそれがある。軍事紛争の性質に応じて、多数の業種（とりわけエネルギー、金融サービスおよび防衛を含む。）において事業を運営する世界各地の企業が影響を受ける可能性がある。こうした影響による結果、一定の市場、投資対象、業務提供者または取引相手方の利用を制限されるか、または一切利用できなくなるおそれがあり、そのために、該当する地域と経済的な関係を有する証券および商品に対するマスター・ファンドの投資に悪影響を及ぼす可能性があり、その中に価値の下落および流動性の低下が含まれることがある（ただし、これらに限定されない。）。このような紛争に起因するボラティリティの増大、為替変動、流動性の制限、取引相手方の債務不履行、評価および決済の困難ならびにオペレーショナル・リスクが、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの運用成績に影響を及ぼす可能性もある。このような事象の結果として、これまで「リスクが低い」はずだった戦略を、未曾有のボラティリティおよびリスクを負って実行することになるおそれがある。さらに、新たな制裁措置もしくは貿易制限を課される場合、または過去に緩和されていた制裁措置を再び課される場合（改革の途上にある国々に関する場合を含む。）、当該制裁措置または貿易制限を遵守することによりサブ・ファンドおよびマスター・ファンド

が特定の投資を行うことを妨げられること、そのような投資または投資の完了に関する遅延またはその他の支障が生じること、不利な条件による投資の完了もしくは凍結を求められること、運用成果が低い投資の売却を実行できなくなること、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼすこと、期日が到来しているはずの支払をサブ・ファンドおよびマスター・ファンドが受領することを妨げられること、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドのデュー・ディリジェンスおよびその他の類似のコストが増加すること、影響を受ける投資を評価することが難しくなること、またはマスター・ファンドがかかる制限を受けていない場合に比べて不利な条件で投資を実行することを求められることがある。このような結果がいずれも当該投資に関連するサブ・ファンドおよびマスター・ファンドのパフォーマンス、ひいてはサブ・ファンドおよびマスター・ファンドのパフォーマンス全体に悪影響を及ぼすことがある。

金融市場における政府介入

世界中の政府、準政府機関および規制当局はこれまで、様々な財政政策および金融政策の大幅な見直し（企業および金融市場への直接的な資金注入、景気対策および金利の変更を含むがこれらに限られない。）により深刻な経済の混乱に取り組んできた。過去に講じられたか、または（米国内もしくは世界中の影響を受ける他の国々における）将来の事象に関連する当該措置が十分であるという保証はなく、意図した効果を発揮するという保証もない。また、そのような措置の予想外のまたは迅速な撤回により、市場の低迷、混乱、変動およびインフレを招き、これらがサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資に悪影響を及ぼしかねない。さらに、米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、マスター・ファンドもしくはサブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法令上の規制により、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる法令上の規制は、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。また、このような法律や規制は、市場、制度および財政を強化することを目的としているが、予測できない形でサブ・ファンドまたはマスター・ファンドの費用およびファンドの投資対象の価値に影響を与えることがある。

政府および規制当局の現在の方向性が、ミューチュアル・ファンドによる一定の市場への参加を妨げる可能性がある金利の引き上げ、規制を通じて市場の流動性、市場の回復力および資金供給量を低下させる効果を及ぼすことがある。低金利（またはマイナス金利）の時期にサブ・ファンドまたはマスター・ファンドの利回り（またはトータル・リターン）が低下することもあれば、ゼロを割り込むこともある。超低金利またはマイナス金利により、金利リスクが上昇することがある。米連邦準備制度理事会が金利を歴史的な低水準から引き上げ、今後も利上げを継続する意思を示しているため、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが金利リスクの水準の高止まりから影響を受けることがある。米連邦準備制度理事会が利上げを継続する範囲で、金融システム全体で金利が上昇しかねないリスクがある。金利の推移により、市場に予測できない影響を及ぼすこと、市場のボラティリティを結果的に高めること、ならびにサブ・ファンドまたはマスター・ファンドがこのような金利および／またはボラティリティの影響を受ける範囲でサブ・ファンドまたはマスター・ファンドのパフォーマンスが低下することがある。政府の政策、インフレ、経済、債券市場等の要因が金利および利回りに影響を与える可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関または他の機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。かかるプログラムはマスター・ファンドまたはサブ・ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、マスター・ファンドまたはサブ・ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有する組入れ金融商品の評価における潜在的な問題にさらされる可能性がある。マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、保有するポートフォリオの流

動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。投資顧問会社は進展を監視し、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドをサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの保有銘柄の価値はまた、通常、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資を行う市場の予知できない脆弱さに基づく局地的、米国全体またはグローバルな経済的混乱のリスクを負っている。そうした混乱が生じた場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する証券の発行体が資産価値を大幅に低下させ、事業を中断することもあり得る。また、政府支援を受け、事業活動の大幅な制限その他の介入を招くことも考えられる。さらに、米国政府が先物市場の混乱に介入するか否かは不確実であり、そうした介入があった場合の影響については予測できない。企業はリスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を認識し管理することはできるが、発行体は将来の金融の減速による影響のために備えることは難しい。

メールの取扱い

トラスト宛ておよび受託会社の登記事務所で受信されたメールは、トラスト指定の転送先に開封されずに転送される。受託会社、その取締役、役員、アドバイザーもしくはサービス提供者（バミューダにおける登記事務所のサービスを提供する組織を含む。）は、転送先における受信の遅れについて責任を負わない。特に、受託会社の取締役は、（トラストのみに宛てられたメールと対照的に）個人宛てのメールについてのみ受信、開封もしくは直接対応する。

ハイ・イールド・リスク

ハイ・イールド証券および同等の信用度の格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される）に投資する投資ファンドは、当該証券に投資しない投資ファンドよりも大きな市場リスク、信用リスク、コール・リスクおよび流動性リスクにさらされ、これらがマスター・ファンドおよびサブ・ファンドにマイナスの効果を及ぼす可能性がある。ハイ・イールド証券は事業再編中の企業、他の企業に比べて規模が小さく信用力が低い企業または負債もしくは借入れが大きい企業、または財務難に陥っている企業により発行されることがあり、そのために当該企業は基本的に、信用力が高い投資対象の発行体に比べて元利金を予定どおりに支払うことが難しい。これらの証券は格付機関により、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられ、他の種類の証券よりも価値の変動が大きい場合がある。ハイ・イールド証券は経済、市場、業種または発行体の個別要因を巡る動向の悪化に特に影響されやすく、その結果として債務不履行の発生件数が上昇するおそれがある。経済的な低迷または個別企業の動向が、これらの証券の市場に悪影響を及ぼし、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが有利な時期および価格でハイ・イールド証券を売却する能力を低下させる可能性がある。経済的な低迷により、一般的に、不払い率が上昇し、ハイ・イールド証券の市場価値が、債務不履行が発生するよりも前に大幅に下落する場合もある。債務不履行になっているか、または破産している発行体の破綻証券をマスター・ファンドが購入できる限り、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが高いリスクを負担する可能性がある。

ゼロ・クーポン債または現物支払証券としての仕組みを有するハイ・イールド証券は、金利上昇による価格上昇圧力またはスプレッド拡大に対する感応度が特に高いことにより、価格変動が特に大きくなる傾向があり、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが現金を実際に受領していなくても帰属収入による課税対象の分配を求められる場合がある。ハイ・イールド証券の発行体が「コール」を行うか償還日前に発行証券を買い戻す権利を付与されている場合があり、支払われる金利がより低い他のハイブリッド証券または類似の商品にサブ・ファンドおよびマスター・ファンドが収益を再投資しなければならない場合がある。また、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、ハイ・イールド証券に投資を行わない投資信託よりも高い水準の流動性リスクにさらされる場合がある。さらに、マスター・ファンドが投資するハイ・イールド証券は、いずれの取引所にも上場していない場合があり、かかる証券の流

通市場は、より流動性の高い他の確定利付証券の市場に比べて相対的に流動性が低いことがある。よって、ハイ・イールド証券の取引は、より活発に取引されている証券の取引よりもコストが高額になることがある。一定の状況において、特に、入手可能な公開情報が不足していること、取引が不規則に行われること、および買呼値と売呼値のスプレッドが広いことにより、ハイ・イールド債が、他の種類の証券または商品に比べて、有利な時期または価格で売却することが困難となる場合がある。これらの要因により、マスター・ファンドが、かかる証券の価値の全額を換金することができないおそれ、および／またはハイ・イールド証券の売却後長期間にわたり、マスター・ファンドが当該売却の手取金を受け取ることができないおそれがあり、いずれの場合も、マスター・ファンドに損失が生じる可能性がある。ハイ・イールド証券への投資にはリスクを伴うため、当該有価証券に投資するファンドへの投資は投機的であると判断されかねない。

さらに、ファンダメンタルズ分析に基づくか否かにかかわらず、不利益情報の公開および投資家の認識により、薄商いの市場においては特に、ハイ・イールド証券の価値および流動性が低下することがある。ハイ・イールド証券の流通市場の流動性が他の種類の証券の流通市場に比べて低い場合、そのような評価のためにリサーチの量を増やすことが必要になるため、証券の評価が難しくなる場合があり、利用可能な信頼に値する客観的なデータが少ないことから評価において判断の要素が果たす役割が大きくなる場合がある。

金利リスク

金利リスクとは、金利の変動または変動予想によりサブ・ファンドまたはマスター・ファンドのポートフォリオ内の債券およびその他の組入銘柄の価格が変動するリスクである。中央銀行の金融政策、インフレ率の上昇および全般的な経済状況の変化を含む要因により金利が上昇し、マスター・ファンドの投資の価値が低下することがある。例えば、名目金利が上昇すると、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが保有する一定の証券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計とすることができる。金利の変動は突発的で予測できないことがあるため、金利の動向の結果としてサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが損失を被ることがある。サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドは、金利の変動に対してヘッジを行えないか、または費用もしくはその他の理由によりヘッジの実施を選択しない場合がある。さらに、ヘッジが意図されていた機能を果たさない場合がある。

比較的長期の残存期間を有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の残存期間を有する証券よりも変動しやすい。株式およびその他の非確定利付証券の価額も、金利変動により下落することがある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価額が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付証券と比べてより大きな損失を被る可能性がある。

変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価額が下落することがある。逆に、金利が低下する場合には、一般的に、変動利付証券の価額は上昇しない。逆変動利付証券は、金利の変動に伴い価額が下落することがある。逆変動利付証券は、同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は当該証券より受領する収益およびファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。

金利または米国財務省証券の利回り（もしくは他の種類の債券の利回り）は、幅広い要因（中央銀行の金融政策、インフレもしくは実質経済成長率の推移、一般的な経済状況、債券発行の増加または低利回りの投資対象に対する市場の需要の低下を含むがこれらに限られない。）により上昇する。米連邦準備制度理事会が金利が歴史的な低水準であった後に金利を引き上げる期間、または高水準に据え置く期間等の一定の市況において、金利の推移に関するリスクが上昇する。また、米国および他の各政府が債務

発行額を引き上げ、引き上げを継続する可能性があることも、このようなリスクを上昇させる。投資による収益がインフレ上昇ペースに追いつかないリスクがある。政府および中央銀行当局の措置により、金利が上昇または低下する可能性がある。インフレ率の上昇局面において当該当局が金利を引き上げることがあり、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドおよびその投資対象に悪影響を及ぼす可能性がある。また、金融政策の変更により金利の変動に伴うリスクが増大する可能性がある。さらに、金利が上昇する市況においては、発行体が支払期日に確定利付きの投資対象の元利金の支払を行うことに消極的になるか、または行えないことがある。

金利が変動する結果（金利の上昇または変動局面を含む。）、ボラティリティが上昇し、マスター・ファンドの確定利付債券の価値が低下することがある。さらに、米国債券市場は時間の経過とともに着実に成長してきたが、ディーラーの「マーケット・メイキング」能力は債券市場の成長と歩調を合わせて推移してきたわけではなく、引き続き抑制される可能性がある。その結果、金融取次機関の「マーケット・メイク」の能力を主に示唆する、一定の種類の債券および類似の商品のディーラーの在庫が、市場規模に対して抑制された水準に留まっている。マーケット・メーカーは、自らの取次業務を通じて市場を安定させるが、ディーラーの在庫が大幅に減少すれば、特に景気の先行きが不透明な時期または市場の下落時に、確定利付市場の流動性の低下およびボラティリティの上昇を招くおそれがある。これらの要因すべてにより、全体としておよび／または個別にサブ・ファンドまたはマスター・ファンドの価値が低下することがある。

金利が非常に低いまたはマイナスとなっている期間中、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、プラスのリターンを維持できない場合がある。一部のヨーロッパ諸国では、かつて、特定の確定利付商品の金利がマイナスとなっている。金利が非常に低いまたはマイナスとなっている場合、金利リスクが増大するおそれがある。金利の変動（金利がゼロを下回る場合を含む。）により、市場が予想外の影響を受け、市場ボラティリティが高まり、また、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドがかかる金利リスクにさらされている場合はサブ・ファンドまたはマスター・ファンドのパフォーマンスが低くなるおそれがある。

平均デュレーション等の指標は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドの正確な金利感応度を的確に反映していないことがある。これは、特に、マスター・ファンドを構成する証券のデュレーションが非常に幅広い場合に当てはまる。よって、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドは、一定の水準の金利リスクを示す平均デュレーションを有していても、実際には、かかる平均が示すよりも大きな金利リスクにさらされる場合がある。このリスクは、マスター・ファンドがマスター・ファンドの運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなる。

コンベクシティとは、証券またはファンドの金利感応度を理解するために利用される追加的な指標である。コンベクシティは、金利の変動に対してデュレーションがどの程度の割合で変化するかを測定する。証券価格に関しては、コンベクシティ（プラスまたはマイナス）が大きい場合、金利の変動に対する価格変動が大きいことを意味している。コンベクシティは、プラスの場合とマイナスの場合がある。コンベクシティがマイナスの場合、金利の変動によりデュレーションが上昇し、逆の場合も同様であることは、金利の変動に応じて価格感応度が高まることを意味する。そのため、コンベクシティがマイナスの証券（従来型のコール構造の債券や、一部の担保証券を含むことがある。）は、金利上昇時に大きな損失を被ることがある。したがって、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドがこのような証券を保有する場合、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが金利上昇時の損失が拡大するリスクにさらされる場合がある。

発行体の非分散リスク

少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。マスター・ファンドが比較的少数の発行体に投資を行う場合、より分散した投資を行うサブ・ファンドに比べ、経済的、政治的または規

制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

発行体リスク

サブ・ファンドまたはマスター・ファンドが保有する証券の価値は、経營業績、大型訴訟、調査もしくはその他の紛争、発行体の財政状況もしくは信用格付の推移、発行体もしくはその競争環境に影響を及ぼす政府による規制の変化、合併、買収もしくは処分等の戦略的なイニシアティブおよびそのようなイニシアティブに対する市場の反応、資金の借入れ、評判または発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に関連する理由により下落することがある。一発行体の財政状態の変化が一つもしくは複数の他の発行体または証券市場全体に影響することがある。これらのリスクがサブ・ファンドまたはマスター・ファンドならびにサブ・ファンドまたはマスター・ファンドが投資する証券およびその他の商品の発行体に適用されることがある。

レバレッジ・リスク

一定の取引がレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、とりわけ、逆レボ取引、組入証券の貸付けおよび発行時取引、繰延受渡または先渡取引を含むことがある。レバレッジは、マスター・ファンドの投資規模を増大するかもしれない取引の決済を促進するのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、マスター・ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。管理会社はレバレッジを制限するために、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが少なくとも以下のいずれか一つを必ず遵守するよう合理的に努力する。

- (i) バリュエ・アット・リスク（以下「VaR」という。）におけるレバレッジ制限。同制限においては、管理会社の単独の裁量による決定により、VaRが（a）指定される参照ポートフォリオのVaRの200%もしくは（b）サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの純資産の価値の20%を上回ってはならない。
- (ii) サブ・ファンドおよびマスター・ファンドにより保有されるスワップ、先物および先渡ポジションから生じるロングのエクスポージャー（純額）をカバーするために十分であると管理会社自身が合理的に判断する現金または現金同等物を管理会社が保有すること。

マスター・ファンドは、投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされることもある。レバレッジにより、マスター・ファンドは、義務の履行のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを解消することがある。借入れを含むレバレッジにより、マスター・ファンドは、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなる。これは、レバレッジにより、マスター・ファンドの組入証券の価値の増減が増幅されるためである。レバレッジの使用により金利リスクに対するマスター・ファンドの感応度が上昇することもある。一定の種類のレバレッジ取引（「ボックス空売り」ではない空売り（すなわち、マスター・ファンドが追加の対価を支払わずに当該有価証券を保有することも、当該有価証券を取得する権利を有することもない空売り）等）は理論上、マスター・ファンドがあらゆる理由により取引を完了することができない場合に無制限の損失を被ることがある。また、マスター・ファンドが資金を借り入れる範囲で、当該借入れにかかる金利のコストが、かかる借り入れた金額で購入した証券の値上がり分により回収されるとは限らず、マスター・ファンドの運用収益を上回ることがあり、その結果として損失が拡大することがある。さらに、金利およびその他のローンの費用を支払うために、マスター・ファンドが組入証券を売却することが有利でない場合であっても売却を迫られることがある。マスター・ファンドがレバレッジの使用を削減または停止する場合（「デレバレッジ」）、レバレッジによる債務を返済するために都合が良くない時期に組入証券の売却を求められる可能性があり、その結果、実現損失が発生し、マスター・ファンドの純資産価格が減少することがある。デレバレッジには複雑な運営上の手順（資産の売却の調整、債務返済およびマスター・ファン

ドの資本の再編成の可能性を含む。)が含まれ、多額のコストが含まれる可能性がある(組入証券の売却に関連する取引コストおよび借入資金の期限前返済の違約金を含む。)。マスター・ファンドが追求するレバレッジ取引により、マスター・ファンドのデュレーションおよび金利変動リスクおよびその他の市場リスクへの感応度が大きくなることもある。マスター・ファンドは、利用可能な借入金利が予想されるリターンよりも高い場合であっても、レバレッジを利用し続けることができる(例えば、デレバレッジ(これに関連するあらゆる費用を含む。))によりマスター・ファンドが不利益を被るとみなされるおそれがある場合を含む。))。

ローン担保証券のリスク

マスター・ファンドは、ローン担保証券(CLO)およびその他の類似の仕組みの投資対象に投資することができる。CLOとは通常、ローンのプールに担保された資産担保証券であり、これには、特に、米国内外のシニア・ローン(担保付)、シニア(無担保)・ローンおよび劣後社債(投資適格未満の格付または同等の無格付のローンを含む。)が含まれることがある。このような対象資産への投資に関連するリスクに加えて、CLOの仕組みおよび特性により一定のリスクが追加で発生する。マスター・ファンドによるCLOおよびその他の類似の仕組みの投資対象への投資により、マスター・ファンドが負担する信用リスク、金利リスク、流動性リスク、市場リスクならびに期限前償還リスクおよび期間延長リスクに加えて投資先資産のデフォルト・リスクが高まることもある。さらに、CLOへの投資には、(i)担保からの分配金が利息およびその他の支払いに十分でない可能性、(ii)担保の評価額が低下するリスクまたはデフォルトになること、(iii)証券化資産の業務提供者の能力に関するリスク、(iv)マスター・ファンドが他のトランシェより返済順位が低いCLOのトランシェに投資することがあるリスク、(v)取引および法的文書の構成および複雑性が投資時点で十分に理解されないおそれがあり、収益の特性または予想外の投資結果に関して発行体に対してまたは投資家の間で紛争が生じるおそれがあること、ならびに(vi)CLOの投資運用者の運用実績が芳しくない可能性があることを含むがこれらに限定されない、追加的なリスクを伴うことがある。CLOがマスター・ファンドの手数料に加えて管理費用およびその他の管理事務費用を請求することができる。

CLOからのキャッシュフローは、異なるリスクおよび利回りを有するトランシェと称する階層に分類される。裏付資産のデフォルトによる損失は、まず劣後トランシェの保有者が負担する。トランシェは、リスクの程度に応じてシニア、メザニンおよび劣後/エクイティに分類される。CLOの利息が現物で支払われるか、または繰延資金として処理される(現金ではなく同種の債務の形式で支払われる)場合があり、当該支払に関するデフォルト・リスクを継続的に負担することになる。債務不履行が発生するか、またはそうでなくてもCLOの担保が焦げ付いた場合、シニアのトランシェに対して予定される支払いがメザニンのトランシェに対する支払いより優先され、メザニンのトランシェに対して予定される支払いが劣後/エクイティのトランシェに対する支払いより優先される。リスクが最も高い部分が「エクイティ」トランシェで、裏付となる債券またはローンのあらゆるデフォルトの最初の損失を負担するが、階層がもっと高い他のトランシェも損失を負担する。これらはデフォルトから部分的に保護されているため、CLOのシニアのトランシェは裏付となる証券に比べて格付が高く利回りも低く、投資適格格付を付与されることもある。CLOのトランシェは、エクイティ・トランシェから保護されているものの、実際のデフォルト、担保のデフォルトおよびトランシェによる保護の消滅によるデフォルトへの感応度の上昇、市場で予想されるデフォルトや、クラスとしてのCLO証券からの逃避を理由として大きな損失を被ることがある。CLOへの投資のリスクは、担保証券の種類およびマスター・ファンドが投資する商品の種類に主に左右される。通常、CLOは私募により募集および販売され、証券法に基づく登録が行われない。

流動性リスク

特定の投資証券の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。流動性リスクは、活発な市場が存在しないこと、売買高の減少および確定利付証券でマーケット・メイクを行うための従来型の市場参加者

の能力に起因するもので、金利上昇局面や、確定利付型の投資信託の投資者からの買い戻しが通常よりも拡大して、売却により市場での流通量が増加するようなその他の状況下において、増大する。流動性の低い投資対象とは、当該投資対象の時価を大幅に変更した上で売却または処分しない限り7暦日またはそれより短い期間内に現行の市況下で売却または処分できないとマスター・ファンドが合理的に予想する投資対象のことである。流動性の低い投資対象は、特に市場の変動時に、価格設定が難航する場合がある。マスター・ファンドが流動性の低い投資対象に投資することにより、マスター・ファンドは流動性の低い投資対象を有利な時期もしくは価格で売却することができなくなるか、または場合によってはマスター・ファンドが債務を履行するために不利な時期もしくは価格で別の投資対象を処分することを迫られることがあるため、マスター・ファンド（およびサブ・ファンド）のリターンが減少することがあり、これにより、マスター・ファンドがその他の投資機会を利用できなくなることもある。流動性の低下はとりわけ、市場全体の取引高の減少、購入希望者を探し出せないこと、または証券の転売に対する法的制限、資本規制、現地通貨の本国送金の遅延もしくは制限、または現地政府の債務不履行により生じ得る。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化とは無関係の市場状況または経済状況の悪化（金利の変動、ボラティリティの高止まり、市場もしくは地政学上の混乱、景気の不透明感または公衆衛生上の緊急事態が生じている期間等）を受けて、流動性が低くなる可能性がある。購入時に流動性があるとみなされる投資が、マスター・ファンドにより保有されている期間および／またはマスター・ファンドがその処分を希望するときに流動性を有し続けているという保証はない。債券市場は、時間の経過とともに絶えず拡大しているが、債券取引に従事する従来型のディーラーの量は債券市場の成長と歩調を合わせて推移してきたわけではなく、引き続き抑制される可能性がある。その結果、金融取次機関の「マーケット・メイク」の能力の主要な提供元となっていたディーラーが取り扱う一定の種類の債券および類似の商品の在庫が、市場規模に対して抑制された水準に留まっている。マーケット・メーカーは、自らの取次業務を通じて市場を安定させることに努めるが、ディーラーの在庫が大幅に減少すれば、特に景気の先行きが不透明な時期または市場の下落時に、確定利付市場の流動性の低下およびボラティリティの上昇を招くおそれがある。

そうした場合、流動性の低い投資対象に対する投資制限およびかかる証券または商品の売買困難のため、マスター・ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがある。流動性の欠如は、マスター・ファンドが保有する商品の評価にも悪影響を及ぼすことがある。マスター・ファンドの主要な投資戦略が、時価総額の低い投資対象、米国外証券、ルール144A証券、レギュレーションS証券、流動性が低いセクターの債券、デリバティブもしくは相当な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券と関係する場合、マスター・ファンドは最大の流動性リスクにさらされる傾向がある。

さらに、償還残存期間が長い確定利付債券は、償還残存期間が短い確定利付債券に比べて、流動性リスクの水準が高い。結論として、流動性リスクは、機関投資家などの大口投資家による異常に多くの買戻請求やその他の通常起こらない市況のリスクを伴うもので、これにより、マスター・ファンドが認められる期限内で買戻請求に応じるための投資対象の売却が困難になる可能性がある。マスター・ファンドは、このような買戻請求を充足するために、低価格または不利な状況での有価証券の売却を余儀なくされ、この場合、マスター・ファンドに悪影響を及ぼすことになる。また、その他の市場参加者がマスター・ファンドと同時期に確定利付債券の持高の清算を意図している場合、市場での流通量が増加し、流動性リスクおよび価格低下圧力が増大することがある。流動性リスクは、ファンドが証拠金、担保もしくは相手方当事者への支払決済のための支払いを行うためにデリバティブから生じることがある流動性の要求を満たすためにデリバティブを清算するための現金を得るために、マスター・ファンドが追加の現金の保有または他の投資対象の売却を迫られるリスクを指すこともある。マスター・ファンドはこのような債務を履行するために不利なタイミングまたは価格で証券を売却しなければならないことがある。

政府および規制当局の行動が、市場の流動性、市場の回復力および資金供給量を低下させる効果を及ぼすことがある。特定の勘定またはPIMCOの関連会社が随時、サブ・ファンドの受益証券を（実質権者としてもしくは登録権者として）保有するか、またはサブ・ファンドの受益証券の相当な部分を支配することがある。このような受益者によるサブ・ファンドの持分の買戻しが、サブ・ファンドの純資産価格および市場価格ならびにサブ・ファンドの受益証券の流通市場の流動性に影響を与える可能性がある。これらの買戻しによりマスター・ファンドが自らの証券の売却を迫られる場合もあり、マスター・ファンドの取次手数料に悪影響を及ぼしかねない。

マネジメント・リスク

マスター・ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資顧問会社は、マスター・ファンドのために投資決定を行う際に、投資手法およびリスク分析を適用し、一定の場合に一もしくは複数の定量モデルに部分的もしくは全面的に依拠するか、これらについて報告を受けることがある（該当する場合）。これらの決定が望まれる結果を生むとの保証はなく、PIMCOまたは他のトラストの投資顧問会社もしくは副投資顧問会社（該当する場合）が実施するデュー・ディリジェンスが投資に関連するすべての重要なリスクを明らかにする保証もない。さらに、PIMCOまたは他のトラストの投資顧問会社もしくは副投資顧問会社（該当する場合）が適切な投資機会を特定できない場合があり、特定の投資を認識および実行する際に他の投資運用会社と競合する場合があるか、または一定の要因が他の要因よりも重要であると結論づけることがある。サブ・ファンドが投資しようとする一部の証券またはその他の商品が、希望する数で利用できないことがある（PIMCOが投資顧問会社として行為する他の投資信託（マスター・ファンドと類似している名称、投資目的および投資方針ならびに／または投資運用チームを有する投資信託を含む。）が、同一または類似の証券または商品への投資を目指している状況における場合を含む。）。さらに、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の要因により、投資顧問会社が一定の投資を実行することを制限または禁止されることがある。このような場合、投資顧問会社が、代用として他の証券または商品の購入を決定することがある。このような代用としての証券または商品が、希望するパフォーマンスを上げることができない場合に、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが損失を被ることがある。マスター・ファンドが価格設定上の非効率性の認識を目標とする戦略、アービトラージ戦略または類似の戦略を採用する場合、マスター・ファンドは、かかる戦略に係る証券および商品の価格設定または評価が予想外に変動するリスクにさらされ、かかる変動が生じた場合、マスター・ファンドのリターンが減少したり、マスター・ファンドに損失が生じるおそれがある。マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、ピムコまたは別の業務提供者の内部システムまたは管理の不備によりマスター・ファンドおよびサブ・ファンドが損失を被るか、またはマスター・ファンドおよびサブ・ファンドの業務が損なわれるリスクも負担する。例えば、取引の遅延またはエラー（人的またはシステミックなものの双方）により、評価額の上昇が予想される証券をマスター・ファンドおよびサブ・ファンドが購入できなくなることがある。さらに、実際のもしくは潜在的利益相反、法令上、規制上もしくは税務上の制限、政策または展開が、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの運用において投資顧問会社が利用する投資手法に影響し、PIMCOによる一定の投資への参加を制限もしくは禁止することがあり、投資目的を達成するためのマスター・ファンドおよびサブ・ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性もある。投資顧問会社の人員がすべて、今後も投資顧問会社と関係を持ち続けるとの保証はない。投資顧問会社の一または複数の重要な従業員による業務が行われない場合、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが投資目的を達成するための能力に悪影響が及ぶことがある。投資者は、ある特定の時期にマスター・ファンドおよびサブ・ファンドが行う投資および達成する成果（同一または類似の商品のためのものを含む。）が、投資顧問会社が投資顧問会社として行為する他の投資ビークル（マスター・ファンドおよびサブ・ファンドと類似の名称、投資目的および方針ならびに／またはポートフォリオ運用チームを有する投資信託を含む。）の投資および成果と一致するとは限らないことを認識すべきである。これは、それぞれ他の類似

のポートフォリオと比較して、別の戦略もしくはポートフォリオ運用チームの利用、特定の戦略のために利用される執行場所、特定のポートフォリオが運用を開始した時期または特定のポートフォリオの規模を含むがこれらに限られない、幅広い様々な要因に起因することがある。

さらに、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドはその純資産価格を算出するために第三者である様々な情報源に依存することがある。その結果、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、業務提供者および業務提供者のデータ源に依存することに関連する特定のオペレーショナル・リスクを負う。特に、エラーまたはシステム障害およびその他の技術的な問題がサブ・ファンドまたはマスター・ファンドの純資産価格の算出に悪影響を及ぼす可能性があり、このような純資産価格の算出の問題の結果、純資産価格が正確に算出されないこと、純資産価格の算出が遅れること、および／または純資産価格の算出を長期にわたり行えなくなることがある。マスター・ファンドおよびサブ・ファンドはそのような機能不全に関連するあらゆる損失を回収できないおそれがある。

市場リスク

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて変動する。証券の価値は、証券市場全体の動向や、証券市場における特定の産業、業種、または発行体に影響する（または影響するとみなされる）様々な要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、会社の収益の一般的な見通しの変化、政府債務および財政赤字の水準、インフレ、金利もしくは為替レートの変化、金融システムの不安定、信用市場の悪化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価額が、当該資産クラスのパフォーマンスにおける連動性がこれまで他の場合においてない場合でも、同時に下落する可能性がある。市場の混乱および他の市場参加者が特定の投資商品の価格操作を試みることにより、投資対象が悪影響を受ける可能性もある。株式は、一般に、債券よりも大きな価格ボラティリティを有する。信用格付の引き下げも、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する有価証券にマイナスの影響を及ぼすことがある。市場の好調時であっても、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する投資対象の価格が市場全般とともに上昇するとの保証はない。

さらに、市場リスクには、地政学上のイベントが国または世界的な水準で景気を悪化させるリスクも含まれる。例えば、実際のもしくは迫りつつある戦争または武力衝突、テロ、社会不安、景気後退、サプライチェーンの混乱、市場の不正操作、政府のデフォルト、政府機関の閉鎖、政権および規制上の変更、外交上の進展または制裁措置および他の同種の措置の発動（関税の賦課および米国の他の経済政策を含む。）、ならびにいずれかの関連する公衆衛生上の緊急事態（感染症の蔓延、パンデミック（世界的大流行）およびエピデミック（流行）等、銀行の経営破綻ならびに自然／環境災害もしくは事由はすべて、証券市場にマイナスの影響を及ぼすことがあり、これにより、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの価格が低下しかねない。ここには、とりわけ戦争およびその他の武力紛争、関税、異常気象による事由ならびに自然災害に起因する混乱から影響を受けやすい、世界的な供給網への依存が含まれる。これらの出来事により、消費需要または経済生産高が縮小し、その結果として市場の閉鎖、金利の変動、インフレーション／デフレーション、旅行の制限または封鎖措置をもたらし、また経済に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

コンピュータ技術およびデータ分析の進歩に伴い、特に取引決定能力における自律性の水準を高めることに關して、機械主導型の、人工知能による取引システムに向かう傾向がある。金融市場の規制当局は、投資活動に対する人工知能による潜在的な影響にますます注目し、取引業務における人工知能の利用に影響を及ぼす規制を発令する可能性がある。このような規制が、規制当局が意図するとおりに金融市場に影響を及ぼすとは限らない。また、人工知能およびその他の技術が進化する結果としてエラー、

欠陥またはセキュリティの脆弱性が生じる可能性があり、これらが検出されないままになる可能性がある。人工知能のシステムおよびモデル（ソフトウェアの問題、人工知能および機械学習（「AI」）の利用に関する問題ならびにその他の技術的な問題を含む。）の構築および実装の問題が、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。AIシステムには設計上の欠陥または誤った前提条件が含まれること、不完全または不正確なデータ入力に依存していること、および解釈または検証が難しいことがある。そのような取引およびその他の技術の潜在的なスピードにより、そのような事象が人間による管理の介入を阻害または阻止するように設計された他の人工知能システムから発生する場合には特に、当該事象による影響が増大するおそれがある。

米国の政治情勢や、米国および米国外における政治および外交上のイベント（米国の予算および赤字削減策ならびに外国政府との外国政策上の緊張（禁輸措置、関税、制裁措置、貿易紛争およびその他の類似の取組みまたは動向を含む。））が、米国政府閉鎖という結果を招いたが、この先も同じ結果を招きかねず、そうなればサブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象および運営に悪影響を及ぼしかねない。今後の米国連邦政府の閉鎖または閉鎖の長期化、米国の外交政策、関税の賦課またはその他の米国の経済政策ならびに関連するあらゆる国内および／または地政学上の緊張が投資家および消費者信頼感に影響を及ぼす可能性があり、金融市場および広域の経済に対して場合によっては突然に、かなりの程度まで悪影響を及ぼす可能性がある。世界中の政府、準政府機関および規制当局はこれまで、様々な財政政策および金融政策の大幅な見直し（企業への直接的な資金注入、新しい金融政策および大幅な金利の引き下げを含むがこれらに限られない。）により深刻な経済混乱に取り組んできた。これらの政策の予想外もしくは突然の撤回、またはこれらの政策による効果が失われることにより証券市場のボラティリティが高まり、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの投資対象に悪影響が及ぶおそれがある。市場の機能が停止し、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが適切なタイミングで有利な投資判断を下すことを妨げる場合もある。マスター・ファンドは、地政学上の市場混乱に見舞われた地域に集中して投資を行う場合、より高い損失リスクにさらされるが、世界経済と金融市場の間の相互の関連性が高まれば、ある国、地域または金融市場における出来事または状況が別の国、地域または金融市場に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、投資家は、サブ・ファンドが各々の財務上のニーズおよびリスク許容度を充足しているか否かを決定するために、現在の市況を注意深く検証すべきである。

物価が上昇している場合、確定利付債券市場は、金利、ボラティリティおよび流動性リスクの水準の上昇に影響されることがある。金利がこの先上昇すれば、確定利付証券に投資するあらゆる投資ファンドの価値が低下する可能性があり、当該投資ファンドが不利な時期もしくは価格で投資対象を清算することを迫られることがあり、これにより当該投資ファンドおよびその受益者に悪影響を及ぼすおそれがある。金利が上昇すると、不動産関連資産の価格は一般的に低下する。そのような予想された状況が生じない場合、不動産関連資産の価格の調整または大幅な下落のリスクが高まり、他の投資対象（ローン、証券化債務およびその他の確定利付商品等）の価格にも悪影響を及ぼす可能性がある。このような影響が、ある不動産セクターのみで生じて他では生じないこと、または異なる不動産セクターで異なる形で具体化することがある。不動産において生じるリスクの例としては、テナントの空室率、テナントの入替およびテナントの集中が進むこと、不動産における一般的な苦境（賃料およびその他の支払いの滞納および未回収を含む。）（これにより、所有者が自身の借入金および債務を支払えなくなること、またはその他の場合でこれらの債務を履行できなくなるリスクが上昇する。）、不動産価値の下落、インフレ率、維持費およびその他の経費の上昇、賃料の変動ならびに一定の種類の不動産の所有権の集中が進んでいること等が挙げられる。

取引所および証券市場が、特定の有価証券について、または全体的に早期清算、終了の延長、取引遅延または取引停止を行う可能性があり、その結果、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが有利な時期で有価証券もしくは金融商品の売買または組み入れている投資対象の正確な値付けを行えなくなる場合がある。また、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドは、純資産価格の算出

のために各種の独立した情報源を利用することができる。その結果、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは、業務提供社および業務提供者のデータ収集源に依拠することに伴う一定の業務リスクを負担する。特に、エラーまたはシステムの不具合およびその他の技術的な問題が、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの純資産価格の算出に悪影響を及ぼす場合があり、このような純資産価格の決定上の問題により、純資産価格の算出が不正確になったり、純資産価格の算出が遅れたり、および／または、期間を延長しても純資産価格の算出ができない場合がある。サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが、このような失敗による損失を回復できない場合がある。

非米国投資のリスク

マスター・ファンドは非米国証券に投資することができ、米国の発行体の証券または米国市場のみで取引する証券にのみ投資する他のファンドに比べて、より急激な価格変化を経験することがある。米国外の証券市場の多くは比較的小規模であるかまたは整備に遅れがあり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、非米国証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。米国外の財務報告、法律、企業統治、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。世界経済および金融市場はますます相関関係を深めており、ある1つの国、地域もしくは金融市場の状況や事象が、別の国、地域もしくは金融市場における発行体に悪影響を及ぼすことがある。非米国市場の取引時間、清算および決済の手続きならびに休日スケジュールにより、証券を売買するマスター・ファンドの能力が制限される場合がある。非米国市場への投資が、資本規制の適用、企業もしくは産業の国有化、資産の収用または懲罰的な課税の適用等の米国外の政府の措置により悪影響を受けることもある。特定の国の政府が、非米国からの自国の資本市場または特定のセクターもしくは産業への投資を禁止すること、またはこれらに大幅な制限を課すことがあり、当該制限に従いマスター・ファンドの投資機会が減少することがある。さらに、マスター・ファンドがある法域に投資した後に制限を課され、マスター・ファンドが不利な時期または価格で投資対象の処分を強いられることがある。また、一部の国では、外国人投資家による投資収益、元本および売却による手取金の本国送金のために、政府の登録および／または承認が必要になることがある。さらに、非米国政府が自国通貨の兌換性または本国送金を制限または遅延させることがあり、そのために当該通貨建ての投資の米ドルにおける価値または流動性に悪影響を及ぼすことがある。特定の非米国投資が、特に市場の混乱期において、市場の動向もしくは投資家の見方の悪化により流動性が低下すること、またはマスター・ファンドによる購入後に流動性が低下することや、当該非米国の組入れの流動性が低下することもしくは価値がなくなることさえある。主要交易国との取引に対する経済の依存度が高い国々に所在する発行体の証券の取引の減少が、マスター・ファンドの投資に悪影響を及ぼす可能性がある。また、一定の市場もしくは地域の事由および状況の進展により、当該市場または地域と結びついている投資のリスク・プロファイルが変動することがある。そのため、当該市場もしくは地域への投資が歴史的に見て比較的安定していると判断されていた場合であっても、当該市場もしくは地域と結びついている投資のリスクが上昇すること、またはそれらがさらに不安定になることがある。

また、国有化、公用収用もしくは没収的課税、政情不安、市場の流動性の低下、通貨障害、市場の混乱、政治的変動、証券取引停止、外交的發展、貿易制限（関税を含む。）または制裁措置もしくは他の同種の措置の発動が、マスター・ファンドの米国外の投資に悪影響を及ぼす可能性があり、当該非米国における持分の流動性が低下するか、または価値がなくなる可能性さえある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、マスター・ファンドはその非米国証券への投資をすべて失うおそれがある。発動される可能性がある制裁措置およびその他の同種の措置（報復措置および他の報復的な行為を含む。）の種類および厳格さは全般的に変わる可能性があり、その影響を確定することは難しい。これらの種類の措置は、制裁対象国または当該国と利害関係がある一定の人物もしくは企業によるクロスボーダーの支払機能を有するグローバルな支払システムの利用を禁止すること、証券取引の制限、特定の法域における証券および他の取引のインフラにとって重要性がある事業体との取引の制限、一定の

国々の特定の業種の取引の制限、ならびに特定の国、企業または人物の資産の凍結を含むがこれらに限られない。制裁措置および他の同種の措置の発動が、とりわけ評価額および／もしくは流動性の低下または信用格付の引き下げにより、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドの組入銘柄に影響を及ぼすことがある。また、こうした措置の結果、通貨の下落もしくは変動、市場のボラティリティの上昇および／または制裁対象国もしくは世界全体の経済的な混乱が生じる可能性がある。制裁措置およびその他の同種の措置により直接的または間接的に、マスター・ファンドによる証券の売買、証券に関して支払期限が到来する元利金の支払の受領が制限または停止されること、証券取引の決済が大幅に遅延するか停止されること、ならびにマスター・ファンドの流動性およびパフォーマンスに悪影響を及ぼすことおよび／またはマスター・ファンドが保有する制裁対象の証券を清算できなくなることがある。米国政府は、外国政府とのグローバルな貿易関係の一部についての交渉を再開する可能性があり、多額の関税を課すか、または多額の関税を課すと強硬的な態度に出る可能性がある。関税、貿易制限、通貨制限もしくは同様の措置（または当該措置に対してとられる報復措置）の発動が、米国およびグローバルな投資市場の大きな変動または全般的な下落を招きかねない。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。マスター・ファンドが特定の地域または米国以外の特定の国の通貨建ての証券にその相当部分の資産を投資する限度で、マスター・ファンドは、一般的に、米国外の投資に伴う地域経済のより大きなリスク（気象上の緊急事態または自然災害を含む。）にさらされることになる。非米国証券は、米国の発行体の証券に比べて、（特に各地域の休日またはその他の理由による市場の閉鎖時に）流動性が低くなり、評価が難しい場合もある。

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は多くの場合、信託される消費者ローンや債権等の担保またはその他の資産の「プール」における持分であり、別の種類の債券投資のリスクとは異なるリスクや別の種類の債券投資のリスクに関連するより重大なリスクを伴うことがある。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券の存続期間は延長される傾向にあるため、モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。モーゲージ関連証券は、同等の存続期間および信用力を有する他の債券投資と比較すると、金利の低下局面において評価額の上昇幅が小さく、金利の上昇局面における下落幅が同程度またはそれを上回る場合がある。その結果、金利上昇時期において、マスター・ファンドがモーゲージ関連証券を保有する場合、個々のモーゲージ保有者が期限前償還のオプションを行使する可能性が低いことからボラティリティがさらに上昇する可能性があり、それにより当該証券の価値がさらに下げ圧力を受け、マスター・ファンドが損失を被る可能性がある。これが延長リスクと呼ばれるものである。モーゲージ・バック証券は、金利の低下に非常に敏感に反応することがあり、ごく僅かな変動によりマスター・ファンドが損失を被ることがある。モーゲージ・バック証券のうち、特に、政府の保証に裏付けられていない種類のものは、信用リスクを伴う。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、マスター・ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、マスター・ファンド（およびサブ・ファンド）のリターンは減少されることがある。また、裏付けとなるモーゲージ・プールのサービス提供者の信用力、業務慣行および財務的能力には、重大なリスクが存在する。例えば、サービス提供者は、モーゲージ関連証券の裏付けとなるローンの延滞に関する立替払いを要求されることがあるが、資金繰りが厳しいサービス提供者がこのような債務を履行できないことがある。さらに、住宅ローン関連証券もアセット・バック証券も、サービス提供者による詐欺もしくは怠慢またはサービス提供者の虚偽行為に関連するリスクにさらされる。これらの証券は裏付けとなるローンのリスクにもさらされる。場合によっては、サービス提供者またはオリジネーターによる裏付担保に関連する文書の取扱いのミス（例えば、裏付となる担保権を適切に文書化していない場合等）が、裏付となる担保におけるおよびこれに対する担保権者の権利に影響を及ぼすことがある。さらに、適切でない引受ガイドラインに従い、もしくは引受

けガイドラインが一切適用されない中で、または詐欺的な組成実務に従って、裏付ローンが延長されている可能性もある。住宅ローン担保証券の所有者がスポンサー、サービス提供者またはオリジネーターに対して救済を求める能力は確実なものではなく、制限を受けることが多い。

マスター・ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連すると同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的リスクにもさらされる。アセット・バック証券の元利金の支払は、有価証券の裏付資産が創出するキャッシュフローに大きく依拠することがあり、アセット・バック証券は、関連資産内で担保権による利益を得ることができない可能性がある。マスター・ファンドは（マスター・ファンドのガイドラインに一致する範囲で）ジュニアおよび／またはエクイティ・トランシェを含むモーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のあらゆるトランシェに投資することができ、これにより一般的には前述のリスクの水準が高くなる。また、マスター・ファンドが不動産ローンおよびその他の種類の担保に（その投資のガイドラインに従い）直接投資する限り、マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは上記と同様の（および場合によってはさらに高い水準の）リスクを負担する。

オペレーショナル・リスク

サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーショナル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーおよび違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかがサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが損失を被る可能性がある。

市場混乱リスク

サブ・ファンドおよびマスター・ファンドは金融、経済およびその他の世界市場の動向および混乱（実際のもしくは迫りつつある戦争または武力衝突、軍事衝突、テロリズム、社会不安、景気後退、供給網の寸断、相場操縦、政府による介入、デフォルトおよびシャットダウン、政治変動もしくは外交情勢または制裁措置および他の措置の発動（関税の賦課または米国の他の経済政策を含む。））、ならびにあらゆる関連する公衆衛生上の緊急事態（感染症の蔓延、パンデミック（世界的大流行）およびエピソード（流行）等）ならびに自然／環境災害等から生じるもの）に関連する投資およびオペレーショナル・リスクを負い、これらすべてが証券市場にマイナスの影響を及ぼし、サブ・ファンドおよびマスター・ファンドの評価額が低下するおそれがある。これらの出来事により、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドの業務提供者（ファンドの投資運用会社としてのPIMCOを含む。）が信頼を置いているテクノロジーおよびその他のオペレーション・システムが被害を受けるおそれもあり、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドの業務提供者がサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドに対する職務を遂行する能力が損なわれる可能性もある。

これら、そして他の進展がサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドの保有銘柄の流動性に悪影響を及ぼしたり、サブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが保有するか、またはサブ・ファンドおよび／またはマスター・ファンドが取引を希望する可能性がある証券の売買スプレッドが拡大することがある。流動性に関するさらに詳細な情報については、上記「リスク要因」の「流動性リスク」を参照のこと。

（中略）

投資元ファンドに関するリスク

トラストは、それぞれを独立したトラストとして、受託会社が複数のサブ・ファンドの設定をできるようにするため、バミューダの法律に基づきユニット・トラストとして設立された。投資元ファンドおよび投資先ファンドを含む多くのサブ・ファンドは、既に設立されており、投資元ファンドは、関係する投資先ファンドの受益証券を発行する。トラストは、各サブ・ファンド（それぞれ投資元ファンドおよび投資先ファンドを含む。）が、その資産および負債に関する事項を含み、独立したトラストとなるべく構成された。そのため、受託会社は、当該サブ・ファンドにかかる負債については、関係するサブ・ファンドの資産から補償される権利を有しており、また、かかる負債が複数のサブ・ファンドに関係する場合には、関係するサブ・ファンドの資産から補償される権利を有している。一または複数のサブ・ファンドの債権者は、代位によって、同様の権利を得ることができ、例えば、受託会社が特定のサブ・ファンドの契約条件の制限を行わない場合、追加的な権利を得ることができる。さらに、この構造の有効性は、バミューダの裁判所による裁定の対象とはなっておらず、各サブ・ファンドの分離された性質が認められる保証はなく、また他の法域の裁判所がかかる性質を認める裁定を下す保証はない。

（中略）

ショートのエクスポージャーのリスク

マスター・ファンドの空売りおよびショート・ポジション（もしあれば）は特別なリスクにさらされている。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、マスター・ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。マスター・ファンドは、貸付予約によりショート・ポジションを保有することもでき、または先物契約もしくはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションを保有することもできる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、マスター・ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇に相当する損失に、証券を借りるために**ブローカー・ディーラー**に支払われるあらゆる取引費用（手数料および利息等）を加算した金額を負担することになる。したがって、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴う。これに対して、ロング・ポジションにかかる損失は、証券価格が下落することで生じ、証券価格がゼロ以下に下落することは有り得ないため損失は限定的である。また、空売りまたはショート・ポジションに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、マスター・ファンドに損失をもたらすリスクもある。

証券の空売りから得た収益を投資することにより、マスター・ファンドは、一種のレバレッジを利用しているとみなされる可能性があり、特定のリスクが生じる。レバレッジの利用により、マスター・ファンドがロングで保有する証券へのエクスポージャーが増加し、マスター・ファンドの純資産価格のあらゆる変動が、レバレッジを使用しない場合の変動に比べて大きくなる可能性がある。その結果、リターンのボラティリティが高まる可能性がある。マスター・ファンドが利用するレバレッジ戦略が、利用されるいずれかの期間内に成功するという保証はない。

想定外または不利な市場、経済上、規制上、環境上または政治上の状況が発生する期間において、マスター・ファンドがその空売り戦略を完全に、または部分的に実行できるとは限らない。想定外または不利な市場、経済上、規制上、環境上または政治上の状況が発生する期間は通常、長ければ6か月、場合によってはさらに長期に及ぶことがある。市場の事由に応じて、米証券取引委員会および他の法域の規制当局が、一定の証券の空売り（スワップを通じて取得した証券のショートポジションを含む。）の禁止および／または報告要件を適用することがある（一定のケースでは適用済である）。空売りおよびショート・ポジションの制限、ならびに／またはこれらに適用される報告要件が、特定の取引を執行するマスター・ファンドの能力に悪影響を及ぼし、重大な損害を与えるおそれがある。また、空売りまたはショート・ポジションの第三者である当事者が契約上の義務を履行しないことによりマスター・ファンドが損失を被るリスクがある。

中小企業リスク

中小企業が発行する証券への投資は、大企業への投資よりも大きなリスクを伴う。中小企業の財政上の経歴が確立されているとは限らないため、評価することが非常に難しい場合がある。中小企業の株式は、市場における流動性の低さならびに限られた経営資源および財源により、市場で大幅に変動する場合があるか、または小規模もしくは経験の浅い経営集団に依存している。中小企業へのファンドの投資は、そのポートフォリオのボラティリティを高める場合がある。

ソブリン債リスク

ソブリン債リスクとは、ソブリン機関が発行する確定利付商品について、かかる発行体が適時に元本または利息の支払いを行うことができないまたはその意思がないことに起因する債務不履行またはその他の不利な信用事由により、当該商品の価値が下落するリスクをいう。ソブリン機関による債務の適時返済の不履行は、米国以外の通貨の準備高が不足している、または通貨の相対的な価値の変動を十分に管理できないこと、債務返済または経済改革に関する債権者および／または関連する国際機関の要求を満たすことができないまたはその意思がないこと、国内総生産および税収に比べて債務負担の規模が大きいく、キャッシュ・フローが低下したこと、ならびにその他の政治上および社会上の勘案事項を含むがこれらに限定されない多くの要因に起因する。ソブリン債の債務不履行またはその他の不利な信用事由が発生した場合におけるマスター・ファンドの損失リスクは、ソブリン債の保有者としてのマスター・ファンドの権利を行使する正式な求償権または手段が得られる見込みがない場合に高まる。さらに、マスター・ファンドの支配の及ばない事業体および要因により決定されるソブリン債の再編により、マスター・ファンドが保有するソブリン債の価値が下落するおそれがある。

関税および貿易政策のリスク

マスター・ファンドおよびサブ・ファンドは、米国または米国以外の貿易政策の変更（関税または報復措置の発動を含む。）から影響を受ける可能性がある。貿易紛争または交渉が再開される貿易協定が、世界的な供給網、市場の変動および他国から調達する資材に依存する輸出中心の業種または産業の発行体の財政状態に影響を及ぼす可能性がある。米国政府は、一定の貿易関係を修正するための措置を講じ、特定の商品に関税を課し、それがさらに貿易相手国からの報復措置を発生させている。マスター・ファンドが投資する発行体が、貿易政策の変更または貿易摩擦の激化から間接的に影響を受ける可能性がある。マスター・ファンドは地政学的な動向の積極的な検証およびリスク調整ベースによるポートフォリオ運用を通じて、こうしたリスクの低減に努める。

割安株投資のリスク

ファンドが割安株投資を行う場合、過小評価されていると考えられる企業を特定する。割安株は、企業の収益、キャッシュ・フローもしくは配当などの要因からみて、株価が安い水準にある。割安株は、市場の過小評価が続く場合または株価が上昇すると投資顧問会社が考えていた要因が発生しない場合、価格が下落するまたは投資顧問会社が期待するより価格が上昇しない可能性がある。割安株投資手法は、成長株に集中投資するまたは広範な投資手法を取る株式投資ファンドと比べて、パフォーマンスが良い場合も悪い場合もある。

投資者は、サブ・ファンドまたはマスター・ファンドへの投資のすべてまたは実質的にすべてを失う可能性がある。サブ・ファンドまたはマスター・ファンドの投資目的を達成できるとの保証はない。

（後略）

② リスクに対する管理体制

<訂正前>

（前略）

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク

PIMCO のリスク管理／監視体制



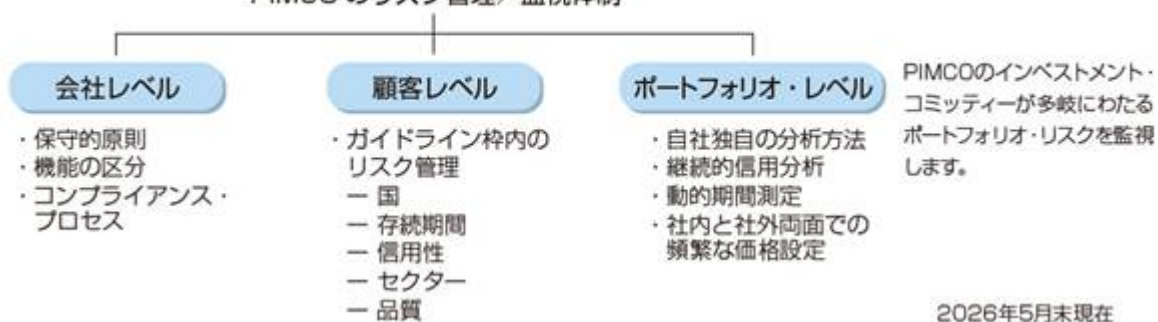
(後略)

<訂正後>

(前略)

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク

PIMCO のリスク管理／監視体制



(後略)

③ リスクに関する参考情報

<訂正前>

下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

サブ・ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2021年2月～2026年1月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2021年2月～2026年1月)



出所:投資顧問会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(後略)

<訂正後>

下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

サブ・ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2021年6月～2026年5月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2021年6月～2026年5月)



出所:投資顧問会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

(後略)

15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、バミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しバミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（1）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（2）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（3）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（4）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

（5）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、バミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しバミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、バミューダ諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しバミューダ諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III 本書の日付現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（後略）

第三部 特別情報

第4 その他

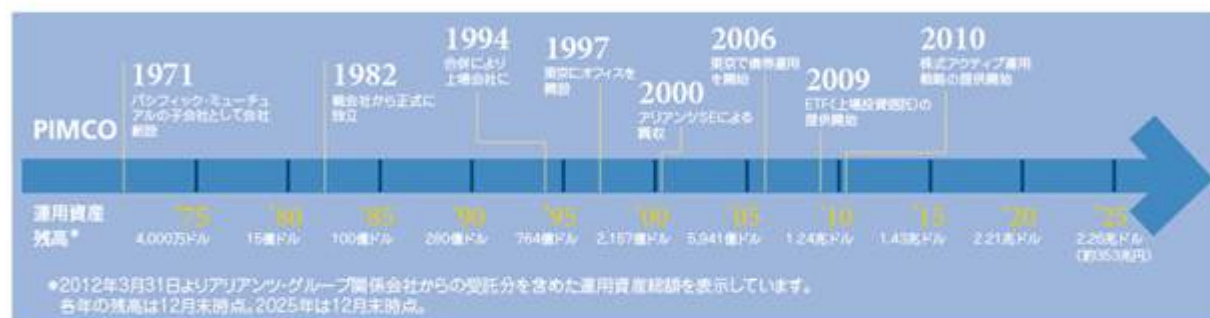
別紙

<訂正前>

<投資顧問会社の概要>

PIMCOの概要

- Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（略称「PIMCO」）は1971年に設立され、現在、世界最大級規模の保険会社アリアンツの傘下にて、安定した経営基盤を確立しております。
- 世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社として知られており、2025年12月末現在約2.26兆米ドル（約353兆円※）（関係会社受託分を含む）の運用資産を有しております。
※WMロイターレート1米ドル=156.745円で換算 2025年12月末現在
- PIMCOは米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開しております。



PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞

米国モーニングスター社
2013年、2015年

運用実績賞

アジア・インベスター誌
【日本債券】2010年、2011年、2013年、2014年
【グローバル債券（ヘッジ付）】2008年、2013年、2015年

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該運用評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

（後略）

<訂正後>

<投資顧問会社の概要>

PIMCOの概要

- Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（略称「PIMCO」）は1971年に設立され、現在、世界最大級規模の保険会社アリアンツの傘下にて、安定した経営基盤を確立しております。
- 世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社として知られており、2026年3月末現在約2.27兆米ドル（約361兆円^{*}）（関係会社受託分を含む）の運用資産を有しております。
※WMロイターレート1米ドル=159.090円で換算 2026年3月末現在
- PIMCOは米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開しております。



PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞

米国モーニングスター社
2013年、2015年

運用実績賞

アジア・インベスター誌
【日本債券】2010年、2011年、2013年、2014年
【グローバル債券（ヘッジ付）】2008年、2013年、2015年

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該運用評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

（後略）

Report of Independent Registered Public Accounting Firm Translated from English

英文から翻訳された独立登録会計事務所の監査報告書

独立監査人報告書

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの経営陣各位

意見

私どもは、添付のパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよび子会社（以下「当社」という。）の2025年および2024年12月31日現在の連結財政状態計算書、ならびに関連の注記を含む、同日に終了した年度における関連の連結損益および包括利益計算書、連結出資金変動表および連結キャッシュ・フロー計算書で構成される添付の連結財務書類（総称して「連結財務書類」という。）について監査を行った。

私どもの意見では、添付の連結財務書類はすべての重要な点において、当社の2025年および2024年12月31日現在の財政状態、ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準に準拠して適正に表示している。

意見の根拠

私どもは、米国において一般に公正妥当と認められた監査基準（以下「US GAAS」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく私どもの責任については、当報告書の「連結財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。私どもは、私どもの監査に関連する倫理規定に従って当社から独立した立場にあり、また私どものその他の倫理的な義務を果たすことが求められる。私どもは、私どもが入手した監査証拠は、私どもの監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

連結財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、国際会計基準審議会により公表された国際財務報告基準に準拠した本連結財務書類の作成および適正表示、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない連結財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持に関して責任を負う。

連結財務書類の作成において、経営陣は、報告期間末から少なくとも12か月の期間において、当社が継続企業として存続する能力を評価し、経営陣が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

連結財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、本連結財務書類全体に重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得ることと、私どもの意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、US GAASに準拠して行われる監査が、重大な虚偽記載が存在する場合に常に発見することの絶対的な確信ではなく、保証するものでもない。不正による重大な虚偽記載は、共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重大な虚偽記載に比べて、見逃すリスクはより高い。虚偽記載は、単独でまたは全体として、連結財務書類に基づく合理的な利用者による判断に影響を及ぼす実質的な可能性がある場合に、重大とみなされる。

US GAASに準拠した監査において、私どもは以下を実行する。

- ・監査中、専門的判断を下し、職業的懐疑心を保つ。
- ・不正によるか誤謬によるかを問わず、連結財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行する。当該手続には、連結財務書類中の金額や開示に関する証拠をテストベースで評価することが含まれる。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。したがって、それに関する意見表明はされない。
- ・使用された会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の重要な見積りの合理性を評価し、連結財務書類の全体的な表示を評価する。
- ・私どもの判断において、当社が継続企業として合理的な期間にわたって存続しなくなる重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうかを全体的に考慮して結論づける。

私どもは、統治責任者に対して、とりわけ計画した監査の範囲および実施時期、重大な監査所見ならびに私どもが監査中に認識した特定の内部統制に関連する事項に関して報告することが求められる。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

カリフォルニア州、ロサンゼルス

2026年6月3日

"This version of our report is a translation from the original report, which was prepared in English. In all matters of interpretation of information, views or opinions, the original English language version of our report takes precedence over this translation."

注：この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

Report of Independent Auditors

To the Management of Pacific Investment Management Company LLC

Opinion

We have audited the accompanying consolidated financial statements of Pacific Investment Management Company LLC and its subsidiaries (the “Company”), which comprise the consolidated statement of financial condition as of December 31, 2025 and 2024, and the related consolidated statements of income and comprehensive income, of changes in capital and of cash flows for the years then ended, including the related notes (collectively referred to as the “consolidated financial statements”).

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of December 31, 2025 and 2024, and the results of its operations and its cash flows for the years then ended in accordance with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditors' Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements section of our report. We are required to be independent of the Company and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of Management for the Consolidated Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern for at least, but not limited to, twelve months from the end of the reporting period, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the consolidated financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the consolidated financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the consolidated financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Company's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

PricewaterhouseCoopers LLP

Los Angeles, California

June 3, 2026

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。